

令和5年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和5年12月 8日 開会

令和5年12月27日 閉会

飯 島 町 議 会

令和5年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月8日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2 号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

日程第 10 第 7 号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 11 第 8 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第 12 第 9 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 13 第 10 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 14 第 11 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 15 第 12 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 16 第 13 号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 17 第 14 号議案 飯島町道路線の認定について

日程第 18 第 15 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 19 発議第 8 号 飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和5年12月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまでございます。 これから令和5年12月飯島町議会定例会を開会いたします。 各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じまして慎重かつ精力的に御審議いただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。 これから会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりでございます。 なお、報道機関より写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。 本定例会は去る11月30日に就任されました唐澤町長の初の議会となります。唐澤町長就任に際しまして、議会を代表し一言御挨拶申し上げます。 3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出やイベントなどが制限、自粛され、飲食業や旅行業など様々な業種が大変厳しい状況となりました。 また、それまで当たり前に行われてきた地域行事等が行われなくなり、地域のコミュニティーに大きな影響を与えました。 加えて、長期化するロシアのウクライナ侵攻、イスラエル、パレスチナの問題など不安定な国際情勢や円安が物価や燃料価格の高騰を招き、住民の日常生活は厳しさを増していると感じています。 こうした中、さきの選挙戦におきまして当選されました唐澤町長には、町民の大きな期待が寄せられているものと思います。 飯島町議会といたしましても、是々非々のスタンスで、議会基本条例の目的に鑑み、町政の発展と町民福祉の向上に寄与し、豊かで明るく住みやすい安全・安心な飯島町の実現を図ってまいり所存でございます。 唐澤町長におかれましては、健康にはくれぐれも御留意され、御活躍いただきますようお願い申し上げます。 これをもって挨拶といたします。 それでは、開会に当たりまして唐澤町長より所信表明を兼ねて御挨拶をお願いいたします。
町 長	[唐澤町長登壇] おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和5年12月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。

令和5年11月7日付、飯島町告示第75号をもって令和5年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様に御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、条例案件7件、予算案件6件、契約締結案件1件、一般案件1件の計15件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和6年1月7日に任期満了を迎えます副町長人事でございますけれども、現在熟慮中でございます。議会最終日——27日に提案させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、町政の執行責任者として御挨拶を申し上げ、併せて私の所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。しばらくの間お時間をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、飯島町長任期満了に伴います町長選挙でございますが、8年ぶりの選挙戦となりました。

選挙戦では、将来にわたってみんなが豊かに暮らせる町、これを目指して政策論争が繰り広げられました。今回の選挙戦に高い関心をいただきました町民の皆様にご心より感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

これからは、心一つに、思いを新たに、町民の皆様と一丸となって町政運営に当たってまいりたいと思っております。何とぞ、御支援を賜りますよう、また御協力を賜りますよう、この場をお借りしまして改めてお願い申し上げます。よろしく願いいたします。(礼)

さて、最初に基本理念でございます。

私の「つなぐ」でございますけれども、「つなぐ」力で楽しく豊かに暮らせるまちづくり」「つなぐ」輪でだれ一人取り残さないまちづくり」、これを進めてまいるということで公約に掲げさせていただきました。

「つなぐ」の意味ですけれども、結びつけて一つのものにする、離れていたり、また切れているもの、そういったものを続け合わせて一つにする、切れないように、絶えないように持続する、気持ち離れないようにするなどの意味がございます。

私は、人、若者、心、命、暮らし、産業、自然、文化など、それぞれを結びつけ、一つにし、絶えないよう持続していく「つなぐ」でまちづくりを進めてまいります。

最初に、人、心をつなぐでございます。

従来の地域の村社会でございますけれども、地縁や血縁によるつながりで、そこで役割を与えられて生活ができてきました。

現在は、都市化やグローバル化、それらが進みまして、行動範囲が広がる広範化や競争、それらによって村の機能が弱くなってまいりました。

ですけれども、社会が変化しても人と人とのつながりを求める心理というのは変わりがございません。現在ではソーシャルネットワークサービス——SNSですけれども、そういったものに見られますように、多様化した人のつながりが出てきております。

中野市の殺傷事件、これは記憶に新しいところでございますけれども、独りぼっち、またつながり、これが相反した事件でございました。この事件に見られますように、つながりたくてもつながれない、そんな方もいらっしゃいます。

私は、人を真ん中に、多様な生き方を認めながら、人と人、それから心と心、そういったつながっていく社会づくり、これを目指してまいりたいと思っております。

そのために、政策の基本でございますけれども、誰もが健康で安心できる居場所、それと自己実現の場があって、その中で共に支え合い、思いやりのあるまちづくりを目指してまいります。

誰でもが気軽に集える居場所づくりや命のサポーター制度、そういったものの創設で社会的孤立をなくし、つながるまちづくりを進めてまいります。

命をつなぐでは、いつまでも健康で楽しく元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

4か月間の後援会活動、これらを通じまして全戸訪問をさせていただく中で、町民の皆様の実情な御意見や御要望をたくさんいただきました。

特に、飯島町の現在の高齢化率は37.9%でございますけれども、それ以上に高齢化の波が深刻になってきていると感じました。

独り暮らしのお年寄りや御高齢夫婦の世帯は今後ますます増えていくものと思われま

す。また、それらの皆さんの生活状況も日々刻々と変化しておりまして、訪問する中でも、最初に笑顔で迎えていただいた方が次に訪問した際には寝たきり状態になっている、そういった方もいらっしゃいました。

御高齢になってもいつまでも健康で楽しく元気に、そういった暮らしができるようなまちづくりを進めるために、保健師の増員ですとか健康運動指導士の設置で、健康、福祉、医療、介護、これらのネットワークづくりによって健康長寿で命が輝くまちづくりを進めてまいりたいと思います。

若者をつなぐでは、地域全体で子育てを応援して安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてまいります。

後援会の事務所の前で挨拶を繰り返すうちに、朝晩、子どもたちに元気な挨拶と笑顔が増えてまいりました。地域の積極的な関わり、これが人と人とのつながりを深めていく、それを実感いたしました。

子育て施策の充実とともに、それぞれの役割を明確にして家庭、学校、地域、企業等が一体となって子育てを応援して、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてまいります。

具体的には、予算の状況を勘案しながら、保育料の無償化、学校給食費の無償化、子育て応援給付金など、経済的な対策はもちろんでございますけれども、多様な学びを支える施策とともに、親子や地域の皆さんが触れ合える居場所づくりも進めてまいりたいと思います。

次に暮らしをつなぐでございませう。

人に優しく思いやりのあるいきいき参加のまちづくり、これを進めてまいりたいと思います。

個々の生き方が尊重され、住み慣れた地域でそれぞれの役割を持ち、緩やかなつながりの中で自分らしく暮らし続けられる、そんな人に優しく思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

また、住民の皆さんのやりたい、やってみたい、そんな夢を実現するための仕組みづくりと地域で支え合う地域福祉の実現を図り、住んでよかった、これからも住み続けたい、そんなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

なお、最近近隣の市町村でも課題になっております自治組織の在り方、これらについても研究をしてまいりたいと思います。

自然や文化をつなぐでございます。

自然と文化の香り高いまちづくりを進めてまいりたいと思います。

皆さんはチョウゲンボウという鳥を御存じでしょうか。今、ちょうどこの頭の2階にすみ始めまして、ハヤブサの仲間の鳥でございませけれども、もう既に——朝は早くて、6時半頃には飛び立ってしましまして、また夕方戻ってくるという鳥でございませが、またぜひ御覧いただきたいと思ひます。

ホバリングといて空中で止まったりし、あるいは、紫外線領域を見られる特性もありまして、ノネズミなどのふんや尿の跡をたどりながら、そういった餌を取っているということで、私も町政の運営に当たっては、俯瞰的に物事を見ながら、しっかり先を見越した、そんなまちづくりを進めてまいりたいと思ひております。

チョウゲンボウの話をしませけれども、伊那谷はそういった生き物の多様性がすばらしく多い地域でございませ。その中でも絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているミヤマシジミ、これは伊那谷では比較的多く生息している地域でございませ。その中でも、飯島町は特に全町にわたって生息している日本で唯一の町でございませ。

町の宝でありますミヤマシジミを町のチョウに指定して繁殖地域を守り、また、生物の多様性を効果的かつ長期的に保全する地域ということで環境省がOECMということで登録してございませけれども、それらに登録するとともに、子どもたちや地域の企業、そういった取組にも広げて生物の多様性を育むとともに、多面的機能を維持するための農業生産にも結びつけ、日本一のミヤマシジミの里づくりを進めてまいりたいと思ひます。

一方、文化でございませけれども、江戸時代に活躍しませ雪中庵3世を継承して3,000人余りの門人を有した俳人大島蓼太——本名は吉川でございませけれども、大島蓼太など、江戸時代から多くの文化人を育んできた飯島町の文化は今でも多様な分野で根づいてございませ、様々な文化を育んでいませるところでございませ。

文化は、心の窓を増やし、心豊かな人間形成に寄与しませ。様々な文化活動を支援し、文化の香り高いまちづくりを進めてまいります。

産業をつなぐでございませ。

地域特性を生かし、魅力あふれる産業のまちづくりを進めてまいります。

飯島町の基盤産業であります農業をはじめ、基幹産業であります工業など、地域の生産活動を行う皆さんの中にはすばらしい技術や、またそこで働くすばらしい人材、財産があります。そうした技術にさらに磨きをかけ、他の分野とつながることでイノベーションを起こしたり、また持続的に人材を育成したりすることの支援を進めてまいりたいと思います。

また、商業振興では、厳しい状況ではありますが、特徴ある魅力的な個店が様々に生まれております。これらを支援するとともに、新たな個店づくりの支援や農商工福連携で地域特性を生かした魅力のあるまちづくりを進めてまいります。

以上、政策を幾つか掲げさせていただきましたけれども、一つ一つの政策を着実に実施し、今住んでいる皆さんが人と人とのつながりと自らが町に誇りを持って、愛着を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたい、そんなまちづくりを進めてまいります。こうした取組をすることによりまして人が人を呼び、交流人口増や移住・定住に結びつけてまいりたいと思います。

そのためには、まずは住民の皆さんの御意見をしっかりと伺いするという一方で、町長の出前懇談会の実施、あるいは町長懇談室を1階のフロアに設けまして住民の皆さんと膝を交えて意見をお聞きし、共に考え、共に汗を流してまちづくりを進めてまいりたいと思います。

また、職員ともしっかりと話し合いをし、一緒に汗を流し、一丸となってワンチームで最後まで責任を持って行政のかじ取りを行い、将来にわたってみんなが豊かに暮らせる町、これを目指して皆さんと一緒にまちづくりに取り組んでまいります。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして12月議会定例会の招集に当たりましての御挨拶と、併せて所信表明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(一同拍手)

〔唐澤町長降壇〕

- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により7番 三浦寿美子議員、8番 堀内学議員を指名いたします。
- 議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月27日までの20日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。
お諮りいたします。
本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 27 日までの 20 日間とすることに決定いたしました。
事務局長	会期の日程は事務局長から申し上げます。
議 長	会期日程説明
議 長	<p>日程第 3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>最初に請願、陳情等の受理について報告いたします。</p> <p>受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文章表のとおりであり、会議規則第 89 条第 1 項及び第 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。</p> <p>次に、監査委員からお手元の配付のとおり令和 5 年度定期監査の報告がなされております。</p> <p>次に例月出納検査の結果について報告いたします。</p> <p>9 月～11 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。</p> <p>次に、議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましてはお手元に配付のとおりでございます。研修等、大変お疲れさま、御苦労さまでございました。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 4 第 1 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>[唐澤町長登壇]</p>
町 長	<p>第 1 号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>令和 6 年秋に健康保険証とマイナンバーカードが一体化され健康保険証が廃止されることに伴い、福祉医療給付の事務手続に必要な保険者資格と医療に関する給付の確認に個人番号を利用するため本条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>[唐澤町長降壇]</p>
総務課長	補足説明
議 長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

これから討論を行います。
討論はありませんか。

7 番
三浦議員 私は反対の立場で討論したいと思います。
現在、まだ保険証をなくさないでほしいという世論がかなり強い中で、令和6年の秋に予定されているということで、今回条例改正をとということですが、まだまだそういう中で、今の国の方針がどうかは知りませんが、世論から見て、まだまだそれははっきり分からないことだというふうに認識しておりますし、今のままだでも当面問題は無いというふうに考えておりますので、今段階でこの議案を出すことに対しては反対をしたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

6 番
浜田議員 新町長の最初の議案でありますけれども、この議案に反対いたします。
今朝の信濃毎日新聞に、駒ヶ根の歯科医院、1面トップに駒ヶ根の歯科医院の問題が出ておりますけれども、負担が増えるだけだと、相次ぐトラブルというのが実際の医療機関の現状ではないかと思います。
9月の一般質問でも申し上げましたけれども、少なくとも先進G7のどこでもこういう制度は実施されておられません。鳴り物入りで推進している台湾でさえ100%実行されていない。こんな制度が到底実現するとは私には思えません。
国の方針がどうであれ、住民の最も近い組織である地方自治体は、やはり住民の立場に立ってこの制度に反対すべきだという立場で、この議案に反対するものであります。

議 長 そのほかございませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第1号議案 飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
あらかじめ申し上げますが、本案は原案のとおり決定すること、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)
起立多数です。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長 [唐澤町長登壇]
 第2号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。
 電子署名等に係る地方公共団体情報システム構築の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書交付の申請について移動端末設備用利用者証明用電子証明書の導入を行うに当たり、この条例の一部を改正するものでございます。
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 [唐澤町長降壇]
 補足説明
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 討論はありませんか。

6番 浜田議員
 第1号議案と同様の趣旨でこの議案に反対するものであります。
 確かに一部の利用者は利便性が向上するのかもしれませんが、システム全体がおよそ破綻することが予見されていることに対して町が余分な労力を費やす必要はないだろうというふうに考えますという理由で反対といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第2号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
 この採決は起立によって行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
 〔賛成者起立〕
 議長 お座りください。(起立者着席)
 起立多数です。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 を議題といたします。
 本案について提案理由の説明を求めます。

町長	<p>[唐澤町長登壇]</p> <p>第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。</p>
	<p>令和5年度人事院勧告に基づき一般職の職員の給与が改定されたことに準じて特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町の常勤の特別職及び議会議員の期末勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ年3.40月分とするよう改正するものでございます。</p>
	<p>細部につきましては担当課長から申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>[唐澤町長降壇]</p>
総務課長	<p>補足説明</p>
議長	<p>これから質疑を行います。</p>
	<p>質疑はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これで質疑を終わります。</p>
	<p>これから討論を行います。</p>
6番	<p>討論はありませんか。</p>
浜田議員	<p>この条例に賛成する立場で討論いたします。</p>
	<p>長らく賃金の上がない特異な国ということで、日本は世界の中でも特殊な事情にあるわけでありまして、その中で公務員の手当が全体の底上げに寄与するという事で賛成するものであります。</p>
	<p>ただ、その一方、公務員の処遇改善がお手盛りとみなされるようなことがあってはならないというふうに考えております。</p>
	<p>それから、この間の給与については、例えば会計年度任用職員等については比例関係にあっただけで特別な待遇改善が行われたわけではありません。</p>
	<p>また、日本全国で最低賃金の引上げも微額にとどまっております。</p>
	<p>こういったことに対して、やはり議会及び執行部は、町民全体の立場に立って所得の底上げを推進する責務が同時にあるのではないかとこのように私は考えております。これは条例の中に書き込むことはできませんけれども、私としては議会として附帯決議を上げるべき項目ではないかなというふうに、そのことによって町民の理解を得る必要があるのではないかとこのように考えておりまして、そのことも含めて賛成といたします。</p>
議長	<p>ほかに討論はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p>
	<p>これで討論を終わります。</p>
	<p>これから第3号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条</p>

れども、このような配慮が行われた理由をお答えください。

総務課長 国の人事院勧告に基づいてやっておりますが、国のほうで人事院勧告では、初任給をはじめ、また若年層に重点を置いて給料表の改正を行っているというところで、町でもそれに準じた形で行っております。

議員 ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

6番
浜田議員 先ほどは特別職についてでありましたけれども、一般職の場合はなおさら重要だというふうに私は考えております。
言うまでもなく、日本の公務員比率はOECD先進三十数か国の中でほとんど最下位にあります。つまり、国民1人当たりのサービスを賄うのを非常に少ない人数で行っていると、その上、労働基準法の適用外であります。
それで、一般質問でも何回かありましたけれども、飯島町職員の残業は正直言ってブラック企業並みであります。大幅に改善されるのが本来の筋だろうと。その背景には到底公平とは思えない地方交付税、それから一極集中の大きな影響があるというふうに考えます。
もちろん、この条例の中に反映するわけにはいかないわけですが、やはり国に対して、議会、それから執行部、ともにこういった是正について強く働きかけることを求めて賛成といたします。

議長 ほかにも討論はございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第4号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 第5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
〔唐澤町長登壇〕

町 長 第 5 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（令和 5 年 7 月 20 日政令第 243 号）が交付されたことにより、納税義務者の世帯に属する被保険者が出産予定または出産した場合には産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額が減額されることになりました。それに伴い関係する規定を整備するための条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

住民税務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番

浜田議員 お尋ねします。

第 22 条の 3 項は、納税義務者は、いわゆるマイナンバーですね、この登録が義務づけられているというふうに読めるんですけども、これは支給の要件になるのでしょうか、つまり、この届けをしない住民には減免が適用されないということになるのでしょうか。

住民税務課長 こちらの内容につきましては届出に係る様式を定めたものになっておるんですけども、ちょっとまだ国のほうでも正式な様式が明確に定められておりませんので、免除の届出の部分になりますけれども、基本的な様式としてはマイナンバーカードの個人番号の部分に記載する内容がございましたけれども、不足する場合についてはそのほかの書類で確認をするっていう形になると想定されております。

6 番

浜田議員 明確じゃなかったんですけど、要するに個人番号を持っていない場合にはこの減免が適用されないのかということに対して明確にお答えください。

住民税務課長 すみません。ちょっと説明が悪くて申し訳ありません。

個人番号は全ての方に付されておりますので、それで確認はできますので、適用になります。

7 番

三浦議員 今の説明だとマイナンバーカードがなくても対応できるということで、先ほどの話のように健康保険証がなくなってしまうので、マイナンバーカードが保険証がっていうことになるとマイナンバーカードを持ってないと保険証がなくなってしまうっていうこともあるわけですけども、そこら辺の対応についてはどういうふうに考えていますか。

副 町 長 個人番号は書くようになっておりますので、個人番号はもう全員に振られているわけですので、それは別に変更はないので、健康保険証とかマイナンバーカードが

		なくても適用になると解しております。
4 番		
坂本議員		ほかの質問になりますが。 これは国民健康保険に加入している方ということで、これは外国人であっても派遣の方であっても、国保に加入していれば全員の方に該当するという認識でいいのでしょうか。
住民税務課長		国保に加入されている方は全て対象になります。
議 長		ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第5号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
		お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩といたします。再開時刻を10時35分といたします。休憩。
休 憩		午前10時18分
再 開		午前10時35分
議 長		休憩を解き会議を再開いたします。
議 長		日程第9 第6号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長		第6号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 福祉医療費給付金については、受給者の条件として社会保険法等各法による被保険者等であることが必要なため、受給者証の申請時等において保険情報の確認をすることとなっております。

健康保険等の被保険者証がマイナンバーカードと一体化されることに伴い、オンライン資格確認に対応するため本条例を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

[唐澤町長降壇]

健康福祉課長
議 長

補足説明

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番

三浦議員

この条例を見ますと、健康保険証は紙の今の保険証がなくなってマイナンバーカードによる保険証ということになることが大前提ということでの条例だと思うんですけど、その認識でよろしいですか。

健康福祉課長

認識については、そのような認識で正しいかと思えます。

現段階では、保険証とともにまだ医療にかかっているところがございますので、そちらのほうの確認ができればというような形で捉えております。

議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7 番

三浦議員

反対の立場で討論をしたいと思えます。

福祉医療費を受給する皆さんは、本当に自分の意思でマイナンバーカード保険証を作ることも可能な人ばかりではありません。そういう人たちも皆、健康保険証をマイナンバーカードにということ国は今言っていますけれども、それに対して保険証は残すべきだという皆さんも多くいて、世論調査では残すべきだという人のほうが多いというふうに認識をしております。

そういう中で、まだまだ来年の話ですし、そういう状況ではないというふうに思いますので、この地点で条例改正というのには、私は反対をしたいと思えます。

議 長

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

議 長 [賛成者起立]
お座りください。(起立者着席)
起立多数です。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
[唐澤町長登壇]

町 長 第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理
由の説明を申し上げます。
若者向け町営住宅グリーンハートにつきまして、近年の結婚や出産の高齢化に対応す
るよう、年齢要件の見直しを行うことにより入居可能世帯を増やし入居率を向上させる
ために改正を行うものでございます。
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議
決を賜りますようお願い申し上げます。
[唐澤町長降壇]

建設水道課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

6 番

浜田議員 今、グリーンハートの説明だというふうにおっしゃいましたっけ。(建設水道課長うな
ずく)
それで、グリーンリーフのほうはこれには該当しないのかということと、優良賃貸住宅
というのはこれでもってグリーンハートを特定することになるのか、この2点について
お伺いします。

建設水道課長 御質問のありましたグリーンリーフは別の条例に基づき入居要件を定めておりますの
で、よろしく願いいたします。
グリーンリーフにつきましては中堅所得者層向けの住宅で整備しておりまして、この
年齢要件は関係ございません。
この改正の条例についてはグリーンハートのみでございます。

議 長 よろしいですか。(浜田議員うなずく)
ほかに質問はありませんか。

8 番

堀内議員 質問させていただきます。
49歳に上限が上がるということですが、それに伴って入居ができないという方
が増える、出てくるって可能性の想定は現状であるのでしょうか、お聞かせくだ
さい。

建設水道課長 年齢を引き上げるものでございますので、入居可能な世帯が増えるという認識でおり

議 長 ますので、入れないっていう方が増えるっていう認識は持っておりません。
 よろしいですか。(堀内議員うなずく)
 ほかに質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。
 討論はありませんか。

2番
 坂井議員 原案に賛成の立場から討論をいたします。
 今回は年齢引上げということですがけれども、その趣旨が結婚や出産の高年齢化に対応
 するということとして、子育て世帯というのは、現在、給料が全く上がっていないにも
 かかわらず社会保障等の負担のみ増えているというのが現状です。子育て世帯の経済的
 負担を軽くするという今回の原案には賛成いたします。
 以上です。

議 長 ほかに討論はございませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を採決
 いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第8号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第6号)
 日程第12 第9号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第13 第10号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
 号)
 日程第14 第11号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 日程第15 第12号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)
 日程第16 第13号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計補正予算(第2号)
 以上6議案を一括議題といたします。
 それでは本6議案につきまして提案理由の説明を求めます。
 [唐澤町長登壇]

町 長 第8号議案～第13号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。
 まず第8号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第6号)について申し上げま

す。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,408万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ60億772万7,000円とするものでございます。

主な歳出の内容につきましては、国による物価高騰に対する経済対策として実施する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金およそ5,660万円、ふるさと納税の寄附金増による関係経費におよそ920万円、ふるさと飯島応援寄附金の積立てにおよそ1,500万円、地元要望等に対応するため農業用排水路改修工事等に1,380万円、町道の構造物補修工事及び除雪関連費用に合わせておよそ1,950万円を増額する一方、同報系防災行政無線操作卓等改修業務710万円の減額、農地・水・環境保全型管理協定運営委員会交付金につきましては県の支出額の減額を受けおよそ1,000万円の減額としながら緊急性の高い工事箇所を実施するため一部を一般財源に振り替えております。

そのほか、人事院勧告に基づく人件費、公共施設修繕の増額など、各種事務事業に対応するため必要な経費を補正計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金や町債、財政調整基金等により歳入予算を増額補正するものでございます。

続きまして第9号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,952万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,236万6,000円とするものであります。

今回の補正は、県の支出金、事業等の諸経費を補正するものでございます。

歳入では県支出金を2,916万3,000円、繰入金を26万7,000円、諸収入を9万6,000円増額するものであります。

歳出では総務費を26万7,000円、保険給付費を2,916万5,000円、保健事業費を26万7,000円、諸支出を486万8,000円増額し、差額を予備費で調整するものであります。

続きまして第10号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ61万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,772万4,000円とするものであります。

今回の補正は、令和5年度の後期高齢者広域連合給付金確定による補正と事業費の補正を行うものでございます。

歳入では繰入金を61万3,000円減額するものであります。

歳出では総務費を37万6,000円増額、後期高齢者医療広域連合給付金を98万9,000円減額するものでございます。

続きまして第11号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億5,130万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、人件費等の一般管理費と保険給付費及び地域包括支援センター運営に関する事業費を補正するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金を 26 万 1,000 円、支払基金交付金を 8 万 1,000 円、県支出金を 12 万 8,000 円、一般会計繰入金を 47 万 1,000 円増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を 34 万 1,000 円、保険給付費を 30 万円、地域支援事業費を 47 万 4,000 円増額し、差額を予備費により調整するものでございます。

続きまして第 12 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支の支出に関する補正を行うものです。

支出につきましては、営業費用を 77 万 3,000 円増額し、支出総額を 2 億 3,170 万 9,000 円とするものでございます。

支出の内容につきましては、総係費の人件費を増額するものでございます。

続きまして第 13 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正を行うものでございます。

初めに、収益的収支に関する補正では、下水道事業費用を 52 万 8,000 円増額し、支出総額を 4 億 4,518 万 1,000 円とするものでございます。

主な支出につきましては、営業費用の総係費の人件費を 47 万 8,000 円、資産減耗費を 5 万円増額するものでございます。

次に、資本的収支に関する補正では、新規加入金及び公共ます設置工事として収入支出それぞれ 275 万 2,000 円を増額し、収入総額を 5 億 3,721 万 8,000 円とするものでございます。

支出総額を 6 億 8,214 万 2,000 円とするものであります。

その他、細部につきましては、第 8 号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 9 号議案～第 13 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長 補足説明
総務課長 補足説明
住民税務課長 補足説明
健康福祉課長 補足説明
産業振興課長 補足説明
建設水道課長 補足説明
地域創造課長 補足説明
教育次長 補足説明
議 長

提案理由の説明がありました。

これから令和 5 年度補正予算 6 議案につきまして一括して質疑を行います。

なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いをいたします。

	質疑はありませんか。
3 番 折山議員	<p>ちょっと所管も違うことがありましてお聞きしたいんですが、第 8 号議案の教育費で、ページは 39、40、41、42 あたりなんです、いわゆる要保護、準要保護の扶助費の関係なんです、この段階に来て例年これくらいの補正は組んできたのか、ちょっと記憶がないので、何か特別な事情があってこういった補正になっているのか、内容に支障なければちょっと教えていただきたいなということです。</p> <p>できれば扶助の対象が手厚くなったっていう答弁いただければうれしいなと思うんですが、そこら辺、対象者が拡大したのか、内容が充実した補正なのか、お答えいただきたいと思います。</p>
教育次長	<p>この交付金につきましては要綱に基づき支給しているものでございます。</p> <p>それで、条件等がそれぞれの申請者によって違うものでございますので、実績による補正及び前年度に比べても申請者が増加しておりますので、主な要因についてはそういうふうになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長 4 番 坂本議員	<p>そのほかございますか。</p> <p>第 8 号議案の 32 ページの 3413 の農地・水・環境保全管理協定のところの交付金のところがかなりな減額になってきているんですが、減額になって影響が大丈夫なのかということと、もう一つ、その次のページの 3856、33 ページの 3856 って危険木特殊伐採重機と、この下に委託料があるんですが、場所はどこの松くい虫なのか、よろしく願いします。</p>
産業振興課長	<p>ただいま 2 点についてお尋ねをいただきました。</p> <p>まず 3413 多面的機能支払の関係ですけれど、こちらの要望額と同じ額とはおよそ 1,000 万円超の差がございます。</p> <p>農地に係る構造物については、やはり 20 年 30 年経過してきて劣化が生じてきております。</p> <p>それで、これは前からお話ししているように長寿命化に関わる部分がかかなり減額になってきておりまして、県や町村会を通じて国へ手厚い配分を要望してきておるところであります。</p> <p>なお、緊急な箇所については一般会計で対応を図ってまいりたいというふうに思っております。</p> <p>続きまして 3856 松くい虫防除事業でございますけれど、この場所ですが、1 か所はうどん坂、もう 1 か所は田切の追引になります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>そのほか質疑ありますか。——よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p>

これで質疑を終わります。

ここでお諮らいたします。

第8号議案～第13号議案は審査に時間を要するため12月27日——定例会最終日にこれを採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本6議案につきましては12月27日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。

議 長 日程第17 第14号議案 飯島町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副 町 長 それでは第14号議案 飯島町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。本件につきましては、町道認定の申請があったもので、申請に基づき調査したところ、法外道路沿線には宅地及び住宅があり、生活道路として公共性が高いと認められたため、道路法第8条第2項の規定により町道山久南支4号線1路線の認定をお願いするものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔宮下副町長降壇〕

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番

宮協議員 すみません。ちょっとこの地図では内容が見づらいんで、中身がちょっと知りたいわけですけども、先ほどの宅地だとか、それから住宅があるということなんですけれども、この道は行き止まりになっているのかどうか、それから、住宅があるということは前から人が生活をしておたつていうことですが、そこまでは私有地の道が開いていて町道にはなっていなかったのかってようなこともちょっと確認をしたいわけですけど。

建設水道課長 お答えいたします。

議案の2枚目に位置図がございます。

場所につきましては文化館調理室南交差点のはす向かいのあたりになります。

現在、交差点付近には新しい住宅が1軒建てられておりまして、当該の町道につきましては、その西側から奥へ入っていく道になります。

延長は29.8メートル、幅員は4メートルの計画申請が出てきております。

それで、この奥に2区画の住宅建設、宅地開発があるものでございますので、公共性を認め、町道認定のお願いをするものでございます。

議 長 よろしいですか。(宮協議員うなづく)

		ほかに……。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 14 号議案を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 18 第 15 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事請負 契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	〔唐澤町長登壇〕 第 15 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事請負契約の締結 に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。 令和 5 年 10 月 30 日に飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事に つきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 11 月 20 日付で建設工事請負契約 の締結に係る専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により本会議において報告 し、承認を求めるものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承 認を賜りますようお願い申し上げます。
建設水道課長		〔唐澤町長降壇〕 補足説明
議	長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから第 15 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第 19 発議第 8 号 飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題といたします。
 本案の提出委員会議会運営委員長から提出に係る趣旨説明を求めます。
 [坂井議会運営委員長登壇]

議会運営委員長 それでは、これより飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例に関して提案理由の説明をいたします。
 令和 5 年 3 月 1 日に施行された地方自治法の一部改正により議会議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされました。
 この法改正の趣旨なんですけれども、もともとこの法律は昭和 22 年に出来上がっておりまして、旧規定では個人による請負——個人が自治体から請負の仕事をもたらうことを全面的に禁止しておりました。
 しかしながら、この規定は議員の成り手不足につながるとかねてより指摘がありました。
 そこで、成り手不足解消のため、個人による自治体からの請負を一部解禁しました。
 もっとも、これまで規制がされていた理由は、議員の立場を利用して自治体から請負の仕事をもたらうことを防ぐという点にあります。
 そこで、法改正によって地方議員は単年度において 300 万円以内であれば当該地方公共団体からの請負が可能となりましたが、同時に議員の職務執行の公正、適正を確保する必要があります。
 そこで、今回の条例では、町に対し請負をする者である議員が当該年度の請負の状況について議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することで議員の町に対する請負の状況についてその透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るために制定を提案するものです。
 議員全員の皆様の賛同をお願いしまして、提案理由の説明といたします。
 よろしくお願いたします。

議長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 坂井委員長、自席にお戻りください。 [坂井議会運営委員長降壇]</p>
議 長	<p>これから討論を行います。 討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから発議第8号 飯島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、発議第8号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 お疲れさまでした。</p>
事務局長	<p>御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)</p>
散 会	<p>午前11時57分</p>

令和5年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月25日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町長の政治姿勢について 2 学校の食育活動の視点から 3 農業政策について
片 桐 剛	<p>唐沢新町長の政策を問う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念「つなぐ」とは。 2 「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」実現の時期は。 3 「地域特性を生かした魅力ある産業のまちづくり」とは。 4 これまでの政策と、今後の展開は。 5 未来を見据えた（中長期計画）取り組みは。
宮 脇 寛 行	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹産業の農業支援について 2 レディースファームについて 3 飯島流ワーケーション事業について
伊 藤 秀 明	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町長の町政運営「所信表明」について。 2 飯島町犯罪被害者支援条例制定について。 3 重層的支援体制整備事業について。 4 高齢者の孤独・孤立対策について 5 子ども基本法施行にともなう町の対応について。 6 中学校の諸課題について。
星 野 晃 伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 役場職員の町民に対する対応について 2 公用車の管理・入札について 3 柏木運動場について 4 飯島町スポーツクラブ・個人選手の表彰について 5 町長選挙について

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none">1 文化館周辺等の利用について2 商業施設の緑地帯について3 給食食材の地産地消の取り組みについて4 トレーラーハウスの今後の対応は5 与田切公園の今後について

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克
飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富	飯島町選挙管理委員長書記長 (総務課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年12月25日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 松澤会計管理者より遅刻の通告がありました。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い いたします。 11番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11番 吉川議員	おはようございます。(一同「おはようございます」) 通告により始めさせていただきます。 今回は唐澤新町長の政治スタンスについてを中心に一般質問させていただきます。 最初に、御当選おめでとうございます。 唐澤町長は、7月頃より町内をくまなく歩き、全世帯を3回も巡回して選挙戦に臨み ました。頭が下がる思いであり、議員も見習わなければと今思っております。 飯島町に住んでいる同年生62名、みんな喜んでおります。多くの支持を得て、支持者 に恩を返すためにも町民のために頑張ってもらいたい希望を議員代表として最初に申し 上げておきます。 また、今議会の一般質問については、後続の同僚議員も新町長への期待も含めてそれ ぞれの施策についての質問が主になると考えております。 まずは、私のほうは全般的あるいは総体的な政治姿勢について質問させていただきます。 そこで、1―1、町長選で示された町民の意思はどのようなものであったと捉えてお るのか、先ほども申したように町内の巡回によっての御感想をおっしゃってください。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 初めての一般質問ということで緊張しておりますけれども、それぞれの議員の皆さんの の提案していただく内容につきましては真摯に受け止め、しっかりと、住民の皆さん、

それから議員の皆さん、行政が三位一体となって解決していきたいと考えております。

なお、住民の生活に直結する問題につきましては一般質問を待たずに担当課のほうに申し出ていただければその都度検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問にあります私の政治姿勢ということでございます。

町民の民意はどのようなものであったかということでございますけれども、選挙期間中の新聞報道によりますと、期日前投票出口調査での取り組んでほしい課題、この第1位は「医療・福祉」、第2位は「教育・子育て支援」、第3位は「物価高騰対策」と、いずれも住民生活に直結する課題の関心の高さでございました。

先ほど御案内のありましたように、3回の訪問の中で多くの方にお話しいただいた内容も今の生活を豊かにするための政策の実現や現在または将来の不安の解消策でございました。

私は、住民の意思は今の生活の課題を着実に解決し、実現し、その上で町の将来に向かって夢の実現を図ってほしいということであったと思います。

〔唐澤町長降壇〕

吉川議員 住民の暮らしを守るという形につきましては私たちも同様でございます。よろしくお願いいたします。

次に入ります。

唐澤町長は立候補のキャッチフレーズとしてつなぐという言葉を発表しております。

1-2、「つなぐ」力で楽しく豊かに暮らせるまちづくり」を掲げております。所信表明演説でもありましたように、再度このつなぐとは何か、方針をいただきたいと思いますが、別紙資料のP1につきましては、町長のお許しを得て選挙時の公約チラシ「つなぐ」力で楽しく豊かに暮らせるまちづくり ◇8つの具体的な約束◇」のコピーを取らせていただいております。

それでは、つなぐとは何か、よろしくお願いいたします。

町 長 次の質問は、つなぐという私が政治を進めていく上での柱となっておりますことについての御質問でございます。

所信表明でも申し上げましたように、つなぐには、結びつけて一続きのものにする、また離れているもの、切れているものを続け合わせて一つにする、またそれらを長く、切れないように、絶えないように合わせて一つにする、人の気持ちが離れないようにする、そういった意味が「つなぐ」の中には込められております。

私は、人、若者、心、命、暮らし、産業、自然、文化、それぞれを結びつけ、一つにして絶えないように持続する「つなぐ」でまちづくりを進めていくということで掲げさせていただいたところでございます。

特に、人を真ん中に人と人をつなぐ、これが最も重要なことだと考えているところであります。人間とは「人」「間」と書きます。人が生きていくためには人との関係が最も大切でございます。その関係性とは、1つには信頼関係、もう一つは価値観を認め合う共感であると思います。それらの深さによって関係性の度合いが変わってきます。

現在、人と人とのつながりは多様化し、変化しております。ですけれどもつながって

いたいという気持ちは私たちの心の中に変わりなく続いているところであります。

先ほど申し上げましたように、後援会の活動期間中に3回の訪問をさせていただきました。まず1回目は、私自身を知っていただくために、また顔を知っていただいて顔を会わせて政策を訴えてまいりました。2回目は、より一層私自身を理解していただくため、握手などを求めて具体的な施策を訴えてまいりました。また3回目は、1回目2回目に受けた信頼関係をさらに一層具体的なものにするために施策を訴えてきたところであります。

このように人と人との関係性を深めることに重点を置いて活動してまいりました。このことこそが私自身のつながるの原点でございました。

先ほど申し上げましたように、私は、人を真ん中に、多様な生き方を認め合い、人と人、また心と心がつながっていくまちづくりを目指していきたいと考えております。

吉川議員

唐澤町長の人柄ということでもあります。

よっこな話ですが、昨日は佐久長聖高校が駅伝男子で全国優勝しております。それから、1月には箱根駅伝がある。

つなぐという意味では、たすきをつなぐという、駅伝ではそういうことでありますけれど、これも同じことだと思うんです。やっぱり信頼関係があって、自分の心をつなぐ、これもたすきをつなぐのと同じでありまして、やはり町長が申されたとおりでありまして、私たちもその言葉を信じていきたいと思っております。よろしくお願いします。

1-3、新町長のスタンスとして、まちづくりにおいてどこに置いて施策を進めていくのか、また前下平町政と異なる施策と早速に取り組むべき課題として掲げるものは何なのか、御答弁をお願いします。

町長

どこに力を置いて施策を実施するかということでございますけれども、将来にわたってみんなが豊かに暮らせるまちづくり、これは施策の基本で、第6次総合計画にも掲げられているところでございます。

少子高齢化で人口減少に向かう中で今いる皆さんがいかに幸せに暮らせるか、その幸福につながる基本、それは健康、医療、福祉、教育と考えます。この健、医、福、教、これに力を入れて取り組みたいと考えております。それがしっかりしなければ産業の成長もありませんし、豊かで明るい未来もないと考えているところであります。

施策の検討に当たり8項目42事業を最初は考えました。それを絞り込んだ結果が、先ほど資料にもお示しされたように8項目の28事業の施策となりました。これは基本的に第6次総合計画に非常に似通っているものになってはいますが、その根底は先ほど申し上げました将来にわたってみんなが豊かに暮らせるまちづくり、この基本は同じだからだと考えております。

まちづくりのフローチャートで示しますと、ベクトルの一番先にあるのは、人口増、あるいは少子高齢化対策ということになりますけれども、私はベクトルの先にあるものは幸福度であると考えております。来年度予算編成の中でも職員に申し上げておりますけれども、基本は住民の皆さんがいかに幸せに暮らせるか、そこに重点を置いて予算編成をしてほしいということを伝えてございます。

昨年、某企業のランキングでは甲信越で2位という結果が出ました。ですけれども、この調査母数が5年間で55、これで幸福度をはかっている。町が2位になったとしても、まだまだ住民の皆さんの暮らしの実感として幸福度は高くないと考えているところであります。

先ほど申しあげましたように、幸福の価値につながる基本は健、医、福、教に置いているところ。前町長と目指す方向は同じでございますけれども、私の手法は、住民の皆さんと膝を交えて意見をお聞きし、共に考え、共に汗をかきまちづくりを進めるとともに、職員の皆さんと一丸で、ワンチームで最後まで責任を持ってかじ取りを進める、このことが前下平町政とは少し異なって進めていく方向だと考えております。

吉川議員

分かりました。

いずれにしても、違いという形の中では手法ということで、やはり唐澤町長の方針としては、町民と膝を交えて話し合いをする、あるいは職員と一緒にやる、あるいは議員の皆さんと一緒にやる、こういうことが大事かというふうに私も思っておりますので、ぜひともそれを実行していただきたいというふうに思っております。

さて、資料1のP1の中に公約がいろいろ出ておりますが、これを全部やりますと大変なことになりますから、2つほどに絞って質問していきたいと思っております。

最初に「安心して子育てできるまちづくり」の中の「●学校給食費の無償化」についてであります。

これについては1つずつ質問要旨が出ております。

1つ目、飯島町の小学校と中学校の児童生徒数と給食費の年間の保護者負担額、それから給食費の滞納率の現状はいかがでしょうか、教育委員会、よろしく申し上げます。

教育次長

最初に給食費の現状についての御質問でございます。

飯島町の小学校と中学校の児童生徒数は12月1日現在で630名、給食費の年間の保護者負担額は1人当たり小学校で約5万8,000円、中学校で約6万8,000円です。

滞納率の現状としては、要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給対応もありますので、ほとんどございません。

吉川議員

結構な保護者の負担という形になります。

それで、2つ目、全国的に学校給食を無償化する動きが出ていることについてどのように認識しているか、最初に町長の答えをお願いしたいと思います。

町長

今申されましたように、全国的にも学校給食の無償化については検討されているところであります。

町としましてもそれぞれの皆さんと話し合いを進めながら無償化について検討してまいりたいと考えております。

吉川議員

3つ目、学校給食の提供に係る先ほどの費用の状況と無償化した場合の財源、これをどういうふうに考えておるか、御答弁をお願いします。

教育長

お答えします。

学校給食の提供に関わる費用——給食費であります。令和5年度予算ベースで4,400万円を計上しており、無償化した場合の財源につきましては、国の施策の動向を

注視し、今後、町の子育て施策の中で財源の確保について検討してまいりたいと思っております。

吉川議員　いづれにしまして、この問題につきましては財源の問題が出てくると思います。先ほど町長が申されたように、早急に検討を内部の中でもしていただきながら、少しでも家庭の負担、あるいは子どもの負担をなくすようお願いしたいと思います。

4つ目、飯島町で学校給食を無償化する場合に課題はどのようなことだと考えておりますか、よろしくお願いたします。

教育長　先ほどお答えをしましたが、学校給食無償化の場合の一番の課題は財源確保だと認識しております。今後、実現に向けた課題の洗い出し等、研究、検討に取り組んでまいりたいと思っております。

吉川議員　よろしく、ぜひともお願いをしたいと思います。

次の公約として4つ目にあります「魅力あふれる産業のまちづくり」の「●農商工福の連携で地域の魅力を発信」であります。

私も議員選挙の公約として農商工連携をうたってきております。

久しぶりにいいちゃん産業祭りが開催され、町商工会、JAが一体となり、盛大に開催されております。お祭りだけではなくて、やはりこれからは農業、商業、工業、福祉を含めて協力し合いながら町の産業を活性化するというところでありますけれども、私もまだ具体策が出ておりませんが、そんな具体的な方針があるのでしょうか、町長、お答えください。

町長　町の産業を活性化するという御質問でございます。

農商工福連携、これはまだ非常に課題のあることだと思いますけれども、農業における6次産業化をベースとして、それぞれ農商工福が業種の枠にとらわれずに、農作物の栽培から加工、そして自らのブランドとして販売していく取組、それから障害のある人もない人も安心して一緒に働ける場所としての機能を備えた若い人たちに次代を託す新しい産業を創出していきたいと考えているところであります。

持続可能なまちづくりが叫ばれる昨今において、この取組は町の活性化につながるとともに、地域の新たな魅力として広く発信していけるものと考えております。

具体的には、それぞれの強みを生かしていくということが非常に重要かと思っております。その中でチャレンジしたり今ある地域の企業が主役となったり、また人材を育成したりしながら、新しい産業と結びつけてリノベーションを起こしていく、それが最も重要かと思っております。

農業、工業においては、3K——きつい、汚い、危険、こういったふうに言われてきましたけれども、産業をよく見てみますと、新3Kと言われるように、もっとかっこよく、稼げて、革新的に、この新3Kの取組ができると考えております。

福島県では、イノベーション・コースト構想ということで、自分たちの企業の強みをしっかりと洗い出し、技術力の一覧表というものを作りながら大都市の企業との結びつけでイノベーションを起こしている、そういう事例があります。

先ほど申し上げましたように、それぞれの強みを生かしながら町の産業の活性化を

図ってまいりたいと考えております。

吉川議員

やっぱり農業、あるいは商業、工業、それぞれが今は独立という形の中でやっておりますけど、私の提案であります、先ほど町長も言いましたように、話し合い、仕組みづくり、組織づくり、ただお祭りをやっておるだけじゃ駄目、そういったそれぞれが独自のものを持っておりますので、やっぱりそれを持ち出してもらって話し合いをする、それによって何か生まれてくる、こういうことが大事だと思っておりますので、それぞれ工業も分からないし商業も分からない、そういうことでは困るので、やはりそういった共有化した場を設けていただきたいという提案でございます。

ありがとうございました。

1—5、公約を実現するために、役場の組織変え——課だとか、そういったものでありますけど、そういった組織変えを考えているのか、町長、お答えください。

町長

まずは今ある施策を一年間しっかりと検証して課題ごとに整理をした上で、機構改革につきましては次の段階と考えております。

吉川議員

1—6、所信表明では、職員と汗をかくと、あるいはまたワンチームで、責任を持ってやるという形が出ております。どのように職員負担の軽減を図るのか、そこがちょっと分からないという部分であります。

また、ストレスチェックによるストレスの多い職員も実際におられます。そういったことから、そちらの方面からも改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

町長

11月30日に就任した際に職員の皆さんにお伝えしましたけれども、まずは職員の皆さんが幸せでないといい仕事ができないということでお伝えしたところでございます。

そういう意味でも、満足度調査を専門的にパルスサーベイで——パルスってというのは脈拍ということでもありますけれども、サーベイは調査です。脈拍と同じように定期的にそういった調査を実施する中で職場、職員の満足度を定期的に数値化して、仕事の内容や人間関係など様々な角度で診断して魅力ある職場づくりをしていくことが一番だと考えております。

その上で、事務事業改善等に取り組んでいく必要があると思っておりますけれども、これに最初に大きく取り組んでいきますと、大変だ、時間がない、また忙しくてそんな暇はない、そんな声も聞こえてきます。まずは日頃から行っている業務の簡単にできることから小さく始めて、それを長く続けて大きく広げていく、そういう取組で職員の負担軽減を図っていきたいと考えています。

まずは、最初は挨拶だと思えます。明るく元気に挨拶する。それで、日々機嫌よく仕事をする。つまらなくて怒っているような態度ではいい仕事できません。そういったところ、あるいは5Sにつながりますけれども、フォーマットを見直したり、整理整頓、ファイリングを見直したり、そういう細かなところから積み上げて事務事業改善を図っていきたい。

大きくは、業務の棚卸しをしたり優先順位をつけて仕事の明確化をしたり、またマニュアル化、アウトソーシング、こういったことも含めながら事務事業改善を進め、職員の負担を軽減してまいりたいと思えます。

また、現在研究しておりますけれども、DXもその一つ的手段だと思えます。

特に係長職員の負担軽減、これは喫緊の課題でございます。今は事務事業評価等で項目もたくさん、230 項目の事務事業評価をしております。これも大変な作業でございます。これらも少し見直しをしながら、まずは、今一番の柱になっています係長の皆さんの負担軽減をしていく、そういったことが必要かと考えているところであります。

吉川議員

町民が庁舎へ来るという形の中では、先ほど挨拶という言葉がありました、明るく笑顔で迎える、これは基本だと思っております。変な話ですが、今までを見ていると、どうも下を向いて仕事をしている。それは大事でありますけれども、やはり笑顔で迎える。どの職場もそうだと思いますけれども、ぜひともそれに向かってお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1—7、人口減少対策でございます。町の広告塔として町の魅力を発信する人口増対策。

実は12月23日の信濃毎日新聞に国立社会保障・人口問題研究所の2050年までの地域別の将来推計人口が掲載されておりました。これは調査ですからどうなるか分かりませんが、飯島町は2020年人口が9,004人、2035年推計人口7,347人、2020年を100とした場合の指数は81.6、2050年には2020年を100としたときに63.7、5,734人になってしまうと、県内13市町村で5割以上が減となっており、唯一の増加については南箕輪村のみという記事が出ておりました。

したがって、これからの人口対策はどういった魅力を持ってやっていくのか、町長のお答えをお願いいたします。

町長

どのように町の魅力を発信して人口増につないでいくかという御質問でございます。

町の魅力発信、これにつきましては、私も30年ほど前に広報を担当しておりまして、そういった広報担当時代にも魅力発信については培ってきたところであります。

町の魅力を発信するにはどうしていくか。インパクトのある大きな話題、先ほど申し上げましたように幸福度が2位、そういったインパクトのある話題も重要ではございますけれども、先日、私も所信表明でお話ししましたように、この2階にチョウゲンボウが来ている、そういった四季の移ろいの中で、身近な小さな話題でありますけれども、そういった魅力を積み重ねる中で大きな魅力を町として発信していきたいと考えているところであります。

手法としては、ソーシャルネットワークサービス——SNSですけれども、そういった情報の発信が有効的だと考えております。しっかりと目標も明確にしながら戦略的に取り入れていきたいと思っております。既に営農センターでは実施しておりますけれども、当面は町のアカウントを取得してLINEによる町の魅力発信を図っていきたいと考えております。

また、広報担当時代には映像を制作した経験もあります。山岳紀行として「アルプスシンフォニー」ということで、山行するたびに映像を撮りながら、町民の皆さんにその都度発信してまいりました。

今は映像というのが非常に重要視されているところであります。今年も小諸市で「小

諸がアツ・イー！」というPR動画が話題となりました。非常に安い制作費で手作り感のある、こうした動画発信も研究してまいりたいと考えています。

いずれにしても、機会あるごとに広告塔として情報発信しながら魅力あるまちづくりに向けて人口増・活性化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

吉川議員 先ほどありましたように、どこの市町村も人口減少でございます。いろいろ苦勞しております。ぜひとも情報を共有しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長へ最後の質問ですが、これも所信表明で出されました。くだいわけではありますが、飯地島町町政を停滞されることなくスムーズに運営するために、右腕となる副町長の選任は早急に進めるべきと考えております。

町長 再度、その時期について問ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町長 町民の皆さんとしっかり膝を交えて話合ひをしながら進めていく上で、私一人ではできません。職員の皆さんにそれぞれの協力をいただきながら、それをまとめていただく右腕としての副町長の人事でございませうけれども、最初の挨拶で申し上げましたように、27日の最終日に提案をさせていただきたいと考えております。

吉川議員 時間がないので次に行きます。

2番の「学校の食育活動の視点から」の質問であります。

2-1、町内の小中学校での食育の現状はどうかということで、これは前にも聞いておりますので、資料2のP2にありますように、健康福祉課の保健医療係では——これはいいじま未来飛行から出した資料であります。飯島町の学校での食育活動の様子を紹介しております。

特に、動画を給食の時間に放送して、魚——サンマの塩焼きを食べてみたよ、「さんまのきれいな食べ方」ということで動画を見せて、「上手に食べられるかな？」という形でやっけていただいております。もともと魚が嫌いだった児童もこの食べ方できれいに食べられたということで、よかつたという形の感想があります。

食育活動をやっけておるかと思ひますが、2-1は飛ばさせてもらつて……。

さて、食育活動の2-2の栄養教諭または学校栄養職員の生徒への関わり方はどんなもんなんでしょうか、教育委員会、よろしくお願ひします。

教育長 栄養教諭、学校栄養職員の関わりということであります。

具体的な栄養教諭の取組としましては、小中学校全クラスを訪問し、地産地消の取組や朝御飯の大切さについて給食の時間に話をしたり、先ほど吉川議員のほうからお話がありましたけれども、iPadを使ってサンマのきれいな食べ方を動画視聴により学ばせたり、だしの役割と効果の授業を実際に行つたりしており、直接子どもたちと接し、子どもたちの生の声を聞きながら次への食育の取組に役立てていこうと積極的に関わつていただいております。

吉川議員 そんなわけで、やっけていることはやっけていますけど、まだまだ学校教諭だとか栄養職員が足りんのではないかというふうには私には考えております。増員について考えがあるかどうか、お答えください。

教育長 御指摘のように栄養教諭や栄養職員が増員されれば非常にありがたいことではあり

吉川議員

ますが、喫緊の課題としては調理員の増員が一番の課題であると考えております。調理員の確保ができることでさらに栄養教諭の子どもたちへの関わりが進んでいくのではないかと考えておりますので、今のところ増員の予定はありません。

2—4に入ります。

資料が膨大になっておりますけども、資料の3～5につきましては10月に上伊那広域連合の視察で議長と一緒に行ってきた小浜市の御食国若狭おばま食文化館の資料でございます。細かい内容については2月10日にむら夢塾という2024の研修会でまた話があるかと思いますが、御食国若狭おばま食文化館でやっておる内容であります。

若干紹介をさせていただきますが、御食つ国は、鯖街道の誇れる歴史を持つ福井県の小浜市でございます。2000年より食のまちづくりに取り組んでおります。2001年には全国初となる食をテーマにした小浜市食のまちづくり条例を制定しております。

特に、資料にありますように、資料の4ページ5ページ、食文化館というものを造っております。

その中で、資料5にありますように、食文化館のキッチンスタジオという形の中で、5つの調理台があるわけでありましてけれども、それは自由に動かすことができ、様々な場面に合わせてキッチンレイアウトすることができ、また調理台だけでなく、そこにありますようにお釜——羽釜で炊いた御飯を味わうことができるということで、これを保育園の年長さん全て、年長に入った時点でキッチンスタジオに呼んで教育をしております。

特に食に対する教育、例えば包丁の使い方ですね、先ほどありましたように豆腐を——保育園児ですから包丁を使うのはおっかないわけですけども、包丁の持ち方、豆腐の切り方、こういうことを全部教えております。なぜかっていうと、やはり食というものを自分で料理するというのも、おっかないんですけど、これが大事になってくるといっても食育という形の中で、小浜市ではやっておるという状況であります。

それから、資料の6ページからでありますけれども、これは前にも私が言いました宮田学校給食を育てる会であります。学校給食の食材に地元農産物を利用するために地元農家が協力して農産物を学校給食に提供しているという内容。

それから、P7、伝統食継承の料理教室、上田市ですね。これは日本の食文化継承を目指した地域の伝統食作り活動ということで、これも母親と子どもを対象にして一緒に伝統食を守るといふこと。

それから、P8についてはJAみなみ信州の高木のフレッシュミズですね。s p i c aというグループですが、実際に小麦を作って、パンを作って食べてという形でありまして、遊休農地を活用して栽培し、そこで農作物を作り食育活動へ結びつけておると。

こんなようなものが全国的にあり、食育、学校給食の学校だけではなくて、やはり地域で食育というものをやっているという形であります。

ぜひとも、先ほどありましたように積極的に取り組んでいただきたい。そのためにも、先ほど言いましたように、職員が足りないのではないかと、あるいはコーディネーターが足りないのではないかと考えております。そんなことを御答弁ください。

町 長

食育につきましては、生きていく上での基本である生きる力をつけていくものだと思います。

小浜市の例でございますけれども、私も小浜市に行ったことがありますけれども、町なかにはちょっと非常に厳しい状況もありますけれども、こういった食を中心に食育文化都市宣言をして、また食のまちづくり条例、こういったものを制定しながら地域ぐるみで地域の食について取り組んでいる事例だと思います。

そのほかの事例も紹介していただきましたけれども、そのような事例を参考にしながら地域連携で人と町の未来につながる食育の取組を進めていきたいと考えております。

吉川議員

時間がありません。最後の質問に入ります。

「農業政策について」ということで、資料的に説明しますが、資料9～11、後の全てであります。資料9からは地域複合営農への道パートVから出してきた抜粋であります。令和3年3月に策定しております。

「第3章 飯島町農業の現状と課題」

あれから何年もたっておりますので、まださらに厳しい状況が続いておるとは思いますけれども、10年後の農業の姿は年々農業人口が減ってきている、あるいは飯島町の人口も減ってきているということ。

それから、資料10では2の「農業構造の変化」、土地持ち非耕作農家の増加が進んできておる。

あるいは、3の「組織営農の功罪」という形の中では、農地を貸してしまえば農家ではないという農家意識の希薄化、これが非常にクローズアップされております。

あと、農業の担い手育成という問題では、やはりいろいろ、草刈りの問題だとか、畑作業では収穫作業、果樹では摘花、摘果、いろいろな作業は非常に手作業に多いということでもあります。

資料12であります。

農業新聞に出ておりました集落営農、法人の価格転嫁というものがああります。価格転嫁できずが7割ということで、日本農業新聞の調査で分かっております。

生産コスト高騰分の転嫁が全くできていない。国でもそういった施策をやっておるようではありますが、非常にできていない。

米価については、コスト高騰分転嫁後の適当な価格は1万6,000～1万8,000円が23.4%、この農家手取りの価格が最も多いということですが——我が町では1万4,000～1万5,000円ぐらいかなというふうに思っておりますけど——やはり資材高騰についての価格転嫁ができていないという、これが非常に問題になっております。

今スーパーへ行けば全ての品目が高くなっている。農家だけが苦勞して赤字を背負う必要がどこにあるのでしょうか。農家が将来展望を描ける適正価格と持続可能な農業所得の安定が重要であります。

市場だけでなく、地産地消を含め、少しでも飯島町農産物特別流通の開拓が必要と考えております。

稲作だけでなく、園芸作物も野菜、果樹、花も、高齢化によって経営が厳しい状況に

なっております。

我々も一緒になって考えておりますけれども、これらの農業経営の価格転嫁問題と飯島町の農業の現状を見て今後どのような農業政策を進めていくのか、町長の方針を問います。よろしくをお願いします。

町長 農業振興と農業施策をいかに進めていくかという御質問でございます。

約40年前——昭和61年ですけれども、9月に町の営農センターができました。そのつくる過程におきましては、本当に農家の皆さんが100時間以上膝を交えて話し合いをしながら、このすばらしい形をつくってきたところでもあります。

ところが、先ほどの課題にもありましたように、40年近くたちまして、もう農地を手放した方は——手放したというか、預けてしまった方は農業に関わらなくていいという機運が生まれてしまいました。

今パートVまで地域複合営農への道は来ておりますけれども、それぞれの計画を見ていただきますと、副題には農業の振興と農村の活性化計画というのが掲げてございます。

当初のポンチ図を見ていただきますと、居心地のいいまちづくり、これを掲げて37年間、地域複合営農に取り組んできたところでもあります。

今、飯島町は農地保全ということで集落営農が盛んになっておりますけれども、当初の理念は、集落営農は当然でございますけれども、生活支援ということで、生活の困り事、そういったことを解決するために住民自治を取り入れたり地域の資源の活用ということで多面的機能を用いながら6次産業化を進めたり、この3つを中心に計画をされてきたところでもあります。

もう一度原点に戻って、農業施策については、生活支援、地域の資源の活用、農地保全、この3つをきちんと進めていく、このことが重要ではないかと思えます。

価格転嫁等、様々な問題がありますけれども、それらも国、県と連携しながら、進めながら、やはり地域としてはこの3点をきちんと推し進めていく。国でも、この取組——農村RMOという取組を昨年からは始めております。中山間地の集落機能を補う事業ということで、支援もありますので、こういったものを取り込みながら、町にあります地域複合営農をきちんと進めてまいりたいと思っております。

特に、今、国では地域計画ということで粗放的管理というのが言われておりますけれども、粗放的管理というのはあまり言葉がよくなくて、今、担当には多面的管理ということで指示をしてありますけれども、そういった農地を、土地利用型だけではなくて、いろいろな作物を取り入れながら地域の農業を守って、農村の営みと田園風景をきちんと守っていききたい、そのように考えております。

吉川議員 資料13ページには私の営農センター会長としての年頭の挨拶を書いてありますので、課題等もありますので、ひとつよろしくをお願いします。

終わります。

〔吉川議員復席〕

議長 10番 片桐剛議員。

〔片桐議員質問席へ移動〕

10 番

片桐議員

それでは通告内容に従いまして質問をさせていただきます。

今回ですけれども、「唐沢新町長の政策を問う」ということで、これまで出されました公約、また先日の所信表明の中で述べられた内容を中心に質問をさせていただきたいというふうに思います。

公約、また所信表明の中で述べられた内容ですけれども、今も吉川議員の質疑にありましたが、比較的近い将来の内容の部分が多かったのかなという印象を受けております。その部分も含めですが、さらにもう少し未来の地域像、また飯島像というような視点も含めてお聞かせをいただければというふうに思います。

それでは1番に入っていきたいと思います。

基本理念の「つなぐ」という部分になります。

先ほどの吉川議員の問いにもありましたので、この部分の予定していた部分は少し割愛をさせていただくわけなんですけれども、先ほどの答弁にも出てきましたが、人と人をつなぐ、信頼、共感をつないでいくというお話がありました。もう少し具体的に、その手法ですとか、これから行っていく政策で考えていることがあればお聞かせをいただきたいと思います。町長、お願いします。

議 長

こちらでお願いします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

つなぐ具体的な手法という御質問でございます。

基本は、やはり人と人が顔を会わせてしっかりと話し合いをしていく、このことが基本かと思っております。

そのためには、まずは役場に来ていただく町民の皆さんとしっかりとお話をするという意味で、町長懇談室を1階に設けていきたいというふうに考えております。

また、地域に出向いて定期的に懇談をしながら、多くの皆さんと話し合いをしていきたいと考えております。

また、いろいろ機会あるごとに様々な事業に出向いて御意見を伺っていきたいと思っております。

その原点は、私が選挙戦の中で3回、地域の皆さんと顔を合わせながらいろいろな御意見を伺ってきたところであります。まずは人と人がしっかりと顔を向け合ってお話を聞いていく、そのことがつながる原点かと思っております。

〔唐澤町長降壇〕

片桐議員

顔と顔を会わせて話をするというところであります。

コロナ禍でそういう機会が失われた部分、また簡略化されるという意味ではよかった、見直しの時期であったのかと思っておりますけれども、顔を会わせる機会が失われたところとは事実かなというふうに私は受け止めております。

ぜひ、しっかりと顔を合わせる機会をつくっていただく、また、我々議員もそうですけれども、しっかりと住民の皆さんの声を聞くということがこれからは必要になってくるかなというふうに思いますので、共に顔を会わせる機会を創出していただければいいのかな

というふうに思いますので、お願いいたします。

それでは1—2のほうに移ります。

今の「つなぐ」という部分ですけれども、顔を合わせる、また懇談を設ける、出向く中でつながった将来像というものがある程度必要になってくるのかなど、それに向かってつなぐ活動を行っていくという意味でも将来像が必要なのかなというふうに思います。

今の施策を行って、そのつないだ先の将来像、例えば10年後の飯島町の将来像を町長はどのようにお考えでしょうか。

町長

つながった先にある将来像という御質問でございますけれども、将来像、第6次総合計画にも掲げられておりますけれども、将来にわたってみんなが豊かに暮らせる町、これが将来像でございます。

その中で、私は、「つなぐ」という言葉をキーワードに、人を真ん中に多様な生き方を認め合いながら、人と人、また心と心がつながっていく地域づくりを進めていきたいということで考えております。

先日——先日というか、この夏ですけれども、スタンフォード大学の学生が飯島町に来まして、ミヤマシジミの実態をつぶさに観察して、「MONGABAY」というウェブマガジンがあるんですけれども、そちらに掲載していただきまして、世界中に発信していただいて注目をいただきました。

もちろん人と人がつながることが重要なんですけれども、私たちは何らかの形でいろんなものとつながっております。私たちを取り巻く環境、それから生物——生き物たちも複雑につながっていて、そのバランスで世の中、社会は成り立っていると考えているところであります。人を含めて、この生き物たちの多様性、これこそが私たち人間社会の安全保障の鍵を握っていると言っても過言ではないと思います。

10年後の飯島町の姿でございますけれども、今お話ししましたように、生物の多様性をきちんと確保しながら、2つのアルプスの見える町内で様々な花が咲き、また町のチョウ——ミヤマシジミが飛び交う大自然の中で、町に自信と誇りを持った笑顔あふれる町民が様々な場所で集い合い、また語り合い、生き生きと暮らしている飯島町、そんな姿を目指してまいりたいと考えております。

片桐議員

今答弁いただいた10年後の未来は、まさに町民の皆さんも求めている姿かなというふうに思います。ぜひ公約を一つずつ実行しながら今おっしゃっていただいた町に到達するように、我々も一緒になっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは2つ目の項目に移らせていただきます。

ここからは1つずつの政策についての部分になっていきます。

まず1つ目ですけれども、安心して子どもを産み育てられるまちづくりの実現という話のところになります。

町長のこれまでの方針の中にも安心して子どもを産み育てられるまちづくりという項目がありました。これまでも町の方針として——第6次総合計画ですけれども——子育てと仕事の両立支援、若者や子育て世代の人口を増やすといったものに取り組みられてき

ました。

その中でも具体的な施策として保育料・学校給食費の無償化という項目が今回は挙げられております。

2—1ですけれども、まず保育料の無償化の話、先ほども少し出ておりましたけれども、私は具体的な時期についてお伺いしたいと思います。費用の部分は先ほども話があった中でありますけれども、実際に保育料無償化の具体的な時期をお伺いしたいと思います。

教 育 長

保育料につきましては、令和元年10月から3歳以上児の保育料を無償化し、令和4年4月からは3歳以上児の給食費を無償化しております。

現在、未満児については所得階層ごとに定められた保育料を毎月徴収しており、年間で1,000万円ほどの予算額となっております。

無償化にすることで、子育て中の保護者の負担軽減になるという反面、未満児の入園希望が今以上に増えることも予想され、保育士の不足の現状の中、受入れができるのかどうか、財源の確保ができるのかどうか、また在宅育児世帯との公平性をどう保つか等の課題も考えられます。

保育料無償化実現の時期につきましては、来年度より課題の洗い出しを行い、令和8年度を目標に、実現できるよう研究、検討を行ってまいりたいと思います。

片桐議員

続いてですけれども、今度は学校給食費の部分であります。無償化実現の時期についてお尋ねをします。

教 育 長

学校給食費の無償化の実現の時期につきましては、来年度より財源確保等の課題の洗い出しを行い、令和8年度を目標に、実現できるよう研究、検討を行ってまいりたいと考えております。

片桐議員

保育料の無償化、また学校給食費の無償化という中で、今、令和8年という話をいただきました。ぜひ令和8年に実施できるよう計画を行っていただき、しっかり財源確保を行いながら進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2の項目にちょっと付随をするわけなんですけれども、町長の公約の話の中にありますので、ふれあい公園という話、文化館に併設という話があったんですけれども、以前の一般質問の中で各地に小さな公園でもいいから設置をしてほしいというような話もありましたので、意見としてお伝えをさせていただければというふうに思います。

教育の部分はこれにて終了したいと思います。

続いて項目の3つ目に入ります。

3つ目に「地域特性を生かした魅力ある産業のまちづくり」という部分になります。

この三、四年は、コロナ禍で、日本全体、また地域全体で景気の低迷、また期待されたアフターコロナでの回復もいまだ光が見えないという状況であります。そこに追い打ちをかける物価高騰、燃料・人件費の高騰により、地域企業は経営に非常に苦慮しているという実態があります。

実際に、コロナ禍で町内の飲食を中心とした企業も商いをやめざるを得ないという状

況になったという実態もあります。

引き続き力強い取組を求めていくわけなんですけれども、3—1であります。景気低迷、物価高騰に対する企業、これは個人、法人は問わないわけなんですけれども、への取組についてお聞きをしたいというふうに思います。

町 長 景気低迷、物価高に対する取組はということでございますけれども、現在、物価高や燃料費の高騰、また高止まりにより、多くの企業で原材料費や資材費の高騰分が価格転嫁できずに減益となっているということをお伺いしております。

町では、先般、議会全員協議会でも説明申し上げましたとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして町内中小企業や医療、福祉事業者、また輸送事業者、個人の経営者等への物価高騰等に対する支援制度を実施してまいりたいと思います。

そのほか、それぞれの相談窓口を充実して企業の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

片桐議員 臨時交付金のお話は先日の全員協議会でもお示しをいただいた部分であります。

町独自の取組というものは、今検討されている部分はありますでしょうか。

町 長 それぞれの実態をお聞きしたり、また支援するという意味で、今、来年度に向けまして、事業継承、あるいは経営の継続、そういったことを支援していけるようなチームを設けまして、それによって町内の企業や個人事業主の皆さんの支援の取組を考えてまいりたいと思っております。

片桐議員 どうですかね、ここ半年、1年先を見たときにも、まだまだ光が見えないのではないかなという声が非常に多く今は聞かれております。

現状の営業もそうですけれども、先行きが見えないという不安感、これは事業経営するに当たって非常に重くのしかかっている部分かというふうに思います。

その中で、国、県の交付金を活用する、プラス、やはり町独自の取組ですとかバックアップ態勢、これが非常に求められる今後の1年にはなろうかなというふうに思いますので、ぜひ力強い御支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて3—2に移ります。

農商工福連携のまちづくりという言葉が掲げられております。これは具体的にどのような連携を行うのか、また、その取組、連携によってどのような効果を生み出していくのか、お聞きをします。

町 長 農商工福連携のまちづくりのビジョンにつきましては、先ほど吉川議員にもお答えしましたけれども、やはり農業を中心とした6次産業化、これを基本にしながら連携をしていくというのが1つであります。

また、もう一つは、やはり地域のそれぞれの企業の皆さん、それから事業主の皆さんが持っている技術力ですとか人材、そういったものをきちんと明確にしながら、いろいろな多方面の企業と結びつけながらイノベーションを起こしていく、そんな取組をしていきたいと考えております。

片桐議員 技術力、人財の結びつけという連携をお伺いしましたが、その連携によっての効果、

町長が考える効果というものをいま一度お聞かせいただきたいと思います。

町長 連携には様々な形があるかと思えます。

農業の連携では、農産物は単に作っているだけだとなかなか価格転嫁ができなくて安い状況もありまして、農家の皆さんの手取りが少ないということもあります。そういった意味では、農産物の加工施設をきちんと充実しながら、商業、また工業、福祉等との連携をしっかり図っていきたいということもあります。

それから、工業の連携では、やはり町内には様々な技術力を持った企業がございます。そういったものを、ほかの産業、あるいはまた町内だけではなくて町外のそういったいろいろな起業家等々と結びつけながら、産業の在り方、また新しい産業の在り方を研究してまいりたいと考えております。

片桐議員 そして、農商工福連携という中に個店を支援し新たな個店づくりというような文章も盛り込まれておりました。個店に着眼した理由、またはその部分の施策についてお願いをしたいと思えます。

町長 個店に着眼した理由ということでございますけれども、今は、フランチャイズ店ですとか多店舗経営しているお店、これらについても個店主義ということで独自の取組が進んでいます。

私が着目した点は、商業でいけば用事のある買物、これからは充実ある楽しみのある買物、そういったことができるお店、また、それにプラス、私の考えるお店としては、居心地のいい居場所、そういったものになる個店、買物等によって発見とその人の充実につながるような個店を目指していきたくと、そういう個店を支援しながら町内に増やしていきたいということで、商業についてはそんな個店に着眼しながらまちづくりを進めていきたいということで考えております。

また、そういった魅力ある個店を起業——起こしたり、操業を続けたりする支援をしながら、その個店間をつないでいく、そういった魅力的で特色のある新しいサービスが生まれていくことが町の活性化につながっていくものと考えて、個店に着眼して取り組んでまいりたいと思っております。

片桐議員 個店それぞれが地域の宝であるというような考え方かなというふうに聞かせていただきました。

先ほどからの話の中での顔と顔を合わせる、膝を突き合わせた中での信頼関係づくりというようなところでの居場所づくり、それが個店というものにつながってくるということを認識させていただきました。

非常に起業するという面でも非常にいい個店というところだと思いますし、これは移住・定住にもつながってくる一つの政策になろうかなというふうに私は考えております。

今の話にもありましたけれども、個店を開業する、そして点ではなくてそれが線になり面になっていくことが非常に大事なのかなと、そうしないとビジネスとしても成り立っていかないのではないかなというふうに考えております。ですので、個店が根づいて、これを町がPRしていく、その部分が町としては今後の担いになってくるのではないかなというふうに思いますので、開業支援から発信、その辺も含めてお願いをしていきたい

いというふうに思います。

続いて4番目の項目に入っていきます。

「これまでの政策と、今後の展開は。」という部分であります。

町では、これまでに10年先を見据えた新しい飯島町の最上位計画——飯島町第6次総合計画が策定されました。これは令和3年度から令和12年度までということで実施中であります。

その中でもプロジェクトによる取組ということで環境循環ライフ構想プロジェクト、また人口増プロジェクトが現在進行中であります。

まず、その中でも特に環境循環ライフ構想プロジェクト、その中のさらに細目でありますエネルギーの地産地消、飯島流ワーケーション、アグリイノベーション2030、これにも引き続き取り組んでいるところではありますが、今後の取組とこれまでの取組は何か変化があるということを考えていらっしゃるかどうか、またその後の展開について町長の答弁を求めます。

町長

環境循環ライフ構想プロジェクト、あるいはワーケーション、アグリイノベーション2030、レディースファーム等々、いろいろな事業が展開されているところではありますが、環境循環ライフ構想プロジェクトにつきましては、令和2年度に策定された飯島町第6次総合計画に記載され、町の将来像を実現するための取組のうち特に分野を横断して取り組む必要がある施策として位置づけられているところでございます。

これまでのそういった様々な事業の検討経過、あるいは事業の実情などをしっかりと検証しながら、今後の進め方を検討していきたいと考えております。名称も含めて、まずは住民の皆さんに分かりやすく事業が展開できますように、関係する皆さんと十分に協議を進めていきたいと思っております。

これまでの取組と今後の展開については担当課長から申し上げます。

地域創造課長

それでは、私からこれまでの施策と今後の展開についてお答えさせていただきます。

まず水力発電事業でございます。

こちらにつきましては、水利権をはじめとする各種許認可や水車の形式などの技術面を長野県企業局と継続協議しておりまして、地球温暖化対策実行計画、そういった策定業務において経済性の試算を行ってきたというのが経過でございます。

今後につきましては、県企業局と協議を重ねまして実現に向けて進めてまいりたいという考えでおります。

次のアグリイノベーション2030事業でございます。

20代30代の若者が先端技術を活用しまして付加価値の高い農産物の生産を目指すとともに、女性の就業やアフターケアも含めたレディースファームの仕組みづくりにつきましては、現在、実現に向けて担当部局で進めて取り組んでおるところでございますので、これからもそういったことで進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、木質バイオマス発電事業と飯島流ワーケーション事業につきましては、これまでの検討経過や事業の実績などを検証しまして今後の進め方を検討してまいりたいと考えているところでございます。少し時間がかかるかもしれませんが、一定の方向

性が出ましたら改めて議会と御協議させていただきたいと考えております。

片桐議員 4—2の部分になります。

もう一つ、観光の関係かと思えますけれども、与田切溪谷ウォーターパーク構想ということで、千人塚をはじめ、これまで整備を進めてきたところであります。この部分に関してこれまでの政策と今後の展開ということで、これまでの取組との変化について町長の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

町 長 与田切溪谷ウォーターパーク構想、これについての今後の見通しということでございますけれども、与田切溪谷ウォーターパーク構想につきましては、町の総合計画の低位計画にあります飯島町観光基本計画に記載されている構想であります。

観光基本計画は 2018 年 3 月に策定されまして、内容的には観光を中心とした地域振興の在り方について、スローガンとして「山と水を活かした自然観光のまち」、これを目指していくために周遊コースの整備等々を記載した計画でございます。

この計画については令和 7 年までの計画ですので、今後着実に実行をしまいたいと考えております。

今後の展開についての細かいところは、また担当課長のほうから説明申し上げます。

地域創造課長 与田切溪谷ウォーターパーク構想につきましては、現在、観光戦略会議により与田切川の左岸の具体的活用について検討を進めているところでございます。

与田切川左岸の活用につきましては、土地が河川区域内ということであることから、国や県としっかりと連携を取りながら進めていかなければなりません。

具体的な活用方法につきまして案がまとまりましたら、議会とも御協議させていただきたいと考えております。

また、観光基本計画そのものにつきましても、令和 7 年度までの計画となっておりますので、今後、計画の検証や見直し等を行いまして、新たな計画策定に向けて準備を進めていく段階になってまいります。こちらの計画策定に当たりましては、いろんな御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

片桐議員 様々な計画が実施をされている中でありますけれども、ぜひ住民の皆さんの声もしっかり聞く中で施策を進めていただければというふうに思います。

また、第 6 次総合計画の関係ですけど、これは県、国等の計画の中で進んでいるというものもあろうかと思えますけれども、スパンが 10 年という流れの中での計画かと思えます。

今の非常に流れが速い時代の中での 10 年というところで、その 10 年を見直す時期もあるのではないのかなという気も持ちながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

副 町 長 10 年の第 6 次総合計画は令和 12 年まででございますが、本年度を過ぎますと 3 年が過ぎるということになります。最低でも 3 年ぐらいの検証期間を持って、それをどうやっていくか、見直していくか、継続するか、新たなものをつくり出すかということを検証していかなければなりません。

それで、令和 6 年度には令和 5 年度の結果を踏まえて、次の 3 年間——半期が 5 年で

ございますので、実質2年をどうするか、まあ3年——実施計画は毎年3年ごとに更新してまいりますので、その中で検証し、町の会議——基本構想審議会がございませけれども、その会議にかけながら、御意見を頂戴しながら、議会の皆さんとも意見を交換して、そこを変えていくかどうかということを検討してまいりたいと考えております。

片桐議員

3年で検証をという話がありました。

先ほどの部分と重複になりますけれども、ぜひ見直しの部分では多くの声を取り入れた中で先を見据えていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

続きまして5番目の項目に移ります。

4までのところは具体的な施策ですとか取組についてお話をいただいたわけですが、5番の未来を見据えた取組という項目に移っていききたいと思います。

ここはこれまでの所信表明などではあまり示されなかった部分の話かなというふうに思います。

町の人口増対策は第6次総合計画の

飯島町では妊娠・出産・子育て支援を強化することや、飯島町から転出した若い世代のUターンを促すこと等、様々な地方創生の取り組みにより、少子化に歯止めをかけ、緩やかな人口減少と年齢構成のバランスを維持した持続可能な地域の実現を展望します。

という中で対策を行ってきているかと思えます。

5-1になりますけれども、人口減少、少子高齢化への対策、それによる今後10年の当町の動向、変化について町長の御意見をお伺いいたします。

町長

先ほど吉川議員の御質問の中でもありましたように、つい先日、将来推計人口が出されたところでございます、非常に厳しい数値が出されてまいりました。

そんな中で、先ほど議員さんの申されましたように、第6次総合計画に掲げる事業を着実に進めていくとともに、私が公約に掲げました「安心して子育てができるまちづくり」、それから「健康長寿で命が輝くまちづくり」、これを具体的に進めていきたいということで、御質問にありましたような保育料の完全無償化、それから学校給食費の無償化、第3子以降に応援給付金、こちらについては、第3子以降がいいのか、それとも全ての子どもに給付金を出していくのがいいのかっていうところも含めながら検討してまいりたいと思っております。

そのほか、保健師の増員ですとか健康運動指導士の定着で保健、福祉、心の健康、医療、そういったもののセーフティーネットづくりに取り組んで、少しでも人口減少の緩和、あるいは歯止めをかけていきたいと考えているところであります。

こういった事業を総合的に推進しまして持続可能な地域を実現してまいりたいと考えております。

片桐議員

人口減少の問題は、当町に限らず、これは日本全国の課題かと思えますので、これも第6次総合計画に出てきております緩やかなという部分、いかにカーブが緩やかになるかというところが今後求められるところかと思えますので、その部分をしっかり特徴を出しながら当町として進めていただきたいというふうに思います。

5—2のほうに入ります。

高速交通網の関係でありますけれども、三遠南信自動車道延伸、またリニア中央新幹線の整備により交通網が拡充されてきております。それに伴いまして、今後、当町も商圏が変更される、または人口の移動がこれまでと変わってくるということが想像されます。

この部分、高速交通網拡充について町長はどのようにとらえられておりますでしょうか。これを好機と捉えるのか危機と捉えているのか、その部分もお話いただければというふうに思います。

町 長

三遠南信自動車道、それからリニア中央新幹線による対応でございますけれども、三遠南信自動車道によります経済効果、これはかなりの経済効果があると考えております。230万人の人口を抱えておりますし、また工業出荷額では15兆円超えの経済圏域が間近になるということで、これを好機と捉えていきたいと考えております。

5つの考え方があるかと思えます。

1つは道をつないでしっかりと地域の基盤形成をしていく、これは三遠南信だけではなくて、それをつないでいく様々な交通のネットワークをつくっていきながら、人と物の交流、それから情報の交流、これを進めていく必要があるかと思えます。

次に技をつなぐということで産業振興でありますけれども、既存の産業の活力を増進していくことはもちろんでありますけれども、新たな産業が創出できるのではないかと考えておりまして、ぜひともこのことによって稼ぐ力を強化していきたいと思っております。特に、太平洋側は非常に南海トラフによる地震も想定されておりますので、そういった企業のBCPの観点からも、当町への企業立地、そういったところを推し進めていく必要があるかなと思えます。

3つ目は風土でございます。風土をつなぐ。これは文化の創造でございますけれども、伊那谷は三河文化がだんだんに上がってきて今の風土をつくっているところであります。こういった文化のつながりもありますので、しっかりと文化をつなぎながら、また広域的な観光、特に観光のネットワーク、道の駅等々のネットワークをつなぎながら、そういった文化の創造を行ってまいりたいと考えております。

もう一つは、生活をつなぐということで、広域圏の生活が広がっていくと思えます。医療もそうですし、福祉の分野、また健康づくり、防災もそうですけれども、特にまたスポーツ交流等も含めて、様々が移住・定住、そういったものにつながっていくのではないかと思います。

最後になりますけれども、人とつなぐということで、人材、これがかなり集積してくるのではないかと考えております。教育、あるいは様々な学校関係の児童ですとか生徒、そういった交流の創出が行われまして、多文化共生も多分広がってまいりたいと思えます。人が輝くような人材の集積ができたらいいかなということで、この5つの分野でしっかりとつながりながら、この好機に対応していきたいと思っております。

それで、行く先でございますけれども、この好機を捉えて、若者が地域に誇りを持って住みやすいまちづくり、日本一の住んでみたい、または住み続けたい町を目指してま

片桐議員 いたいと考えております。

5つの分野でのという話がありました。

商工業、観光、移住・定住、商圈、価値観についてもこれまでとは全く変わってくるのかなというふうに思います。

高速交通網が拡充された先で、いわゆるもの、人、金、今もありました情報が流出しては困るわけであります。この地域に流入するためには今から先駆けて取り組む必要があるかというふうに思いますが、もう少し具体的にその部分の取組をお聞かせいただければと思います。

町 長 具体的にということでございます。

本当に、この好機は伊那谷の夜明けだと思います。それで、夜明け前にしっかりと未来に対応するまちづくりを進めていく必要があると思います。

これは、先ほど来、私の考えで申し上げておりますように、やはり今あるいろいろな施策をきちんと積み上げていく、それで地域の皆さんがこの地域に誇りと自信を持っていただく、まずそういう土壌をつくりながら多くの皆さんを呼び込んでいく、そういう仕組みをつくってまいりたいと思います。ちょっと具体的ではありませんけれども、第6次総合計画をきちんと積み上げながら進めていきたいと考えております。

片桐議員 この課題は、当町だけでなく、近隣市町村とも連携する、または広域的に取り組むことが非常に重要かというふうに思いますので、こちらのほうをぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

最後の質問になります。

5-3、これまでにない新たな取組などというところで、今まで様々聞かせていただきましたけれども、唐澤町長の新たな取組はという部分をお聞かせいただきたいと思ます。

町 長 新たな取組ということであります。

基本的には、先ほど来申しておりますように、第6次総合計画、これに肉づけしていくような新たな取組ということございまして、8つの約束の中に28項目の施策を掲げてございます。

先ほど来お話の出ております「安心して子育てできるまちづくり」、その中では保育料の無償化ですとか、学校給食費の無償化等々でございます。

2つ目の「健康長寿で命が輝くまちづくり」、これでは保健師の増員ですとか健康運動指導士の採用によってしっかりと健康長寿でいつまでも元気で長生きができるような地域づくりをしていきたいと思ます。

3つ目が「いきいき参加のまちづくり」ということでございます。

4つ目は「人にやさしい思いやりのまちづくり」で、これについては、しっかりと地域の中にそれぞれの皆さんの居場所をつくっていききたいということで、1つは、文化館を中心としたふれあい公園で様々な方が文化館や様々な施設を総合的に活用していただいて語り合ったり、またいろんな方と出会ったりするような居場所にしていききたいと考えております。

もう一つは、やはり社会的になかなか地域の中に出てこれられない皆さんがたくさんいらっしゃると思います。そんな社会的孤立をなくして、それぞれの皆さんにそれぞれの立場での居場所ができるようなまちづくりをしながら、それをサポートしていく命のサポーター、そういった制度もきちんとつくっていきたくて考えています。

5つ目でございますけれども、「多様な学びを支えるまちづくり」ということで、各種支援をする皆さんをお願いしたり、高校、大学の入学時の給付型奨学金、これらを統合したりしていきたくて考えております。

また、6つ目のお約束としては「自然と文化の香り高いまちづくり」ということで、先ほど来お話をしていますミヤマシジミの里づくりもその一つでございますけれども、やはり文化というのは人の心の窓を広げてまいりますので、ぜひ文化にも力を入れてまいりますと考えております。

7つ目が先ほどの御質問にもありましたような「魅力あふれる産業のまちづくり」ということで、飯島町は個店をきちんと育成、また支援をしながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えています。

最後になりますけれども、「元気あふれるまちづくり」ということで、町民の皆さんとしっかりと膝を交えてお話し合いをしていくために、町長懇談室を設けたり地域にしっかりと出向いて地域の皆さんの声を聞いていく、そういった取組をしていきたいというのが私の新たな取組でございます。よろしくお願いたします。

片桐議員

「～だれ一人取り残さない～」というスローガンもありました。

これまでの政策を進めるとともに、唐澤町長の独自の政策をブレンドして、さらに魅力あるまちづくりを創造して、またこの流れをこの時代の中で加速度的にぜひ進めていただければということをお求めまして、私の一般質問を終わります。

〔片桐議員復席〕

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

休憩再開

午前10時51分

午前11時10分

議長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

5番 宮脇寛行議員。

〔宮脇議員質問席へ移動〕

5番

宮脇議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

初めに基幹産業である農業支援について確認をします。

1-1としまして、町長は政策の中で多面的機能の活用を進めるとしておりましたが、当町は米の町飯島として、農地維持、それから活用が最も大きな課題と考えています。このことについて町長の考えを確認いたします。

町 長

[唐澤町長登壇]

農地維持、農地の活用についての御質問でございます。

過去には、長い間、長野県の米の値段は木島平と飯島町の出来高で決まると言われてきました。そんな名前のおり、飯島町は「飯の島」でございます。米の町でございます。

日本文化そのものがそうであるように、町の地形や社会、文化や生活も稲作を基に形成されてきたと言っても過言ではございません。このことは、全国的な人口減少や米の需要低下の状況においても、住民の思いとして、このアルプスと田園の風景は農村の営みとして、町の基盤として守っていかなければならないと考えております。

一方で、農地の維持と活用については課題も非常に多いと感じております。農地を守りたくても後継者や担い手不足、また担い手が管理できる面積にも限界があると、そういう状況の中で大きな課題に向き合わなければならぬと認識をしているところであります。

先ほど来お話ししていますように、営農センターをつくるときには多くの皆さんと膝を交えて話し合いをしてきた経過がございます。これからの飯島町の農業の在り方については、地域の皆さんとしっかりと将来について話し合いを行ってまいりたいと考えています。

その中で、本当に守っていかなければならない農地、それから多面的利用で守っていく農地——国では粗放的栽培と言っておりますけれども、私は多面的利用、そういう言い換えでやっておりますけれども、守っていく農地、これをきちんと明確にしながら進めていく必要があるかと思っております。そのためにも、地域の皆さんとしっかりと地図を広げて、その中で将来の方向を考えていく必要があると感じております。

たまたま営農センターの活動については日本全国の多くの地域の皆さんから視察を受けております。私の大学の同級生もここを訪れていただいて、広島県で集落営農を広げていただいた経過がございます。

今は、広島県、それから島根県、ああいった中山間地での農業の取組、これは逆に学ぶべき姿が表れてきております。飯島に関係ある奥出雲町の隣の安来市もそうですけれども、そういった地域の農地を守っていくという取組以外に、地域の生活支援や地域の資源を活用して地域全体を守っていく、そういった集落営農の在り方が今は営まれているところであります。

そういった取組も参考にしながら、農地を守ることは地域を守る、そういう認識で取り組んでまいりたいと考えております。

[唐澤町長降壇]

宮協議員

今、町長のほうから多面的利用っていうようなお言葉がありました。

そういう意味で関連して、守るべき農地というのをきちっと定めて、それに向かって管理をしていくというようなことで理解をしたところですけれども、今、町で非常に問題になっているのが担い手不足、今、町長のほうからもありましたとおり、担い手不足、それから後継者不足、こんなところへ何としても支援が必要じゃないかなと思うわけで

すけれども、関連しますので、そんなようなことについて何か考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 先ほど来、農業は3Kと言われておりますけれども、新しい3K——かっこよく、稼げて、革新的、この3Kができるような農業を目指していくことが、やはり担い手を増やしていくことだと思います。そのためには、様々なスマート農業の取組ですとか農産物の6次産業化等々を進めながら魅力ある農業をつくっていくということが必要でございますし、また新たな農業者を町外から呼んでくることも必要かと思えます。

テッポウユリですけれども、平成2年頃には40軒の農家が約2億円を売り上げておりました。当時から比べると、もうこの25年くらいでほとんどいなくなってしまうので、地域おこし協力隊をお願いしながら新たな形でシンテッポウユリの生産を始めたところでもあります。

そういった外からも呼び込む、担い手を呼び込んでいく、このことも非常に重要な課題かと思えますので、新規就農者の支援もそうですけれども、様々な支援をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

宮協議員 ありがとうございます。

大きな方向性っていうのが今町長のほうから示されましたので、農業の活性化につながっていけばいいのかなと、そんなふうに思っておりますので、そんなことを今後も確認していきたいと思っております。

それから、もう一つ関連しますけれども、農地維持と活用っていうことでは——飯島は小規模農家、兼業農家っていうのが非常に多いわけです。それで、その辺へ何らかの施策っていうのを考える必要があるのかなと思えますけれども、町長としてのお考えをお聞きします。

町長 私小規模農家でございまして、いろいろな支援をいただいているところであります。

働きながら農地を守っていくということは大変なことだと思いますけれども、やはり草刈りができなかつたり水の管理ができなかつたりといったことも多々ありますので、そういったところは、やはり今のスマート農業できちんと対応しながら、昔の協業組合のようなものを復活する必要もあるのかなと思っております。

個々の農家に任せるのではなくて、そういった利用形態も含めながら、個々の負担を減らして小さな農家でもしっかりと農業を営んでいけるような仕組みづくり、それから先ほど多目的利用の話もありましたけれども、どうしても山際のなかなか農作物の生産が厳しい、そういうところは——新潟県などでは、今はやりのクロモジ、そういったものを取り入れたりヨモギ栽培を取り入れたりして、福祉の関係の皆さんにも協力していただきながら、そんな多面的利用を推進している地域もございます。

そんなところを参考にしながら、米だけではなくて、いろいろなものを取り込みながら、そういった小規模の農家がしっかりと地域の農地を守っていけるような仕組みをつくってまいりたいと考えます。

宮協議員 ありがとうございます。

米にこだわらずにっていうことで、私も全く同じように考えてございまして、小規模の

農家が集団で販路の拡大について取り組むには、やっぱり行政の指導も要るだろうというふうに思いますし、また生産品目の差別化、こんなことも大変重要なことかなと思います。

また、自給率について考えると、やっぱり上下伊那を含めた大きな枠の中で品目の差別化をしながら自給率を高めるといような取組も必要だと思いますし、また販路拡大のためには、やっぱり学校給食等へ安全・安心の食物を提供する、そんな仕組みも必要だと思いますので、ぜひそんなことに具体的に取り組んでいただくことを希望しまして、次の質問に移っていきたいと思います。

1—2でございます。毎回確認しているような感じですが、多面的機能支払交付金については、近年は金額、率ともに年々減少してきております。このような状況の中で、もう圃場整備事業から50年が経過しておりまして、改修の必要な水路があちこちで確認されています。

前回は確認したわけですが、交付金が要望とかけ離れている場合につきましては県の緊急農地防災事業について水路の改修がされるという方向性が出まして、これは大変うれしく思っておるわけです。

しかし、一方で末端まで水の届かない水路というのが散見されるわけです。小規模農家ではこのような水路を個人で改修するのは非常に厳しいわけですが、国や県へきめ細かい支援の要請をすることで当町の特徴ある農業というのがそれなりに管理できるかなと思いますけれども、そんなような働きかけをする考えがあるかということと、併せて町独自でやっぱり何らかの対策が必要かなと思うわけですが、その辺のお考えを確認したいと思います。

産業振興課長

ただいま多面的機能支払交付金の関係につきまして御質問いただきました。

これにつきましては6月と9月議会でもお答えをした内容重複する部分がございますが、国は農用地の効率的かつ総合的な利用推進事業について優先的に予算配分を行っている現状でございます。

しかしながら、地元負担が少ない本交付金——多面的機能支払交付金事業については、引き続き町としましては国への予算要望を行っていく所存でございます。

また、県につきましては、本交付金以外の補助事業等について上伊那地域振興局の農地整備課と随時相談等の連携を図っており、今年度については、ただいま議員がおっしゃったとおり、県の緊急農地防災事業で改修工事を実施していただけることになりました。

さらに、町単独の取組としましては、緊急的な補修が必要な箇所に対して地方債の活用や町費を充てるなどして事業を行う予定でございます。

今後も有利な補助事業等や地方債の活用を検討しながら農業基盤の維持に努めてまいりたいと思っております。

宮協議員

ありがとうございます。

前回確認した内容とほとんど同じ回答で、そこから先にはなかなか一歩踏み出せんなど、そんなことを感じました。

大変厳しい状況の中で、理解するところもありますけれども、飯島町という農地を管理していく上では非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひ今後も続けてこのことについてお願いをしていきたいなど、そんなふうにも思っております。

次に、やはり前回も確認しましたがけれども、水田活用の直接支払交付金について確認をしたいと思っております。

国は、畦畔を有しない農地や用水供給施設を有しない農地を交付対象から外すと決めております。

交付対象外の水田はないっていうことを前回確認しておりましたけれども、対象農地全てが国の要件を担保できているかということについて確認をします。お願いします。

産業振興課長

水田活用の直接支払交付金の関係になりますが、国よっての水田活用の直接支払交付金の見直しにつきましては、5年に一度の水張りが確実に行われなければ交付対象とならないという内容となっております。

要件を満たしているかどうかにつきましては、令和8年度末の時点において水張りが行われなかったところが対象外となります。

現時点において、水張りが困難である、水張りの要件が厳しいという、そういった水田もございしますが、水張りを行えるように準備している農家もございします。また、様子をうかがっている農家、また畑地化も含めて検討をしている農家などもあり、最終的には交付金を受ける農業者の判断によることとなります。

国からの具体的な要件がようやく示されてきましたので、しっかりと農業者へ情報発信して対応をしていきたいと考えております。

宮協議員

状況については理解しますので、このことについてはこれでとどめておきます。

次に、関連したような質問ですけれども、国が推進している畑地化については現時点で209筆22ヘクタールの畑地化を調整しているということを前回確認しております。

それで、この調整っていうのはどういう内容なのか、またそのことについて年度中に報告が可能な状況なのか、このことについて確認をします。

産業振興課長

畑地化につきまして御質問いただきました。

畑地化支援についてどのような調整をしているかにつきましては、国が交付金対象の要件を審査するための情報のやり取りをしているという意味での調整でございます。

具体的には、要望として取りまとめた209筆22ヘクタールに対しまして、対象要件である畦畔や水口を備えているかどうか、また前年度において対象作物が栽培されていたかどうかなどの確認作業が行われました。

現時点では187筆、約20ヘクタールとなっており、12月13日付で本年度の交付決定の通知をいただいたところでございます。

宮協議員

分かりました。調整っていう表現だったんで何の調整が必要なのかなということ疑問に思っておったわけですけども、やっと理解ができました。このことについては理解ができましたので、次に移っていききたいと思います。

1-5でございます。

近年、当町にも移住就農者っていうのが何名かおいでになります。この方たちは、や

はり小規模な農業が多いということで収入が非常に厳しいっていうことを聞いております。特に、収入が少ないことから自治会から抜けたという事例もあります。

前回の一般質問では、増収につながる対策として、高収益品目の選定だとか、それから作付面積の拡大とか、年間を通じての作物等を相談や懇談を通じて行っているということを確認しました。

ところが、効果については、ちょっと私はまだ知るところがございません。その効果があればその事例をお聞きして次の支援につなげていければと思いますけれども、その辺のことについて確認します。

産業振興課長

移住者を含め新規で就農される方につきましては、経営指導も含めた相談、懇談を随時行ってきております。

新規就農者の皆様にはそれぞれに作りたい品目やこだわりたい部分などもあるかとは思いますが、思いどおりに行かないことや収益が上がらないことなどもありますので、JAと連携した技術的指導や、また県普及員と協力した経営指導を行ってきております。

御質問にありました収入が厳しいといった相談をいただいた方につきましても、面談と経営指導により、現在は危機的な状況を脱し、改善に向かっているという報告をいただいております。

宮脇議員

危機的な状況を脱したということは、そこで農業をしながら生活をしていくということが確認できたというふうな状況かなというふうに理解しますけれども、私は新規就農者に対する支援っていうのがちょっと短いんじゃないかなっていうふうに考えるわけです。

それで、特に新規就農者の方は機械の購入にもお金がかかるし、農地を借りるにも買うにもお金がかかるし、資材を買うにもまたお金がかかるというような中で、長期的な有利な支援、例えば5年間は生活資金を貸し付けますよと、それで返済は10年後からでもいいとか、極端な表現ですけれども、そのような支援が必要ではないかなというふうに思いますけれども、そのような考え方が検討できるかどうかについてだけ御回答ください。

産業振興課長

再質問にお答えしてまいりたいと思います。

新規就農者の支援でありますけれども、新たな経営を開始したような方たちに対しましては新規就農者育成総合対策事業というのがありまして、そこに経営開始資金の助成がございます。一年間に150万円、夫婦就農型ですと220万円ほどが資金助成される、こういった制度、複数年にわたっての支援がございます。

それと、そのほかに青年等就農資金というのがございまして、無利子で3,700万円まで、機械や農地、資材、そういったものに充てられる無利子の資金、こういった制度が国にもございます。

こういった有利な制度も紹介しながら新規就農者をバックアップしていきたいというふうに思っております。

宮脇議員

今お聞きしたわけですが、そういう資金があるっていうことは承知していたけど、それを返すっていうことは、やっぱり借りたから、それじゃあその年から返せるかっ

ていうと、なかなか難しいと思うんですね。そういう部分の資金の援助っていうのも考えていただきたいっていうことをお願いして、次の質問に移っていきます。

次はレディースファームの考え方について確認をします。

2-1 としまして、10月の議会便りでレディースファームについて法人設立の計画があるということを知った移住就農者から既存農業者への圧迫にならないか心配という意見が出されまして、議会としての考え方を問うということがありました。その中で幾つか行政の考え方をちょっと確認していきたいなと思っております。

項目とすると6項目ぐらいあったわけですが、1つ目として人手不足の既存農業者を圧迫しないかっていう文言がありました。これは、1つとして、女性の労働環境が整備されると、これは非常にすばらしいことだと、ただし、施設が整わない農家は敬遠されるんじゃないのかなっていうことがありました。

それから、もう一つ、スマート農業っていうことを先ほどもおっしゃっていましたが、農地を維持するのにレディースファームが最優先の施策だということがありました。

このことについて行政側の考えを確認します。お答えください。

産業振興課長

レディースファームの関係の御質問ですが、ただ、ちょっと先ほど返さなくてもいい制度はないのかというお話でしたけど、成年等就農資金は、これは返済しなければいけませんけれど、新規就農者育総合対策事業の経営開始資金、年間150万円っていうのは補助率10分の10ですので、返すとかではございませんので、その御理解をお願いしたいと思います。

レディースファームの御質問ですが、レディースファームの計画の一つとして、子育て世代の女性を積極的に雇用していただき、農業の現場においてどのような働き方ができるかを検証し、地域の農業者に対して新しい雇用方法の提案ができるよう、今支援を検討しております。ですので、人手不足の農業者を圧迫するようなものではなく、広く町内の農業の現場で働いていただける方の全体の分母を増やすための方策も検討しているということをまず御理解いただきたいと思います。

宮協議員

分かりました。

表面に出てこない中身ですので、そういうことをまたしっかり町民に知らせていくっていうのが非常に重要なことだと思いますので、そんなこともお願いをしておきたいと思います。

それから、2つ目として、小規模農家では作業施設への投資は非常に難しいと、要するに、生活が厳しいわけで、そういうことの中で施設への投資っていうのはできないっていうのが実態としてある、そういうことでありましたけれども、これについての考えをお聞きします。

産業振興課長

レディースファーム事業では、子育て世帯や女性の雇用促進のための作業施設などの投資の補助として200万円、補助率は10分の10であります。200万円を上限とした女性の就農環境改善対策事業を本年度は実施しております。女性専用トイレの設置や更衣室、休憩場所の設置に利用いただければと考えております。

これについては小規模農家も対象となります。200万円が10分の10ですので、200万円までは持ち出しもない有利な補助制度でありますので、ぜひこういったものを御活用いただけたらと、御検討をお願いしたいと思います。

宮協議員

そのことは補正予算の審議の中でちょっと確認をさせていただいたわけですが、条件が幾つかあるわけで、例えば延べで3名の採用が必要であるというような条件だとか、そういうようなこともありますので、その面もやっぱり理解不足っていうところがあると思うんですね。

やはりそちらもしっかり伝えていただいて、そういう方でも施設整備として200万円までの補助がいただけるんですよ、返さなんでもいいんですよっていうことをしっかり伝えていただいて、活用してもらおうのを広めていただくということが重要かと、そんなふうに思います。

それから、3つ目ですけれども、直売所などに大量に出荷されては法人には絶対に勝てないっていう、これは、どちらかというと生産品目の差別化、これが必要じゃないのかなっていう、大規模農家と個人でやっている農家で販売を目的とする農産物に対しての差別化が要るんじゃないのかなっていうような考え方のように思いますが、その辺についてのお考えを確認します。

産業振興課長

直売所などに大量に出荷されたら個人経営者は法人に勝てないという御意見でございますが、現在計画している経営規模は法人経営のため、基本的にはJA等を経由した市場出荷を模索している様子であり、直売所への大量の出荷は現在のところ計画はございませんので、御承知いただきたいと思えます。

宮協議員

生産物の販売って、確かに規格品については市場へ出していくっていうことが十分可能かなと思うんですけども、どちらかというと、イメージとすると無印良品っていうようなイメージのものっていうのは、やっぱり直売所だとか、そういうところへ直接販売するっていう動きっていうのが見えるかなと思うんですよ。

やはりそんなことも考慮しながら小規模農家の人たちっていうのは生産をしていると思いますので、行政の考え方は分かりますけれども、その辺もひとつ考えていただきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、4つ目として、スマート農業っていうのは町が人を集めて農家に派遣する事業だと認識していたというようなことでありましたけれども、これにつきましては、今の回答の中にもあるけれども、特にきれいに整備されちゃうと個人のところへはなかなか来ていただけないっていうところへつながるのかなと思いますので、回答があったというふうに理解をして次に進みます。

それから、5番目として、女性が直接農作業をしなくてもいいんじゃないのかなと、女性の活用としては、ブランディングだとか6次産業化だとか販売に対する工夫だとか、女性視点での発想での活躍っていうのがたくさんあると思うので、そんなふうなことについて考えとして持っているということで、先ほど来のお答えの中にこのことについても考え方が出ておりましたので、特に回答は要りません。

6番目として、人材育成、新技術の講習、販売先の紹介など、町の農業が衰退しない

ための支援がほしいっていうことであつたわけですが、いろいろ支援をしているようではありますが、特に販売先の紹介なんかはなかなか難しいと思うわけですが、その辺では、先ほどもちょっと触れましたけれども、地域を含めた地産地消、それから学校給食等への大口の販売っていうようなこと、または減農薬、有機米生産のグループづくりっていうようなことで生産の拡大が図れるのではないかなと思いますけれども、そのようなことを考えているかどうか確認をします。

産業振興課長

大きくは、今回、レディースファームということでの御質問でしたが、レディースファーム単体の事業ではなく、飯島町の営農センターを中心として、地域複合営農への道パートVに沿って地域営農の推進や人材育成、講習会の開催など農業振興に努めておるところでございます。

販売面については、営農センターの監事であるJAを中心に販売先の確保などを進めております。

具体策の一例として、人材育成については経営に関する研修会の開催や経営者会議と合同で営農センター三役と新規就農者との意見交換などを実施し、新規就農者の課題解決や意見交換の場づくりや新技術の講習会については支援センターやJA技術員による栽培品目への現地指導を通常として開催しております。

営農センターとしては、令和6年度より栽培講習会、先ほど話があったように農家の拡大——品目を増やすということで栽培講習会ができたというふうに思っております。

また、スマート農業への取組の支援としては、町独自の補助事業の展開や飯島町農業再生協議会を中心とした振興品目や転作品目への支援など、町の農業が衰退しないよう多方面からの支援を実施してまいりたいと考えております。

宮協議員

分かりました。いろいろの取組をされております。

私もそうなんですけれども、どんなことをやっているのかっていうのがなかなか見えてこないところがありますので、そんなことが分かるような形で示していただければ前に進むかなと、そんなふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、私の地元でのワーケーション事業についての確認をいたします。

前回の定例会で確認した実績と予測では、宿泊が131泊で451名、進捗率も87%というところで確認をしました。

特に、その折にも収穫の秋っていうので利用を拡大していきたいという話があつたわけですが、現時点での実績、予測を確認いたします。

地域創造課長

それでは11月末の時点ということで実績と予約状況について申し上げます。

ちょっと月別に申し上げますので、すみませんがお願いします。

実績としまして、4月は宿泊数が22泊の48名、5月は26泊の82名、6月は6泊の22名、7月は10泊の45名、8月は54泊の189名、9月は12泊の38名、10月ですが15泊の46名、最後に11月は19泊の54名となっております、12月以降の予約状況、これにつきましては現在24泊112名となっております。これらの実績と予約を合計いたしますと、全部で188泊の636名となっております。今年度の年間宿泊目標値が150泊でございますので、これに対しまして比較しますと進捗率が125.3%となります。

宮協議員	<p>なお、11月末までの宿泊稼働率は16.6%でございました。 よろしく願いいたします。</p> <p>だんだん上がってきてうれしいなと思っておりますけれども、やはり、さらに上げていくためにはということで3-2のほうに行きますが、平日の宿泊を増やさないと稼働率向上につながらないと考えておりますけれども、このことについてどのような施策を考えているのか確認します。</p>
地域創造課長	<p>平日の宿泊者数の増加及び宿泊稼働率の向上につきましては、i i ネイチャー春日だけの課題ではなく、例えば大きな温泉宿や都会のホテル、こういう宿泊業を営む全ての方における共通の悩み、課題であるというふうに思っております。</p> <p>i i ネイチャーの対策としましては、平日は関係人口としての企業の研修の受入れ、また土日につきましては交流人口としての観光客の受入れを目指すなど、利用者の様々な要求、ニーズにお応えできる施設であることも大切だと考えておりますので、このような対策を取りながら、年末年始も含めまして、平日などの宿泊稼働率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。</p>
宮協議員	<p>そうですね。だんだんいい方向になってきています。特に認知度も上がってきているのかなと思います。</p> <p>3-3になりますけれども、宿泊を増やすということに対する支援として——今はプログラムの中で地域貢献型プログラムっていうのがあります。それで、これに対しては夏休み等を使うと結構平日でも使う機会が増えるのかなと、そんなふうに思うわけですが、このプログラムに参加している農家は何軒いるのか確認します。</p> <p>また、このことは労働力不足対策や販売増加、または今ありました交流人口の増加ということにもつながってくるかなということで、有効なプログラムというふうに考えているわけですが、一方で宿泊料金というのは町外から来る人については1棟幾らっていう状況になっておりますけれども、貢献型のプログラムに対しましては宿泊料金の支援を受けながら拡大を進めていくというような考えを検討できないかについて確認いたします。</p>
地域創造課長	<p>まず議員の御質問の地域貢献型プログラムに参加している農業法人も含めました総数でございますが、現時点では5軒の皆様でございます。</p> <p>それから、地域貢献プログラムにつきましては、参加者は無料で農業体験をしていただいております。それで、農家の皆さんは体験料の収入はございませんが、労働力を提供いただくことで効果を上げているという仕組みづくりになっております。参加者または農家、共に得るものがあるのかなというふうに思っております。</p> <p>今のところこの仕組みに宿泊費を補助するという考えは持っておりませんが、議員の御指摘のとおり、全体の宿泊料金の在り方等、これについては今後検討していかなければならない課題であると思っておりますので、御提案いただきました内容も含めまして一緒に検討してまいりたいと思っております。</p>
宮協議員	<p>ありがとうございます。前向きな御回答をありがとうございました。 最後の質問です。</p>

地域創造課長	<p>同じくワーケーションの関係ですけれども、夏場の農業体験プログラムで一定の活力が生まれた可能性があるというお話でした。</p> <p>それで、この秋は結構たくさんの方が体験をしているわけですけれども、収穫の秋での農業体験でも同様な状況が得られたのか確認します。</p> <p>まず9月以降に行われました農業体験プログラムについてちょっと御説明をしたいと思います。</p> <p>9月8日に梨の収穫体験を行い、9月30日には稲刈り体験、それから10月14日には秋の大感謝祭に合わせましたサツマイモの収穫体験、それから11月11日及び18日には農家さんのお手伝い地域貢献型プログラムとしてのリンゴ収穫体験を、それから、最後になりますが12月2日にリンゴ収穫体験を実施しております。</p> <p>農業体験プログラムにおけるヒーリング効果につきましては、ストレスチェックを実施した参加者のデータを夏場と同様に順天堂大学の大学院に提供しております。現在、大学において分析中ではございますが、夏場と同様にストレスが緩和され、一定の活力が生まれた可能性があるという連絡をいただいているところでございます。</p>
宮協議員	<p>引き続き多くの方に参加いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>特にヒーリング効果っていうのは、やっぱり企業の方たちに来ていただくっていうのは非常に大きな効果があるというふうに考えておりますので、そんなことをぜひ数値化して、今後も宿泊の有効活用について進めていただくとお願いをして、私の一般質問を終わりにします。</p> <p>〔宮協議員復席〕</p>
議長	<p>ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。</p>
休憩再開	<p>午後0時00分 午後1時30分</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>松澤会計管理者より欠席の通告がございました。</p> <p>休憩前に引き続き一般質問を行います。</p> <p>1番 伊藤秀明議員。</p> <p>〔伊藤議員質問席へ移動〕</p>
1番 伊藤議員	<p>それでは私から6点の質問を行います。</p> <p>これまでの質問とは違う角度から違う分野を少しお聞きします。</p> <p>まず、町長の所信表明に「公約の柱は、人を真ん中に「つなぐ」力で楽しく豊かに暮らせるまちづくり、「つなぐ」輪でだれ一人取り残さないまちづくりです。」とあります。</p> <p>公約実現のために様々な政策に取り組んでみたものの、もし途中で挫折して公約が実現できなかったとしたら、ちょっときつい言い方ですが町民3,443人の支持者を裏切ることになってしまいます。</p>

立派な政策であります。これが絵に描いた餅にならないように、正月には皆さん餅を食べると思いますが、本物の餅になって食べられるような状態にしないと幾ら立派な絵でも意味はありません。それで、そのようなことがないように、1—1に入っていきます。

政策を実現するためには、いつまでに何をするか——私も建設会社において、工事をするには工程表というものを作ります。その中でいついつまでにこの工事をするってやっていって、最後には工事が完成するわけですが、これは政策も同じかと思います。それで、具体的にそういうものを作って進めていくというような考えがあるかどうかをお聞きします。

[唐澤町長登壇]

町長 具体的にどのような計画で進めるかという御質問ですけど、3,443票は投票いただいた方でございます、現在人口は8,964人ですけれども、誰一人取り残さず全ての人に対応した施策を進めていきたいと考えております。

今回の町長選挙においては、8つの約束と28の施策、これを公約として掲げてまいりました。公約を実行するためには実効性の担保が必要でございます。まずは第6次総合計画の施策とひもづけること、それによりまして実効性の担保となるものと考えております。現在、実施計画においてお示しできるように作業を進めているところでございます。

なお、公約につきましては、何をいつまでにどうしていくのか、特化したそういったロードマップにつきましては今後作成するように考えているところでございますので、できた段階でまた議員の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

伊藤議員 ぜひ、今後これから作って、その都度検証をしていただきたいと思います。

政策を実行する上では問題が当然出ると思いますね、なかなかこれほうまくいかない。そのため、何が原因だったか原因究明と対策をしないと進みません。

また建設の話になりますが、1つのもの造るには施工協議書というものを作ります。それで、いろいろ問題点があったら、大きな石が出ちゃったけどどうしたらいいか、水が出ちゃったけどどうしたらいいか、その都度、町側とか相手先と協議をします。それで回答をいただいて、それに進んでやるような方法であります。

町の行政もそれと同じようなやり方で、何が原因でこの政策ができなかったか、できるためにはどうしたらいいのかということを考えていかないと進みません。そこら辺をどのように考えているか、回答をお願いします。

町長 公約に掲げた政策に限りませんが、問題が発生した場合には原因の究明、対策は非常に重要かと考えております。

分析方法には、ロジックツリーですとかフィッシュボーンチャート、前にも出ましたけどトヨタ自動車ですとやっておりますなぜなぜ分析、そういった分析方法も必要かと思えますけれども、いろいろ問題が出る時には、危機管理の場面でも出てまいりますけれ

ども、ハインリッヒの法則というのがあります。大きな事象が起こる前には軽微な事象が29、それからもっと裏には小さな出来事——ヒヤリ・ハットが300あるということでございます。

大きな問題になる前に小さな課題をできる限り原因究明、分析し、そして解決のための手続を取ってまいりたいと思います。

先ほど施工協議書の話も出ましたが、やはりそういった工程表をきちんと設けながらやっていくことが必要かと思えます。

現在の定例的な取組としましては、行政評価においてPDC Aサイクルによります点検や改善に取り組んでいるところでございます。

事例により柔軟な対応が必要であると思えますけれども、まずは先ほど申し上げましたように状況把握をしっかりと行い、関係する皆さんと情報を共有しながら対応を協議していくということになるかと思えますので、よろしくお願ひいたします。

伊藤議員

ヒヤリ・ハットは久しぶりに聞きます。これも建設業ではヒヤリ・ハットとか危険予知活動をしています。どんな問題が含まれているのか、こういうことが起きないためにはどうしたらいいかということのを常に考えて工事も進めております。

次に行きます。

今年5月26日に何があったでしょうか。中野市で立て籠もり・猟銃発砲事件が発生した日です。近くを歩いていた66歳と70歳の女性を含む4人が亡くなった痛ましい事件でした。

このように、普通の日常生活を送っている何の罪もない人がいつどこで誰が被害に遭うか分かりません。

また、被害を受けた後には、心的外傷後ストレス障害などの重大な精神障害になり、長期間、社会生活に適応できない症状が続くこともあります。

このような犯罪の被害を受けた人を支援する法律が平成16年に犯罪被害者等基本法として成立しました。

その中の第5条に「地方公共団体の責務」として、

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

とあります。

長野県では坂城町、泰阜村、千曲市、佐久市などが既に条例を制定しています。

また、近隣市町村では辰野町、宮田村が制定済みであります。

新聞報道によりますと飯島町、南箕輪村、駒ヶ根市、箕輪町は検討中とあります。

伊那市では今月28日まで意見を募集し、3月議会で条例提出予定となっております。

当町の条例策定の進捗状況、これは進めているということのを伺っているんで、進捗状況と3月の議会に被害者支援条例の案が提出できるかどうかを具体的にお聞きします。

住民税務課長

ただいまは犯罪被害者支援条例のついでの御質問をいただきました。お答えをします。犯罪被害に遭われた方、またその御家族や御遺族の方は、事件の影響を受けまして権

利が侵害される可能性があります。

犯罪被害者等基本法には、そういった方々の権利を法的に保護し、公正で正当な生活を保障するための権利の保護、支援体制、社会的な安全、地域社会の連携等、また国は地方公共団体等の責務について明記されております。

また、この法律を基に地方公共団体の条例が制定されているところでございます。

当町では、条例については現在まだ制定しておりません。

しかしながら、先ほど議員さんの言われたとおり、条例の制定と犯罪被害者等お見舞金給付要綱につきましても併せて整備が必要であると考えておりまして、県の条例等や制定済みの市町村の条例等を参考にしまして、現在、条例や給付要綱の素々案を作成したところでございます。

先ほども言われましたとおり、今後、議会の皆様にも早い段階で骨子案をお示ししまして、3月の議会には上程できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

伊藤議員

ぜひ3月に間に合うようお願いしたいと思います。それこそ町長の政策の誰一人取り残さないという政策にも通じるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは3のほうに入ってまいります。

重層的支援体制整備事業とは、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような暮らしの困り事に対応するために町全体が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築、実践できる仕組みづくりをする事業であります。

それで、3-1に入っていきますが、令和5年度重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施自治体に飯島町も入っていますが、現在の進捗状況と課題があったらお答えをお願いします。

町長

重層的支援体制整備事業の進捗状況ということでございます。

議員さんの申されましたように、現在の福祉的な課題は多様化、複雑化しておりまして、本当に複合的に様々な角度から対応していかないと困った方に寄り添えないという状況がございます。

国は、地域共生社会の実現を目指し、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的な支援体制を整備する一方、重層的支援体制整備事業を創設したところでございます。

令和3年には、地域共生社会の実現を積極的に目指す市町村を対象とした補助事業であります、今お話しされました重層的支援体制整備事業への移行準備事業ということで、これは3年間ですけれども、創設しています。

当町は令和4年から移行準備事業を採用しまして、飯島らしい共生社会の実現に向けて研究に取り組んでいるところでございます。町民の皆さんの福祉のために包括的な支援体制整備は欠かせないところでありますので、準備事業期間中に町の体制を整えたり地域の居場所づくりを進めたり、生きづらさを持つ方やその家族の皆様の支援体制を構築したりしてまいりたいと考えております。

あわせて、この準備事業は非常に課題も多くございます。ですので、この準備期間中——来年一年になりますけれども、重層的支援体制整備事業を実施するか否か、こちら

を十分に協議しながら検討してまいりたいと思います。

議員の御質問の詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それではこの事業の詳細についての説明をさせていただきます。

議員の質問の中の説明にもございましたけれども、重層的支援体制整備事業は、高齢者介護分野と障害分野、子ども・子育て分野、生活困窮分野、この4つの福祉の分野を基盤として、まずはそれぞれの分野の体制を整え、その上で多重かつ複雑、幾つのも分野にわたる困難なケース、制度のはざまのケースなどに対し、多機関の共同による解きほぐし、伴走支援、地域づくり等を総合的に進める、そんな事業でございます。

町は準備事業に取り組んで2年目でありまして、庁舎の中の連携体制の研究、各分野の事業点検、地域の方々との居場所等の研究等に取り組んでいるところでございます。

この事業については後方支援の役割を長野県と受託事業者の長野県社会福祉協議会が担っており、県内の自治体の動向や県の方向性等の情報が示されております。

今年度11月の研修では、この事業につきましては、始めたら半永久的に続ける事業であるので、それぞれの自治体の現状、地域の流儀、特性を鑑み熟議し、合意形成をした後、我が町はどうやるのかを決めていまいしょうという方向性でございました。ですので、慎重に進めていくべき事業であることを確認したところでございます。

準備事業に取り組み見えてきた大きな課題は、重層的支援体制整備事業の補助事業を実施するためには会計事務の大きな改変が必要であること、補助事業の集約や実施事業の細部にわたる国への定期報告が必要であるなど、主となり事業を担当する部署や関係部署の事務量の増大が見込まれるところでございます。

一方、飯島町は規模が小さいので連携がしやすいという強みがあります。現場では既に横連携したり役割分担したりしている現状がございます。

準備事業期間中に飯島町の包括的な支援体制の整備を進め、また補助事業を活用するか否かを検討してまいります。

また、そのような中で2月には第2回目となります地域共生フォーラム「お互いさまの地域づくりをめざして」を開催することを予定しております。今月の広報の一番裏にこのイベントの掲載をさせていただいております。ぜひ町民も交えて多くの方に参加していただいて、一緒に考えて進めていけたらいいかなというふうに思っております。

この整備事業は非常に複雑で多岐にわたっていて大変かと思えます。それは私も大変だろうとは思っています。

これは、やっぱり整備して、分かりやすくまとめるものはまとめたりとか——ある方の話によりますと、相談事があって包括支援センターへ行ったら社協に行ってくれと、それで社協に行ったら包括支援センターへ行ってくれと、多分こういうようなことがないようにこういう整備事業をすと思うんですよね。ですので、これを一回整備して町民の利用しやすいような形に——飯島はいいのかも分かんないですけども、負担増になるのではなく、合理化したりして考えていけばと思います。

それに関連しましてですが、コミュニティソーシャルワーカーという言葉がありますが、これは援護を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親、生活困窮者などに対し

見守り、課題を見つける、相談援助や要援護者の課題を解決する支援をする人のことです。

それで、アウトリーチとは、直訳すると外に手を伸ばすことになります。福祉の分野では、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に対し行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けるプロセスのことです。

行政のほうから困った人はいないかって届ける人を探して進めていくっていう、相談しにくい人とか相談するのが嫌だとか、ひきこもりでそういうことができないとか、様々な人がおりますんで、こういうものの活用をどのように考えているかをお聞きします。

町長 福祉の現場も大変横文字が増えてまいりました。

私も選挙戦の中で私の公約と相手方の公約に横文字が幾つあるかっていうのを後援会長が数えてくれました。私が19ありました。相手方は40ありました。どうも横文字でごまかしてしまうんじゃないかっていう懸念も言われました。

コミュニティーソーシャルワーカーですけれども、今、議員さんも説明していただいたように、やっぱり地域課題の支援者、そういう位置づけかと思います。

アウトリーチというのは、福祉のサービスや情報お届けするということかと思います。

ですので、横文字で言われるとお年寄りの皆さんなんかはほとんど分からないんですね。だから、やっぱり、もうコミュニティーソーシャルワーカーは支援者っていうことかと思います。それで、アウトリーチはきちんとこちらの情報をお届けすると、そういうことだと思いますので、そんな意味合いを含めて答弁をさせていただきたいと思いません。

地域課題の支援者でありますコミュニティーソーシャルワーカーの役割は、地域に出向いて様々な困り事をしっかりと捉え、その解決に向けて取り組むとともに、住民やボランティア、福祉関係の皆さんと協力しながら、誰もが安心して、誰一人取り残さない、そんなつながりのある地域づくりを進めたり、既存の制度では対応できない問題について新しい仕組みを創出したりする人材で、社会福祉協議会などの地域福祉の現場で活躍している方かと思います。

実際に飯島町にもそういった地域の課題の支援者というのは存在しておりまして、活躍していただいているところでもあります。今申し上げましたように、町では、社会福祉協議会の地域福祉部門の活動や町からの委託事業も含めまして、そういった支援者としての役割を担っていただいていると考えております。

一方、サービスと情報をお届けするアウトリーチでは、具体的には、複雑化また複合化した課題を抱えて支援が届いていない人のために支援をお届けするため、声を上げられないでいる方、これを発見し、出向いたり、また支援を届けたりつなげたりする、そういう活動であります。

重層的支援体制整備事業ではサービスと情報を提供するアウトリーチ等を通じた継続的支援の取組として位置づけられているところでもあります。

町の地域福祉計画は社会福祉協議会の地域福祉計画と一体的に策定されておりまして、町は社会福祉協議会とともに地域福祉を推進していくこととしているところでもあります。

伊藤議員

重層的な支援を要する方や家庭につきましても支援者機能を持つ社会福祉協議会とともにサービスや情報を届ける活動に取り組みたいと考えているところでございます。

町長が言われたように、確かに、今、高齢者は横文字を見るとよく意味が分かりません。これからは高齢化社会になるので、誰にでも分かるような言葉で意味を教えてもらいながら言ってもらわないと、この横文字社会では高齢者はついていけません。ぜひこれも行政課題の一つと捉えればいいかなと思います。

福祉コーディネーター——社協にいると思いますが——それが担っているかと思いますが、ぜひ進めてもらえることを希望します。

3-3に入っていきます。

新田自治会では、現在、地域住民の参加により助け合い活動をしております。当事者が折山議員のところですが、そういう組織をつくりました。これはほかの自治会も参考にしていけば非常にいいと思います。

それで、そういう自治会が増えることを前提に、町でもぜひ推進して、こういうふうにはやっていきませんかとか、保険金だけでも補助するとか、何かその対策をすれば、これからは、もう地域で、それこそつなぎ合いですよ、町長の言う、をしていかないと取り残されてしまいます。

そういう自治会の在り方を町ではどういうふう考えているか、お願いします。

町長

新田自治会の例を出していただきまして、地域での助け合い事業についての御質問でございます。

新田のささえ合いの会は、新田地域に住む有志の方々が中心となり、下準備をし、自治会にも理解をいただき、何回かの準備会議を経て令和4年10月に会員互助のお互い様の支え合い活動として始まりまして、一年が過ぎたところでありまして、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる活動を目指しているところであります。

今は月に2回ほど集会所に集まって楽しい時を過ごしたりしています。集まりでは参加者同士でやりたいことを話し合っ内容を決めているなど、和気あいあいとした様子をお伺いしております。

また、毎月「お互い様便り」を発行して活動の様子を報告し、また困ったことがあったら遠慮なく相談できるような情報発信をしているところであります。

私の公約の中にも御近所互助というのがありまして、これはまさに新田の活動が見本になっております。その中で、地域全体でいろんな困り事のある方、また地域の課題を解決していけるような仕組みをつくっていきたく、そういうことで掲げているところであります。

この活動の立ち上げ支援としては、社会福祉協議会と町とが関わった経過がありまして、いろいろなほかの自治会からの相談がありましたら町と社会福祉協議会がしっかりと連携しながら支援をしていきたいと思っております。

また、私の公約に掲げる御近所互助についても形を明確にしながら、また決まった段階で御相談を申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤議員

4のほうに入っていきます。

来年4月1日施行の法律で孤独・孤立対策推進法っていうのが施行されます。その中の第4条に

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

とあります。

当町はこの施策の実施を考えているかどうか伺います。

町長 国の進めます孤独・孤立対策に対して町はどう取り組んでいくかという御質問でございますけれども、町は地域福祉計画の中にこのような内容について盛り込んでございます。

今後は国の示された政策を見ながら対応していくことになると思いますけれども、孤独・孤立への対策、また自殺対策、生活困窮対策、高齢者の見守り活動、独居ですとか、居場所づくり、また先ほど申し上げました御近所互助、独り親、若い方が介護しますヤングケアラー問題、それから少数者の問題等、いろんな要素が多岐にわたっておりまして、こういった問題にきちんと横断的に連携を取りながら取り組むという方針で策定をするような内容になっております。

町では、各部署の相談支援事業、様々なサポーターや見守り活動、地域の互助、また居場所、小さなコミュニティ、またひきこもり支援等の既存の取組を基盤として、孤独・孤立対策の視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤議員 孤独・孤立対策、これは、ますます高齢者の独り暮らしは増えるばかりだと思います。ぜひ孤独・孤立対策、これは全国どこでも必要な対策かと思いますが、飯島でも孤独にならないような、孤立にならないような対策をぜひお願いしたいと思います。

5のほうに入ってまいります。

本年4月に施行されたこども基本法第10条2項に「市町村は、こども大綱（中略）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。」とありますが、当町では子ども施策のついての計画があるのかをお尋ねします。

教育長 お答えします。

4月に施行されたこども基本法第10条第2項に定められております町におけるこども施策についての計画については、現在のところ策定してございません。

第9条には「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（中略）を定めなければならない。」とありますが、現時点ではこども大綱が示されていない状況であります。

町は第10条にこども大綱及び県のこども計画を勘案しながら町におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとするので、こども大綱が示された後に策定に向けての研究、検討を始める予定であります。

現在は令和2年度～令和6年度の5か年計画である第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画を基に子ども・子育て支援事業を進めているところでございます。

伊藤議員 今のところ実施予定はないということですが、県のほうでは子ども計画ができておりますので、ぜひそちらのほうも参考にしてつくっていただければと思っています。

5-2のほうに入っていきますが、こども基本法第11条には「こども施策に対するこども等の意見の反映」として

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

とあります。

子どもの意見を聞いてください、親の意見を聞いてください、それを施策に反映してくださいという決まり事があります。こども家庭庁ができてこどもまんなか社会という位置づけにもなっています。

これからは、ぜひ子どもとか関係者、親とかの意見を聞いて、それを反映するために措置を講じてくださいということになってはいますが、町の現状はどのようになっているかをお聞きします。

教育長 子ども計画を策定する際は要望・ニーズ調査としてアンケートを実施する予定であります。子育て中の保護者はもちろんであります。こども施策の対象となる子どもの意見も反映できるようなアンケート方法を検討してまいりたいと思っております。

伊藤議員 5-3に移ります。

子ども（高校生を含む）・高齢者・家庭問題に関するあらゆる相談総合窓口——仮称ですが——をつかって、何でも気楽に相談しやすい体制づくりが必要かと思えます。

いろいろ聞きに行くのにハードルが高かったり、町役場まで行って聞くのもおっくうだとか、恥ずかしいとか、嫌だとか、プライドに影響するとか、様々な問題で相談しにくい、それを、どこか1か所、何でも相談してくださいよっていう窓口があれば、どんなことでも、こんなことを聞いて恥ずかしいかなとか、こんな小っちゃなことでもいいのかなって、それをつなげる役を持った人が1人おればいいので、こういう相談ならここへつなげますよとか、ここへ行ってくださいよとか、そういうのがあると非常に相談するほうも分かりやすいんですね。

私も議員になって、この相談はどこに、誰に相談していけばいいのかなっていうのがいっぱいあります。町民は余計にそのことが分からないと思うんで、ぜひ相談しやすい体制、それをまた受け止める体制というものを提案しますが、意見を伺います。

教育長 子ども・高齢者・家庭問題に関する総合窓口設置の御提案でございますが、現在、総合窓口での相談体制はない状況であります。

高齢者・乳幼児・障害者・家庭問題等については健康福祉課が窓口となっており、子ども関係については教育委員会が窓口となっております。

現在、教育委員会には家庭相談員、保健師、子育て支援コーディネーターが在籍しており、それぞれの立場で相談等を受けております。

その中でも継続的に支援が必要な園児、児童生徒については、要保護児童対策地域協議会において関係部署との情報共有を定期的に行い、それぞれの立場で支援を行ってお

ります。

子どもの相談、支援には必ず保護者・家庭問題が関係してまいりますので、関係する職員を集め、個別ケース会議も開いております。

他市町村と比較しましても、この町の強みである機動力を生かしたスムーズな連携活動が現状でも行われているのではないかと感じております。

伊藤議員

それぞれ分野ごとに相談体制があるのはよく分かっています。CEKで見えたら、6項目あって、この相談はここへ来てください、この相談はここで受け付けています、それは分かっているんですよ。

ですが、どこへ相談していいかがすぐ分かるように、何かそういう相談窓口があれば相談しやすいし、それで、そこで案内していただければ、ああ、それじゃあそれは教育委員会のこういう子ども室に行ってくださいよとか、そうしないと相談しにくいっていうか、そういうことによって相談しやすくなるかと思うんですけども、これは提案ですけれども、そうすると非常に利用しやすいことになるかなと思います。

それでは6のほうに移ってまいります。

これは以前にも質問しました。2度目であります。

中学校の生徒会で意見、要望が出て、もう生徒は卒業してしまい、制服の話が続けることができません。この話は実施するまでに恐らく数年かかるかと思えます。そのためには継続して検討委員会のメンバーがいることが必要だと思います。

まずは早急に仮称として制服検討委員会の設置を求めます。

辰野町では、先週土曜日の新聞には制服見直し、意見交換が行われましたとありました。辰野も進んでおります。

それで、箕輪中学では8月21日に令和7年度からの新制服を考える会を開催しました。

行政は近隣の各市町村に足並みをそろえるというのが好きでありますので、辰野、箕輪で始めております。もう駒ヶ根は終わっております。

ぜひ飯島も——辰野でも30年以上同じ制服を着ている、飯島は子ども議会でも取り上げられました。ぜひ子どものためにも制服をまず検討委員会を設けて進めていただきたいと思いますが、所見をお願いします。

教育長

今おっしゃられたとおり、以前にも伊藤議員から御質問のあった内容かと存じます。

伊藤議員も御存じかと思えますけれども、制服についてはあくまでも学校が主体となって検討していく内容であります。

現状においては、学校からの積極的な希望が出ている状況ではなく、具体的な検討には至っておりません。

しかしながら、今後、教育委員会としては、負担を担う保護者の意見や生徒の思い、学校の意思を尊重しながら共に考え、検討してまいりたいと思っております。

制服の在り方については、今後、LGBTQ等ジェンダーの課題についても考慮しながら、子どもたちが新たな気持ちで充実した3年間の学校生活を送れるよう学校とともに考えていきたいと思っております。

伊藤議員

学校のほうで声がないからやらないっていう、そういう消極的じゃなくて——辰野町では3者協議会をしておりますね。生徒と保護者、教職員がそれぞれの立場で意見を出し合うことで相互理解を深め、よりよい学校づくりということで話し合いを持っています。

まず第1回目の検討をしないことには始まりません、言っているだけではね。

ぜひ制服を新しくするという考えに基づいて速やかに、教育委員会主導になるか、どこが主導になるか分かりませんが、協議会っていうか、そういうものを始めていただきたいですね。それは希望も入っていますが、よろしく願います。

6-2に入っていきます。

6-2、これも再質問でしつこいかと思います質問します。

なぜ2度も問うのか、早く予算を立て、実施を求めるからです。

飯島近辺や全国を見ても砂利の校庭というのは多分全国で飯島ぐらい、これは前の質問のときに言いましたが。

また、雪かきをした場合、雪の下の砂利まで一緒に子どもたちがかいて、木の横へ全部積んじゃうんですね。それが解けると砂利だけ残って、それをまた庭に戻すという、こういう作業があり、また水たまりがもう各所にできちゃって、砂利を持ってきてならず、ならしてもすぐにまた同じ場所にくぼったみができても水がはねちゃうという、これね、維持管理が非常に大変です。

そのために舗装してくださいとは言いませんが、舗装しない理由はいろいろとあると思います。

多分あれは大規模改修を中学でやったときからずっと舗装してないかと思いますね。ですから、もう30年近くでしょうかね。

予算がないとかっていうことを言わないで——中学校が舗装していないなんて恥ずかしいです。ぜひ予算化して速やかな実施、春休み、夏休みを使えば業者もできるので、ぜひそこら辺も考えて、一度で無理なら半分ずつとか、そういう対応をお願いしたいと思いますが、意見を伺います。

教育長

今言われたように、この内容についても以前伊藤議員のほうから質問いただいております。

飯島中学校玄関前の砂利の部分の舗装っていうことでいいかと思いますが、以前御質問があった時点で中学に対して現状の困難点について話を伺いに参りました。中学では、現状ではそれほど困難を感じていないということでありました。

御指摘のように、舗装を施すことは、将来的には必要なことだと思われませんが、かなり多額の費用が必要となる見込みであります。

また、町内小中学校においては経年劣化に伴い喫緊に修理を必要とする箇所もあります。まず子どもたちの安心と安全を最優先にしながら、修繕箇所の中での優先順位を踏まえながら検討し、進めてまいりたいと考えているところであります。

伊藤議員

お金がかかることは分かっています。

話は戻りますが、光をそそぐ、そういうものに、もし1,000万円かかれば5軒分ですよ。そういうことがないように、ぜひぜひ速やかに、ほっておくといつになるか分かり

ません。いつまでにしたいとか、せめてそのくらいの目標を立てないと永久に砂利の舗装でお恥ずかしい限りでございます。

以上で私の……。

回答があれば、時間が無理ですか。回答があればお願いします。

教 育 長

先ほどの制服に関わってですが、現状のところでは学校のほうに制服についての希望等について検討をするようにという話はさせていただいているところでもあります。です。その後、学校のほうから話があった時点で進めてまいりたいというふうに思っています。

玄関前の舗装についてですが、先ほどもお話ししたとおり、ほかに修繕箇所等がありますので、どんな具合であそこを舗装していったらいいのかっていうことも含めて検討していくということで、現時点ではいつどのようにといいところはお答えできない状況であります。

議 長

伊藤議員、時間です。

伊藤議員

質問を終わります。

[伊藤議員復席]

議 長

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩

午後2時22分

再 開

午後2時28分

議 長

会議を再開します。

本一般質問につきまして飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきました。

藤井委員長には、御多忙中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは一般質問を続けます。

9番 星野晃伸議員。

[星野議員質問席へ移動]

9番

星野議員

大変申し訳ございませんが、質問を始める前に訂正を1つお願いします。

5-1のところなんですが、「不在者投票」となっておりますが「期日前投票」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは通告に従いまして私の質問を始めさせていただきます。

再三出てまいります、新町長のタイトルでもあります「つなぐ」というキャッチフレーズ、大変私も気に入っております。

その中で、最初に町民の皆さんが役場に来て顔を会わせるところ、窓口、これが一番最初のつなぐ一場面ではないかと私は思います。

私がこの間、町民の皆さんからお聞きしたのは、今度は行政出身の町長さんだから職員の方々は楽になるね、少し厳しさがなくなるんじゃないのかっていうような声も聞

きました。

そんな中で、町長は非常に自分自身には厳しいと思います。いい意味で職員の皆さんにも厳しさをもって接することができるのかということをお聞きすると同時に、私もサービス業という仕事柄、接客ということには非常に気を使っております。そのようなセミナーだとか講演とか勉強会というものを職員の皆さんと開いているのか、1と2を併せてお聞きします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

御質問で、自分には厳しいけど人には優しい、そういう御質問でしたけれども、自分にそれほど厳しいとは思っておりません。

ただ、やはりある程度のハードルを設けて、自分の行動には気をつけているつもりです。

昨日の全国高校駅伝もそうですし、全日本フィギアスケートもありましたけれども、それぞれの選手の皆さんが、やはり自分の目標ときちんと掲げて、それで取り組んでいる。特に佐久長聖の皆さんは日本一厳しい環境の中でああいった成績を残したということですので、職員の皆さんにもそういった自分なりの目標をきちんと設定しながら様々な業務に取り組んでいただきたい、そういったことを伝えてまいりたいと思います。

私が総務課の庶務係長のときに今の人材育成基本方針をつくりました。その中で掲げているのは、自ら考え自ら行動する、そういう職員になってほしいということで方針をつくったところであります。

トップダウンで、人から言われて物事をするというのは非常に楽です。ボトムアップで、自分で考えて行動するというのは非常に大変なことです。それを職員に今は課しているということですので、あるところによりますと、ちょっと仕事が増えたなど、そういう職員もいるようです。ですので、厳しさとは、そういうところできちんと厳しさを設けながらやっていきたいと考えております。

私は全ての職員が役場の窓口であると思っているところであります。11月30日の職員を前にした就任式に際しましても、役場は住民の幸せ創造研究所であるというお話をさせていただきました。町民の皆様の幸せに直接関わり合い、つくり上げる先端にいるのは役場職員であると思っております。そのような気持ちをいつも持ちながら住民の皆様と向かい合い、職員から出向き、要件をお聞きし、住民に寄り添った信頼される町民対応に努めてまいりたいと思っております。

そうした研修をするのかという2番目の質問でございますけれども、人材育成基本方針もパート2になっておりまして、その中でも自ら学び考え行動する職員を育てるを目指して、毎年、職員研修を計画的に実施しているところであります。研修内容は多岐にわたっておりますけれども、全職員向けの窓口接客関係の研修や人事異動により窓口業務となった若手職員対象に接遇力向上研修などの研修を行っているところであります。

いずれにしましても、積極的に住民の皆さんのところへ出向き挨拶をして対応していく、それが基本かと思っておりますので、私を含めて取り組んでまいりたいと思います。

[唐澤町長降壇]

星野議員 そうですね、やはり窓口での第一声が町民の皆さんには一番大切なことで、そこで対応がずれますと必ず言われることは、役場へ行っても何にもしてくれんって言う方がいらっしやいます。そういったことがありますので、ぜひ窓口の対応は真剣に取り組んでいただいて、丁寧な接客に努めていただきたいと思います。

それでは2の質問に入ります。

公用車の管理なんです、公用車の管理、例えばオイル交換やボディーの傷などのチェックはどのような係で行っているのかお聞きします。

総務課長 管理方法についてでございます。

こちらは、公用車が配置された所管で車両ごとに担当者を決めておりまして、日常的な管理を行っております。

総務課では、車両情報などの集約を行って、総合的な管理を行っているところでございます。

公用車を運転する際には運転する職員が始業点検を行い、結果等を車両点検運行日誌に記載し、整備不良を未然に防ぐ体制を取っております。

また、運転前と終了後には車両を一回りして異常がないかの確認をするようにしているところでございます。

また、車検予定の日とかは、公用車の管理台帳にて総務課のほうで一括管理をしております。

12 か月点検などは点検業者からはがき等でお知らせしてもらうように徹底をしているところでございます。

星野議員 それでは、公用車を購入する際なんです、今はリースの車もあると思うんですが、車両自体の金額とリース代っていうのは分けて入札等ができないのかということをお聞きしたいと思います。

総務課長 公用車については、今は、入札の仕様として、一括購入の際は車両の本体価格や購入に関する登録費用等を含めた価格で入札をしていますが、リースの際はそれに加えてリースに関する費用も含めた価格で入札を行っているところでございます。

別にといいところなんですけれども、そういったやり方もあるということはお聞きをしていますので、できないということはありません。

星野議員 できないということがあるのでしたら、業者さんサイドに言わせると車両の価格とリースの価格っていうのは別部門になるので非常に作業も大変だということがありますので、ちょっと考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは2-3に入りますが、私も軽トラックがどうしても必要になることがありまして、中古の軽トラックを探しますと大変いい価格がしております。

そういった中、要するに役場の公用車の中でもう不用になった車はどのように処理をされているのかお聞きします。

総務課長 公用車につきましては安全面を大前提としておりますので、大切に長く使用をしているというところが現在の状況でございます。ですので、更新対象の公用車につきまして

は、長期間使用していた車両ということで不具合や劣化が激しい状態でございますので、自動車屋のほうに出しているという状況です。

星野議員 車屋さんのほうに出すということは、公用車自体がもう廃車で乗れない状況だというお話なんでしょうか。

総務課長 すみません。そうですね、劣化が激しいものについては廃車で出しております。それで、過去には再利用が可能な売払いできるような車があった場合には売払いを行った実績もございますが、ほとんどの車は廃車でございます。

星野議員 車自体が廃車になる状況の車は、私もまだ公用車の中で見たことがないので、ちょっとどうなのかなとは思いますが、もし、まだ乗れるっていう可能性のある車でしたら、税金で買っておりますので、入札にかけたりとかして町民の皆さんにも下ろしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは3に入ります。

柏木運動場は、ホッケーのサブグラウンドとしていよいよ計画が始まって、この間もお話ございましたが、今の進捗状況をお聞かせ願えればと思ひます。よろしくお願ひします。

教育次長 それでは御質問にお答えいたします。

今年度、柏木運動場の改修設計業務を発注しているところでございます。現在までに測量や土質調査などを行い、運動場への進入路、駐車場、グラウンドの配置を決定し、平面的な基本設計までできた状況でございます。

今後は、年度末までに構造検討や数量算出などの詳細設計を進めているところでございます。

星野議員 大分設計段階に入ってきたということですが、飯島F Cとか、それからほかのクラブ等もこれ以降使われることがあると思うんですが、その各チームや団体について意見を求めるっていうようなことはされるのでしょうか、お聞きします。

教育次長 グラウンドの御意見を聞いているかということでございますが、飯島F Cの皆様には折に触れて御要望を伺っているところでございます。直近では11月13日に基本設計の図面を御覧いただきながら懇談をしているところでございます。

また、長野県ホッケー協会の月例会に参加して国民スポーツ大会の運営に必要な設備や備品などをお聞きしているところでございます。

そのほか、地元七久保区や七久保水利組合さんにも随時説明を行って意見をお伺ひしているところでございます。

星野議員 大変お金のかかることですので、なるだけこれから使われる方たちの意見をしっかりと聞いていただいて、いいグラウンドを造っていただければなと思ひます。

3—3に入ります。柏木運動場は災害時の避難場所でもあります。これから先、例えば備蓄倉庫や道路の改修などの考えはあるのかお聞きします。

総務課長 柏木運動場ですけれども、町の地域防災計画で指定緊急避難場所に位置づけられております。

防災備蓄倉庫につきましては、今後進められます柏木運動場整備事業におきまして緊

急防災・減災事業債を活用して駐車場の一角に整備をしていきたいというふうに考えております。

また、道路整備につきましては、柏木運動場の整備事業に合わせまして主要地方道飯島飯田線に接道する町道柏木北線の道路工事を計画しております。これによりまして災害時におけます円滑な避難誘導や大型車両の乗り入れによります物資の輸送も可能となり、防災基盤の強化が図られると思っております。

星野議員 よろしくお願ひします。

今、飯島町のクラブの話をしたんですが、飯島町にはクラブの中にも柔道クラブが2021年に50周年を迎えて、それから、資料がございますけれど、飯島FCにおきましては2部で優勝して今度は1部に昇格します。

そして小学校6年生に平田桜奈さんっていう方がいらっしゃいますが、100メートル走で全国大会に出るようなすばらしい素質を持った方がいらっしゃいます。

そういった方々に、例えば全国大会に出るので旅費を幾らか支援するとか、そういった支援のマニュアルみたいなものはあるのかどうかをお聞きいたします。

教育長 スポーツクラブの記念事業につきまして費用面での支援はございませんけれども、相談があった際には町のほかの補助金で内容等が該当する場合にはその補助金を紹介しているところであります。

個人が表彰を受けた際に町から祝い金を支出する制度はありませんけれども、予選を勝ち抜いて全国大会以上の大会に出場する際には、マスコミにプレスリリースして取材していただくとともに激励金を差し上げているところでございます。

星野議員 飯島FCに関しては、今度は1部リーグということで、非常に試合の会場に行くのにも遠距離になりますので、ぜひその点も何とか支援をしてあげられればなと思いますので、そこら辺もよろしくお願ひいたします。

それでは4-3に入ります。

今のIPOCの現状はいかがでしょう。

資料にもありますが、優秀な生徒の父兄の皆さんが将来を見据えてどこかにいいコーチやチームはないですかっていうような相談を受けたい際には、どのように町のほうでは紹介をしているのかをお聞きします。

教育長 部活動の地域クラブ移行とその指導者についての御質問かと思われまます。

県では、国のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを基に長野県地域クラブ活動推進ガイドライン及び長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針により、令和8年度末を目途に休日の部活動については地域クラブへの移行を示しております。

また、その後は平日の部活動についても地域クラブ移行を目指して進めていく方向であります。

現在、飯島中学校においては、学校職員の兼職兼業を認め、幾つかの部活動指導に当たっていただいている状況であります。

現在、飯島町においても令和8年度末の地域クラブへの移行を目指して進めているところであります。

しかしながら、地域指導者の確保が大きな課題となっております。そのような状況の中で飯島町のみで地域クラブ指導者を確保していくことは困難な状況であると判断し、現在は近隣市町村との連携を模索しながらその組織づくりに向けて話し合いを重ねているところであります。

今後、町内スポーツ団体等との話し合いや保護者の意見、中学生の意見も聞きながら取り組んでいく予定であります。

しかしながら、指導者確保以外にも保護者負担や子どもたちの移手段、責任の所在等の課題、また教育の一環として行われてきた部活動が担ってきた部分をどのように維持していくのかといった多くの課題がございます。今後さらに平日の地域クラブ移行へとなると、ますます大きな課題を抱えることとなります。

いずれにしても、部活動の地域クラブ移行の際の課題は簡単に解決されるものではなく、時間のかかる取組になるだろうと考えているところでございます。

もう一点であります、才能のある児童への指導者やクラブ等の紹介という御質問であります、才能のある児童というよりは、この競技をやりたいという子どもたちが中学生になり、対象の競技がないために諦めることがないように努めていかなければならないと考えており、子どもたちが希望する競技に思う存分取り組んでいくことができるよう支援していかなければならないと考えているところであります。

星野議員

今の片桐教育長の考えはすばらしいなと思います。賛同しますので、そういった指導者、またお考えを続けていただけたらなと思います。

余談にはなりますが、今、飯島中学校のバレーボールの顧問に三石先生がいらっしゃいます。この先生がいることによって、今、試合があると全国から大体300人くらいの父母と生徒の皆さんが集まってきます。そこら辺を、教育委員会だけで考えるのではなく、飯島には体育館がうまく3つあるので、宿泊先だけなんですって言っております。そういったことも、さっきの地域包括支援じゃないですけど、お互いの課を結んで、飯島町の活性化のために何か、言い方は変ですが三石先生を利用させていただいて活性化につなげていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは5の質問に入ります。

藤井委員長におかれましては、猟期の忙しい中、今日はお越しいただきましてありがとうございます。

それでは今回の選挙について私のほうからお聞きします。

町民の声として、まず先ほど言いました期日前投票の場所ではありますが、2階であったということで、これがやっぱり高齢者または体の不自由な方には非常に行きづらかったという声もありますが、その点を改善できるかどうか、そしてまた投票率を上げるために今回の選挙の年齢の分析をしたのかどうかをお聞きしたいと思います。

選挙管理委員長

それでは、ちょうどの機会でもありますので星野議員の質問にお答えする前に一言述べさせていただきます。

11月19日執行の飯島町長選挙におきましては、関係の皆様方に御協力いただきまして無事に選挙執行ができましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

また、引き続き明るい選挙が推進できますように、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

それでは星野議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目が期日前投票の場所の問題ですね。あ、そうか、投票率の問題か。すみません、投票率の問題です。

投票率につきましては、今回の町長選につきましては71.20%ということでした。

それで、期日前投票の結果につきましては2,090人の方にお見えいただきまして、全体投票率の27.91%ということになります。ここ近年の期日前投票については大体2,000人前後の方にお見えいただいているということになります。

町長選挙につきましては、立候補の届出から投票日までの期間が5日と短いわけになります。そんな中で、期日前投票所の利用は、かなり2,000人という形で多くなります。それで、やはり最終日に向かっていくほど人数が増してまいります。今回の場合も最終投票日は800人くらい見えております。

それで、今御質問の中にあります期日前投票所の場所ですが、これに関しては、以前は下の1階の防災図書室でやっておったわけですが、やはり800人見えられずと、1個の投票だと何とかいいかなってというような気もしますが、2つ3つ投票が重なる選挙がございますので、その場合にはちょっと下の場所では不向きかなという考え方をしております。

そんな中で、やはり非常に現在やっている上の投票場所がいいかなというような気もしております。

それから、すみません、前後しちゃって申し訳ないんですが、投票率の問題で、やはり広報活動については、広報いいじま、それから町のホームページ等への掲載、それから選挙公報を全戸配布し、また合同立会演説会開催のCEK放送や文字放送等をしたところでございます。

また、いいちゃんメールでも周知を行っております。

それから、投票日当日には、庁内全域のページング放送を行い、投票状況を含めて6回の投票呼びかけを行っておるところでございます。

それで、すみませんが、投票率の分析の関係でございますが、やはり、町長選に限らず、傾向がここところずっと、何ていうかな、均一化というか、大体どの選挙も同じような結果が出ておるわけでございます。やはり若い方、特に10代~20代が低い、それから、当然でございますが、80代以上の方については、やはり健康面の問題で投票ができませんかと思っておりますので、当然低いわけです。

10代20代につきましては、特に学生、学生は飯島に住所を置かれたまま学校のほうに行ったりしているということで、引っ越されている方が多いので、その辺がかなり投票率に表れておりまして、10代でも18歳の方につきましては——ちょっと選挙の時期によっても大分影響が出るんですが——やはり18歳の現役高校生についてはかなり投票率がいいんですが、19歳になっちゃうとがくと落ちるというような傾向があります。

それで、この辺はいろいろな会議等においても、それから研修会等においても、やはり投票率の問題は毎回課題になっておりまして、いろいろな講師を呼んでの研修、それから改善策の要望等もあります。そんな形で、いろいろな対策は、飯島町の選挙管理委員としてだけでなく、全国の選挙管理委員も含めて、総務省も含めた中での投票率向上についての検討はしておるわけですが、なかなか向上してまいらんというような形が現状であります。

以上でございます。

星野議員

町長選であったので、投票率が低かったのはすごく残念でありました。

そんな中で、いろんな場面が考えられるんですが、やはり若い人たちの投票率を上げるには、最近のいわゆるSNSですとか、そういうものを利用するだとか、やはりこれからもいろんな対策が必要かと思います。今後の投票率が上がりますように、お忙しいかと思いますが、ぜひいろいろと選挙管理委員会の中で御検討をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を3時15分といたします。休憩。

休憩再開

午後3時00分

午後3時15分

議長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

4番 坂本紀子議員。

〔坂本議員質問席へ移動〕

4番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

このたびの選挙では多くの有権者の票で唐澤町長が当選されました。前任の町長への批判票も多かったのではと思われまます。このことが今後の町政にどう影響するのか、住民の方々は興味を持って町の政策を見守っているところであります。

それでは1—1と2の質問に入りますが、1の「文化館周辺等の利用について」と2の「商業施設の緑地帯について」は、役場庁舎を中心としたコンパクトシティの考えの中での質問であります。町としてもそのような考えがあったと伺っておりますので、それを踏まえた上でお答えをいただければと思います。

まず1の「文化館周辺等の利用について」お尋ねいたします。

平成31年3月の議会では、町提案の文化館の指定管理を町から非営利法人に変更する議案の上程がありました。反対8、賛成3で否決されたことを覚えておられる議員もいらっしゃると思います。

本会議の議員の反対意見は、文化館の利用なのに町民を加えた議論がない中で、公共施設を営利目的で又貸しする構想も含まれていて反対である、また、まちづくりセンターは文化館を管理するだけで、教育委員会では生涯学習の本質の議論ではなく、職員も文化館から遠ざかり反省が必要である、このような意見でありました。

賛成の意見としては、生涯学習は高齢化の中で地区、公民館に委ねたので文化館の利用が減少していった、建物管理の委託であり、生涯学習機能の在り方とは別に議論すべきだ、ほかに、立川市の図書館では飲食もできて大人気だ、民間への指定管理は多面的な役割が期待できるというような内容でありました。

委員会審査の町の答弁は、教育・文化向上の中で文化芸術活動の発表、多様な文化の鑑賞など町民の文化活動の支援をするために文化館がある、生涯学習でも数々の講座を文化館でやっており、活用していくためにいろいろな方法で法人より提案を受けている、このようなコメントでしたが否決となりました。

あれから5年がたちます。コロナの期間が3年ほどあり、様々な行事やイベントが縮小されたりやめてしまったりしております。また、それを担っていた方々も高齢化で団体の人数が減ったりしてきております。

1—1であります。

文化館は新型コロナウイルスの流行からますます利用率が下がっています。公的資金で建てられた建物であるが、民間の力を入れて喫茶機能などを加えるなど、利活用の再度の検討を求めるわけであります。

また、文化館としての役割と今後の利活用の提案をするわけですが、利用団体の方や新しく移住してこられた方々、また図書館の利用者などを含める中で、文化館を多面的な方向で再度検討する検討委員会をつくり提言書を作るべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

〔片桐教育長登壇〕

お答えします。

今、坂本議員からあったように、以前の経緯についてはそのような経緯だったと思います。

その際、町では、以前、民間の柔軟な発想力と活力、行動力を取り入れ、文化館に老若男女、多くの町民が集い、文化の向上が図られ、町の活性化につなげたいと考えましたけれども、お話のとおり実現することができませんでした。

この結果を受け、文化館の活性化に向けた将来ビジョンを飯島町社会教育委員会に諮問し、教育委員会が直営する場合と意欲のある民間団体が指定管理する場合のメリット、そしてデメリットなども示された答申書をいただいております。

活性化を図っていく上で現在の体制のままで十分とは考えておりませんので、今後いろいろな皆様の御意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと思っています。

また、今御指摘の検討委員会等についても今後検討し、進めていきたいと考えておるところです。

〔片桐教育長降壇〕

教育長

坂本議員 今、教育長からの答弁がありました。私もそのときには否決するメンバーの一人だったわけですが、コロナがあって、5年近くたってみて、私も文化サロンにも属している中で、文化館が非常に住民たちから離れてしまっているというか、利用する人たちがそのときだけ集うような形で、今は会計年度任用職員の方が1人管理していますけれども、公共の中では非常に静かな館になってしまったと思っております。

ですから、再度、文化館だけではなく、今度は商業施設があるので、ぜひ全体の役場庁舎を中心とした全体の文化館としての活動意義とか、館としての今後の在り方っていうのを再度検討していただきたいと思いますが、町長、ここでちょっとその点に関して御意見を伺いたいと思います。

町 長 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

私も公約の中で、文化館を中心とした図書館、それからいっ子センター、給食センターまでも含めて――昔はシティーホール構想というのがありまして、もう今はなくなっておりますけれども、この周辺をそういった公共施設を充実させて住民の皆さんのよりどころとなるような施設にしていくということで進めてきた経過もございます。

それぞれの住民の皆さんの声をしっかりと聞きながら、どのように活用していったら皆さんの幸せのためになるのか、その点を十分に検討していきたいと思います。

教育長の答弁にありましたように、検討委員会等を立ち上げてまして検討をさせていただきたいと思います。

坂本議員 ぜひ、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

次の1-2に行きます。

陣嶺館はほとんどが倉庫化してきています。この質問も、過去には多くの議員が何とかしたらどうかという質問をしております。

飯島町は市や県のように予算が取りにくいということはここ数年の状況を見ても十分よく分かっていますが、しかし、何年もこのまま放置していることは、やはりまずいと私は考えますし、住民にも歴史が好きな方たちには興味を持つ方々もいらっしゃいます。

隣村の中川なんですけれども、2階建てだった古い陣嶺館と同じような建物なんですけれども、それを今年度、来年度かな、新しい形で復活させる動きも出ておりますので、ぜひ、ちょっと取組について考えていただきたいと思います。

私としては、通告書の中で言っている、文化館が館としてあるのであれば、陣嶺館の歴史あるものを倉庫と化したあそこに詰め込んでおくのではなく、何かテーマを決めて、文化館の一角か、もしくは1室を定期的に入れ替えるという形でオープンするというような形も取れるかと思っております。そうすると常設展示というような形になるかとは思いますが、そういう考えはないのかという点をお尋ねしたいと思っております。

教 育 長 お答えします。

まず、倉庫化という文言につきましては、何か雑然としているっていうイメージで取られてしまうと非常に難しいっていう文言かなと私は思います。

陣嶺館につきましては、現在、電話などの予約により開館をしております。コロナの

影響が残っていた昨年度は 149 名、今年度は 11 月までに 192 名が見学に来ていただきました。

目的を持って見学に来られる来館者には貸切りで学芸員が付きっきりで案内しますので好評をいただいておりますが、何かのついでに立ち寄るような見学には対応できていないというのが実情であります。

坂本議員がおっしゃられるように、文化館にコーナーを設けて陣嶺館の展示品の一部を出前展示するアイデアは以前から持っているところですが、展示スペースの面、それから管理の課題、そんなことをクリアしながら何らかの形で陣嶺館にある資料についてより多くの皆さんの目に触れるような取組が実現できますように前向きに考えていきたいと思っていますところです。

坂本議員 ちょっと質問の中で1つ言い忘れたことがあったんですが、文化館という中で、陣嶺館の一部のものを文化館には言ったわけですが、江戸時代を強調している陣屋もあるわけで、陣屋の場合は常時人がいて、陣屋を守っている人たちがいますので、その人たちが案内したりとかしているわけで、時代によって少し展示場所を変える、江戸から以前のは陣屋の一角に——陣屋も結構広いので、まだ展示スペースはあると思うんですね。それで、古いものに関しては陣屋に入れて、もう少し現代的なものを文化館に入れるという方法もあるかと思いますが、その点はいかがでしょう。

教育長 今、具体的に展示方法等を御指摘いただきました。

今後は、やっぱりそれに合うもの、ふさわしい資料はどこに展示したらいいかとかっていうのを私どもで検討しながら、先ほども言いましたけれども、より多くの町民、あるいは見学の皆さんに見ていただけるよう工夫していければと思っていますところです。

坂本議員 前向きな答弁をいただいて、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

1—3に行きます。

図書館東側では、保育園児やそれより小さな子どもたちが平日や休日など、結構な利用がされております。また、おやつを食べるテーブルなどもありますので、幼児の方たち、保育園児とか、もっと小っちゃい子どもたちは遊べるようなものがありますので、そこで遊んでおります。

そこで、今までの一般質問の中にありましたけれども、子どもの遊び場がないということで、全体の中で町長も遊具の在り方とか場所のことも考えているというお話だったんですけれども、子ども支援センターの西側から図書館東側一体の利活用を——ちょっと傾斜地がありますけれども、空き地もあるし、ちょっと整備しなければいけないところもあります、あそこの一帯の再検討をしていただきたいと思いますが、町としての考えをお尋ねしたいと思います。

教育長 今の御質問であります、先ほど町長のほうからもお答えしたとおり、文化館周辺全体を見ながらどう整備していくかということを検討していかなきゃならないことかなっていうふうに思っております。

今御指摘の子育て支援センターから図書館に至る一帯は、遊具があつたり、それから中学生がクラウドファンディングで設置したツリーハウスがあつたり、主に親子連れの

皆さんや保育園の子どもたちのお散歩コースとしても利用されているところでもあります。

図書館や子育て支援センターの利用者が立ち寄るケースもあり、お母さん方の交流の場にもなっているのかなというふうに思っています。

また、以前はせせらぎが流れる場所でもありましたけれども、小さいお子さんの利用が多いということから、昨年度、文化館の外構改修工事の中で芝生を張って安全に遊べるようにいたしました。

今後は、現役の方々や高齢者も立ち寄りたくなるようなスペースにできないか、先ほどの文化館周辺の活性化策と併せて検討してまいりたいと思っております。

坂本議員 全体の中で考えていくというお話でした。それをぜひ考えていただきたいと思います。

2番目の質問とクロスするような形になるかと思いますが、2に行きます。

2は、役場庁舎西側に商業施設が建てられるわけですがけれども、敷地の東側の駐車場と、既にS社——会社がありますけれども、その間が緑地帯となるという説明を受けております。

管理は町で行うということでしたけれども、ただ芝生だけではなく、ここに木陰を作ったり、子連れの人たちが少し休めたり、また高齢者が休憩できるような屋根つきテーブルと椅子みたいなログを設置することを提案しますけれども、町の考えをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 現在造成工事中の商業施設用地への御提案、ありがとうございます。

緑地帯の活用方法については、現時点で未定でありますので、出店されるドラッグストアや近隣の地権者と利活用について相談を行い、適正に管理してまいりたいと考えております。

坂本議員 今は適正な管理で終わってしまいましたけれども、私の提案についてはどうでしょうか。

産業振興課長 コンパクトシティの話も出ておりますけれど、まず文化館、それと隣接する土地や施設、ここの部分の発展的なことを進めていって、この商業施設は少し文化館からも駐在所、田んぼ、そして事業者と、かなり距離があるので、そういうもの全体を含めた中で考えていきたいと思っております。

特に、今回進出していただけるドラッグストアの方とはどういうふうに利活用を図ることがいいのか十分検討させていただきたいというふうに思っております。

坂本議員 そうですね。ちょっと距離があります。けれども、建ってみてからかもしれないですけども、考えていく必要性はあると思いますので、ぜひ提案の考えを頭に入れていただければと思います。

1番と2番を通しまして、商業施設が来ることによって役場周辺の地価が上がったり住宅を建てようとする人が増えたりすると私は思うわけですが、そういった中で、町として全体の開発の在り方をどう考えているのか、また今ある施設との関連をどのように見ているのか、その点を町長にお伺いしたいと思います。

町 長 先ほど来申し上げておりますように、役場庁舎を中心として、この一帯をコンパクトシティ化という構想もありますので、全体の活用を考える検討委員会を設けながらこ

の地域の活用について検討してまいりたいと思います。

地価が上がったり、また住宅環境がよくなるということもありますので、そういった住宅が増えてくる可能性も秘めていると思いますので、全体の中で検討しながら進めてまいりたいと思います。

議 長

坂本議員に申し上げます。

ただいまの質問は通告にありませんので、お答えがなくても御了承ください。

坂本議員

はい。

それでは3番に行きます。

給食ですね。「給食食材の地産地消の取り組みについて」ということでございます。

この半年ばかり、議員と住民との間で町の政策について考えるという会をつくりまして、飯島町まちびと政策プランナー会議と銘打ちまして幾度となく会議を開き、その内容は3つの分野に分けて町への提言を練り上げてきました。

その中の一つであります、私が担当しておったんですけども、有機給食実現への道筋をというテーマで提言書を出していると思いますが、栄養士の方や生産者、JAの方との現在の給食の状況調査など、聞き取りをしてまいりました。

その中で分かってきたことは、現在の栄養士の方は地産地消の取組に非常に積極的に努力されているということが分かりましたが、その方がおっしゃるには、私が替わってしまったら、ひょっとしたらできなくなることもあるというふうにおっしゃっております。

そして、もう一つは、給食の食材というのは、その日に使う分をその日に届けると、そして使い切ってしまうということですね。例えば日持ちする野菜であっても使う分しか納品はしないという形になっておまして、それは生産者にとってもとても大変手間がかかるということが分かってまいりました。

それで、3-1に行きますけれども、現在、給食のお米は減農薬で作られている飯島産を使用しておりますけれども、町内産の野菜の利用があまり多くないということが分かってまいりました。

そこで、先ほど吉川議員の質問の中でも言うておりましたけれども、食育という観点で栄養士の先生と言われたわけですけども、教育長の答弁はそれより調理師の方を増やしたいというようなお話でしたが、作るという観点ではなく、やはり野菜の材料を調達するためのコーディネーターが必要と私は考えております。

それで、私たちは有機給食の実現ということで町へ提言しておりましたけれども、とにかく町内産の野菜を使う量をなるべく増やしてほしいというのが根底にありまして、その上のランクが有機食材ということなので、取りあえず野菜の利用を進めるためには、やっぱりコーディネーターというか、仲介の方がほしいと考えております。

その点で、町としてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

教 育 長

学校給食の地産地消についての御質問であります。

現在は、先ほど坂本議員がおっしゃられたように、給食センターに常駐しています学校栄養教諭がコーディネーター的機能を担ってくれている状況であります。地元産をで

きるだけ取り入れていきたいという意向を持ちながら、業者や生産者の方との連絡、それから材料の調達、調整までを行っている状況であります。

しかしながら、これは栄養教諭に任せておくべきことではなく、継続的な地産地消を推進していくには、以前からお答えしているとおり、地元の農業の様子に詳しく、農業生産者や業者とのつながりを持っているコーディネーターの配置が必要なのだと思っております。

そのため、地産地消の課題を学校の課題ということではなく町全体の課題として位置づけ、食に関わる方々によって構成されている食育推進ネットワーク会議を中心にコーディネーターの配置に向けて検討していただきたいと願っております。

坂本議員

今、教育長の答弁は生産者サイドのほうからそういう人が現れればいいというふうに私は聞こえたわけですがけれども、この問題を生産者、JA、それから栄養士と親御さんもいて話していったんですけれども、その溝がなかなか埋まってこないんですよ。

それで、どうしても、やっぱり農協さんは農協さんの利益を求めていくという形があるわけで、それを学校の給食にはなるべく地元のものを使うということになると、やはり主導は、教育委員会じゃなくても町の農業関係の部分かなにかがまとめる役をして、そこが実際に野菜を毎日調達するようにするということは別としても、飯島町には3つも直売所があるわけですし、そこに直接生産者が集まっているわけで、町がうまく主導権を取ってやろうとすればできないことはないのではないかと、内部ではそういう話にもなったわけですね。

だから、そういう点でもう少しやっ払いこうとする気構えを聞きたいわけなんですけれども、町長としてそこら辺はどうなんでしょうか。

副町長

食育のコーディネーターみたいなもの、そういう格好になるのかなというふうに思っておりますけれども、以前、JAの関係だとか、先ほど質問された吉川議員だとか、産業振興課を入れて協議をした経過がございます。

なかなか、生産者の方、それからそういうことに積極的に関わってくれるっていうのは難しいのかなということちょっと考えておまして、そこら辺のところ、生産者も、それから給食センター等の事情を知った方っていうふうになりますと、食育推進ネットワーク会議の中で探してもいなければ、町のほうでまたそういう仕掛けをつくるしかないのかなというふうには思っております。

宮田の例ですとか、そういうものを見ていますと、志のある方というのが関わっていらっしゃるんですよ。そこら辺のところが一番難しいところなんだろうというふうに思います。

なので、今言われた提言をされた方々でそういう志のある方がいらっしゃれば、そういう方も参画してそれができるような格好をつくっていくということが必要じゃないかと思えます。

それで、以前から何回もこの話は出ておまして、出るたびに産業振興課も教育委員会も検討しておりましたが、なかなかいないというのが現状でございまして、町が主導してもなかなかうまくいかないというのが現状でございまして、そういう志のある方

がいらっしゃれば、そういう方に町と一緒にやっていただけるっていう形に持つていかないと無理だろうなというふうに思っております。

坂本議員

そうですね。何度もいろんな形の中で話をできて進まないというのは、まずは人なんでしょうけれども、そういう人が現れるのを待つのか、そう言っている人たちの中で誰か選出してやってもらうように頼むのか、そういうふうな形になってくるかと思いますが、私もその中のメンバーの一人でしたので、もう一度頑張って私もそういった人物たちにも働きかけをしていきたいと思っておりますので、長期的な問題になると思っておりますので、ぜひ町もこの点に関しては考えていただければと思います。

次に行きます。

トレーラーハウスの今後の対応についてということで、先ほどの議員の質問の中でも、宮脇議員の質問の中でトレーラーハウスの利用率が11月末の段階で16.6%の稼働率という話がありました。

それで、平日の宿泊数がやはり少ないということで、そこは、企業の研修の受入れとか、そういうところで増やしていくしかないのかなというお話でございましたが、私はもう少し根本的なところをちょっとお尋ねしたいと思います。

トレーラーハウスの事業は、トレーラーハウスを設置するに当たっては、最初から地元の理解が得られた中ではなく、町主導の中で、あそこがいいんじゃないかということで選ばれた土地で始まったということがあります。それで、現在も、地元の理解をとって得ているかといえば、そうでもなく、皆さん何となく冷たく横目で見ているというか、それが現状なんではないかと思っております。

ここには1億円以上のお金をつぎ込んでいるにもかかわらず苦戦しているという現状の実態があります。

それで、これなんですけれども、これは国の補助金を活用した事業であるということで、それによる制約があるのか、また期間や建物の移動はできるのか、その点についてお尋ねいたします。

地域創造課長

飯島流ワーケーション事業におけるトレーラーハウス5台の購入費や給排水工事などの施設整備には、議員も御承知のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用されております。

全体事業費ではi i ネイチャー春日平における施設整備に約8,400万円がかかっておりまして、そのうちの7,580万円が国からの交付金を活用した事業費となっております。7,580万円の内訳としましては、用地の造成設計費、また用地の造成工事費、それから給排水工事費及びトレーラーハウス5台の購入費となっております。

御質問の制約の面でございますが、こちらにつきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という法律がございます、これに基づきまして処分制限期間が経過するまでは町の都合のみで財産処分ができないこと、また処分する場合には残存価格に対する補助金相当額を国に返還するというような必要が出てまいります。

今回充当した事業の処分制限期間としましては、トレーラーハウス本体が4年、それから用地造成及び給排水工事は15年というふうになっております。

したがいまして、現時点で簡単に施設を動かすとか処分というのは、この法律に基づきますと非常に難しいということになっております。

坂本議員 今のお話ですと、トレーラーハウスが4年、それで給排水工事が15年ということは、トレーラーハウスは4年なので、給排水だけ残してトレーラーハウスは移動できるというふうに考えてもいいんですか。

地域創造課長 法律の準用からいけば可能だと思いますが、浄化槽だけ置いて、後はどうするんでしょうかっていうこと、それと、浄化槽を入れる目的がございましたので、その目的に沿った15年間っていつかの利用をしなければならぬということもございますので、現実的には、トレーラーハウスと造成費とか給排水工事が一体で、その間の処分については簡単に行うことはできないのかなというふうに思っています。

坂本議員 一部の人からはこういう意見も出ておるんですけども、トレーラーハウスは下水が完全に中に埋め込み式になっているんじゃないかと、トレーラーハウスはもう少し与田切公園とか観光的なところに移動して、ここを一部住宅——下水の部分は残るわけですので、そこを住宅とするという考えを私に言われた方もいらっしゃいます。

ですので、そういうふうな使い方はできない——今のお話ですと、トレーラーハウスは4年で、排水は15年っていつかのことで、くっついたものっていつかの課長の答弁でしたけれども、これをちょっと、排水をそこに置いておいて、その上に普通のおうちを建てるということはどうですか。

地域創造課長 トレーラーハウスは、先ほどの法律——略しますと補助金適正化法っていう法律ですけど、上は今申し上げましたとおり4年ですので、4年過ぎてしまえば目的外使用も可能ということですので、動かすことは法律上では可能である。

ただ、残ったもの、造成工事費とか給排水、それはもうちょっと、先ほど言った年数がありますので、それについては処分の制限がかかってくる。

それで、現実問題、あそこは農地を農振除外と農地転用をしております。したがいまして、農振除外とか農地転用を受けた許可の目的に沿った内容でなければ施設の運用っていうのはなかなか難しいという点がございまして、そうするとトレーラーハウスと、それから給排水工事は一体として、浄化槽も含めまして、耐用年数期間は利用していくというのが一番現実的な話です。

それを変わるとなると、国との補助金の関係上、非常にいろいろと協議とかいうのが必要になってまいります。それが可能かというのも我々として今は確認がございませんので——住宅分譲地も意見としてはございます。私も聞いておりますし、ただ、それが現実的には非常に難しいという私どもは現時点の判断をしておるというところでございます。

坂本議員 内容はよく分かりました。

それでは4-2に行きます。

先ほどの稼働率の話からしますと、稼働率は少しは上がってきているけれども、まだまだだということですが、今後も今と同じような展開でいくとしたら——もちろんコロナ禍は終わってきておりますけれども、そうはいつても一般の宿泊業の方たちも結構苦

戦しております。そういった中で、今後もこの事業展開は同じような形で進めていくつもりなんではないでしょうか、その点はどうでしょうか。

地域創造課長

アフターコロナというふうになりまして、ワーケーションに対する企業の意識の変化、それから観光需要の回復の現状、また先進地の状況の把握など、現在、飯島流ワーケーション推進協議会策定会議においてそういったところの調査を行っているところでございます。

また、御質問の今後の事業展開についてでございますが、これまでの検討経過や事業の実績などを検証し、検討してまいりたいというふうに考えておるところです。

したがって、その検討の中で、今までやってきたところでよかったこと悪かったことは当然あるわけでございまして、全部白紙に戻して違う目的というわけではなくて、あくまでも今までやってきたところの検証をして、もしかしたらいいところは残し、新しいところは新しくする、そういった検討の結果が出るかもしれません。

とにかく、我々として今言えるのは、これまでやってきたことの検討経過、それから実績、これを判断して、もう一回考えていきたいというところまでは言えるのかなと思っております。

またそういった一定の方向性が出ましたら改めて議会のほうとも御協議させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

坂本議員

分かりました。

トレーラーハウスの事業の方向を大きく変えるということは難しいということがこの質問では分かってきましたが、そうしたら利用者をどうやって増やすかっていうことになってくるかと思えます。これは本当に農業型体験っていう部分と観光業がうまく合体していかないと難しい問題ですので、しっかりとそこはプロの方たちの御意見も聞きながら考えていっていただきたいと思えます。

それでは、5の「与田切公園の今後について」をお尋ねいたします。

与田切公園は、指定管理者が今年度は替わりまして、イベントは従来の町民みんなが集うものがなくなり残念であるというふうな意見があります。

その中で、5—1であります。

指定管理者が替わり、公園の利用状況は現在どのようになっているのかをお尋ねいたします。

地域創造課長

与田切公園の利用状況についてでございます。

まず利用人数の点からお答えさせていただきます。

公園全体では、4月～11月の間に約2万9,000人が来園しており、昨年度と比較し約4割増加というような結果となっております。

また、有料施設の利用別で見ますと、キャンプ利用が最も多く、年間約3,800人の利用があり、昨年度と比較し約2割増加したという状況でございます。

与田切公園で開催されたイベント、こちらについて申し上げますと、指定管理者が開催した自主事業が2回、それから事業主体が別の団体であるイベントが4回、計6回が開催され、昨年度に比ばまして2回多く利用されたという結果となっております。

坂本議員

そうですね、イベントの形態が変わってきたということは分かります。

そういう中で、以前は、春は桜まつりをしていましたけれども、それがなくなりまして、夏の子どもたちのイベントも違った形になってきたと思います。

そういった中で、桜まつりに関連したイベントと秋のイベントの復活を求めたいと思いますけれども、秋のイベントというのは、紅葉が見頃となってきております——木が大きくなって。それで、与田切公園から坊主平に向けて紅葉の木を植えているのをずっと長年手入れをしてきたので、これを秋のイベントとしてみてはどうかという提案でございますが、どうでしょうか。

地域創造課長

今年度の与田切公園でのイベント実績としましては、議員も御承知のとおり、9月2日3日の2日間、与田切サマーフェスティバルが開催されたところです。このイベントにつきましては同公園の指定管理者である会社のほうから提案があり実現したもので、約2,000人の来場があったと聞いております。

先ほどもお話ししましたが、このほかに与田切公園では年間5回のイベントが開催されたということでございます。このような形を見てもみますと、コロナによるイベント自粛傾向も薄れまして、コロナ前に行われていたイベントが徐々に再開されてくるようになってきたのかなというふうに考えております。

ただし、町内で開催されるイベントを見てみますと、イベントの開催には多大なエネルギーを要するといったことも現実にあるのかなというふうに思います。

議員の御提案のようなイベントの開催ができるか、ちょっと現時点では不透明でございますが、指定管理者とも相談しながら、多くの町民が集い、また町外の方にも来ていただき、公園に笑顔があふれる、そんなイベントが開催できるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、先ほど提案のございました与田切公園から坊主平までは紅葉の植栽を今進めております。一番上の坊主平のすぐ下のところは紅葉も大分大きくなりまして大変きれいに見られますので、管理をしていただく——産業振興課のほうの担当のほうでやっていますが、もったいないねという声も多く聞かれておりますので、我々観光部門としましても何か利用できるような形を考えていかなきゃいけないということを思っております。

サイクリングロードもでき、また与田切公園から千人塚までの間は順次整備をしまいたいと思いますので、そうなっていくと、そういったところ、先ほども申し上げましたが、与田切川左岸、これに大分人が入っていいエリアになっていくのかなというふうに思っておりますので、また検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本議員

分かりました。

1つ、イベントの形態の在り方などでちょっと提言しておきますけれども、指定管理者が替わったことで新しいイベントができたのはいいんですが、ちょっと商業主義っていうと変ですけども、やっぱり住民の人たちが関わるところがどこか——私はたくさんの方が関わって大きなイベントをつくれとは言わないわけで、小さくてもいいので自分たちの公園なんだ楽しくやろうというか、そういうところがどこかにあるようなイベ

ントというか、そういう過去にあったものをもう一度ちょっと考えていただく必要性があるのかなと思います。

育成会とか、そういう人たちが前は関わって、商工会とかも関わってきた経過がありますので、それがぱたっとなくなってしまった今、また立ち上げてくるのは大変かと思いますが、何かそういう住民の人たちが計画して集えるっていうか、そういうようなのが1つくらいはあったほうがいいのではないかと思いますので、それをまたちょっと検討いただければと思います。それは提言だけにとどめておきます。

5-3になります。

遊具に関してなんですけれども、与田切公園は、現在、遊具は事故があっほとんどを撤去してしまいましたので、小っちゃい子ども、保育園とか幼児向けの遊具だけになってしまいました。小学生とか中学生が使えるような、ちょっと大人が楽しめるとか、そういうようなタイプはなくなってしまっていて、どこへ皆さんが連れていくかっていうと、宮田村の総合公園に子どもを連れていっていますというお話がありました。

それで、飯島にもぜひあれに似たものがほしいという親御さんからの切なる要望がありまして今回の一般質問にかけるわけですけれども、与田切公園の遊具について今後何か計画があるのか、できたらそういうちょっと大人が楽しめるものを設置していただきたいんですけれども、その点をお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

与田切公園の遊具につきましては、過去のアンケート調査や保護者との懇談の中でも多く要望が出されておりました、町としましても不足しているという認識を持っているところでございます。

現在、与田切公園の再生整備計画について計画策定を進めております。この計画の中でも、幼児、また小学校低学年、また高学年、中学生など、それぞれの年代に合った遊具、こういったものや、また特徴のある子どもさんたちも安全に遊ぶことができるインクルーシブ遊具、こういったものなどの設置も目指しまして、最新情報や先進地の事例なども参考にしながら現在検討をしているところでございます。

年数がちょっとかかるので、すぐに遊具の設置というわけにはまいりませんが、今、例がありましたが、他の市町村に負けない魅力的な公園をつくってまいりたいと担当でも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

時間です。

[坂本議員復席]

議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

御苦勞さまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散会

午後4時06分

令和5年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月26日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
堀 内 学	1 生活のしやすい町づくりについて 2 トレーラーハウスの利活用を問う 3 働き世代向け居場所づくりの設置を問う
三 浦 寿美子	1 町営住宅取り壊しに関わる転居先について 2 福祉灯油券について 3 保育園の育休退園について
浜 田 稔	1 公職選挙投票率の長期低落傾向への対応を問う 2 町内外国籍住民への対応は適切に行われているか 3 町施設の夜間照明は適切か
坂 井 活 広	1 町長の考える「町づくり」について
折 山 誠	1 レディースファーム（女性の多様な農業参画）環境整備を 2 七久保診療所再開に向けた取り組みは 3 会計年度任用職員の処遇改善を 4 昭和伊南新病院建設に向けた交通環境整備を

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子</p>
<p>飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富</p>	<p>飯島町選挙管理委員長書記長 (総務課長兼)</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年12月26日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順にこれを許します。 8番 堀内学議員。 〔堀内議員質問席へ移動〕
8番 堀内議員	それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。 今回は、生活のしやすいまちづくり、i i ネイチャー春日平にあるトレーラーハウス、 働き世代向けの居場所づくりについて質問をさせていただきます。 まず1-1ということで、飯島駅西側にある広小路についてでございます。 町長も、選挙中には選挙事務所があつて、よくいらっしゃつたので御存知だと思います すけれども、子どもたちが学校に通学をする以外にはほとんど人けがないという ような現状があります。 納涼祭をやっているときなど、イベントを多く開催しているときにはすごい人でにぎ わつていて利便性のある場所ではあるんですけども、それ以外は本当に閑散としてい るような現状になっております。コロナ禍もあつてということもあるかと思ひます。 広小路については、すごい道が広くて、歩道も両側にすごい広く整備されておしまし て、現在はまちづくりの関係でイルミネーションが街路樹にも街灯にもついて、すごい きれいに夜を照らしているところではありますので、皆さんも足を運んでいただきたい ということを感じておるところでございます。 しかし、その現状を見ますと、この閑散としているところにこの大きな道路が本当に 必要だったのかつていうところも踏まえて、まずは広小路が大きくなった経緯つていう ものをお聞かせいただければと思ひます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) それでは広小路の拡幅に至つた経過について説明申し上げます。 JR飯島駅から国道153号を結ぶ広小路は、町の玄関口と中心市街地を結ぶ大変重要 な幹線道路でございます。

整備以前から多くのお店が集まり、地域住民の生活と産業、経済を支えてまいりましたが、道路幅が約6メートルということで、狭くて十分な歩道もなかったということで、渋滞の激しい国道153号の右折レーンの併設と併せて一体的な整備が望まれていたところでございます。このため、より安全なまちづくりと商店街の活性化を目指して昭和55年に飯島町都市計画道路として決定して事業化されたところでございます。

関係者全員によります広小路の拡幅対策委員会が設立され、また地元ではまちなか活性化委員会も結成されまして、道路の拡幅と同時に活性化が地元の意見を取り入れながら進められてきました。

平成15年にこの事業が完成しまして、歴史や風土に基づいた様々なイベント等が開催されてきたところでございます。

[唐澤町長降壇]

堀内議員

説明がありました。

当時は道が狭かったというのもあって渋滞が多くて大変だったということもあります。今は国道も開いて、バイパスも開いて、農道も開いてということで、昔とはまた交通の量も違いまして、大分使う頻度も減ってきたっていうのもあるのかと思います。

商店街の活性化というところも踏まえてやっていたところだとは思いますが、現状を鑑みますと、商店街が活性化っていうのはなかなかまだしていないのかな、ちょっといろいろと難しいところがあるのかなというところもありましたのでお聞きをさせていただきました。

それでは1-2のほうに移ってまいります。

町には主要な施設がありまして、その位置を確認してみますと、駅からかなり遠くにある形になっております。なので、車がないとなかなか行くことができない、利用しにくいという施設が多くなっているというふうに考えます。

例を挙げると、この役場についても、駅から昔は歩いていけた場所にあったとは思いますが、それが上に来てしまったことによってなかなか駅から歩いていける距離ではないというところが現状になっております。

新しくできるドラッグストアについてもさらに西側にできるということになりますので、歩いていくっていうのはさらに難しくなってくるというふうに予想がされております。さらにもう一店舗誘致をするというところもありますけれども、そのあたりも同様に難しいのではないかとこのことを考えます。

昨日答弁がありました、役場周辺を使ったスマートシティということも話がありましたけれども、町として、足がない、車がないと利用できないという施設が多くなっている現状について課題を感じられておられるかどうかというのをお聞かせください。

町長

車がないと利用できない施設が多いということで、現状をとということでございます。

県内においては、県内は200キロ以上の距離がありまして、非常に広くて、しかも山間部であるということで、日常的な交通手段としては車が多く利用されているというのが現状かと思えます。

町も同様でして、仕事場までのアクセスですとか買物など、徒歩では遠距離になるこ

とが多くて、車がないと不便を感じる人が多い状況となっております。

車社会ですけれども、大きな経済成長を遂げてきたことも事実でございますので、今までは、やはり車を運転される方も多かったわけですが、今後、高齢化社会の中では、公共交通機関が充実して生活に必要な施設がまとまって立地していることが重要なというふうに考えております。

堀内議員

車を使わないとなかなか行けないっていうところもあって、車っていうのは経済発展を遂げた大事な一部になっていたと思います。

それで、町長も話したように、高齢化社会になったところで施設が分散しているとなかなか利用がしにくいという現状もあるかと思っておりますので、その点についても考えていきたいというふうに思います。

次に関係の深い1—4について先に質問をさせていただきます。

私は6月における一般質問のときに都市計画マスタープラン改訂業務を進めるに当たって拠点集約型の計画をしているというふうに答弁をいただいております。

拠点集約型ということで、先ほど町長が話したとおり、場所を設定してその周辺に施設を集めていく、また各集会所とか自治会の主要なところからバスなりタクシーなり乗り合いのものを使って、その主要な場所に来れば買物もできたり役場を利用したり、いろんなことをするというような形で、用事が終わったら、またそのまま乗り合いのタクシーとかバスとかで経由して帰っていけるというような、拠点と拠点をつないで1か所に集めるというような集約型の方法かなというふうに認識をさせていただいております。

その中で、皆さん、高齢のドライバーの方は危ないっていうことで免許返納が進んでいく中で、現在計画中のマスタープランにおいて6月以降にさらに検討していることとか公表できる時期等、分かっていたら教えていただければと思います。

町長

車がなくても行動しやすい環境づくりについて具体的な取組ということでございますけれども、車がなくても生活できるっていうことは今後一層重要になってくることかと思っております。

現在、町ではいいちゃんバスを地域線と病院線の2路線で運行しております。地域線については、今年度、80歳以上の高齢者などの特定の要件の方は自宅の公道付近で乗り降りできるような運行方法に見直しをしました。また、免許を自主返納した方には5,000円分で25回の回数券の交付も始めたところでございます。そういった車がなくてもより行動しやすい支援を進めていきたいと考えております。

また、福祉的な支援の関係では、交通手段がない高齢者の支援として福祉タクシー券の交付を行っておりますし、それらをより利用しやすくなるように見直しも検討してまいります。

御質問にありました都市計画マスタープランの改訂と立地適正化計画の策定に現在取り組んでいるところでありますけれども、来年度には地区ごとにワークショップを開催させていただきまして、それぞれの住民の皆さんの御意見を賜ってまいりたいと思っております。

これまでのまちづくりの取組を生かしつつ、中心拠点、中心となっておりますコンパ

クトシティー化の話もありますけれども、やはり自分としては、駅前は町の顔でありますので、金融関係の集中した一角、そういったところもきちんと生活の拠点として、そういったところが公共交通で結ばれて生活しやすいような町になるように検討を進めてまいりたいと考えております。

堀内議員 現状は、いいちゃんバスの利用促進と、高齢者の方にはタクシー券を使って利便性を補ってもらっているという現状でございます。

それで、マスタープランについては地区ごとのワークショップを行うってということなんですけれども、これは4区の区ごとに行うのか、それとも各自治会単位で行うのかっていうのを併せてお聞かせください。

建設水道課長 もう少し説明させていただきますと、抽出なんですけれども住民の方にアンケートを取らせていただきまして、現在その集約を進めているところでございます。

なお、これは今年から3年計画で策定を行っているところでございまして、来年度、地区ごとにワークショップを開く予定でございます。

今のところでございますけれども、4区を対象としてワークショップを開催する予定としております。

堀内議員 アンケートを取りながら、最終的には4区を対象に説明会を行うということでありまして、町長の所信表明にもありました「つなぐ」という意味も込めて、各自治会に行っていただいて、説明をしてつなぐということで、いろんな意見をつないでいただきたいということも併せて要望させていただいて、次の質問に移ってまいります。

町長の答弁でも飯島の駅前を顔にしたいという思いがあったというふうに聞いておりました。

その中で、現状の駅前を考えますと、先ほどの金融機関がかなり集約をされているという珍しい場所でもあるということも踏まえて、徒歩圏内に飲食店がありまして、食材を買うところや洋服を買うところっていうのが割かし、ちゃんと歩けばそろっているような状態にはなっております。かなり利便性は高く、使おうと思えばかなり使える場所なのかなというふうに私は考えております。

しかし、人通りがない原因っていうものをちょっと私なりに考えさせていただきまして、1つ目に医療機関が近くにないということもあるのかなと、また健康体操を含めたものも今は昔のコスモのほうでゆったりとかしているもので、それが駅前にはないというところが、高齢者のコミュニティーをつくるという意味では大事なものがないのかなというふうに感じております。

よく病院に行きますと、高齢者の方がいて、今日はどここの調子が悪いんだとか、最近どうしたんだみたいな話をしているコミュニティー、それを駅前に集約することによって、買物したついでにちょっと立ち寄ってどこかで話すとかいうことができることで高齢者の元気、生きがいついていうのもつくっていけないのではないかなというふうに考えております。

幸い、広小路については歩道も整備されて、高齢者も安心してキャリーカーを押しながらでも移動できるという状態になっております。そのため、広小路を含めた駅前のそ

町 長

ういろいろな施設を発展させていくっていうところも大事かと思うんですけども、そのあたりの考えをお聞かせください。

駅前活性化ということでもありますけれども、温故知新ではありませんが、やっぱりもう一度駅の成り立ちを地域で考えていく必要があるかなと思います。

今から百十五、六年前ですけども、伊那電車軌道、これは本当に地域の皆さんの要望で会社が設立されてできてきたところでもあります。

飯島駅が開設されたのは大正7年の2月だと思いますけれども、そのときには物すごいにぎわいで、商店もそうですけれども、いろいろな——当時は馬車とか、そういった交通機関でしたけれども、本当にすごいにぎわいが創出されたというところでもあります。

その後、12月に高遠原まで開通してしまうと、そのにぎわいも少し衰えてきましたけれども、やはり駅前がかなりにぎわっていたというところでもあります。

そういった経過もありまして、その当時は地域の皆さんが、当時のお金で大体2,000円ぐらいだったんですけども、今のお金にすると1億5,000万円から2億円くらい、そういった金額を地域の皆さんが寄附して伊那電車軌道を開けてきたという経過がございます。

そういった地域の皆さんがこぞってそういった取組をしてきたという昔の歴史を振り返りながら、やっぱり地域にはなくてはならないものであったんだという認識の下に、そういった駅前の活性化に取り組んでいく必要があるかなと思います。

道路が拡幅されまして、交通量が増えて、人通りが減ってきたということでもありますけれども、ぜひとも町の顔としていろいろな取組をしながら活性化していきたいと考えております。

住民の取組としては、以前は「みんなのひろば」ということで、月1回、地域の皆さんが集まっているいろいろな居場所づくりをしてきた経過もあります。

また、イルミネーションは10年になりますけれども、イルミネーションを設置して町なかのにぎわいを取り戻そうといった取組や様々なイベントに取り組まれてきました。

私もできる限りそういったイベントには参加してきましたけれども、やはりイベントだけで終わってしまっていて継続性がないということがあります。

今、議員のおっしゃられたように、やはりここを地域の人にとって目的となる場所、そこに行けば何かある、誰かいる、そういった目的となる場所にしていく必要があるかなというふうに感じているところでもあります。

高齢者の集まる場所もしかりでございますし、まちの駅いいちゃんもありますけれども、町の中にいろんな居場所、今は2つくらい、議員さんのお店も含めて2つくらいの居場所ができつつあります。いろんな皆さんが集まってこられるような居場所づくり、これこそが町なかの活性化につながっていくと思いますので、そういった取組も積極的に進めてまいりたいと思います。

取りあえず、私の公約にもあります、来た方がちょっと座ってそこで話ができるような街角ベンチ、そういったものを広小路のかいわいに少しずつ増やしながら、いろんな人が来て、年金を下ろしに来て、ちょっとしゃべっていきいたいなといったときに座って

話ができるような場所を少しずつつくりながら活性化に向けて大きな取組につなげていきたいと考えております。

堀内議員 町の顔ということでございます。観光客も飯島のところにたどり着くにはまず駅からスタートするということもありますので、ぱっと降りた瞬間に駅に何もなければ大丈夫かなと心配にもなりますので、そのあたりはブランディングも含めて新たなまちづくりということをしていただければと思います。

街角ベンチという話もありました。私のお店のほうにもベンチがあるんですけども、子どもたちが座ってしゃべっていたりとか、お年寄りが 30 分ぐらいしゃべってのんびりしているということもありますので、かなりいいことかなと思います。数はそんなになくてもいいかなと、まだ人がそんなに出歩いていないというのもあるので、そこも調整しながらやっていただければと思います。

それで、ちょっと私の中の構想がありまして、昔の伊那県庁でありました飯島陣屋があります。今はその前の本陣が壊され、取壊しがあってかなり広く、陣屋がぱっと見えるようになっている現状があります。その中で、陣屋の表参道みたいな形で、そこをきれいなつないで広小路を流れていくというような形にすると、また新たな観光というか、飯島陣屋という由来をつくったまちづくりっていうのもできるかなと思うんですけども、そのあたりの町長のお考えはあるでしょうか、お聞かせください。

町 長 2011 年には西村京太郎さんが飯島町を舞台とした「十津川警部 赤と白のメロディ」という殺人のない——西村さんとしては初めての取組でございましたけど——殺人のない、そういった単行本を発行していただきました。

その中の一節「君は飯島町を知っているか？」という文言で始まるわけですがけれども、駅に十津川警部と亀井刑事が降り立って、そこから町内の店を回りながら陣屋まで行くという風景が何ページかにわたって描かれております。駅で降りて陣屋に向かう、そういった町を楽しみながら歴史を知っていただく、そういうような周遊コースというのは非常に重要かと思えます。

昔も伊那の中路ということで今から 30 年くらい前に道が作られましたけれども、それも少し寂れてきておりますけれども、そういった町の歴史、しかもそれに関わる観光も知っていただくような周遊コースができればいいかなというふうに考えております。

堀内議員 分かりました。

西村先生の小説にあるように、飯島のある意味ではちょっとした聖地になりますよね、ミステリー好きな方にとっては、大好きな作家だと思いますので。ある意味、そういう形でちょっと広めるっていうのも一つの手なのかなというふうに私も考えさせていただきました。

それでは次の題目に行きたいと思えます。

「トレーラーハウスの利活用を問う」ということで、トレーラーハウスについては、昨日、同僚議員からかなり質問があったところではありますけれども、少し別の観点で質問をさせていただきます。

トレーラーハウスの周辺でございますけれども、飯島流ワーケーションとしてスター

トした事業です。

コロナも現状では感染症法上の位置づけが5類になって、コロナ前の状態が少しずつ戻ってきている中で、集客が進んでいないというような現状がございます。

日本の企業においてもワーケーションってあんまり浸透していない現状がありまして、トレーラーハウスの利用は土日の観光やプログラム体験という利用にとどまっているということでございました。

それで、昨日の答弁では町としても見直しを検討しているというふうに話を伺わせていただきました。

その中で、まず2—1として周辺の土地の利用について質問させていただきます。

現状ではトレーラーハウス周辺の土地が農地としてありまして、かなり広い場所はあるんですけどもなかなか使われていないという現状がございます。

ワーケーションにおいても農地を利用した体験プログラムっていうのがある程度は必要かなというふうに感じておりますけれども、それが全てのトレーラーハウスの周辺に必要かと言われるとちょっと疑問があるところでございます。

そこで、まず1つ目の質問として、その農地っていうものをうまく利用して公園やバーベキュー場にするというような新たな考えをお持ちなのかどうか、お聞かせください。

地域創造課長

i i ネイチャー春日平は、もともと水田であった土地をトレーラーハウスの設置場所と道路用地を農地転用し、整備を行ってまいりました。したがって、公園として整備するには農地法の手続が必要となってくる可能性がございます。

現状では、公園として整備することはなかなか難しいかなという判断をしておりますが、トレーラーハウス敷地内や周辺環境につきましては、日本最大級の農園リゾートを開発された方、またキャンプ場等を経営されている専門家の業者に現場を見ていただいたところ、i i ネイチャー春日平に入っても特別感がないという御意見をいただいているのも事実でございます。

今後は、トレーラーハウス各棟やエントランスを壁や樹木で区切るなど、空間を活用した外構造りの検討、こういったものは必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

堀内議員

公園にするには農地法の縛りがあるということでございました。

専門家に見てもらったところ特別感がないというところでございますけれども、どうなんですかね、私がぱっと見るとすごい景色がいいなというのは思ったりするので、ちょっとある意味で特別感はあるのかなというふうに感じてはおりました。外構についてもあまり高過ぎるとその景色が見えなくなったりということもあるので、検討の余地があるのかなあというふうに考えております。

土地は農地法の関係でなかなか農地の形式のものにしか使えないということであるっていう、その中で、太陽光発電施設を設置したソーラーシェアリングっていうのがあると思います。太陽光発電施設の下に農地を作ったりとかする方法はあるのかなと。

それで、あとは都会から来る方には池があると珍しいかなというのもあって、それで

あれば、水をためるっていう形なら農地と同じように造れるのかなということで、ここではニシキゴイ——田切はニシキゴイが特色あると思いますので、そういうのを飼ったりすると飯島の特産のアピールができるのかなというのも考えております。

また、町長の話にもありましたミヤマシジミの関係で、その周辺にコマツナギを植えて群生地にしてみるとかという形で飯島をアピールするようなものっていうものを置いてもいいのかなと思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

地域創造課長

今幾つか御提案いただきました。

ソーラーシェアリングっていうと、ちょっと都会から来られた方々がそういった施設のところにトレーラーハウスで泊まりっていうのは、ちょっとここら辺は意見を聞いてみないと分からないかなと思います。

あとは池があってニシキゴイがいたり、ミヤマシジミが飛ぶような環境に整備する、これは考え方としては非常に面白いというか、できるのかなというふうに感じましたので、そういったいろいろなもの、ほかにも自然を生かしたものをあそこで体験いただいたり、自然の中で癒やし空間を満喫していただくっていうことは大事だと思いますので、今いただいた御意見も参考にしながら進めてまいりたいと思います。

堀内議員

確かに太陽光発電施設が上のほうにあるとちょっと異様な感じもするかなとは思いますが、ある意味ではカーボンニュートラルの部分にも即して、トレーラーハウスは全部自然のエネルギーで賄っていますっていうのも一つの見え方としてはあるのかなというふうに考えさせていただきました。

続きまして2—2のほうに移ってまいります。

現在はトレーラーハウス1棟の利用料金が2万円ということでございます。

町民には定期的に割引があって、半額になったりとかされているというふうに承知しております。

飯島流ワーケーションに利用するためにトレーラーハウス5台を導入したというところでございますけれども、平日の夜についてはなかなか稼働していないという現状を聞いております。

それで、冬場については、稼働していないと毎日スタッフが行って湯沸器の関係でお湯を沸かしたりとかして定期的に機械のメンテナンスをしているという話も聞かせていただきました。

別の側面から、仕事の関係で飯島町に来ていただく方がいらっしゃるんですけども、そのときに飯島に泊まれる場所はないのかという話をよく聞きます、ビジネスホテルみたいなところがないのかと。ビジネスで来ていますので1人で泊まって寝られる場所がないかと聞かれますけれども、町の中でビジネスホテルとして利用できる場所っていうのはなかなか限られているという現状がございます。

なので、そうすると、なかなか取れないので町外のところに宿泊予約を取ってしまうと、そうすると必然的に近い場所で食事をしたいというふうに言われますので、町外のところで御飯を食べて帰ってしまうということになると、せっかく飯島に来ていただいているのに、そこでいなくなってしまうということで、経済の資金の獲得ができていな

いという現状がございます。

片や、トレーラーハウスがありますよって言うんですけども、1棟2万円と言われると、うーん、ちょっとなあと言われてしまう現状がございます。

それで、そのところ鑑みて、トレーラーハウスを1人でも泊まれるような料金体系に変更できないかっていうのをちょっと提案させていただければというふうに思います。

金額帯としては、1人とか2人の場合は、1人頭7,000円ぐらいなら経費で落とせるって言われたので、それぐらいがいいかなというふうに思ったんですけども、それで3人以上の場合は1棟2万円ということで、同じ料金になろうかと思えます。このように柔軟に金額を設定することで、より泊まりやすくなるというところもできないのかなというふうに考えました。

または、ホテルの予約っていうのを取るときには、大体「じゃらん」とか一休.comとか楽天トラベルとか、そういう主要な宿泊予約サイトっていうものを使われて来っていうことがありますので、そのようなサイトにも、もし金額を変更できるようにであればそういう形で載せていくっていうことをすれば平日の利用っていうのはかなり進んでいくと思うんですけども、そのあたりをどのように考えているか、お聞かせをください。

地域創造課長

現在、トレーラーハウスの宿泊料金はお一人で宿泊されても5人で宿泊されても税込みで1棟1泊2万円としております。この料金は、まずは多くの方にi iネイチャー春日平を知っていただくことを目的として、飯島流ワーケーション推進協議会で検討の上、設定した金額となっております。

昨日の答弁でも申し上げましたが、今後、法人化等を検討していく中で、料金については慎重に検討していかなければならない事項と考えておるところでございます。

例えば平日料金、休日料金、また1棟単位の料金ではなく、今御提案があったお一人ずつの料金設定や、また旅行会社と提携したパッケージプラン化、こういうものは考えていく必要があるのかなというふうに思っておるところでございます。

堀内議員

現在の料金設定は、多くの人に知ってもらうというためにこの金額になっているということで、逆にちょっと高いよって知れ渡ったところもあるのかなというところで、ちょっとマイナス面がまだ出ているのかなと思いますので、しっかり検討をして、私も飯島に来られた方にこういういいところがあるよというふうに——平日泊まってもらっていることが、景色もきれいに見えますし、朝起きたら周辺に何かあるってなると、飯島っていいところだなっていうところで交流人口も増えるのかなと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えております。

それでは2—3に移ってまいります。

宿泊された方について焦点を当てたいと思います。基本的に車で行く前提の場所ではございますので、車で移動するということになるんですけども、それ以外に周辺をちょっと動いてみるとか散策するというような交通手段が用意されていないというのが現状です。

まず初めに、新たにトレーラーハウスから町内へ下りてくるような交通手段っていう

ものを確保する予定があるのかどうか、お聞かせください。

地域創造課長

現状では、トレーラーハウスにお越しいただけるお客様にはお車でお越しくださいというアナウンスをしております、中にはレンタカーを借りてきて宿泊される方もございます。

i i ネイチャー春日平オープン当初から交通手段の確保について非常に悩んできた経過もございます。

千人塚や与田切公園を利用させていただきお客様、また駅から離れたほかの宿泊施設の利用者についても、これはi i ネイチャーと同様の状況があるのかなというふうに思っております。

施設を利用される皆様の滞在中の行動を考えてみましてもお車を利用されるが最良というふうに思っておりますので、今後も自家用車やレンタカーの利用をお勧めしていく方向でお客様にアナウンスしてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

現状は車が最適というところで、ほかの交通手段を確保する予定はないというお話を伺いました。

少し発想を変えて、御飯を食べに行くとか、夜、食事に行くついでにはお酒が付き物かなというところではありますので、車だとなかなか乗って帰れないというような現状もありますので、タクシーチケットを渡すようなプランにして、行き帰りの分はそれで負担できますよというような形でプランを組むというのも面白いのかなというふうに考えました。

また、ソーラーシェアリングがもしできるようであれば、最近はやりの電動キックボードみたいな形ですと行ってタクシーに乗せて帰ってこられるみたいな形のものも面白いかなというふうに思いましたので、御検討いただければというふうに思いました。

最後に、トレーラーの活用についての今後の方向性や思っているものが町長の中にもありましたらお聞かせいただければと思います。

町長

トレーラーハウスについては、昨日来、御質問を多数いただいておりますけれども、最初の答弁で申し上げましたように、もう一度、設立経過、その現状の利用状況や、またそれぞれの承っております意見、こういったものをしっかりと整理しながら検証して、在り方について検討してまいりたいと考えております。

堀内議員

では、検討していただけるということなので、よろしく願いいたします。

それでは3-1のほうに移ってまいります。

町長の所信表明にもありました「命のサポーター制度」についてございます。

まず、サポーター制度についてはどのような方向性になるかというのをお聞かせいただければと思います。

町長

命のサポーターは、横文字でありますけれども、命をつなぐ支援員ということでございます。人と人との様々なつながりをつくっていく、そういった支援をしていく、そのために、今複雑化しているいろいろな課題を包括的に、また重層的に支援していけるような専門的な方を育てていきたいというところがこの制度でございます。

様々な生きる上での困難などで生きづらかったり社会とつながらなったり、時には生きていくことがつらくなったり、そういった方たちがいらっしゃいます。その方々や

御家族の思いを傾聴しながら、時には必要な制度につなげたり、地域の居場所に一緒に行ったり、そういった付添い伴走する人材を育成して、制度として取り組んで、社会的な孤独や孤立の軽減や予防、早期発見を目指してまいりたいと考えております。

特に、現在、既存の取組としてはひきこもりサポーターの事業がございまして、5年を経過しますけれども、現在30人ほどのサポーターでこういった方々への支援をしているところであります。そういった方々が支援する都度、より一層のニーズを感じているところでありますので、この制度について見直して、さらに先ほど申し上げました命をつなぐ支援員、こういった専門家の養成も含めて検討をしてみたいと考えております。

堀内議員 つなぐ支援員をつくるということと、また専門家をしっかり備えていくというお話を伺いました。

その中で、3-2のほうに移ってまいりますけれども、つなぐというところでメンタルケアの体制なんですけれども、学校教育や子育てについては学校の関連でサポートしてメンタルケアをしているというところもございます。

それで、高齢者や障害がある方についても社協とか医療機関、健康福祉課のほうでサポートしていただいているというふうに昨日答弁がございました。

しかし、つなぐというところの欠けているというところは、働き世代についてはつなぐというのが欠けているのかなというふうに思います。

厚生労働省と警察庁が調査した結果として、令和4年度の自殺者が多いのが30代～50代と、なおかつ男性が多いというデータがございました。

サポートを受けたいときに精神科に行こうとしても予約が取りづらいというような話も、以前、同僚議員からも質問をしたところでございますけれども、また誰かに話を聞いてもらうというところをなかなか持てないと、きっかけがないというところがありまして、独りで抱え込んでしまうという人が働き世代については多いのではないかなというふうに感じているところでございます。

そこで、働き世代が気軽に相談に行けるような機会やつなぐ支援ということをしっかり創出していくべきだというふうに思いますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

町長 今、議員さんの申されましたように、働く世代というのは非常に社会的責任が大きい世代でございまして、気分的に落ち込んだりしても頑張ってしまう、それが重症化につながってしまう、そういうケースがあります。

それぞれの職場でのそういった方たちに対するメンタルヘルスも大変重要でありますけれども、なかなかそこで一步踏み出せないという方が多いかと思っております。そういうような方にこちらからアプローチをしていくということが重要かと思っております。

その上で、気軽な相談の機会の創出は、孤独・孤立対策、また自殺予防対策にもつながりますので、町の中にそういった多様な場所、機会があるといいというふうに考えております。まずは、そういった方たちの居場所づくりが最も重要なことかと考えているところであります。

相談の場の創出につきましては、個別相談、当事者同士の支え合い——先ほどの居場所づくりでありますけれども、それらの皆さん同士の支え合いの場、これはピアサポートということで言われておりますけれども、気軽に参加できる居心地のいい、何でも話ができる、そんな場所を考えていきたいと思っております。

こういった課題につきましては具体的に町にも相談の機会等がありますので、担当課長のほうから申し上げていきたいと思えます。

健康福祉課長

それでは、町で今実際に行っている事業についての説明をさせていただきます。

まず、精神的な相談についてはこころの相談事業を行っているところです。土日も対応をしておりますので、働き世代の方も利用しやすいのではと考えております。

また、町内で起業されている精神科クリニックの精神科の先生が家族向けのワークショップを町と共催で行っております。

そのほかにも音楽療法士の教室や飯島町社会福祉協議会での居場所もございます。これらは広報紙等で周知をしておりますので、ぜひこういったところを御利用いただければなというように考えております。

堀内議員

相談できる機会の創出ということで、先ほども課長からも答弁ありました心の相談のできる場所というものがあるという話は聞いておまして、社協のほうでもやっているという話を聞きますけれども、なかなか効果的にはうまくいっていないのかなという現状があるのではないかとこのように考えております。

やっていますよというところで、役場とかでやってもなかなか行きづらいというところもありますので、そのあたりも検討の余地があるのかなというふうに考えております。

また、今は県の補助金を使ってひきこもりなどの居場所支援の体制整備ということを去年からやっているところで、民間の方にそういう機会をつくってくださいという補助が出ておまして、かなり多くの団体が——飯島の中でもたしか5社か6社ぐらいあったかなというふうに思いますので、そういう民間でしっかり取り組んでいこうとしているところがあるという現状を鑑みて、そういう心の相談の場所を民間委託という形によって新しい発想の方法で早期に相談窓口にしっかりつなげる体制ができるのではないかとこのように考えます。

ふらっと行って、ちょっとやっているうちに何かそういえばこういう悩みがあるんだけどみたいな形で打ち明けやすい場所っていうのをやっぱりつくっていくことが心のケアの中では大事なかなというふうに思いますので、そういうところを新たに民間にしっかり委託していくという考えを持ってはどうかと思うんですけれども、そのあたりの町長の考えをお聞かせいただければと思います。

町長

行政が取り組んでもなかなか敷居が高くて、こういった場所に来られない方もたくさんいらっしゃると思います。民間ですと、コーヒーを飲みながら気軽にお話ができたりする、そういう場所もできるかと思えますので、しっかりと民間の皆さんと連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

一例を申し上げますと、現在、文化館のいろいろな施設の委託をしている会社ですけれども、そういった会社が作業をする際に、そういった生きづらさを抱えている皆さん

を誘いながら、その場で業務に携わっていただいて、その中で社会とのつながりをつくっていく、そういった取組もありますので、いろんな形で取組ができると思いますので、今後、関係する皆さんと協議をしながら場所づくりについて考えてまいりたいと思います。

議長 時間です。
〔堀内議員復席〕

議長 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩再開 午前10時01分
午前10時02分

議長 会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
7番 三浦寿美子議員。
〔三浦議員質問席へ移動〕

7番
三浦議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。
最初に「町営住宅取り壊しに関わる転居先について」ということで質問をしたいと思
います。
舟久保住宅の取壊しが決まり、長年住み慣れた居住環境から転居をする住人の転居先
についての認識をお聞きしたいと思います。
既に舟久保住宅から北梅戸住宅に転居をされた90代の女性がいます。
1階の居住スペースは四畳半の居間と台所、風呂場、トイレ、廊下と玄関、収納スペー
スは階段の下の三角形の押し入れ、風呂場前の廊下にある踏み台がなければ届かない高
いところにある棚があるだけです。
舟久保住宅は平屋であり、畳の部屋が二間あり、押し入れも十分な広さの押し入れが
ありました。
それで、北梅戸住宅に転居された方は被服など多くのものを2階に持ち込むことにな
りました。2階に行くのは危ないから1階で生活するようにと言われているとのことで
した。それでは生活できないんです。右側にある手すりにつかまりながら1段1段2階
に上ります。持ちに行ったものは2階から下に落として、それから両手をつき、1段1
段、一足ごとに階段を下まで下ります。
その方は数年前に膝を痛めて、水もたまり、歩くのもやっとでした。このまま歩けな
くなるのではないかととても心配をいたしました。幸い、膝もそこそこ治って、階段を
そのように上り下りができるようになりました。上るなどと言われても上らなければ生活
できないので、1日2回は上ったり下りたりする、まあ健康にいいからと本人は言っ
ておりましたけれども、そんな生活をしております。今では床に座るには足を投げ出さな
いと座れません。立ち上がるのにも大変苦勞して立ち上がります。

また、まだ転居をしていない、やはり90代の女性ですけれども、今現在も自宅の中では座ったままで移動をする、押し車につかまっとうちの中を移動して生活しております。この方が2階のある北梅戸の住宅に転居するという事になっております。居間が寝室となりますので、ベッドを置きますと、タンスとかいんなものを置きますから、本当に生活空間は狭いものになります。畳のある部屋はそこだけですので、あとは台所に床があるだけですので、なかなかそこで生活はしにくいです。

今までは台所と畳の部屋が隣り合わせになっていましたので、料理を作って畳の部屋のテーブルに持ってきて、そこで食事をしていました。今度は食事を作っても食べるところが本当に狭いところになり、持ってくることも大変です。そんなところに転居することになりました。

なぜ北梅戸に転居をさせるのかというふうに言いましたけれども、改修をして、御本人たちに見学してもらって納得してもらったからというような町の回答でしたけれども、本人たちに言わせると、長年住み慣れた、高齢の方ですので、町から言われればそうするしかないと思っているようでございます。ですから、ここでは嫌だとか住みにくそうだとか、そんなことは一切言っていないと思います。

それで、転居された方の様子を見ていますと、住んでみて初めて分かったことがたくさんあるということをお聞きすることができます。

このような状態の中で、90歳を超えるこうした高齢者の方の健康状態を町では把握しているというふうには私は思っております。保健士さんが訪問したり、デイサービスに行ったり、そんなことをしている皆さんが転居するわけですので、十分承知をしていると思いますが、なぜ2階に二間ある北梅戸住宅に転居するようにしたのか、さらに2階には上らないようにと注意喚起をするという、こんな不条理なことがあるのかと私は本当に怒っているわけですけれども、この転居先をどのように決めたのか、転居先ありきではなかったのかと大変に不信感を抱いているところですが、どのような経過があったのかお聞かせいただけます。

[唐澤町長登壇]

町長

北梅戸住宅への転居の経過という御質問でございます。

町営住宅の長寿命化計画に基づき取壊しを予定しております豊岡住宅と舟久保住宅の入居者の皆様へは令和4年3月から転居についての懇談や転居先の御案内を行ってきたところでございます。

転居先につきましては、北梅戸住宅のほかに民間アパートへの転居も提案させていただき、家賃の上昇分の一部の補助も検討していくことを資料として説明をさせていただいております。

また、転居先を検討いただく際は御家族の皆様にもお越しいただいて、懇談や北梅戸住宅の内覧も実施しております。

そうした経過から、十分検討いただいた上で転居先を決めていただいたと理解しております。

既に転居いただいた方には、職員が訪問を行うとともに、福祉関係者とともに連絡を

取りながら安全に生活をしていただけるようにサポートしているところであります。

転居に当たりましては、先に転居ありきということではなくて、いろいろな提案もさせていただいているということでもありますし、建物自体のこともそうなんですけれども、やはり御高齢の皆さんは人間関係、周りにいらっしゃる人たちとのお付き合いですか、日頃相談に乗っていただいている方との人間関係を大切にされたい方もいらっしゃいまして、北梅戸にはそういった方が多くいらっしゃるということで、北梅戸に決めた方もいらっしゃるようでございます。

荷物が2階に上がっているというのは、どうもこれは引っ越し業者が勝手に上げてしまったというようなことがあったようですので、2階に荷物が上がっているという事例もあるかと思えます。その点は、また今後、担当者や福祉関係者の皆さんと一緒に当事者とお話しをしながらいろいろ改善をしてまいりたいと考えているところであります。

ただいま町長からお話をお聞きしました。民間も提案をしたというふうに言われました。その話を聞いて、90歳を超えて転居された方は全く理解していなかったというふうには私から見て思います。耳が遠いんです。本当に耳が遠くて、自分では言いたいことを言いますが、こちらの言うことはどこまで分かっているかよく分からないところが最近は多いです。

それで、御家族の方がそう言われて、まあそうするものだと思ったのか、よく分かりませんが、実際には、そういうわけで毎日2階に2回は行くと言っておりますので、いつどこで足を滑らせるかも分からないような、本当に危険を伴っていますし、片や本当にやっとなんと押し車につかまらないうちの中を移動できない方が北梅戸に転居するということになっていきますので、御家族がどう思ったかは知りませんが、私は本当に北梅戸を最初から提案するという点に疑問を持っております。

それで、玄関に行っても、そういうわけで耳が遠いので、何度大きな声を出して——ドアは開くんです、いるんですから。ドアを開けて大きな声で何度声をかけても返事もありません。起きていますか眠っているのかも分かりません。

それで、今までは、舟久保の場合は南側の外の窓から中をのぞけば、そこにいるかわからないか、トントンとたたけば分ったりとか、眠っているならああ眠っているなど分かったり、様子が分かったんです。

それで、返事がないので外を回って行こうと思いましたが、行きようがありませんでした。今までは、隣の方の庭先も皆さん当たり前に通りながら、そこを通らせてもらってお邪魔していたんですけど、今度は行こうと思ったら、このうちの前では庭先は通れないよな、じゃあその下から行きましようと思ったら石垣があって、石垣の上なので、とてもこれでは登れないよなということで、外から声をかけることができませんでした。

それで、電話をたまにはするんですけど、やはり一方通行なので、よく話ができません。私だということは分かるんですけど、きちっと話にはできません。そういう状況の方なので、とても心配ですし、何かあったら困ったなというのが実際です。

お引っ越しをするときも、息子さんが遠くにいるんですけど——郡内ですけど、なかなか出てこれないということで、それも大変だったと思います。

そういうこともあって、やはり初めの段階で、どういう状況かと分かっている方に、最初から 90 代の方たちが入居するのに北梅戸住宅を提案すること自体が私は間違っていたというふうに思います。北梅戸でいいと言ったかもしれませんが、実際に生活をする方のことを考えたら、あり得ません、私に言わせれば。

ぜひ、1回は入居してもらってしまったかもしれませんが、これから北梅戸に入居するというふうに決まっている皆さんです。

しかし、そうした 90 歳を超えた方が安心して生活できるには、先ほど町長は民間のアパートも提案したと言われましたけれども、やはり私は民間のアパート、平屋の一人でもゆったり過ごせるような部屋を提案するとか、これからそうした高齢者の方が安心して住むには空き家をリフォームしてシェアハウスのように何人かの方に住んでいただいております。お世話する方をお願いするというようなことを考えていかないと、万が一事故が起きたときに誰が責任を負うかということ考えたときにも本当に大変な問題だと思っております。

ぜひ検討をして、まだ間に合いますので、今は転居してしまった方もいらっしゃいますけど、新しいところに移ってほしいとお願いして、またお手伝いをすれば、そちらのほうで生活することもできますので、ぜひもう一度検討し直していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

建設水道課長

1—2の質問ということでよろしいでしょうか。(三浦議員「はい」と呼ぶ)

町では、昭和 60 年代に建てられた全ての町営住宅が階段で 1 階と 2 階をつなぎますメゾネットタイプと言いますけれども、2 階建てとなっております。

また、入居世帯のうち 4 割が 65 歳以上の高齢世帯となっており、急な階段の上り下りに苦慮されている方も多い状況でございます。

このような状況から、町では、令和 8 年の完成に向け、階段のないバリアフリーの町営住宅を民間事業者と協力して建設することといたしました。

あわせて、今、議員もおっしゃられたとおり、空き家等を活用した住宅の提供につきましても検討を進めているところでございます。

町営住宅の取壊しに伴う移転先につきましては、入居者並びに御家族の皆様と懇談や内覧を重ねてお決めいただいたものでございます。

また、移転先となる北梅戸住宅につきましても、入居される皆様の御要望などをお聞きした上で修繕を行っておりますので、今のところ移転先の見直しは必要ないものと思っておりますけれども、引き続き丁寧に対応してまいり所存でございます。

三浦議員

今のところ考えていないということでしたけれども、生活実態も見ていただいて、万が一——本当に狭いところですので、生活空間が本当に少ないんです。それで、台所で日々生活するなんてことあり得ないので、本当に狭い空間、ベッドの上にいるしかないようなところで暮らすことになっていきますので、やはりそこで転倒するとか、階段から落ちるとか、そういうことも含めて、本当に心配なことだらけです。ですので、頻繁に訪問していただいて、事故のないように、ぜひ対応していただきたい。

それで、可能性があるのならば平屋で安心して住めるところに転居できるように対応していただきたいということを求めて、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は「福祉灯油券について」です。

平成19年度には灯油が1リットル100円を超えて、福祉灯油券が発行されました。このときは大変喜ばれました。以後、灯油価格の高騰に灯油券の発行を求めましたが、100円台にならないと発行しないということでした。現在は110円を超えております。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠で低所得1世帯当たり7万円を交付することとしました。夏からの3万円と合わせると1世帯10万円の給付額となります。この間、町でも対応を提案されております。

何にでも使える現金給付、これは私も望むところですが、寒さの増す冬本番を迎える前に、暖房など生活に必要な灯油に特化した施策として福祉灯油券の発行を私は求めたいと思います。

寒いからといって灯油をどんどんたいたら今は本当に大変なんですね。結構お金がかかります。

それで、現金給付をしていただくということで、それを灯油に使えばいいじゃないかっていうふうに言われますけれども、普通に生活するにも必要な支援のお金だと思います。灯油を買ってしまえば、ほかのほうには回りませんし、ほかのほうに使ってしまえば灯油を買うお金が底をついてしまう、そういう状況があります。

以前、私の義母ですけれども、節約に節約を重ねて、本当に火がついているのかなと思うようなところまでストーブの炎を下げて暮らしていましたが、不完全燃焼で、とても臭い部屋で、行ったら臭いがつきまわって後が大変でしたけれども、そんなふうにしてでも暖を取っていたときがありました。

さすがに、保健士さんに何度も何度も注意をされて、最低限の、ここまでは不完全燃焼じゃないからといって印をつけられて、ダイヤルをここまでにしなさいと言われて、やっていたかやってないか、本当に大変な状況でした。そのくらいしないと心配で心配で灯油が使えないということがあったんです。

それは私の義母だけじゃないんじゃないかと、まあ、そこまで、不完全燃焼なほど火を弱めるなんていうことは普通にはないかもしれませんが、そのくらい寒い日でもおしおし、ちょっと暖まったらストーブを消すとか、あの手この手で節約をしていると思います。

ストーブだけならいいですけども、お風呂をたかなければいけない。お風呂は、寒くなると水が冷たくなりますから、燃料がたくさん要るんですね。ですから、いつもよりも冬の時期は燃料が要ります。灯油が要ります。

そういうことで、特化した福祉灯油券っていうのは本当にありがたい制度だと思いました。ですので、現金給付も大事ですけども、一方でこの寒い時期には福祉灯油券を発行するというのも大事な支援ではないかなというふうに私は思っておりますが、その辺はいかかでしょうか。

町長 福祉灯油券の発行をいうことでございます。

先ほどお話もありましたように、当町では、国の物価高騰対策、この物価高騰対策というのは灯油などの燃料費の高騰対策という名目でございますけれども、対応として重

点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、住民税の非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付できるように本会議にも補正予算として上程しているところでございます。

昨今は、自宅の暖房、そういったエネルギーを灯油ではなく電気で賄っていらっしゃる、危険を伴うということで、電気で賄っていらっしゃる御家庭も多いため、公平性を考えまして、福祉灯油券という形ではなくて現金の給付による支援にしたところでございます。

今後も国は、そういった燃料や灯油等の高騰対策として7万円の給付対象とならない低所得世帯や子育て世帯に対しても支援を拡大していくという情報もありますので、国の交付金等を活用しまして速やかな支援ができるように努めてまいりたいと思っております。

三浦議員 確かに危険だからといって電化に変えているところもありますけれども、そういう方との公平性と言われれば、確かに言われることも分かります。

しかし、実態もありますので、どういう方法か、現金を配ればそれでいいのか、例えば電気代についても福祉灯油券という言い方がいいのかどうかは分かりませんが、そういうふうにしてその部分は支援をするという方法もあるかなというふうに思ったところですので、またぜひ検討をしてみてください。灯油を買っている人は本当に大変だと思います。ということで、検討を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は「保育園の育休退園について」ということで質問をしたいと思っております。

育児休暇取得によって保育園に通う上のお子どもさんが退園となってしまったという事例を新聞記事で見ました。子育てへの負担が重くなっているのではないかなという、そうした様子がうかがえました。

町の対応はどうなっているのかをお聞きいたします。

教育長 いわゆる育休退園に関わる御質問かと思われまして。

三浦議員の御指摘のとおり、下のお子さんが生まれて保護者が育児休業を取得すると保育園に通う上のお子どもさんが退園しなければならないという育休退園については、全国的に課題となっていることを認識しております。

また、上のお子どもさんと生後間もない下のお子どもの面倒を見ることは、特に核家族の保護者にとって負担が大きいことも承知しております。

現状では、当町も産前1か月、産後2か月を除く育児休業期間中は上のお子どもさんに退園していただいております。

それぞれの御家庭の状況も事情も異なりますので、どうしても家で子育てができないような場合については個別に相談をしながら、現在は柔軟な対応をしているところであります。

今月23日の長野日報、信濃毎日新聞には箕輪町のいわゆる育休退園の廃止の方向の記事が載っております。

今後、保育士の確保との関係の中で、期間の延長等、検討をしていく必要があると認識しております。

三浦議員 ただいま教育長から答弁をいただきました。

私と同じような認識をしているのかなというふうには思うところですが、私の年代が子育てをする頃は、私の親が健在で自宅にいて、子どもを実家に預かってもらえば親が見てくれると、なので、私は新生児を独り占めしてというようなことで子育てができました。

しかし、今は本当に出産世代の親の世代が現役で働いていると、預けるわけにはいかないというのが実態のようです。

こんな状況でしたという寄稿をしていただいた、こんなのがありますので、ちょっと……。教育長の認識と同じかなと思いつつ今はお聞きをしたところですけれども、こんなふうにいただきました。

2番目の子どもを身籠もり、産前1か月、産後2か月、計3か月の入園ができて助かったことは、出産の準備ができました。入院の準備や書類の整理、入院中の不在の期間の段取りができました。臨月の母体は身軽には動けないので、何をするにもゆっくりになってしまい、上の子を育児しながらだと集中していろいろできません。そのとき少しでも保育園に行っている時間があれば、その時間にお産の準備ができ、ありがたかったです。

困ったことは、保育園にやっと慣れた頃、退園となり、生活のリズムが変わってしまいました。新生児を見ながら保育園でしていたような遊びをさせてあげられないのももどかしさがありました。上の子どもが公園で思い切り遊びたくても、外気にまだ触れさせることのできない赤ちゃんを連れていけないし、行ったとしても上の子の動きについていけずに危険な状態になってしまいます。せめて赤ちゃんの首が座るまで保育園で預かってくれたらなと思いました。

赤ちゃんによっては抱っこしてないと寝ない子もいます。ベッドに寝かせると泣いたりぐずったり、そんなときに上の子の3食の準備、トイレ、お昼寝など、スムーズにいかなくて、それがママのストレスになり、上の子に当たって怒ってしまうことも度々ありました。早く寝なさいと上の子を叱っても、しっかり遊ばせていないので眠れない、だから眠くもならない、理不尽に怒られることになる上の子がかわいそうだった。

ママの機嫌が家庭に左右するとも言われているし、昼夜の授乳で常に寝不足のママがゆったりと新生児と向き合うためにも、希望期間、保育園にお願いできたらどれほどありがたいかと強く思いました。

保育園に入ってよかったなと思ったことは、規則正しく生活できること、バランスのよい食生活を送れること、集団行動の中で学んでいるんな分野で遊びが経験できたことなどです。3か月で随分成長をさせてもらいましたが、出産の育休により退園をしてしまったということで、悲しかったということを寄せていただきました。

今は、やはり時代が変わってきて生活環境も変わってきています。先ほど教育長が言われましたけれども、核家族という中で本当に大変な子育てをしています。

箕輪の例もあるように、ぜひ検討していただいて、安心して子育てができるような環境づくりに力を入れていただけたらなというふうに思いますが、再度、教育長、お願いします。

教育長

今、三浦議員のほうからいただいたお話は、十分私どもも理解しているつもりであり

ます。

ただ、そこには保育士の確保ってということが同時に生まれてくるっていう中で、その辺とともに検討をしていかなければいけないっていうふうに理解しています。

できる限り前向きに検討をしていきたいと思っておりますが、保育士の確保とどうすり合わせといたしますか、考えていかなければならないかなって思っておりますが、子育てにおける負担感というか、本当にそういったものに対しては何らかのことをしていかなければいけないかなっていうふうには思っています。

三浦議員

ただいま教育長から保育士を確保しなければ対応できないというふうにお聞きをいたしました。

全国的にも保育士の不足は問題になっています。飯島町もずっと、そんなことで大変な状況があります。

一つの問題として提起されているのは、保育士の賃金が安いからだというふうにも言われています。

そこら辺の対応というのは教育長ではなくて町のほうかと思いますが、その辺、今後の在り方について、そのためにぜひ賃上げをしていただきたいと思っておりますが、いかかでしょうか。

副町長

今、教育長も言ったように、御家庭の負担というのは大変あるなというふうに思っております。

我々としても今は保育士の正規職員の募集をかけております。

会計年度任用職員の皆さんにも、昨年度、優遇というか、処遇改善をいたしました。

ただ、会計年度任用職員ですと、やっぱり正規職員というまでには行きませんので、そういうことで正規の職員の募集をかけておりますが、そういったしますと会計年度任用職員の皆さんが応募してくるのではないかとというふうに思っております、全体的な底上げになるかどうかというのは、ちょっと悩みの種でございます。

各上伊那の市町村を見ておりましたも、だんだん賃金は上がってきているというふうに思っております、昨年はうちもそれなりに上げさせていただいて、ほかのところと遜色ないというふうに思っておりましたが、今年はさらに上がっております。

そういうこともありまして、できるだけ確保をしたいというふうに考えておりますけれども、今、教育長が申しましたように、実状はそういうことでございますので、できるだけ確保してそれに対応していきたいというのが本当に今の私のところで言える答弁でございますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

実状はよく分かります。

広く募集するという手もあると思います。飯島町は結構環境がいいからといって、この景色が好きだとか、自然がいいと言って来ていますので、働く環境さえそこにプラスならば、もしかしたら来ていただける方もいるかもしれませんので、ぜひ広く募集を試みていただけたらと思います。

これからそうした勉強して、卒業して社会に出る方も大勢いるわけですので、ぜひ幅広く募集をして、何とか飯島町は条件がいいので飯島町に来たというような皆さんをつ

		<p>くっていただけたらなというふうに要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。 〔三浦議員復席〕</p>
議 長		<p>ここで休憩を取ります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。</p>
休 憩		<p>午前10時40分</p>
再 開		<p>午前11時05分</p>
議 長		<p>会議を再開します。 本一般質問について飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきました。 藤井委員長には、昨日に引き続き御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。 一般質問を続けます。 6番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕</p>
6番 浜田議員		<p>それでは通告順に一般質問をいたします。 最初の質問は「公職選挙投票率の長期低落傾向への対応を問う」と、こういう内容であります。 まず、年末の本当に御多用の折に一般質問に答弁者としてお出かけいただきました藤井選挙管理委員長に改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。 それからまた、今回の質問は先頃行われました町長選挙への所見を問うものではありません。 ただ、しかしながら、町長選挙の数字にある意味で衝撃を受けた結果だということでもあります。 実は、今回の町長選挙ではあることが起こるんじゃないかというふうに私は一瞬想像していました。どうしてかっていいますと、21世紀に入ってから3回の町長選挙——選挙はもちろん4年ごとに行われるわけですがけれども、3回の投票が行われていました。 それで、1回目は次点との差が764票、2回目が1,172票、3回目が1,582票ということで差が開いてきまして、当選者の得票率も上がってきました。今回は、大体当選者が65%、次点が35%ということで、約2倍近かったということです。 それで、何が起こることを考えていたかといいますと、過半数に到達するかなと思ったんです。どういう意味かという、要するに得票が有権者の過半数に達したことが今までにはなくて、今回はそこに届くのかなと思ったわけですね。要するに、投票に来なかった方も含めて町内の信任を得たのかなと。 ところが、結果はそうではなくて、多分300票くらい足りなかった。 その理由は、多分——最初に行われた高坂元町長の当選したときの得票率であれば届いたかもしれないと。それに比べると——実は得票率、当選者の得票数も下がっている</p>

んですよ、最初の高坂町長の得票数自体が3,600票、それで下平前町長が三千五百数十票、今回が三千四百幾つということ。

もちろん人口減少もありますけれども、それにも増して投票率の低下が大きな流れとしてあるということで、やはりこれは住民が行政ないしは国政に関わる最も広いチャンスでありますので、その比率が下がるということを本当に私は憂慮しているわけでありますけれども。

じゃあ、これは立候補者のアピールが足りなかったのかということですが、町長は3回も町内全体を回られたということで、これは立候補者の努力で埋め合わされる問題ではないということで、一体何が起こったのかということを考えるのが今回の主題であります。

そんな意味で、まず全体的な選挙の投票率の流れについてどんな印象をお持ちか、概論で結構ですが町長の見解を伺いたいというふうに思います。

[唐澤町長登壇]

町長

選挙戦に伴います投票率の低落傾向の所見ということでございますけれども、大変お世話になりまして当選することもできまして、多くの皆様に感謝申し上げるところでございます。

選挙戦を行う中で感じたことは、誰がやっても同じだという御意見をたくさんいただきました。これはどういうことかということをお自分なりに考えますと、やはり政治の信頼性、これが低下しているのではないか、いろいろな事象はありますけれども、信頼性を高めることが投票率につながっていくというのを感じたところであります。

選挙戦に関わる者が、やっぱり誠実に実直に有権者の皆さんと正面から向かい合う、これが必要ではないか、それは選挙戦だけではなくて、日頃の様々な政治活動においても、しっかりと正面から向き合ってやっていくということが必要ではないかというのが一つでございます。

もう一つは、若い人たちの心をいかにつかむか、この点にあるかと思います。政治離れが言われて久しいわけですが、若い人たちの心はいかに入り込んでいくか、そういったところが必要ではないかと思えます。やはり自身も若い人たちとつながりを持ちたいということで幾つか選挙戦の中で取り組みましたけれども、なかなか若い人たちに入り込めないというところがあります。

それは投票結果にも表れておりまして、アパートの多い七久保、それから下在、上在も投票率が低いという傾向がありますけれども、それは、やはりアパートに住まわれている若い皆さん、その人たちの心をつかめなかったというところにあるかと思えます。

今後は、いろいろなSNSですとか、いろんなソーシャルネットワークサービスの関係等々ありますので、そういったところから若い人たちの心をつかんでいくということも必要になってくるかと思えますので、選挙制度改革も必要かと思えますし、投票自体を変えてほしいという御意見もありましたので、そんなところに今後の課題があるのかなということを感じました。

以上が所見でございます。よろしくお願いいたします。

浜田議員

〔唐澤町長降壇〕

広い視野での見解をいただいたと思っております。

あまり主観を入れずに、今回も含めての投票状況についてあれこれ調査をしてみました。

これは、町長も候補者であったわけですが、今回議場にいらっしゃる議員の皆さんにとっても大きなテーマだと思いますので、若干調査の結果を反映させながら質問を続けてまいりたいと思います。

お手元の資料の最初のページには、まず、そもそも長期低落傾向って本当なのかと、単なる印象で言っていないのかということの検証が1ページ目の投票率推移であります。

これは今世紀——2001年に入ってから町の内で行われた公職選挙法の全てを網羅したデータとグラフになっています。下に数字、上にグラフがあります。

それで、単純に色分けしてしまして、赤が一番身近な町議、町長の選挙、丸が議員で四角が首長ということになっています。

それから、グリーン——緑色が県ですね、県会議員、それから県知事。

それで、ブルーが国ですね。さすがに首相は直接選挙じゃないんで、参議院・衆議院議員選挙ということになります。

数字は下の表で追っていただければ分かりますが。

ざっくり眺めても明らかに低下傾向だということが確認できると思います。

ただし、ちょっと特異的なところだけ線をつないでおきましたけども、これは実は参議院選挙でなんです。

それで、意外なことに、参議院選挙は20年間にわたって、実は投票率がそんなに下がっていません。一番最初は低い部門だったんですけども、最近に至っても依然として50%以上をキープしているということで、これは、無用論もありますけれども、いかに参議院というのが役割を果たしているのかと、つまり6年間の任期で3年ごとにきちんと選挙が行われるという意味で、その直前の風に振り回されることなく国民の意思を反映しているのかなと、少なくとも長野県においてはそうなのかなというふうに思った次第です。

それで、この中で丸印をつけたところは一番投票率が低かったんで、ここを中心に分析しました。というか、実はそうではなくて、資料のそろっていたのがこの選挙だったんです。

実は、選挙管理委員会のほうに聞きましたら、県の選挙管理委員会に提出するために、特に県以上の選挙に対しては細かいデータを蓄積しているということが分かりました。これは投票区ごとに、年齢ごとに、投票率、それから不在者投票の数字等が細かく羅列されているデータです。

実は、2年前に三浦議員がこの件について質問したときにこれが一番そろっていたので、それを使用しました。

それで、前回の分は——実はこのデータはちょっと特殊な構造になってしまして、そのときの有権者——投票人名簿の数字に連動する格好になっているものですから、時間

がかかるとずれちゃうんですね。それであまり正確なデータとして得られなかったという背景があります、細かい話ですけど。

ページをおめくりいただきますと投票区と投票率の関係をプロットしたものが出てきます。

これがまず意外でした。一番投票率の悪いのが第1投票区と第7投票区、上在と七久保です。それで一番投票率がいいのが日曾利、それから春日平ですね。かなりきれいな直線に載っています。

この意味するところは、単純に言いますと、横の軸が投票区の有権者数です。つまり、投票所に対して有権者数が多いところほど投票率が低いという傾向が見えてきます。

これは、1つは、立候補者の主観に関わらず、努力にかかわらず、この問題が改善しなければいけないのではないかなということはこのグラフから感じた次第です。

それで、実は投票所の変更っていうのが2007年——平成19年に1回行われているんですね。飯島体育館の投票所が廃止されました。それから本1集会所の投票所も廃止されました。ところが、これはその影響を受けていない投票所——あ、上在は若干受けたのかな……。ということになっています。ですので、これは何らかの見直しをする必要があるのではないかとこのように分析から感じた次第です。

それから、下のグラフ、意外なグラフだったんです。これ私も想像していなくて、一般質問準備中に気がついたんですが、全く逆のグラフになっています。

これは、横軸は同じく有権者の数です。

それで縦軸にはパーセントが書いてありますが、これは何のパーセントっていうと期日前投票率です。

要するに、投票した人のうち期日前に投票した人が何%いたのかということが実は非常に面白い傾向だったということです。つまり、一番投票率の低い上在と七久保の皆さんは、実は投票所に行くのではなくて役場に来たと、それで逆に春日平や本郷、田切の皆さんは投票日の当日に投票所に行ったということですね。

見方によったら、よっぽど地元の投票所には行きたくなかったんだという解釈がいいのかどうか、このあたりは勝手な解釈はいけないんですけども、事実としてそんなことだったということです。

あ、その前に、ちょっと1つ飛ばしましたけども、2ページ目を御覧いただくと年齢別の投票率が出ています。

それで、これは皆さんが御心配のとおり、若い方の投票率が全体として低いと、それから高齢者、80歳以上になるとやはり下がってしまうということで、ピークはやはり70～74歳ぐらいにあるのでないかと。

ただ、その一方、期日前投票率、これは必ずしもこういう傾向を示していなくて、少なくとも投票の意思を持っている方は、おおよそ60歳以上、それから若い世代では20代後半、このあたりの方は投票に行くとなれば期日前に積極的に行っていってらっしゃるといことは何かの検討の材料になるのかなというふうに思った次第であります。

これは思いがけない結果だったんですけども、そのあたりも含めて、選挙管理委員

長、もし補足される、あるいは現場でいろいろセンターに行って感じられていることがあれば一度見解をお聞かせいただきたいと思います。

それではお答えさせていただきます。

自分の委員長としての私見ということでちょっと述べさせていただきたいと思います。投票率の低落傾向については、やはり議員のおっしゃるとおりで、しっかり分析もいただきまして、ある程度の原因も見えてきているのかなというような感じをいたしております。

確かに若年層がやはり低い部分と、それから先ほど言った高齢者の方の低い部分があるんですが、やはり年代を追うごとに投票率が上がっていくような傾向があるわけでございます。

それで、一番、今、議員のおっしゃったとおり、どうやって投票率を上げるかっていうのが一番問題なところなんです。やはり今の社会情勢というか、あれですが、自分の経験から言いますと、就職したときに、まず何も分からなくて労働組合へ入って、その中で、安保闘争の流れから、あとは労働組合としての賃上げ、それから権利、生活、権利闘争とか、そういうに関わって、やはり若い頃から労働組合としての選挙活動もあったんで、その辺で関わった部分があって、かなり選挙に携わる機会も増えたと、目も向けたという経験もあります。

そんなことで、最近は労働組合の組織率も落ちていますし、やはりここ最近、極端なこと言うと労働組合で賃上げ闘争しなくても自民党のほうで賃上げしろよと大企業のほうに言ってくれるような状況なんで、なかなかそういったことで選挙を通じて自分の思いを伝えるっていうのがなくなってきたっていう部分もあるし、やはり先ほど町長も申し上げましたが、SNSが大分普及した部分がありまして、自分の思ったことはSNSを通じて発信するというだけで、それで済んじゃってある部分もあるのかなというようなことも影響があるのかなということを感じております。

何しろ、投票率を上げるのは、選挙管理委員会としても、国、それから県、あとは上伊那の研修会等もいろいろありまして、各講師等も招いて研修会も行っているわけですが、やはりどの研修会に行っても投票率の問題を聞いても全く同じ状況で、なかなかこれといって打つ手がないということです。

確かに、選挙管理委員会としては、なるべく選挙人が投票しやすい、投票所に来やすい環境をつくらにやいかんということで、それべく飯島町の選挙管理委員会もルール改善はしております。

それから、国へもこういう制度改正したほうが投票しやすいじゃないかということで県を通じて上げるというようなこともやっております。

先日は、ちょっと上伊那の選挙管理委員会の研修会がありまして、飯島町の選挙管理委員会としても、期日前投票の宣誓書、やはりあれがどうしても法的には要るんで、最近は入場券につけておいて自宅で書いてこられるようになったんですが、やはりなかなか書いてこられない人がおって、入り口でお持たせして書いてもらうという形もありますが——あれもね、昨日、星野議員の御質問にもお答えしましたが、この間の町長選

でも2,000人くらいの方が見えましておるといふことで、大半が期日前投票に見えられるといふことで、その部分がなくなればもっと来やすいのかなといふことも含めて、状況に応じていろいろな改善策を要望しておるといふ状況でございます。

ですんで、ぜひ議員の皆さんも、かなり自分の選挙でいろいろ経験していると思しますので、こうしたら投票率が上がるんじゃないかといふ御意見がございましたら、また選挙管理委員会のほうにもその御意見をお寄せいただければと思います。

以上でございます。

浜田議員

参加型の政治が全体として弱っているんじゃないかといふことも含めて、いろんな切り口の御意見、さすがに、聞かせていただいてありがとうございます。

そういう意味では、一つは、昨日の一般質問にも続いて、例えば西庁舎を投票所として利用するといふ回もあるのかなと昨日は聞きながら思っておったんで、期日前投票、よしあしの議論はあるかと思えますけども、多分、今は4割以上、投票者が期日前に移っているんで、このあたりの整備をお願いしたいところだと思います。

それで、もう一つ心配しているのは、高齢者っていいですかね、今一番、実は投票率っていいですか、年代ごとに有権者の多いのが、いわゆる団塊の世代なんですよ。この方々がもう一つ高齢のほうに移っていくといふ問題が生じます。

それで、これを改修する一つ的手段として郵便投票制度といふのがあるんですけども、何とこれは介護度5でないと利用できないと。これまでも、実はいろいろ投票の権利があるにもかかわらず投票ができないといふことで裁判等が行われた経過があるといふふうに私も調べて、聞きました。

1つはASLですね、筋萎縮性側索硬化症の方。文字も書けない、これで投票できなくていいのかといふ裁判が2000年ぐらいに提訴されて、たしか2003年に法改正が行われて、代筆が可能だといふことになったといふのがありました。

それから、知的な面で障害をお持ちの方が投票できるんですけども後継人がついた途端に駄目になったといふことで、これも裁判になりまして、結局、東京地裁で投票できるといふふうに判決が出まして、それで国も控訴を諦めて、そのまま選挙法が改正になったといふことです。

もちろん、それを利用した不正投票も現実に起こるんではあるんですよ、郵便投票といふのはなかなか分かりにくいですから。

ただし、ヨーロッパのほうのことわざを借りれば、産湯と一緒に赤子を流していいのかと、つまり不正を除去することをやるあまりに一番大事な投票する権利っていふのを一緒に流しちゃっていいのかっていふ議論が結局は多数派になって、今はそういったことが認められるようになった。

それで、問題は介護度5だけでいいのかといふことなんですよ。介護度4や3の方はじゃあ行けるのかといふことで、これは、本当にその実情を考えた場合にどうなのかといふことなんですけども、これは、この際、むしろ健康福祉課長あたりの御見解を、率直な御意見をお聞かせいただきたく思いますけど、いかかでしょうか。

健康福祉課長

見解をとということでございます。

確かに介護度というのは相対的な手間のかかる度数で1・2・3・4・5ということで判定がされるわけです。

その中で、じゃあ介護度3の方はどんな状態なのかということなんですけれども、一概に介護度、要介護3の方が全く動けないのかというと、そうでもないとは思いますが、全体的に考えれば、要介護は、相対的に3・4っていうのは恐らく支援を、自分だけではなくて補助なりがないと動くことは厳しいのかなというようなことを思っております。

浜田議員 私も文献で調べただけで詳しくはないですけど、多分個人では、介助なしには移動できない、いろんな作業ができない、それから知的にもいろんな負担があるという状態だと思っております。

それで、これを先ほどと同じように投票できない方が自ら裁判を起こしてやるというだけではなくて、本来であれば、やはり多くの意見を取り入れるという意味で選挙管理委員会から、あるいは自治体からも国に対して制度の改正を求めるべきではないかというふうに思っておりますけれども、そこまで細かく通告はしておりませんでしたけど、もし何らかの見解をお持ちであれば町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

町長 実態に合わせた選挙制度というものは必要かと思っております。ただ単に介護度5であれば郵便投票ができるということではなくて、それぞれの実態に合わせた中で制度改革をしていくように国へも働きかけてまいりたいと思っております。

浜田議員 大変前向きな御答弁をいただきました。

特に、先ほど年齢別の投票率を御覧に入れましたけれども、明らかに団塊の世代がその状態に陥ったときには町の投票率は劇的に下がるんじゃないかというふうに私は心配しております。

それは必ずしも町民の総意ではなくて、そういう方々の意見も取り入れるのが行政だということで、町長は就任の際も一番最初にその問題を取り上げられたんで、そういった方の意見が反映できる選挙制度になるように、関係の皆様、もちろん議員も含めてですけれども、努力が必要だということを確認したということになります。

この件に関しましては、あとはそれほど加えることはないんですけども、お手元の資料の4ページ目がもう一つ印象的なデータだったんで、これも御紹介します。

これは先ほど御覧に入れた投票区別の投票率の傾向のグラフと、これが青——国です。それで、かなり差が出ています。七久保に比べて田切、本郷のほうが10%以上も投票率が高いというのはゆゆしき問題だと思っておりますので、これを改善する必要があるだろうと。

その上に赤で書いてあるのは、実はその後に行われた補欠選挙であって参議院選挙の結果です。これも全く同じ傾向が出ていますけれども、実は傾斜が緩やかになっていきます。

この解釈が何かっていうのは、もちろんそれぞれ個人でお考えいただくしかないんですけども、私はこういうふうに思っています。

つまり、投票率が上がったということは、非常に投票に不便な方々のところの投票率

が上がっていく、積極的な投票が行われると、実は投票率の低下はさほどではなくなるということを示しているのではないかと思います。

もちろん投票所ごとの投票率の差は是正しなければいけないんですけども、それと同時に様々な手段によって投票所へ足を向けるという取組が全体の底上げには欠かせないということをこの資料は示しているのかなというふうに思います。

そんなことで、今回はちょっと思いついた資料をあれこれひっくり返してみただけのことですけども、ただ、それでも権利の問題、それから投票所の効率化の問題等々、改善すべき点が見えてきたと思いますので、関係の皆様を改めて求めて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は「町内の外国籍住民への対応は適切に行われているか」という課題であります。

町長の公約の中には、ストレートに外国籍の住民の方につなぐという項目がございませんでした。ただ、昨日の答弁の中で多文化共生の推進という答弁がありましたので、恐らく中には含まれているのかというふうに思いますので、改めてこの件についての町長の立場、御見解をお願いしたいと思います。

町長 多文化共生への取組への所見でございますけれども、私も以前、外国人の皆さんと公民館活動を通じて七久保地区の——当時は680人ほどの外国人労働者がいらっしやいまして、ブラジルを中心として来た方でございますけれども、そういった方たちがいかに地域の皆さんとコミュニケーションを図っていくかということで様々な取組を一緒にさせていただいた経過もございます。

やはり地域に住む皆さんはそれぞれのお立場でいろいろな課題を抱えておりますし、また地域の皆さんとしっかりと関わっていきたいという気持ちを持っていると思いますので、一つ一つ積み重ねながら、そういった皆さんとの関わり合いもしっかりと持っていきたくて考えております。

浜田議員 つなぐの輪の中に入っているという理解でいいのかなというふうに理解しました。

この質問のきっかけは、実は、私、2つほどありまして、1つは坂井議運委員長が住民懇談会に自治会未加入者を含めたこと、さらに在住の外国人を含めたこと、これは非常に斬新な、また重要な提案だったというふうに思っています。これが1つのきっかけになっています。

それから、もう一つは、実は今月初めに東京大学の大学院の教授からヒアリングを受けました。仁平教授という教育学研究科の比較教育社会学コースの教授でいらっしやいます。

それで、何でこんなことになったかという背景をちょっと説明しなければいけないんですけども、実は、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、私がちょうど議員になった年に七久保で大量の外国人派遣労働者の解雇が行われました。これはかなり深刻な影響を町に与えたんだと思っています。地元の商店街の購入率も減りましたし、それからあのあたりにそれを前提として建てたアパートも空き家がうんと増えてしまったということがあって、そのときにSOSネットワークっていうのを立ち上げまして、当初、当

時の高坂町長には年間 20 万円の就労支援の補助制度もつくっていただいで進めてきたという経過があります。

よその市町村も似たようなことやったんですけども、そのうちにだんだん尻つぼみになってしまって、ずっと私は意地でやっけて、その結果、箕輪から飯田ぐらいまでの方の面倒を見ることになって、現在も続いています。

もちろん、外国人の方だけを対象にしたわけじゃなくて、日本の方ももちろん対象にしているんですけども、逆に日本の方は世間の目が厳しくてうんと深刻になってから問題の相談に預かるということで、特に去年今年あたりから本当に社会、福祉の底が抜けたような感じですね。

アパートを追い出されたとか、ブラックリストに載ってしまったのでほかのアパートに入居できない、それから、ちょうどコロナになって、おうち飲みでアルコール依存症になってしまって、そういった方々同士の間でいさかきがあってストーカー行為が発生したということだとか、いわゆるパートで勤めていたんだけど、係長が交代して、その途端に仕事を増やしてもらっていたのに解雇されたとか、今年は何だか分からないですけど警察署に行ったり労働監督署に行ったり、やたらに忙しかったんですが、ただ、日本の方は、逆に言うとそこまでなんないと大変だとならない。

一方で、外国人の方はそれほどでもなくて、ネットワークがあるもんですから。これまではブラジルの方が中心でした。

ただ、御存じのように、飯島町は多分全国的に見ても外国人の比率が多い町だと思っていますけれども、意外につながってないのかなという心配を私はしています。

それで、特に最近増えてきた利用者はベトナムの方ですね。恐らくベトナムの方は、報道で聞く限り、日本に入国する前に何かブローカーみたいなのでピンはねされるんでしょうかね、決して生活が豊かじゃないという現状みたいで、この間ちょっとお話を聞きしたんですけども、こちら側にもあんまりベトナム語が分かる方がいなくて、それで向こう側の方もそうで、実はコミュニケーションを欠いていました。来年の正月に食事会をやるんで、そこではちゃんとした方に来ていただこうかなと思っていますけども、かなり厳しい生活状況にあるのかなと思います。

そんな中で、実はネットワークの活動の資金は、以前は与田切公園でスイカを売って、かなりもうけていて活動資金があったんですけど、なかなかこのところは、農家さんも個人農家が減ってきてできないので、最近、ここ 2 年ほどは赤い羽根共同募金から応援をいただいています。その裏づけ調査をするということで、ちょっと回りくどくなりましたけども東大教授からのヒアリングがあったと、外国籍の方の地域での取組がどうなっているかということで 2 時間近くにわたるインタビューだったわけです。

それで、そう意味で、町長のお考えは分かりましたけども、飯島町は仕組みとしてはまだまだなのかなという印象を持っているんですよ。

私は実は国内でも外国籍労働者の多い群馬県の大泉町に時々仕事関係で比較的長い期間滞在することがありまして、そこは実はブラジル人が多くて、サンバパレードまでやっていたんですね。お店にはちゃんともうポルトガル語の看板が立っていたりして、それ

で、町もそのつもりになって、そういったものを応援するということが以前はありました。

一方で、七久保の道の駅の場合には逆のパターンのショックを受けたことがありました。それは、車で飯島に観光に訪れた方が、何でこんなことをやっているんだということで、かなり私は非難されたんです。どうしてかっていうと、名古屋近辺では非常にお行儀が悪いということで、生活環境を乱すやからであるという認識を非常に強くお持ちで、私も大変対応に苦慮したんですけれども、要するに、当然文化が違う、生活スタイルが違う方をお迎えした場合に、お互いに意図しないところで衝突が起こってしまう地域があるんだなというふうに思いました。

そこには当然雇用した企業の責任もあるんじゃないかというふうに私は思っていますし、それから、もちろん行政の役割もあるんじゃないかというふうに思っているわけです。

それから災害対策ですね。やはりそれはブラジルの方で、どうなっているんだというふうに聞いたら、アパート全体を企業で面倒を見ているからいいんだという話で終わってしまったんですが、それは逆に言うと町のほうからは掌握できない方々だということになるわけです。

それで、ちょっと私はそのあたりの実態が分からなかったもので、改めてこの問題についてお伺いしたいんですけども、就業状態ですとか健康状態ですとか防災ですとか、地域のつながりをどんなふうに把握しているかということについて、改めて町側のお考えをお聞きしたいと思います。

地域創造課長

ちょっと多課にまたがる御質問の内容かなと思いますが、代表して私より一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず町内の外国籍住民の方々におけます就業状況等につきましては、これはハローワークが窓口となっておりますので、町で十分把握しているという状況ではございません。

また、健康に関する事業関係でございますが、日本国籍の方と同様のサービスで対応してきているというのが実態でございます。

次に防災面についてでございますが、自治会に加入されている外国籍の方々には各自主防災会の一員として日本国籍の皆さんと同様に活動していただいていると認識しております。

また、自治会に属していない外国籍の皆様が災害発生時に最寄りの指定緊急避難所に来られた際には、分け隔てなく受け入れていただくように区会や自治会に対しまして防災全体説明会などで御説明し、お願いをしているところでございます。

最後に地域とのつながりという点でございますが、こちらは防災と同様になりますけれども、現在の外国籍の皆様はどちらかというと単身の方が多いのかなというふうに思っております。地域とのつながりは薄いというのが実情ではないかというふうに判断しております。

地域とのつながりという点では、僅かではございますが、本年度からボランティアに

よります日本語教室が町内でも立ち上がりまして、そこに通う生徒と地元のボランティアの皆様の間で少しずつつながりができてきて、これがだんだんに広がっていくことを我々としても期待しているところでございます。

町としましては、これらの活動やボランティアの団体をサポートしてまいりたいと思いますが、議員が先ほど申されたとおり、まだまだと、私のほうではそう判断しております。

浜田議員

今の話は、議員が、先般、北九州市を視察して外国籍の方へのサポートの非常に強い先進事例を見てきたので、そのあたりもまた何かの機会に町政のほうに反映していただきたいと思えますけれども、率直に言ってまだまだかなというふうに思えます。

1つ気になったのは、実は防災行政無線なんですけれども、議会ではかなり操作卓が高いんじゃないかということで議論になりました。

結局、行政によっては多国語の放送を入れているところがあるんですよね、本当に緊急の場合にどうするかと。ところが、飯島町はそのシステムを取り入れていないというふうに私は認識しています。これは至急に改めるべきではないかというふうに私は思います、最後の通報のチャンスですので。聞こえにくいついていう問題は当然あるかもしれませんが、多国語の放送は必要だろうと。

それから、防災については、現実問題として自治会でフォローしているところがどのくらいあるのか、むしろこれから、来年度計画している議会の外国籍住民との懇談会で事実は把握したいと思えます。

いずれにしても、飯島町にとっては、やはり大事な皆さんだというふうに思えます。

一頃、飯島町が消滅可能都市だと言われたときに、その大きな引き金になったのは実はブラジル人の大量解雇だったんですよね。

それで、人によっては、消滅可能性都市はこれが原因だったので、本当は飯島町の実力の低下ではないという説明をなさる方がいたんですけども、それは、私はいかななものかと思うんです。そうではなくて、飯島町の産業を支えてくれる方が急激に減ったことが問題なわけで、それが飯島町にとって危機的な事態だったことに間違いはないと思っているわけです。

同様に、今日もそういう方々を受け入れて飯島の産業が成り立っているわけですから、それにふさわしい対応が必要なのかなと。

それと、もう一つ先ほどの活動の中で気がついたことで申し上げたいことがあるんですけども、実はかなりの方が派遣労働なものですから、私がずっとデータを見ていると年間2割ぐらいは入れ替わるんです。

それで、入れ替わる時期はまだ寒い頃だと思うんですけども、そうすると、都会からこちらに派遣された方は本当に家財を入れ替えなきゃやっつけられないんですよね。その頃は最初の賃金が払われないものですから本当にお金がない。ですので、人によっては、もうカーテンを4重5重にして、暖房を止めて頑張っていますという方もいらっしゃいました。

そういった細かいところも、やはり、ちょっとずっとここに定住している方と環境が

違う方もいらっしゃると思いますので、そのあたりも目配せできるような対応をお願いしたいと思えます。

それで、改めて質問の中の2—3のほうをお尋ねしたいんですけども、特にこの面で言うと、先ほどの私がクレームを受けた方は名古屋の方だったんですけども、やはり雇用した側の責任が果たされていないんだと思うんです。文化の違うところの方を雇用して自分の事業を発展させるわけですから、それにふさわしく、日本の文化との違い、それから近所との関わり、防災について雇用主の義務を明確にする必要があると思えますけども、このあたりについての見解をお持ちであればお伺いしたいと思えます。

産業振興課長

外国人労働者に対する雇用主の義務については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する雇用主が氏名、在留資格などをハローワークへ届け出る義務及び適切な雇用管理を行う義務が定められております。そのため、役場が指導、監督する立場にはありませんので、雇用主の義務については、ハローワークからの情報以上には承知しておりません。

また、外国籍住民の雇用の実情についても把握していないところであります。

浜田議員

大変残念であります。そのあたりの法律的な背景をちょっと私なりに調べて、必要であれば対応を求めていきたいと思えます。

このところ本当に労働基準監督署なんかやいろんなところに出かける機会が多くて参っているんですけども、少なくともほめてはおけないという認識だけは述べておきたいと思えます。

それでは3番目の質問に移ります。

「町施設の夜間照明は適切か」ということで、これは一般質問で言うような事柄ではないんですけども、一応どちらも住民の方から直接私にお話があったということで、2点まとめて申し上げます。

1つは、期日前投票で、本当に駐車場から役場の建物に入る手前で転倒しそうになったと、それで、危うかったが何とかあったということで、細かい状況はお聞きしませんでしたし、私も現場を確認するような非でもありませんでしたのでお話を聞いただけでしたけれども、私のように夜こちらで会議をすることのない人間にとっては、あるいは7時・8時台の役場の駐車場からの照明っていうのは不適切だったのかもしれないと思っております。

それから、もう一つは、これは議員の方は御存じでしょうけども、文化館でプランナー会議をやっていますけれども、あその階段は階段のところまで足を踏み込まないと電気がつかないんですよ。それって、もうそもそも危ないです。なので、利用者目線でやったんではないんではないか。

これは代表的な2例なんですけれども、気がついたときは問題だと思うんですけど、わざわざいいちゃんポストに書くほどの——書く前に忘れてしまうというか、大体は本題のほうで頭にあるんで忘れてしまうということもあるんで、ちょっとこの場で申し上げて、それぞれ気がついたときに、あるいは設置者にそれなりの配慮をしていただかないと、つまらないところで意外なことが起こるのかなというふうに思った次第です。

指摘だけで終わってはいけないので、一応答弁をお願いしたいと思います。

副町長 この質問をいただいてから、ちょっと役場の周りをちょっと見てきました。

玄関のところは、一部切れているところが確かにあるなというふうに思っております。これはちょっと改善するべきだろうと思いますし、今言われた文化館の階段のところも、確かにそこまで行かないと電灯がつかないし、暗いところがあると認識をしておりますので、それはそれなりに指示を出したいと思っております。

改善をして、そういう状況があったのであれば、そこんところをきちっと——浜田議員さんからお聞きするまでは、我々としては直接聞いておりませんもんですから分からなかったんですけど、ちょっと確認させていただいたらそういう状況がございましたので、それは改善したいというふうに思っております。

浜田議員 これは本当なら所管課に言えば済む話かもしれませんが、逆に、設置したときに、あるいはメンテナンスに注意していただきたいということで、あえて取り上げました。

以上で質問を終わります。

[浜田議員復席]

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩
再開
午前11時53分
午後 1時30分

議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 坂井活広議員。

[坂井議員質問席へ移動]

2番
坂井議員 それでは、坂井議員——私ですね、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、令和5年12月議会の定例会において町長の所信が表明されました。そのことについてまず1点お尋ねします。

町長は、所信表明及び選挙時の公約の柱として「「つなぐ」輪でだれ一人取り残さないまちづくり」というものを掲げていますけれども、ここでいう誰一人とは飯島町民であればひとしく誰一人に含まれるのか、もしくは含まれない人がいるのか、お答えください。

[唐澤町長登壇]

町長 誰一人とはどのような状態かということでございますけど、町民の皆さん全てでございます。

[唐澤町長降壇]

坂井議員 では続いて1—2なんですけれども、これは、これまでの答弁である程度私も理解できましたんで1—3に移りたいと思います。

1—3、町長は所信表明の際に、飯島町の高齢化率が37.9%を超えて一層深刻になっ

てきている旨を述べられています。

しかしながら、選挙時のビラ、選挙公報及び講演会のチラシなどでは、いずれも子どもの数や人口に関する数値目標はありません。

少子高齢化の進行及び人口減少はやむを得ない、このような理解でよろしいでしょうか。

町 長 人口減少はやむを得ないのかという御質問でございますが、ある程度の人口減少は避けられないと思っております。

その中でどのようなまちづくりをしていくかでございますけれども、昨日もお答えしましたように、フローチャートの先にあるもの、これは人口増ということではなくて、住民の皆さんの幸福度に置いています。まずは今住んでいる皆さんが住んでよかった、住み続けたいという幸福度を高めていくための施策を足元から一つずつ着実に積み上げていきたいと考えております。

そうした上で、皆さんが地域に誇りを感じ、生き生きと暮らすことが関係人口の増加や町の活性化につながっていくと、そのように考えております。

坂井議員 ちょっと今の点の追加で、関連でお尋ねしたいんですけども、今住んでいる人の幸福が、飯島町全体、いずれよそから来る人の幸福にもつながっていくというふうに考えているというふうに私は受け止めたんですけども、今住んでいる人の幸福がいずれ飯島に住む人の幸福につながるという理解で合っているのでしょうか。

町 長 今住んでいる方たちが幸せだと思ふ気お持ち、それが外の皆様にもしっかりと伝わって、外の皆さんの住んでみたい、また来てみたいという思いにつながっていくと、そういう理解でお願いしたいと思えます。

坂井議員 具体的にどのようにつながっていくのかというのをもう少し詳しくお答えください。

町 長 移住・定住の場面で考えますと、やはり人と人とのつながり、これが非常に重要と考えています。物を作って人を呼ぶのではなくて、人と人とのつながり、またその人との心のつながりがしっかりと人を呼んでくる条件になってくると考えております。

坂井議員 そうすると、町民の心のつながりが大事だと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 そのとおりでございます。

坂井議員 1—4に移ります。

所信表明の際の若者をつなぐという、その項目では「地域全体で子育てを応援し、安心して子どもを産み育てられるまちづくり」と述べていますけれども、地域全体で子育て応援とは、具体的にどのように一体となって応援するのか、お答えください。

町 長 今までも、家庭、学校、地域、事業所など、それぞれの立場で地域の宝として子どもの健やかな成長のために様々な取組をしていただいておりますけれども、それをより明確にして地域全体で子育て応援をしていきたいと思えます。

具体的には、目指す方向性の共有や役割分担を定めて明確化していく予定でございます。これは、具体的には条例になるのか、あるいは計画としての目標になるのかはこれからの検討課題でありますけれども、その辺を明確化していきたいと考えております。

1—4では、そのほかに出生率の関係がありましたけれども……（坂井議員「後で」

と呼ぶ) 後でよろしいですか。(坂井議員「はい」と呼ぶ)

坂井議員 目指す方向性の共有や役割分担ということなんですけれども、すみません、ちょっと私はそれだけだと理解できないんですけれども、具体的にどういうことでしょうか。

町 長 具体的には、それぞれの家庭であれば子育てをどのようにしていくか、あるいは学校ですと学校教育をどのようにしていくか、そういうそれぞれの持ち場、持ち場での具体的な内容を明確化していくということになります。

坂井議員 では、1—4の後半、これは9月の議会の本会議に答弁にあるんですけれども、飯島町の今年度の出生者数が9月時点で10人であるということなんですけれども、これについての所見をお願いします。

町 長 出生者数の激減は承知しているところでございます。

12月のハッピーバースフラワーでは4人の子どもさんに町の花であります生産者が生産しましたシクラメンをプレゼントいたしました。今年は全く差し上げられない月もあったようです。

今年度の出生者数は年度末までに30人~40人と聞いております。学年1クラスの現状に大変危機感を抱いているところであります。

坂井議員 危機感を抱いているというふうにお答えいただいたんで、その点についてお尋ねしますけれども、今の地点では最終的に30人か40人くらいになるということなんですけれども、激減しているということには変わりないです。

今後どのように赤ん坊というか子どもたちを増やしていくというお考えでしょうか、お答えください。

町 長 政策の中でも掲げましたけれども、経済的な支援というのはもちろんでございますけれども、やはり子育てに関わる不安、それを解消していくことも非常に重要な課題かと思えます。不安を解消するには様々な解消策があると思えますけれども、政策の中にも掲げてありますように、そういった不安を解消する相談窓口を設けたり、あるいは親子で遊べる、そういった空間を設けていったりすることが具体的な政策となっていくと思えます。

坂井議員 それでは1—5に移ります。

まず資料1を御覧ください。

これは、まちびと政策プランナー会議という、飯島町議会と町民が一緒になって協議をして、それで最終的に町に対して提案をするという、そういった会議なんですけれども、その中で——今年度のまちびと政策プランナー会議で提案されたものの一つになります。

この内容なんですけれども、「中学生を対象にした立候補者による合同演説会の開催を求める提案書」ということで、そういった内容を提案させていただいています。

本文は、抜粋ですけど、若者の政治離れで低投票率が問題となっていて、それに対して机上で教えるだけでは理解が進まない、そうであれば、今回4年に一度の町長選挙が実施されますので、この機会に合わせて中学生を対象にした立会演説会というものを実施すれば、町に対する関心が深まり、ひいては投票率の向上にもつながるのではない

か、政治離れが避けられるのではないかと、そのように考えて提案をしたんですけども、まず、ちょっと事実か事実じゃないかだけをお答えください。

今回の町長選挙においては、まちびと政策プランナー会議で中学生を対象にした合同立会演説会の開催を提案しましたが、町長は合同立会演説会を実施しなかった、これは事実でしょうか、違いますか。

町長 実施しなかったことは事実です。

その前段での経過がございますので、それを申し述べさせていただいてよろしいでしょうか。(坂井議員「じゃあ、もう一回私が質問します」と呼ぶ)

坂井議員 事実であるということですので、実施しなかった理由をお答えください。

町長 私はプランナー会議を2度傍聴させていただきました。傍聴させていただいた内容もるるLINE WORKSの掲示板に掲載しながら後援会と共有していったところでございます。

それで、活発な議論を拝見させていただく中で、ある時期に中学生との立会演説会の提案もありまして、告示前の期間であれば実施に前向きな発言を関係の皆さんにしたところでございます。

プランナー会議から、正確には第3分科会のグループから——プランナー会議というよりは第3グループの分科会からですが、書面で依頼状が届いたのが10月30日付でございました。それを担当者が事務所へ直接お越しいただいて依頼されたのが11月4日の夕方でした。

内容は、今おっしゃられたように、中学生を対象にした立候補者による合同演説会の開催を求めるものでして、これを選挙期間中に実施をしてほしいという内容でした。

依頼状が届けられましてから後援会内部で情報共有しまして協議しましたが、幾つかの課題があるということで、1つは学校関係者との調整がまだできていないということ、それから教育委員会との調整もできていない、それから招集した議会としての期間決定、これは11月11日に報告会があるということで、私もその席に出席する予定でしたけれども、まだその段階までにまとまっていない、そういう状況での第3分科会の提案になっている、代表者の記載もなくて責任の所在が明確でないということがありました。

生徒自身も期末テストが始まる時期でありまして、多忙であるということもあります。

また、選挙期間中の16日と17日に合同個人演説会が予定されておりまして、実質的にやる時間としては子どもさんの出席も考えると15日と18日しかないわけですけども、公職選挙法によりまして、公共施設での開催、これは15日では届出が不可能ですので、最終的には18日の開催でしかできないということになります。

5日間の選挙期間中に有権者でない者への選挙運動の意義があるのか、また子どもを利用しての選挙運動をすることができないという公職選挙法第137条の2の第2項に抵触していないか、制度上、選挙期間中は質問タイムを実施できない、そういうようなもろもろのことを内部でも検討しまして11月4日に担当者の方にお伝えしたところでありまして、要請はお断りしまして、16日17日に開催される合同個人演説会に保

護者同伴で参加していただきたいというようにお願いしたところであります。

ただ、断った際に担当者の方が相手がやるとしてもやらなくていいんですねというように少し脅迫したような（笑声）言い方をされました。これも後援会の内部で非常に問題になりまして、そのことも最終的に断りした原因にもなっております。

以上でございます。

坂井議員　　まず担当の方が脅迫的なちょっと言い方をしたってということで事実であれば、それは申し訳なかったというふうに思っております。

その上でなんですけれども、ちょっと聞いていて疑問点が2つありまして、公職選挙法に抵触する可能性があるってということなんですけど、これは私のほうで長野県選挙管理委員会に問合せをして抵触しないということで、ここに別紙で触れませんよというふうに書面もつけさせていただいたんで、それをなぜ心配するのかというのが正直よく分からないというのが1点です。ちょっと断るための方便なのかなというふうに私は理解しております。

それで、もう一点、有権者じゃない人に対して実施する意義が分からないってということなんですけど、これはどういうことなんですかね、詳しくお答えください。

町　　長　　選挙運動期間中ですので、有権者に対しての様々な選挙活動については許されておりますけれども、そうでない方には許されていないという中での意味合いでございます。

坂井議員　　許されていないってというのはどういう意味ですか、法律的に駄目ってことですかね、それだったら問題ないというふうにお伝えしたんですけども。

町　　長　　公職選挙法の第137条の2の第2項の中には、そういうくだりがあると思います。

坂井議員　　ちょっと今回は別紙をつけていないんですけども、別紙において県の選挙管理委員会の問題ないというふうな回答を得ているんですけども、それでも触れるんじゃないかというふうに考えたということでしょうか。

町　　長　　内部で検討した中では、触れるのではないかという見解でございました。

坂井議員　　じゃあ、そうすると、今後、町長選挙のときにもしこういった申し出があっても、それは全て断ると、そういう理解でよろしいでしょうか。

町　　長　　今回の駒ヶ根市長選挙でも駒ヶ根青年会議所が選挙期間中でない時期に——1月10日に公開討論会をするということで計画しておりますけれども、やはり準備期間を少しきちんと整えていただいて、選挙運動期間中だと5日間しか——市長選は7日間ありますけれども、町長選だと5日間しかありません。

しかも、公共施設を使用するということになれば、もう3日間しかないわけですね、期日的に3日間しかありません。

そういうことからしても、やはり選挙運動期間前であれば、後援会活動の期間であれば実施をするということで私も関係者にお話をしていたところでもありますので、できないということではなくて、選挙運動期間ではなくて、その期間前に実施していただければ参加したということをお願いしたいと思っております。

坂井議員　　そうすると、4年後にもし選挙戦になったというときには選挙期間前であれば実施すると、参加する意向である、こういうふうに聞いてよろしいですか。

町 長 実施されれば参加しますけれども、できるだけ準備期間を置いていただいて、議会の皆さんも当然これをされると思いますけれども、選挙運動期間中は多分不可能だと思いますので、しっかりと準備期間を置いていただいて企画をしていただければ参加をいたします。

坂井議員 じゃあ確認ですけれども、選挙期間前であれば基本的に参加する意向であると、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 そのとおりでございます。

坂井議員 では続いて資料2を御覧ください。

これも同様に今年行われたまちびと政策プランナー会議において提案された提案書になります。

題名が「まじいいい！自由プランプロジェクト」ということで、内容としては、中学の生徒たちに対して——政治離れが問題となっているということが基本的には趣旨なんですけれども、中学生たちに行政とは何か議会とは何かっていうことを理解してもらうためには、口頭、机上で説明するよりも自分たちで体験することによって行政、議会の理解が深まって、最終的には町への関心も深まると、そういうふうと考えられることから、飯島中学校の生徒会に対して50万円の予算をつけること、その後——予算を執行した後、議員が中学校に出向いて町の予算の流れについて説明することといった内容を提案させていただきました。

続いて資料3を御覧ください。

資料3は、既実施されているところがあるという、そういった資料になります。

これは毎日新聞デジタルの本当に1か月くらい前の記事なんですけれども、「生徒らで決めた夢の予算 県立校投資、163校6年総額300億円」ということで、「公立高校の生徒会に使い道を自由に決められる予算の話が舞い込んだ。3年間で400万円。」、そこから少し下に行きまして、「生徒指導の教員から学校に予算が配分されると聞いた。2023年から3年間で計392万5000円。」。

2ページ目を見ていただいて、一番下の段落がこれの趣旨ですね。

県は少子化や人口減少を背景に、子育て世代に加え、結婚や出産を控える若い世代や学生らの支援を掲げ、学びやすい▽働きやすい▽子供を産み育てやすい▽住みやすい——兵庫を目指している。

そして最後、3ページ目の一番上ですね、「生徒ファーストの視点で環境改善を進め、故郷を思うシビックプライド（中略）を育てたい。」と、このように兵庫県の知事は述べております。

ちょっと流用させてもらいますけれども、先ほどの浜田議員の資料の2ページ目に「年齢別投票率」っていう表が出ていまして、それで、これを見ると、やっぱり18歳～19歳、20歳～24歳、25歳～29歳が低くなっております。

私は若年層が政治に興味を持つためには自分で体験するということが非常に重要であると考えております。実際にそのような趣旨で実施している県立高校があります。

その上でお尋ねしますけれども、議員と町民でつくるまちびと政策プランナーにおい

て中学校の生徒会に対して使い道を自由に決められる予算 50 万円を配分する旨の案を提案しましたが、町長はこの提案に消極的だという話を聞きましたが、これは事実でしょうか、まず事実かどうかだけお答えください。

町 長 提案書につきましては 12 月 1 日に正式に受け取りましたけれども、提言書の内容については各部署で検討するように指示してございます。

消極的という発言は一切しておりません。

坂井議員 承知しました。

消極的だというふうな話を聞いていたんで、ちょっとその点が心配になってお尋ねしましたけれども、そのような発言はしてないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 そのような理解でお願いしたいと思いますが、子どもたちが将来にわたって政治参加していく上では、いろいろな方法があるかと思います。

私も、先日、中学 3 年生の総合学習の時間の発表会がありまして、1 時間ほど生徒の皆さんとお話をしたところでございます。すばらしい提案がございました。町のことをよく考えているなという内容の提案であります。

また、私が選挙活動をしていく中で、中学生の皆さんが事務所の前を通るわけですが、大勢の皆さんに声をかけると、本当に人懐っこくいろいろなことを聞いてくるんですね。やっぱり、そういった人と人とのつながり、大人がいかにか子どもと関わっていくか、やはりそういったところからいろいろなまちづくりに関心を持ったり政治に関心を持ったりしていただけるのではないかと思いますので、いろいろな方法があるということで、その中の一つということで理解をしております。

坂井議員 人と人とのつながりが大事と、私も全くそれは同感です。

その上でいろんな方法があるというふうにお答えになりましたけれども、少なくとも消極的な姿勢ではないと、ちょっとここだけ確認しておきたいんで（笑声）お答えください。

町 長 消極的ではありません。

坂井議員 それでは 1—7 に移ります。

町長は、所信表明の際に暮らしをつなぐという部分で、なお、自治組織の在り方についても研究する旨を述べていますけれども、ここはちょっとなお書きで、なお書きというのは補足的な意味合いを持つということなので、自治組織の在り方について研究するというのは、これは優先順位が低いと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 見ていただいたのはパンフレットの第 2 弾の見開きのパンフレットかと思いますがけれども、それは文章の成り行き上でなお書きになっておりまして、第 3 弾のパンフレット、それから選挙公報では項目を独立して設けてありますので、決して優先順位が低いわけではありません。

坂井議員 私が見たのは「令和 5 年 12 月議会定例会招集あいさつ」という書面でして、そこでなお書きだったので、そのように述べさせていただきました。

では続いて 1—8 に移ります。

今は優先順位が低いということはないというお答えだったんですけれども、自治組織

の在り方についてどう研究していくのか、方向性はあるのか、スケジュールはどう考えているのか、この点に関しては資料4を御覧ください。

資料4は、これはつい最近の長野日報ですけれども、駒ヶ根市で「自治組織の在り方見直し負担軽減を」ということで検討会が始まったということが記載されております。少しだけ読み上げますと、「市では、少子高齢化による社会構造の変化や地域社会を取り巻く価値観の多様化などにより近所同士のつながりが希薄化し、自治組織への加入者が減少している。」「約2年間かけて次世代へ引き継ぐ「駒ヶ根モデル」の創出を目指す。」ということが記載されております。

続いて、これは今日の長野日報です。資料10を御覧ください。

これは南箕輪村において自治会の在り方を検討するという会議が行われているということが記載されております。

ここも少しだけ取り上げますと、3段落目ですね、

この意見交換に参加した藤城栄文村長は「(自治会の)業務の棚卸がこれまで進んでおらず、必要、不必要といった議論が何十年もされずにきたことが分かった。慣習で続いてきた部分が多いと思うが、この協議を経て納得してやっていける形にしていきたい」と話した。

とされております。

その上で、質問に戻りますけれども、町長は自治組織の在り方についてどう研究していくのか、方向性はあるのか、検討のスケジュールは決まっているのか、お答えください。

町長 資料等については私も確認しております。

南箕輪村の検討会の立ち上げのときの資料もございまして、村長の公約でございましてので粛々と進めているところかと思えます。

自治組織の基本理念は、自分たちの地域は自分たちでよくしていこうという共助、協働の精神が大前提にあります。

また、飯島町規模の自治体では、防災やごみの分野等で自治組織は外せないものと思っております。これまでの活動を踏襲するのではなくて、新しい自治組織の構築も必要と思っております。

私の公約の中にも自治組織等の見直しの研究を掲げておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますが、これは時間のかかる問題でありますので、地域の皆さんそれぞれのお立場でしっかりと話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

スケジュール的には、まだ決めてございませんけれども、できるだけ早い段階で検討組織を立ち上げまして検討を進めていきたいと、このところ、私が就任したということで、様々な住民の皆さんからの要望がございまして、その中にも、自治組織の負担金が少し高いのではないかと、何で要求されるのか分からない、そういったような要望がございまして、回答の中にも自治組織の在り方について検討してまいりますということで回答させていただいております。

坂井議員 前向きなお答えと認識いたします。

町 長
坂井議員

スケジュールについては未定ということですが、これは方向性もまだ未定という理解でよろしいでしょうか。

就任して間もなく、まだ十分に各課と協議する時間がございませんので、議会が終わりましたら早速検討を始めてまいりたいと思います。

では続いて資料5を御覧ください。

これは、町長が選挙戦、所信表明の際も何度もおっしゃっていた「つなぐ」ということに本当に関わってくる問題で、非常に重要な問題だというふうに私は認識しております。

資料5は議会で実施した自治会未加入者との住民懇談会のまとめということになります。これは、もう町長は既に議長から受け取っているかと思えますけれども、飯島町議会で自治会未加入者との住民懇談会を実施して、そのまとめということですが、本当にいろんな意見が出されております。

幾つか抜粋しますけれども、「①自治会費について」ってということで、住民からの意見「・自治会によって、会費や行事が異なるので、情報公開してほしい。」

次に「②自治会未加入と子ども（孫）について」、住民からの意見「・自治会に入らないとお祭りに出られないよ」「子どものPTA活動に入れないよ」「子どもが登校班に入れないよ」といわれたことがある。「自治会を抜けるといったら、「お孫さんが行事に参加できなくなりますよ？」と言われた。」という、このような参加者の発言があります。

もう少し取り上げます。

2ページ目の2つ目のポツですね。

・移住してすぐで自治会のことを何も知らない状態の時に、隣組の組長をやるよう頼まれ、引き受けた。しかし、組長の業務内容等の事前説明は無く、その後トラブルになった。

さらに、「⑤広報誌について」「・同じ町民なのに、自治会を抜けると町の広報誌が届かなくなることはおかしい。」ということです。

最後の3ページ目の「⑧その他」ですね。ここで参加者からあったその他の意見ですが、
「・今までこのような機会が無かったので懇談会の開催はありがたい」という意見がありました。

その上でお聞きしますが、町は、これは個人ではなくて町ですね、町単位でこれまで自治会未加入者との住民懇談会を実施したことはないのか、実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、町長が職員や副町長時代に実施することはできなかったのか、今後実施する予定はあるかということをお尋ねしたいんですけども――繰り返して恐縮ですが、「つなぐ」と誰一人取り残さない、一番最初の答弁では誰一人というのは町民全員だとお答えいただきました。

その上で、「つなぐ」というのは離れているもの、切れているものを続け合わせて一つにすると、そういった意味があると所信表明で述べております。この表現自体は私も全面的に賛成するところではありますけれども、今の飯島町はそのような状態ではないと私は認識しております。

質問に戻りますけれども、今後、町で実施する予定等がありますでしょうか、お答えください。

町長 町では平成 20 年に自治会の未加入世帯へのアンケートを実施しておりまして、そのときには未加入者の皆さんと懇談会を実施したところでございます。

少し時間が経ちますけれども、令和 3 年にも自治会未加入世帯へのアンケートを実施しましたけれども、懇談会は開催しておりません。

これらの経過も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、自治会の在り方を検討していきたいということで答弁させていただきましたので、当然、加入されている方も未加入の方も、両方からの御意見をしっかりと伺いながら今後の研究を進めてまいりたいと思っております。

坂井議員 平成 20 年以降は懇談会が開催されていないということなんですけれども、また質問に戻りますけれども、今後、町として町単位で懇談会を開催する、そういった意向はありますか、お答えください。

町長 今お答えしましたように、研究会を立ち上げていく中で両方の意見を聞いていきたいと考えております。

坂井議員 聞いていくというのは懇談会を通じて聞いていく、こういう理解でよろしいでしょうか。

町長 様々な手法があると思いますけれども、懇談会もその一つでございます。

坂井議員 では 1—10 に移ります。

飯島町議会では来年の 3 月に外国人との住民懇談会を実施する予定です。

以前の町側の答弁ではこれまで外国人との住民懇談会は実施したことがないという答弁があるんですけれども、これまで町単位で外国人との住民懇談会を実施したことはないのでしょうか、実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、町長が職員や副町長時代に実施することはできなかったのか、今後実施する予定はあるかについてお答えください。

町長 今までに実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、それから今後実施する予定はあるのかという御質問でありますけれども、町には、先ほどの浜田議員への答弁で申し上げましたように、過去には本当に 1,000 人に近いような数字で外国籍の皆さんが飯島町に来ていただいております。

それで、ここ最近では、今年は 270 名くらいですけれども、300 人前後で推移しているところでもあります。

これまで外国籍の住民の皆さんを対象とした懇談会を開催したことはございませんけれども、派遣会社、それから国際協力会、こういった方たちに依頼しまして、町と 3 者で懇談を行い、いろいろな情報交換ですとか要望をいただいたところでもあります。

なぜ実施しなかったのかということでもありますけれども、関係する皆さんと情報を共有しながら進めてきたということが一番で、個々の皆さんとは、やっぱり言葉の問題もありますし、いろいろな問題があるということで進めてこられなかったのだと思います。

現在では外国籍の住民の皆さんと行政の間に深刻な問題は発生してはいないと思えますけれども、そういった問題が起これば懇談の機会を設けてまいりたいと考えております。

坂井議員 2点お尋ねしますけれども、言葉の問題があるっていうことですが、議会が行う方式は、まず日本語と英語、両方の言葉を併記して手紙を出して、そこでどのような言葉ならしゃべれるのかということをお答えいただき、その後、通訳を用意して言葉の壁を越えようというふうにしております。

言葉の問題があるからといって懇談会を実施しなかったのは、正当化する理由にはならないんじゃないかと私は思っております。

もう一点なんですけれども、懇談会開催の予定というか、そういった意向はあるのかないのか、お答えください。

町長 言葉の問題については、そのような課題もあったということで実施しなかったということで御理解をいただきたいと思えます。

今後実施するのかということでもありますけれども、いろいろな課題が見えてきた段階で実施をしていきたいと思っております。

坂井議員 誰一人取り残さない、つなぐ力であるということですので、ぜひ実施していただきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間もないので1—11は飛ばしまして1—12に移ります。

町長は、選挙期間中の11月17日の合同個人演説会、これは中学生を対象にしたものではないですが、私も参加しましたが、そのときに健康経営、従業員の健康管理を経営的な視点で考えて戦略的に実践すること、これが大事であるということをおっしゃって、また12月1日の長野日報では、まずは職員が幸せでないと町民に幸せを届けられない、心身ともに健康であることが一番大事である旨をおっしゃって報道されています。

この姿勢については、私としては全面的に賛成しますし、もう本当に幾らでも協力したいというふうにおっしゃっています。

その上で、ちょっと本気度っていうか、気になった点を尋ねたいんですが、資料6を御覧ください。

この資料6は、以前私が一般質問でも取り上げましたが、飯島町の職員の残業代に関する訓令になります。今から20年前のものですね。

この一番下の丸印の部分、

時間外勤務とは、勤務時間条例第5条第2項に規定されているとおり「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」である。したがって、いわゆる通常業務の延長ではないことに留意すること。

というちょっと信じられないような訓令が出ていまして、要するに通常業務だったら残業しても残業代を払わないという、こういった訓令があるんですが、これはおかしいのではないのでしょうかといふふうに一般質問で言ったところ、副町長のほうで御英断いただき、この訓令自体は撤廃されることになりました。

その上で、町長は健康経営の重要性、職員が幸せを感じるということが重要だといふふう

述べておりますし、私も全面的に賛同しますけれども、そうであるならば、町長が職員や副町長時代、特に副町長時代は労働組合からこのような要望が出ていたというふうに認識しておりますので、この訓令がなぜ撤廃できなかったのか、お答えください。

町長 20年前の訓令の質問でございますけれども、当時は、平成15年まで合併議論が盛んに行われておりましたして、自立の道を歩むことを決めたということで、この平成16年の訓令につながったものと理解しております。自立の町を掲げて町民の皆さんとともに持続可能なまちづくりを進めるということで、職員も省略化や効率化を業務の中に求めたものが訓令だったと思っていますところであります。

職員時代は訓令遵守、それから副町長時代も同様に考えておりましたけれども、先ほどの話にありましたように、状況も変わってきておりますし、やっぱり国もしっかりと働き方改革を進めていくということであらうとっておりますので、そういった情勢と、財政状況も当然関わってまいりますので、財政状況を鑑みまして見直しを検討してまいりたいと考えております。

坂井議員 じゃあ1—13に移ります。

今の関連で、今後の職員の働き方改革全般についてはどのように考えているのでしょうか、特に業務量の減少や効率化についてはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

町長 まず、やっぱり職員が気持ちよく働くということが業務量の減少や効率化につながっていくと思います。

そのためには、やはり職員の皆さんが自分は今どのような状態に置かれているかということをしかりと把握していく必要があるかと思っておりますので、調査としては、パルスサーベイ——脈拍を測るように満足度調査をしていきたいというふうに、これを定期的にやっていきたいと考えております。

ですので、今の状態から1か月後にはどうなったのか、また半年後にはどうなったのかってというようなことをしかりと把握しながら、職員の皆さんのニーズや、あるいはコンディション、そういったものを踏まえて働き方に生かしていきたいと考えているところであります。

町では今デジタルトランスフォーメーション——DXに努めておりますけれども、そういった活用による改革も当然必要でありますけれども、まずは今の職員の皆さんが現状をどう感じているか、業務をどう感じているかっていうところの調査を始めながら、そういったものを活用して業務量の減少や効率化に努めてまいりたいと考えております。

坂井議員 職員に対する調査というのは非常に重要だと思います。どのように感じているのかということが分からなければ先に進めないで、それ自体はいいんですけれども、今の答弁を聞いていて気になったのが、職員の体調というか、幸せというか、気持ちよく働けているかどうかの方が大事だっていうことなんですけれども、気持ちよく働けていれば、じゃあ業務量とかが増えてもいいのかとか、効率化しなくてもいいのかという疑問が出てきたんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

町長 当然、業務量が増えて心身ともに非常に厳しい状況であれば満足度は低下していると

考えますので、満足度が上がっているということは業務も適正に管理され、しかも効率的にできている、そういうこととして捉えていきたいと思ひますし、調査はそんなに大がかりなものではありませんけれども、調査する中でそういった業務量や今の課題が何なのかというのち出てきますので、そういったところを改善していきたくち考えております。

坂井議員
町 長

満足度が高ければ残業は特にやむを得ないと、こういう理解でよろしいでしょうか。残業はやむを得ないとちはないと思ひます。

それは、満足度が高いということち残業をしてもいいということちではなくて、残業を減らしていくことち満足度の一つでありますので、結果として残業が減れば満足度も上がるということちなると思ひます。

坂井議員

では、1—14 と 15 ですちね、障害者施策についてお聞きします。

時間もないので併せて聞きますけれども、所信表明で障がい者について述べられている箇所が見当たらなかつたんですけれども、障害者施策についてはどう考えているのかというのち1点。

続けて資料7の1ですちね、これは飯島町障がい者プランというものになります。この資料の3ページ目の一番下、「確保施策」というところでは「・共同生活援助（グループホーム）の町内での事業所の開設に向け、引き続き方策の検討と関係機関への働きかけをおこないます。」ということが、平成30年の時点で示されております。

これは町長が副町長在任中であつたと認識しております。

それで、続いて資料7の2、飯島町障がい者プラン、令和3年3月付のものです。

この資料の2ページ目の一番下、「(5) 地域生活支援の充実」という部分なんですけれども、「地域移行、地域生活の基盤であるグループホームの町内での整備については、働きかけを行ったものの設置には至りませんでした。」となつております。

関係者に話を聞いたところ、グループホームの設置については、平成30年どころか、もっとずっと前から動いていると、そのように聞いております。しかしながら10年以上グループホームの設置には至つておりません。

誰一人取り残さない、これには当然障がい者も含まれると認識しております。

つなぐ力、障がい者も地域の人とつながる必要があると認識しております。

なぜ今まで障がい者のグループホームは確保できていないんでしょうか、町長としては今後、障がい者用のグループホーム設置を目指す意思はあるのか、意思があるとした場合はどのようなスケジュールでグループホームの設置を目指していくのか、この点についてお答えください。

町 長

まずは私の障がい者の皆さんに対する考えを1つ述べさせていたひいて、グループホームの関係も御回答したいと思ひます。

自分は、35年前、厚生課時代を5年間過ごしましたがけれども、そのときに「福祉のしおり」というのを作つてまいりました。福祉施策をまとめて、それぞれ該当する皆さんにお配りした、その表紙にはエンドウマメのイラストをいつも入れておりました。

これは、エンドウマメを想像していただくと、同じ豆で全てできているわけではない

んです。大きい豆もあつたり小さい豆もあつたりして、それが一つのエンドウを作っている。そういう考え方の中から、それぞれの役割を持ち一つの社会を形成しているということで、自然界と同じように、人間社会も障がい者、健常者の区別なく誰も取り残さない、そういう理念の中で進めてきた経過があります。

私の健常者、障がい者の理念はそういったところであるということで御理解をいただきたいと思います。

グループホームの関係ですけれども、私もグループホームについては、やはり建設できたら地域の皆さんがそこで暮らして、将来においても協力しながら住んでいけるというようなことで、計画の中にも入れてございました。

しかし、グループホームもいろいろな方々に整備をお願いしまして、関係団体に対して要望を伝えてきたところでもありますけれども、1つには、グループホームをただ単に施設ありきで造っても、働く場所ですね、働く場所がきちんと整備されているかどうか、それから、そういった働く場所が整理されているとともに、そこで暮らす皆さん、関わってグループホームで暮らす皆さんが本当に必要な施設なのか、そういったところを検討していきますと、なかなか施設ありきでは進んでいかない。

いろいろな皆さんの考え方もありますし、また地域の就労場所の課題もありますので、そういったことを総合的に検討しながらやっていかなければいけないということで、現状ではなかなかグループホームは進んでおりませんが、自分の考えとしては将来にわたって障害を持った方が地域で自立して暮らしていけるようなグループホームがあればいいというふうに考えております。

今後研究をしてみたいと思います。

議 長

時間です。

[坂井議員復席]

議 長

ここで暫時休憩といたします。しばらくお待ちください。そのままお待ちください。

休 憩

午後2時23分

再 開

午後2時23分

議 長

それでは会議を再開します。

一般質問を続けます。

3番 折山誠議員。

[折山議員質問席へ移動]

3番

折山議員

それでは一般質問をさせていただきますが、ここで議長のお許しを得て、質問順序を質問事項2から順次行っていった、1については最後の質問とさせていただきますんですが、よろしいでしょうか。

議 長

はい。

町長、よろしいですか。

町 長
議 長
折山議員

はい。

2番から始めるそうです。

準備のほうはそんなふうでお願いします。

質問に入る前に、私は最後です。ずっと昨日から今日まで、各議員の一般質問、それから町長の答弁をお聞きしてきて、議員の皆さんも——本来であれば四半期に1回の定例会です。就任直後の町長に聞くのはなかなか酷かなという思いで、皆さん、ちょっと緩めの質問が続いてきたのかなというふうに思います。

でも、申し上げたいのは、行政経験がそれなりに豊富であり、また民間での経験も併せ持ってここへ上ってこられた町長、普通は1期目ですと、多分、今までの質問に対しては課長たちが代わって答弁する機会が多かったのかなと思うんですが、全て自分の言葉で信念を持って語られてきた、その姿勢については感心しながらお聞きをしておりました。

私も、心苦しくも——行政の切れない継続が求められております。町民の声をこれからお伝えしながら伺ってまいります、これまで同様、町長の言葉で私の質問に対してもお答えいただけるようお願いを申し上げまして、質問事項の2 七久保診療所再開に向けた取組について伺います。

質問要旨、任期中に再開したいという公約の道筋はついていくのかについて伺いますが、今申し上げましたとおり、おおむねの道筋で結構かと思えます。

七久保診療所が医師の高齢化により休止してどのくらいたつのでしょうか。随分と長い間、休止となっております。

この間、私も一般質問や所管課との予算審査、決算審査の折にどうなっているのかなということでお伺いをしてまいりました。その都度、所管部署では医師の確保に努めているんだけど赴任していただけるお医者さんが見つからない、こういったようなお答えでございました。

一方で、予算では、毎年度、七久保診療所費が計上されていますが、感想として、これまで診療所再開に向けた町の情熱や動きをあんまり感じ取ることはできませんでした。

私自身も区民の皆さんから診療所はどうなっているんだっていう質問をされるたびに、町も努力しているんだけど赴任していただけるお医者さんが見つからない、こんなような状況で、もう少しお待ちいただきたい、こんな苦しい言い訳を繰り返してまいりました。

しかしながら、さきの町長選挙に際しまして、七久保地区での演説会の折には、地域の医療は大切であり、当選したら私の任期中に七久保診療所のめどを立てたい、現在、複数の医師とコンタクトを取っている、こういったような旨の力強い言葉をその場の区民は受け取りました。この間、地区の高齢化は進み、交通弱者が増加している中、通院に苦慮している地区住民は激増しておりまして、区民はこの言葉に大きな期待を寄せているところでございます。

さらに、この23日の長野日報によれば、来年の2月には昭和伊南総合病院が紹介受診重点医療機関に指定をされる見込みとなったそうであります。そうしますと、紹介状を

持たずに受診するときの初診料の引上げが義務づけられます。報道によれば、6月から紹介状を持たずに受診すると、これまで1,100円だった初診料が7,000円へと引上げになるんだということの報道になっておりました。再診の場合も同様に引上げということのようであります。

こうした観点からもますます診療所など地域医療の重要性が高まってまいりました。

七久保診療所再開に向けた取組について唐澤町長のお考えを改めて伺いたいと思います。

議 長 こっちへ……。

[唐澤町長登壇]

町 長 七久保診療所再開、任期期間中の道筋はついているのかという御質問でございます。

選挙運動期間中に区民の皆様からは、もう10年も地域の医療がないということであるという要望をいただいてきましたので、私もいろいろ関係する皆様に御相談申し上げたところ、地域医療に取り組みたいという意思を持っている医師の方が1人いらっしゃいました。

また、町内でも関係する方が七久保にはお医者さんがいないので紹介してもいいですよというような御意見もいただきまして、そういった状況の中で、これは七久保にもぜひとも診療所をと考えて、いろいろな場所でお話をさせていただいたところでもあります。

以前にも七久保診療所の医師については何人か打診がありましたけれども、その都度、なかなか成果が上がってこなかったところでもあります。

今は、いろいろな介護施設等も医療機関と結びついた、そういった介護施設が北信のほうでは大変増えてきています。南信のほうにはそういった福祉施設がないということもありますので——駒ヶ根に1件ありますけれども。

ですので、やはり地域の中に、福祉、介護、医療、こういったものがきちんと整った場所で暮らしていくことが非常にこれからは重要になってくると思いますので、そういう意味でも、ぜひとも七久保地域に診療所の復活を考えていきたいと思っております。

その前には、医療圏調査ですとか、状況をきちんと把握しながら建設に向けて準備を進めていく必要がありますので、まずは調査をやってまいりたいと、それと、もう一つは、打診のあった先生方にも積極的に働きかけまして、ぜひとも飯島町に来ていただくような取組もしていきたい、その2本柱で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

折山議員 この件については、医師という相手方のある案件ですので一朝一夕というふうには進まない、また、特に今まで昭和伊南総合病院の話をお聞きしておりまして、田舎へ来るには奥様がまず反対するというような、いわゆるお医者さんの私生活に絡んでなかなか——お医者さんが情熱を持ってこちらへ来たいと思ってもいろんな制約の中で来られない、そういった個々の大きな事情も関わってきますので、今の町長の思いが七久保区民には伝わると思います。

ただ、振り返ってみますと、飯島中央病院でしたっけ、飯島中央クリニックか、今の

宮下副町長がかなり専任的な役割を担いながら、かなり力をそこへ注いで成果を上げてきたというケースもありますので、ちょっと本腰を入れる段階になりましたら、ぜひそういったような専任的な考え方も併せ持っていただくと相手の御家庭の中まで入り込んだ招致ができるのかなと思いますので、今回はこれ以上申し上げませんが、この後も進捗状況につきましては一般質問を通じまして引き続き伺ってまいるということにして、次の質問へ移ります。

質問事項3「会計年度任用職員の処遇改善」。

質問要旨、同一労働同一賃金に向けて、新年度は会計年度任用職員の大幅な賃金アップを。これは平成30年3月に私の一般質問に対する副町長答弁の確認、これについて伺っていくということにしてあります。

ちょっとすみません。(水を飲む)

この件につきましては、平成30年の前年——平成29年にも同趣旨の質問をしておりますので、私は今回で2人の町長に対して3回目の質問ということになります。心の中に深く刻んでいる内容であります。

唐澤現町長には、当時の副町長として町長に代わって私の質問に対する答弁をしていただきましたので、その折の記憶を呼び戻していただくために平成30年3月当時の私の一般質問を繰り返して申し上げたいと思います。

かいつまんで申し上げますと、同一労働同一賃金に向けては、世に問われている格差以上の格差が当町職場には現存していると思われることから、昨年に引き続き再びの質問とさせていただきますと申し上げました。

厚生労働省のホームページによれば、いわゆるパートやアルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員などが非正規雇用労働者に該当するということでありまして、役場では臨時・嘱託、今でいう会計年度任用職員が非正規雇用職員ということだと思えます。

同じく厚労省のホームページによれば——この当時のですよ、平成26年度の数字ですが正規と非正規との賃金格差は、年齢全体では正規に対して非正規は63.9%の格差だそうであります。

さて、当町の賃金格差の現状はいかほどでしょうかということ伺いながら、その当時の私の感じていたのは、町の嘱託相当職員は専門職化しており、臨時相当職員は恒常的に正規職員業務の穴埋め的な職種ではないかと感じておりました。実際にそうだと思います。

責任の軽重はあるんでしょうが、恒常的に非正規職員の皆様には複雑かつ重要な実務を任せてきたように思います。私自身がそうでした。

また、町民から見れば職員は正規、非正規の別なく役場の職員であり、対応する職員には差のないサービスが求められるものと思われまじ、現実にはそんなんです。内容によっては非正規の皆さんにしか説明できない、対応できないような個別案件もあったように思われます。

格差是正には当然財源の確保が必要でしょう、一気には困難でしょうが、段階的に格差是正に努める姿勢を強くこのときには求めました。

働き方改革など、財政難を理由に便利に雇用しながら安価な人件費にあぐらをかいていることが許されない時代、それが訪れてきたのではないのでしょうかということで伺いました。

2018年3月にこのように伺ったところ、唐澤町長のこのときの答弁は、2020年4月から——令和2年ですね、会計年度任用職員制度に移行する、それに合わせて処遇改善を検討していくんだ、こういうお答えでした。

現在は嘱託、臨時の呼称ではなく1種2種3種の別でしょうが、処遇の実態は従前と大きくは変わっていないものと思います。なぜなら、CEKの音声告知を聞いていれば、保育士、給食調理員など、度々の募集放送がされていますが、にもかかわらず、昨日来の教育長の答弁をお聞きすると、保育士の確保が難しい、学校給食の調理員さんも来手がない、そういった報告がございます。

原因は、先ほどの議員のほうからもありましたが、職務内容に対してあまりに低い処遇の結果ではないかと感じるものであります。扶養控除額の制約もあり、個々の都合もあるかと思われませんが、基本は同一労働同一賃金かと思えます。

私は、唐澤町長が誕生したことで、ようやく唐澤当時副町長と私の当時の約束、大幅な改善を検討することを果たしていただくときが来たと考えております。

近隣自治体と横並びではなく、当町が率先して引上げを行い近隣自治体に波及させていくことを改めて強く求めますが、お考えはいかに、お答えください。

町長 今資料を見させていただきまして、私も平成30年当時答弁した内容を確認しております。

当時ですと、嘱託職員の皆さんは8割～9割、臨時職員の皆さんは6割～7割という賃金水準だったかと思えます。

令和2年から会計年度任用職員に制度が移行しまして、先ほど申しされたように1種から3種までの区分で賃金体系を持ちながらお勤めをいただいているところでもあります。

同一賃金同一労働、同一労働同一賃金、そういったことは、まさに目指す方向だと思います。

この間、5年たちましたけれども、会計年度任用職員の制度についても段階的に改善をさせてきていただいているところでもあります。

特に、令和3年末から4年にかけて、保育士、調理員、そういった方たちの身分の見直しと給与改定を行ってきたところでございます。

また、令和5年には、保育士への処遇改善として町独自に保育士の定着支援事業ですとか宿舎支援事業、そういったものも創設して改善してきました。

また、令和6年——来年ですけれども、先ほど教育長が答弁して副町長が補足しましたけれども、保育士正規の枠を広げていくということを検討しているところでもあります。

いずれにしましても、町の財政状況もありますし、またいろいろな諸般の事情もありますので、そういったところを勘案しながら、できるだけ同一労働同一賃金の方向に向けて改善してまいりたいと思います。

取りあえず今検討を始めているのは、勤勉手当等々の手当の対象者の拡大、そういつ

折山議員

たところを具体的に進めてまいりたいということで、準備ができた段階でまた議会にもお示ししながら、御提案しながら進めていきたいと考えております。

財政のことがまず出てくるかと思いますが、大事なのは、やっぱり処遇で差をつけてはいけないっていうことをまず思うんですね。

それで、今6割～7割っていう時給単価っていう話がありましたが、ちょっとそういうふうには感じないんですよ。時給をちょっと審査の折に具体的にお伺いしたり書類を見ていると、そういった6割7割という数字がどういうふうな根拠で出てくるのか、この場でなくて結構ですんで、その根拠をまた議会へ図っていただくときにお示しを願いたいな、印象としては、とてもそこまで行っていないんじゃないか。

それで、私の今回の質問は、質問要旨のとおり、処遇の中の賃金の引上げについての考え方を伺っておるわけなんですけど、質問事項そのものは処遇の改善なんです。

それで、ちょっと私自身も通告の範囲を超えるかと思いますが、答弁の用意がなければお答えは結構なんですけど、一応伺ってみます。

現処遇の確認だけさせていただきたいんですが、この制度の導入によりまして、1つ、賃金の設定や昇給制度、休暇の取得など、一部の待遇において明確なルールが設けられたということでもあります。

給料は常勤職員の初任給月額を基に計算されるということになっています。昇給や前歴換算も導入されているのが以前までとの大きな違いであります。時給制で報酬が支払われてきたときと比べると、フルタイム勤務の職員にとっては大きな変化があるというふうに考えられるそうであります。

2つ目、さらに週15時間30分以上の勤務であれば、これは8時間労働なら2日間ですよね、週に2日間。そういう勤務であれば期末手当の対象なんですということ。フルタイム勤務の場合は、地方公務員等共済組合保険への加入や退職手当の支給も導入されております。

3番目、休暇に関しても国の非常勤職員と同様の待遇が認められており、年次有給休暇に加えて特別休暇の取得も可能という制度のはずです。

こうした新制度の処遇は、当町では適正に的確に運用されているのかどうか、分かればお答えいただきたいと思いますが、質問の範囲を超えていると認識しておりますから、またこの後の説明でも結構ですが、あればお答えいただきますが……。

相談しなくてもいい。(笑声) ちょっとこの次にしてほしいといえば、そうします。(宮下副町長「じゃあ分かる範囲で。よろしいですか」と呼ぶ)

副町長

休暇は、多分そのとおり行っているというふうに思っております。

それで、手当、期末手当、15時間30分だったか20……。ちょっと記憶は曖昧なんですけれども、1種2種は出ているというふうに思っています。3種は出ておりません。その辺の改善はこれからしようと思っておりますので、それは私も承知をしております。

先ほど言われたあとのところは、大体のところはクリアをしているかなと思うんですが、ちょっと正確ではないんで、私の今の記憶だけで言っているんで、後でまたお示しをさせていただきたいと思っております。

折山議員

長い昔を振り返ってみれば、私が委員長、宮下副委員長、唐澤書記長っていうことの中で、私はひらてぎの職員でしたが、当時は職員の処遇改善についても時の理事者とかかなり厳しくやり合っただけの記憶をお二人ともお持ちかと思えます。職員の処遇についてはいつも唐澤現町長以上に、やはりきちっとした対応をしていかなきゃならないなっていうのは今日まで変わらない姿勢ですんで、またこれについては質問させていただくときが来ようかと思えます。

ということで、今度は質問事項4だね、4へ移ります。

「昭和伊南新総合病院建設に向けた交通環境整備を」という質問項目。

質問要旨は、4年後の開業を目指して進んでおります新病院について、利用者の利便向上のため、最寄りのJR駅と病院を結ぶバス運行など、今から関係首長と、ぜひ町長に協議を進める考えをお持ちいただきたいということについて伺ってまいります。

現の病院と異なり、新病院はJRの最寄り駅に近くなってJRの利用者も増えるのではないかなということが予想されます。

しかしながら、先ほどの町営住宅の1階から2階の移動、運動のためにという入居者もおられたようなんですが、当然環境がよければ最寄り駅から新病院まで健康のために歩こうという方もいらっしゃると思うんですが、そうではない方、高齢による歩行困難の方や雨天時、積雪・降雪時、こういった通院者の危険回避、こういったことを考えますと、やはり何らかの対策が必要かというふうに思われます。

そこで、今から中川村、宮田村、駒ヶ根市の首長と協議を進められて、最寄り駅と病院を電車の時刻に対応して往復する無料の送迎バス運行、これをぜひ働きかけていただきたいな、こういったものであります。

私は、昨年度までの2年間、伊南行政組合の議会議員ということもありまして、病院に関係する会議の折には、事務局に対して、ぜひ事務局から4つの市町村の首長さんにそういったことでの視点の検討も働きかけてほしいということを折に触れて発言してまいりました。

しかしながら、よく考えてみれば、病院建設の担当者って、もう膨大な職務を持ちながら負担金の折り合いまで行わなければならないので、ちょっとそういった話に関わるほどのエネルギー——余力がないのかなというような気がするものであります。

そこで、まだ首長間でそういった議論は——町長は就任されてからまだそういった場面の会議はないかと思えますが——出ていないと思うんですね。4人の首長さんがお集りになったら、そこも視点に入れた働きかけを飯島からぜひ発信してほしいな、何とかそのことで開業と同時にそうしたピストン運行ができれば随分と通院する皆さんについては利便の投資になるのかな、こんなことを期待申し上げながら、働きかけ、町長のお考えを伺います。

町長

この間、何回か伊南行政組合の首長と話す機会がございまして、病院の建設についても話題になっているところでございます。

駒ヶ根市も福岡駅前の改修を含めて病院からのアクセスを改善していくという取組をしていくということでありまして、それに合わせて病院とJRを結ぶバスについても検

折山議員

討していきたいというお話を聞いております。

伊南でしっかりとそういった点を共有しながら、各町村の事情もありますので、そういったものもうまく組み合わせて、できるだけ利用する皆さんが安心して病院に通えるような仕組みをつくっていききたいということでそれぞれに働きかけていききたいと考えております。

お礼は言わないことになっておりますので、ただいまの発言に期待をしております。

戻りまして質問事項の1 レディースファーム、これは女性が起業するっていうものではないということの確認ができておりますので、女性の多様な農業参画という意味合いの中で、その環境整備を、この質問項目に入ります。

質問要旨なんですが、女性の農業参画の視点、それから体験型農業観光振興の視点で公共トイレの増設整備をについてなんですが、伺いたいと思います。

ただ、こういう視点での公共のトイレの整備っていうことは今までどこにも出てこなかったと思いますので、これは投げかけます。ですから、そういった視点での検討を求める農業者の声があったということで受け止めていただければと思いますので、考え方について町長があればお伺いするし、今後の検討課題だとすればそのまま結構ですんで、一応申し上げます。

町全体をレディースファームという形にして女性の農業参画を多様な形で促しながら育てていくためには様々な環境整備が必要かと思いますが、今回は、今申し上げたように、ある農業者の声を受けて公共トイレの整備に的を絞って伺うものであります。

この方は御夫婦なんですが、繁忙期には女性を雇用して土地利用型の農業経営を行っている方ではありますが、困るのは女性のトイレだそうであります。

それで、この方のお話を聞いておると、これまでにも何回か議員のほうから飯島町の公共トイレは少な過ぎるぞという質問が過去に出てきた、二、三回あったような気がするんですが、この農業者の方もよその市町村に比べて公共のトイレが少ない、あるいは閉鎖しているトイレが多いというような感想を持つそうです。

それで、作業中にトイレに行こうとすると、例えば本郷のどこか下の段のほうにいて本郷駅へ飛んでいくと駅にはトイレがない、それから慌てて海洋センターまで登ってきたら外のトイレはあるんだけど鍵がかかっている、多分グラウンドを使用するときのために解放するトイレかなっていうことで、そうすると、またそこから今度は道の駅まで飛んでいく、こういったことになるそうであります。

時間的なロスというものもあるし、それぞれの生理現象の我慢の限界ということとの闘いに苦慮しているそうなのであります。

町は女性の多様な形の農業参画を掲げております。その女性に言うには、男の衆からはそこら辺でやりやいいじゃねえかって言われるんですけど、そんなことはとてもできないと、考えてほしい、こういった強い要請でございました。

公共施設等へのトイレの設置だとか、昔は本当に落書きとかいたざらとか、中には火をつけているっていうようなことで極めて治安的に閉鎖も無理ないなって思われるようなことが多かったわけなんですが、このところどこを見ても割きれいなんですよ

ね。落書きもなければ、大分世の中が平穩になってきたのか、そろそろ信頼して開放できるときかなというふうに思われるんで、こういった声があって、このことにより女性の農業への参画を促せるという希望の声が寄せられましたが、お考えがあれば伺います。なければ結構です。

町長 レディースファームに限らず、やっぱり公共トイレが非常に少ないと自分も感じているところでもあります。

特にJRにつきましては、つい先日も高遠原のトイレが閉鎖されたところでもあります。しかも、今度は順番的に飯島駅のトイレが閉鎖される、廃止されるということも聞いておまして、使った方もいらっしゃると思いますけど、中を見ていただくと、もうガムテープでタイルが貼ってある状況でして、非常にトイレとして使うには厳しい状況があります。

そういったことも含めて、公共的なトイレについては整備を進めていく必要を感じております。特に、農業関係だけではなくて、今はいろいろな地域を周遊していただく観光客にとってもトイレがないという意見もあります。そういったことから、すぐにたくさんは整備できませんけれども、できるところから要望をお聞きしながら、公共トイレについては整備を進めていきたいと考えております。

折山議員 待たなしの多くの課題がある中で前向きな御答弁をいただきました。一つの課題として受け止めていただいて、またその整備に御尽力をいただければということをお願いして、私の一般質問を終わります。

〔折山議員復席〕

議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散会 午後2時59分

令和5年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月26日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
堀 内 学	1 生活のしやすい町づくりについて 2 トレーラーハウスの利活用を問う 3 働き世代向け居場所づくりの設置を問う
三 浦 寿美子	1 町営住宅取り壊しに関わる転居先について 2 福祉灯油券について 3 保育園の育休退園について
浜 田 稔	1 公職選挙投票率の長期低落傾向への対応を問う 2 町内外国籍住民への対応は適切に行われているか 3 町施設の夜間照明は適切か
坂 井 活 広	1 町長の考える「町づくり」について
折 山 誠	1 レディースファーム（女性の多様な農業参画）環境整備を 2 七久保診療所再開に向けた取り組みは 3 会計年度任用職員の処遇改善を 4 昭和伊南新病院建設に向けた交通環境整備を

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<p>副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子</p>
<p>飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富</p>	<p>飯島町選挙管理委員長書記長 (総務課長兼)</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年12月26日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順にこれを許します。 8番 堀内学議員。 〔堀内議員質問席へ移動〕
8番 堀内議員	それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。 今回は、生活のしやすいまちづくり、i i ネイチャー春日平にあるトレーラーハウス、 働き世代向けの居場所づくりについて質問をさせていただきます。 まず1-1ということで、飯島駅西側にある広小路についてでございます。 町長も、選挙中には選挙事務所があつて、よくいらっしゃつたので御存知だと思います すけれども、子どもたちが学校に通学をする以外にはほとんど人けがないという ような現状があります。 納涼祭をやっているときなど、イベントを多く開催しているときにはすごい人でにぎ わつていて利便性のある場所ではあるんですけども、それ以外は本当に閑散としてい るような現状になっております。コロナ禍もあつてということもあるかと思ひます。 広小路については、すごい道が広くて、歩道も両側にすごい広く整備されておしまし て、現在はまちづくりの関係でイルミネーションが街路樹にも街灯にもついて、すごい きれいに夜を照らしているところではありますので、皆さんも足を運んでいただきたい ということを感じておるところでございます。 しかし、その現状を見ますと、この閑散としているところにこの大きな道路が本当に 必要だったのかつていうところも踏まえて、まずは広小路が大きくなった経緯つていう ものをお聞かせいただければと思ひます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) それでは広小路の拡幅に至つた経過について説明申し上げます。 JR飯島駅から国道153号を結ぶ広小路は、町の玄関口と中心市街地を結ぶ大変重要 な幹線道路でございます。

整備以前から多くのお店が集まり、地域住民の生活と産業、経済を支えてまいりましたが、道路幅が約6メートルということで、狭くて十分な歩道もなかったということで、渋滞の激しい国道153号の右折レーンの併設と併せて一体的な整備が望まれていたところでございます。このため、より安全なまちづくりと商店街の活性化を目指して昭和55年に飯島町都市計画道路として決定して事業化されたところでございます。

関係者全員によります広小路の拡幅対策委員会が設立され、また地元ではまちなか活性化委員会も結成されまして、道路の拡幅と同時に活性化が地元の意見を取り入れながら進められてきました。

平成15年にこの事業が完成しまして、歴史や風土に基づいた様々なイベント等が開催されてきたところでございます。

[唐澤町長降壇]

堀内議員

説明がありました。

当時は道が狭かったというのもあって渋滞が多くて大変だったということもあります。今は国道も開いて、バイパスも開いて、農道も開いてということで、昔とはまた交通の量も違いまして、大分使う頻度も減ってきたっていうのもあるのかと思います。

商店街の活性化というところも踏まえてやっていたところだとは思いますが、現状を鑑みますと、商店街が活性化っていうのはなかなかまだしていないのかな、ちょっといろいろと難しいところがあるのかなというところもありましたのでお聞きをさせていただきました。

それでは1-2のほうに移ってまいります。

町には主要な施設がありまして、その位置を確認してみますと、駅からかなり遠くにある形になっております。なので、車がないとなかなか行くことができない、利用しにくいという施設が多くなっているというふうに考えます。

例を挙げると、この役場についても、駅から昔は歩いていけた場所にあったとは思いますが、それが上に来てしまったことによってなかなか駅から歩いていける距離ではないというところが現状になっております。

新しくできるドラッグストアについてもさらに西側にできるということになりますので、歩いていくっていうのはさらに難しくなってくるというふうに予想がされております。さらにもう一店舗誘致をするというところもありますけれども、そのあたりも同様に難しいのではないかとこのことを考えます。

昨日答弁がありました、役場周辺を使ったスマートシティということも話がありましたけれども、町として、足がない、車がないと利用できないという施設が多くなっている現状について課題を感じられておられるかどうかというのをお聞かせください。

町長

車がないと利用できない施設が多いということで、現状をとということでございます。

県内においては、県内は200キロ以上の距離がありまして、非常に広くて、しかも山間部であるということで、日常的な交通手段としては車が多く利用されているというのが現状かと思えます。

町も同様でして、仕事場までのアクセスですとか買物など、徒歩では遠距離になるこ

とが多くて、車がないと不便を感じる人が多い状況となっております。

車社会ですけれども、大きな経済成長を遂げてきたことも事実でございますので、今までは、やはり車を運転される方も多かったわけですが、今後、高齢化社会の中では、公共交通機関が充実して生活に必要な施設がまとまって立地していることが重要なというふうに考えております。

堀内議員

車を使わないとなかなか行けないっていうところもあって、車っていうのは経済発展を遂げた大事な一部になっていたと思います。

それで、町長も話しましたように、高齢化社会になったところで施設が分散しているとなかなか利用がしにくいという現状もあるかと思っておりますので、その点についても考えていきたいというふうに思います。

次に関係の深い1—4について先に質問をさせていただきます。

私は6月における一般質問のときに都市計画マスタープラン改訂業務を進めるに当たって拠点集約型の計画をしているというふうに答弁をいただいております。

拠点集約型ということで、先ほど町長が話したとおり、場所を設定してその周辺に施設を集めていく、また各集会所とか自治会の主要なところからバスなりタクシーなり乗り合いのものを使って、その主要な場所に来れば買物もできたり役場を利用したり、いろんなことをするというような形で、用事が終わったら、またそのまま乗り合いのタクシーとかバスとかで経由して帰っていけるというような、拠点と拠点をつないで1か所に集めるというような集約型の方法かなというふうに認識をさせていただいております。

その中で、皆さん、高齢のドライバーの方は危ないっていうことで免許返納が進んでいく中で、現在計画中のマスタープランにおいて6月以降にさらに検討していることとか公表できる時期等、分かっていたら教えていただければと思います。

町長

車がなくても行動しやすい環境づくりについて具体的な取組ということでございますけれども、車がなくても生活できるっていうことは今後一層重要になってくることかと思っております。

現在、町ではいいちゃんバスを地域線と病院線の2路線で運行しております。地域線については、今年度、80歳以上の高齢者などの特定の要件の方は自宅の公道付近で乗り降りできるような運行方法に見直しをしました。また、免許を自主返納した方には5,000円分で25回の回数券の交付も始めたところでございます。そういった車がなくてもより行動しやすい支援を進めていきたいと考えております。

また、福祉的な支援の関係では、交通手段がない高齢者の支援として福祉タクシー券の交付を行っておりますし、それらをより利用しやすくなるように見直しも検討してまいります。

御質問にありました都市計画マスタープランの改訂と立地適正化計画の策定に現在取り組んでいるところでありますけれども、来年度には地区ごとにワークショップを開催させていただきまして、それぞれの住民の皆さんの御意見を賜ってまいりたいと思っております。

これまでのまちづくりの取組を生かしつつ、中心拠点、中心となっておりますコンパ

クトシティー化の話もありますけれども、やはり自分としては、駅前は町の顔でありますので、金融関係の集中した一角、そういったところもきちんと生活の拠点として、そういったところが公共交通で結ばれて生活しやすいような町になるように検討を進めてまいりたいと考えております。

堀内議員 現状は、いいちゃんバスの利用促進と、高齢者の方にはタクシー券を使って利便性を補ってもらっているという現状でございます。

それで、マスタープランについては地区ごとのワークショップを行うってということなんですけれども、これは4区の区ごとに行うのか、それとも各自治会単位で行うのかっていうのを併せてお聞かせください。

建設水道課長 もう少し説明させていただきますと、抽出なんですけれども住民の方にアンケートを取らせていただきまして、現在その集約を進めているところでございます。

なお、これは今年から3年計画で策定を行っているところでございまして、来年度、地区ごとにワークショップを開く予定でございます。

今のところでございますけれども、4区を対象としてワークショップを開催する予定としております。

堀内議員 アンケートを取りながら、最終的には4区を対象に説明会を行うということでありまして、町長の所信表明にもありました「つなぐ」という意味も込めて、各自治会に行っていただいて、説明をしてつなぐということで、いろんな意見をつないでいただきたいということも併せて要望させていただいて、次の質問に移ってまいります。

町長の答弁でも飯島の駅前を顔にしたいという思いがあったというふうに聞いておりました。

その中で、現状の駅前を考えますと、先ほどの金融機関がかなり集約をされているという珍しい場所でもあるということも踏まえて、徒歩圏内に飲食店がありまして、食材を買うところや洋服を買うところっていうのが割かし、ちゃんと歩けばそろっているような状態にはなっております。かなり利便性は高く、使おうと思えばかなり使える場所なのかなというふうに私は考えております。

しかし、人通りがない原因っていうものをちょっと私なりに考えさせていただきまして、1つ目に医療機関が近くにないということもあるのかなと、また健康体操を含めたものも今は昔のコスモのほうでゆったりとかしているもので、それが駅前にはないというところが、高齢者のコミュニティーをつくるという意味では大事なものがないのかなというふうに感じております。

よく病院に行きますと、高齢者の方がいて、今日はどここの調子が悪いんだとか、最近どうしたんだみたいな話をしているコミュニティー、それを駅前に集約することによって、買物したついでにちょっと立ち寄ってどこかで話すとかいうことができることで高齢者の元気、生きがいついていうのもつくっていけないのではないかとというふうに考えております。

幸い、広小路については歩道も整備されて、高齢者も安心してキャリーカーを押しながらでも移動できるという状態になっております。そのため、広小路を含めた駅前のそ

町 長

ういうろんな施設を発展させていくっていうところも大事かと思うんですけども、そのあたりの考えをお聞かせください。

駅前活性化ということでもありますけれども、温故知新ではありませんが、やっぱりもう一度駅の成り立ちを地域で考えていく必要があるかなと思います。

今から百十五、六年前ですけども、伊那電車軌道、これは本当に地域の皆さんの要望で会社が設立されてできてきたところでもあります。

飯島駅が開設されたのは大正7年の2月だと思いますけれども、そのときには物すごいにぎわいで、商店もそうですけれども、いろいろな——当時は馬車とか、そういった交通機関でしたけれども、本当にすごいにぎわいが創出されたというところでもあります。

その後、12月に高遠原まで開通してしまうと、そのにぎわいも少し衰えてきましたけれども、やはり駅前がかなりにぎわっていたというところでもあります。

そういった経過もありまして、その当時は地域の皆さんが、当時のお金で大体2,000円ぐらいだったんですけども、今のお金にすると1億5,000万円から2億円くらい、そういった金額を地域の皆さんが寄附して伊那電車軌道を開けてきたという経過がございます。

そういった地域の皆さんがこぞってそういった取組をしてきたという昔の歴史を振り返りながら、やっぱり地域にはなくてはならないものであったんだという認識の下に、そういった駅前の活性化に取り組んでいく必要があるかなと思います。

道路が拡幅されまして、交通量が増えて、人通りが減ってきたということでもありますけれども、ぜひとも町の顔としていろいろな取組をしながら活性化していきたいと考えております。

住民の取組としては、以前は「みんなのひろば」ということで、月1回、地域の皆さんが集まっているいろいろな居場所づくりをしてきた経過もあります。

また、イルミネーションは10年になりますけれども、イルミネーションを設置して町なかのにぎわいを取り戻そうといった取組や様々なイベントに取り組まれてきました。

私もできる限りそういったイベントには参加してきましたけれども、やはりイベントだけで終わってしまっていて継続性がないということがあります。

今、議員のおっしゃられたように、やはりここを地域の人にとって目的となる場所、そこに行けば何かある、誰かいる、そういった目的となる場所にしていく必要があるかなというふうに感じているところでもあります。

高齢者の集まる場所もしかりでございますし、まちの駅いいちゃんもありますけれども、町の中にいろんな居場所、今は2つくらい、議員さんのお店も含めて2つくらいの居場所ができつつあります。いろんな皆さんが集まってこられるような居場所づくり、これこそが町なかの活性化につながっていくと思いますので、そういった取組も積極的に進めてまいりたいと思います。

取りあえず、私の公約にもあります、来た方がちょっと座ってそこで話ができるような街角ベンチ、そういったものを広小路のかいわいに少しずつ増やしながら、いろんな人が来て、年金を下ろしに来て、ちょっとしゃべっていきいたいなといったときに座って

話ができるような場所を少しずつつくりながら活性化に向けて大きな取組につなげていきたいと考えております。

堀内議員 町の顔ということでございます。観光客も飯島のところにたどり着くにはまず駅からスタートするということもありますので、ぱっと降りた瞬間に駅に何もなければ大丈夫かなと心配にもなりますので、そのあたりはブランディングも含めて新たなまちづくりということをしていただければと思います。

街角ベンチという話もありました。私のお店のほうにもベンチがあるんですけども、子どもたちが座ってしゃべっていたりとか、お年寄りが 30 分ぐらいしゃべってのんびりしているということもありますので、かなりいいことかなと思います。数はそんなになくてもいいかなと、まだ人がそんなに出歩いていないというのもあるので、そこも調整しながらやっていただければと思います。

それで、ちょっと私の中の構想がありまして、昔の伊那県庁でありました飯島陣屋があります。今はその前の本陣が壊され、取壊しがあつてかなり広く、陣屋がぱっと見えるようになっている現状があります。その中で、陣屋の表参道みたいな形で、そこをきれいなつないで広小路を流れていくというような形にすると、また新たな観光というか、飯島陣屋という由来をつくったまちづくりっていうのもできるかなと思うんですけども、そのあたりの町長のお考えはあるでしょうか、お聞かせください。

町長 2011 年には西村京太郎さんが飯島町を舞台とした「十津川警部 赤と白のメロディ」という殺人のない——西村さんとしては初めての取組でございましたけど——殺人のない、そういった単行本を発行していただきました。

その中の一節「君は飯島町を知っているか？」という文言で始まるわけですがけれども、駅に十津川警部と亀井刑事が降り立って、そこから町内の店を回りながら陣屋まで行くという風景が何ページかにわたって描かれております。駅で降りて陣屋に向かう、そういった町を楽しみながら歴史を知っていただく、そういうような周遊コースというのは非常に重要かと思えます。

昔も伊那の中路ということで今から 30 年くらい前に道が作られましたけれども、それも少し寂れてきておりますけれども、そういった町の歴史、しかもそれに関わる観光も知っていただくような周遊コースができればいいかなというふうに考えております。

堀内議員 分かりました。

西村先生の小説にあるように、飯島のある意味ではちょっとした聖地になりますよね、ミステリー好きな方にとっては、大好きな作家だと思いますので。ある意味、そういう形でちょっと広めるっていうのも一つの手なのかなというふうに私も考えさせていただきました。

それでは次の題目に行きたいと思えます。

「トレーラーハウスの利活用を問う」ということで、トレーラーハウスについては、昨日、同僚議員からかなり質問があったところではありますけれども、少し別の観点で質問をさせていただきます。

トレーラーハウスの周辺でございますけれども、飯島流ワーケーションとしてスター

トした事業です。

コロナも現状では感染症法上の位置づけが5類になって、コロナ前の状態が少しずつ戻ってきている中で、集客が進んでいないというような現状がございます。

日本の企業においてもワーケーションってあんまり浸透していない現状がありまして、トレーラーハウスの利用は土日の観光やプログラム体験という利用にとどまっているということでございました。

それで、昨日の答弁では町としても見直しを検討しているというふうに話を伺わせていただきました。

その中で、まず2—1として周辺の土地の利用について質問させていただきます。

現状ではトレーラーハウス周辺の土地が農地としてありまして、かなり広い場所はあるんですけどもなかなか使われていないという現状がございます。

ワーケーションにおいても農地を利用した体験プログラムっていうのがある程度は必要かなというふうに感じておりますけれども、それが全てのトレーラーハウスの周辺に必要かと言われるとちょっと疑問があるところでございます。

そこで、まず1つ目の質問として、その農地っていうものをうまく利用して公園やバーベキュー場にするというような新たな考えをお持ちなのかどうか、お聞かせください。

地域創造課長

i i ネイチャー春日平は、もともと水田であった土地をトレーラーハウスの設置場所と道路用地を農地転用し、整備を行ってまいりました。したがって、公園として整備するには農地法の手続が必要となってくる可能性がございます。

現状では、公園として整備することはなかなか難しいかなという判断をしておりますが、トレーラーハウス敷地内や周辺環境につきましては、日本最大級の農園リゾートを開発された方、またキャンプ場等を経営されている専門家の業者に現場を見ていただいたところ、i i ネイチャー春日平に入っても特別感がないという御意見をいただいているのも事実でございます。

今後は、トレーラーハウス各棟やエントランスを壁や樹木で区切るなど、空間を活用した外構造りの検討、こういったものは必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

堀内議員

公園にするには農地法の縛りがあるということでございました。

専門家に見てもらったところ特別感がないというところでございますけれども、どうなんですかね、私がぱっと見るとすごい景色がいいなというのは思ったりするので、ちょっとある意味で特別感はあるのかなというふうに感じてはおりました。外構についてもあまり高過ぎるとその景色が見えなくなったりというところもあるので、検討の余地があるのかなあというふうに考えております。

土地は農地法の関係でなかなか農地の形式のものにしか使えないというところであるっていう、その中で、太陽光発電施設を設置したソーラーシェアリングっていうのがあると思います。太陽光発電施設の下に農地を作ったりとかする方法はあるのかなと。

それで、あとは都会から来る方には池があると珍しいかなというのもあって、それで

あれば、水をためるっていう形なら農地と同じように造れるのかなということで、ここではニシキゴイ——田切はニシキゴイが特色あると思いますので、そういうのを飼ったりすると飯島の特産のアピールができるのかなというのも考えております。

また、町長の話にもありましたミヤマシジミの関係で、その周辺にコマツナギを植えて群生地にしてみるとかという形で飯島をアピールするようなものっていうものを置いてもいいのかなと思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

地域創造課長

今幾つか御提案いただきました。

ソーラーシェアリングっていうと、ちょっと都会から来られた方々がそういった施設のところにトレーラーハウスで泊まりっていうのは、ちょっとここら辺は意見を聞いてみないと分からないかなと思います。

あとは池があってニシキゴイがいたり、ミヤマシジミが飛ぶような環境に整備する、これは考え方としては非常に面白いというか、できるのかなというふうに感じましたので、そういったいろいろなもの、ほかにも自然を生かしたものをあそこで体験いただいたり、自然の中で癒やし空間を満喫していただくっていうことは大事だと思いますので、今いただいた御意見も参考にしながら進めてまいりたいと思います。

堀内議員

確かに太陽光発電施設が上のほうにあるとちょっと異様な感じもするかなとは思いますが、ある意味ではカーボンニュートラルの部分にも即して、トレーラーハウスは全部自然のエネルギーで賄っていますっていうのも一つの見え方としてはあるのかなというふうに考えさせていただきました。

続きまして2—2のほうに移ってまいります。

現在はトレーラーハウス1棟の利用料金が2万円ということでございます。

町民には定期的に割引があって、半額になったりとかされているというふうに承知しております。

飯島流ワーケーションに利用するためにトレーラーハウス5台を導入したというところでございますけれども、平日の夜についてはなかなか稼働していないという現状を聞いております。

それで、冬場については、稼働していないと毎日スタッフが行って湯沸器の関係でお湯を沸かしたりとかして定期的に機械のメンテナンスをしているという話も聞かせていただきました。

別の側面から、仕事の関係で飯島町に来ていただく方がいらっしゃるんですけども、そのときに飯島に泊まれる場所はないのかという話をよく聞きます、ビジネスホテルみたいなところがないのかと。ビジネスで来ていますので1人で泊まって寝られる場所がないかと聞かれますけれども、町の中でビジネスホテルとして利用できる場所っていうのはなかなか限られているという現状がございます。

なので、そうすると、なかなか取れないので町外のところに宿泊予約を取ってしまうと、そうすると必然的に近い場所で食事をしたいというふうに言われますので、町外のところで御飯を食べて帰ってしまうということになると、せっかく飯島に来ていただいているのに、そこでいなくなってしまうということで、経済の資金の獲得ができていな

いという現状がございます。

片や、トレーラーハウスがありますよって言うんですけども、1棟2万円と言われると、うーん、ちょっとなあと言われてしまう現状がございます。

それで、そのところ鑑みて、トレーラーハウスを1人でも泊まれるような料金体系に変更できないかっていうのをちょっと提案させていただければというふうに思います。

金額帯としては、1人とか2人の場合は、1人頭7,000円ぐらいなら経費で落とせるって言われたので、それぐらいがいいかなというふうに思ったんですけども、それで3人以上の場合は1棟2万円ということで、同じ料金になろうかと思えます。このように柔軟に金額を設定することで、より泊まりやすくなるというところもできないのかなというふうに考えました。

または、ホテルの予約っていうのを取るときには、大体「じゃらん」とか一休.comとか楽天トラベルとか、そういう主要な宿泊予約サイトっていうものを使われて来っていうことがありますので、そのようなサイトにも、もし金額を変更できるようにであればそういう形で載せていくっていうことをすれば平日の利用っていうのはかなり進んでいくと思うんですけども、そのあたりをどのように考えているか、お聞かせをください。

地域創造課長

現在、トレーラーハウスの宿泊料金はお一人で宿泊されても5人で宿泊されても税込みで1棟1泊2万円としております。この料金は、まずは多くの方にi iネイチャー春日平を知っていただくことを目的として、飯島流ワーケーション推進協議会で検討の上、設定した金額となっております。

昨日の答弁でも申し上げましたが、今後、法人化等を検討していく中で、料金については慎重に検討していかなければならない事項と考えておるところでございます。

例えば平日料金、休日料金、また1棟単位の料金ではなく、今御提案があったお一人ずつの料金設定や、また旅行会社と提携したパッケージプラン化、こういうものは考えていく必要があるのかなというふうに思っておるところでございます。

堀内議員

現在の料金設定は、多くの人に知ってもらうというためにこの金額になっているということで、逆にちょっと高いよって知れ渡ったところもあるのかなというところで、ちょっとマイナス面がまだ出ているのかなと思いますので、しっかり検討をして、私も飯島に来られた方にこういういいところがあるよというふうに——平日泊まってもらっていることが、景色もきれいに見えますし、朝起きたら周辺に何かあるってなると、飯島っていいところだなっていうところで交流人口も増えるのかなと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えております。

それでは2—3に移ってまいります。

宿泊された方について焦点を当てたいと思います。基本的に車で行く前提の場所ではございますので、車で移動するということになるんですけども、それ以外に周辺をちょっと動いてみるとか散策するというような交通手段が用意されていないというのが現状です。

まず初めに、新たにトレーラーハウスから町内へ下りてくるような交通手段っていう

ものを確保する予定があるのかどうか、お聞かせください。

地域創造課長

現状では、トレーラーハウスにお越しいただけるお客様にはお車でお越しくださいというアナウンスをしております、中にはレンタカーを借りてきて宿泊される方もございます。

i i ネイチャー春日平オープン当初から交通手段の確保について非常に悩んできた経過もございます。

千人塚や与田切公園を利用させていただきお客様、また駅から離れたほかの宿泊施設の利用者についても、これはi i ネイチャーと同様の状況があるのかなというふうに思っております。

施設を利用される皆様の滞在中の行動を考えてみましてもお車を利用されるが最良というふうに思っておりますので、今後も自家用車やレンタカーの利用をお勧めしていく方向でお客様にアナウンスしてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員

現状は車が最適というところで、ほかの交通手段を確保する予定はないというお話を伺いました。

少し発想を変えて、御飯を食べに行くとか、夜、食事に行くっていうときにはお酒が付き物かなというところではありますので、車だとなかなか乗って帰れないというような現状もありますので、タクシーチケットを渡すようなプランにして、行き帰りの分はそれで負担できますよというような形でプランを組むというのも面白いのかなというふうに考えました。

また、ソーラーシェアリングがもしできるようであれば、最近はやりの電動キックボードみたいな形ですと行ってタクシーに乗せて帰ってこられるみたいな形のものも面白いかなというふうに思いましたので、御検討いただければというふうに思いました。

最後に、トレーラーの活用についての今後の方向性や思っているものが町長の中にありましたらお聞かせいただければと思います。

町長

トレーラーハウスについては、昨日来、御質問を多数いただいておりますけれども、最初の答弁で申し上げましたように、もう一度、設立経過、その現状の利用状況や、またそれぞれの承っております意見、こういったものをしっかりと整理しながら検証して、在り方について検討してまいりたいと考えております。

堀内議員

では、検討していただけるということなので、よろしく願いいたします。

それでは3-1のほうに移ってまいります。

町長の所信表明にもありました「命のサポーター制度」についてございます。

まず、サポーター制度についてはどのような方向性になるかっていうのをお聞かせいただければと思います。

町長

命のサポーターは、横文字でありますけれども、命をつなぐ支援員ということでございます。人と人との様々なつながりをつくっていく、そういった支援をしていく、そのために、今複雑化しているいろいろな課題を包括的に、また重層的に支援していけるような専門的な方を育てていきたいというところがこの制度でございます。

様々な生きる上での困難などで生きづらかったり社会とつながらなかったり、時には生きていくことがつらくなったり、そういった方たちがいらっしやいます。その方々や

御家族の思いを傾聴しながら、時には必要な制度につなげたり、地域の居場所に一緒に行ったり、そういった付添い伴走する人材を育成して、制度として取り組んで、社会的な孤独や孤立の軽減や予防、早期発見を目指してまいりたいと考えております。

特に、現在、既存の取組としてはひきこもりサポーターの事業がございまして、5年を経過しますけれども、現在30人ほどのサポーターでこういった方々への支援をしているところであります。そういった方々が支援する都度、より一層のニーズを感じているところでありますので、この制度について見直して、さらに先ほど申し上げました命をつなぐ支援員、こういった専門家の養成も含めて検討をしてみたいと考えております。

堀内議員 つなぐ支援員をつくるということと、また専門家をしっかり備えていくというお話を伺いました。

その中で、3-2のほうに移ってまいりますけれども、つなぐというところでメンタルケアの体制なんですけれども、学校教育や子育てについては学校の関連でサポートしてメンタルケアをしているというところもございます。

それで、高齢者や障害がある方についても社協とか医療機関、健康福祉課のほうでサポートしていただいているというふうに昨日答弁がございました。

しかし、つなぐというところの欠けているというところは、働き世代についてはつなぐというのが欠けているのかなというふうに思います。

厚生労働省と警察庁が調査した結果として、令和4年度の自殺者が多いのが30代～50代と、なおかつ男性が多いというデータがございました。

サポートを受けたいときに精神科に行こうとしても予約が取りづらいというような話も、以前、同僚議員からも質問をしたところでございますけれども、また誰かに話を聞いてもらうというところをなかなか持てないと、きっかけがないというところがありまして、独りで抱え込んでしまうという人が働き世代については多いのではないかなというふうに感じているところでございます。

そこで、働き世代が気軽に相談に行けるような機会やつなぐ支援ということをしっかり創出していくべきだというふうに思いますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

町長 今、議員さんの申されましたように、働く世代というのは非常に社会的責任が大きい世代でございまして、気分的に落ち込んだりしても頑張ってしまう、それが重症化につながってしまう、そういうケースがあります。

それぞれの職場でのそういった方たちに対するメンタルヘルスも大変重要でありますけれども、なかなかそこで一步踏み出せないという方が多いかと思えます。そういうような方にこちらからアプローチをしていくということが重要かと思えます。

その上で、気軽な相談の機会の創出は、孤独・孤立対策、また自殺予防対策にもつながりますので、町の中にそういった多様な場所、機会があるといいというふうに考えております。まずは、そういった方たちの居場所づくりが最も重要なことかと考えているところであります。

相談の場の創出につきましては、個別相談、当事者同士の支え合い——先ほどの居場所づくりでありますけれども、それらの皆さん同士の支え合いの場、これはピアサポートということで言われておりますけれども、気軽に参加できる居心地のいい、何でも話ができる、そんな場所を考えていきたいと思っております。

こういった課題につきましては具体的に町にも相談の機会等がありますので、担当課長のほうから申し上げていきたいと思えます。

健康福祉課長

それでは、町で今実際に行っている事業についての説明をさせていただきます。

まず、精神的な相談についてはこころの相談事業を行っているところです。土日も対応をしておりますので、働き世代の方も利用しやすいのではと考えております。

また、町内で起業されている精神科クリニックの精神科の先生が家族向けのワークショップを町と共催で行っております。

そのほかにも音楽療法士の教室や飯島町社会福祉協議会での居場所もございます。これらは広報紙等で周知をしておりますので、ぜひこういったところを御利用いただければなというように考えております。

堀内議員

相談できる機会の創出ということで、先ほども課長からも答弁ありました心の相談のできる場所というものがあるという話は聞いておまして、社協のほうでもやっているという話を聞きますけれども、なかなか効果的にはうまくいっていないのかなという現状があるのではないかとというふうに考えております。

やっていますよというところで、役場とかでやってもなかなか行きづらいというところもありますので、そのあたりも検討の余地があるのかなというふうに考えております。

また、今は県の補助金を使ってひきこもりなどの居場所支援の体制整備ということを去年からやっているところで、民間の方にそういう機会をつくってくださいという補助が出ておまして、かなり多くの団体が——飯島の中でもたしか5社か6社ぐらいあったかなというふうに思いますので、そういう民間でしっかり取り組んでいこうとしているところがあるという現状を鑑みて、そういう心の相談の場所を民間委託という形によって新しい発想の方法で早期に相談窓口にしっかりつなげる体制ができるのではないかとというふうに考えます。

ふらっと行って、ちょっとやっているうちに何かそういえばこういう悩みがあるんだけどみたいな形で打ち明けやすい場所っていうのをやっぱりつくっていくことが心のケアの中では大事なかなというふうに思いますので、そういうところを新たに民間にしっかり委託していくという考えを持ってはどうかと思うんですけれども、そのあたりの町長の考えをお聞かせいただければと思います。

町長

行政が取り組んでもなかなか敷居が高くて、こういった場所に来られない方もたくさんいらっしゃると思います。民間ですと、コーヒーを飲みながら気軽にお話ができたりする、そういう場所もできるかと思えますので、しっかりと民間の皆さんと連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

一例を申し上げますと、現在、文化館のいろいろな施設の委託をしている会社ですけれども、そういった会社が作業をする際に、そういった生きづらさを抱えている皆さん

を誘いながら、その場で業務に携わっていただいて、その中で社会とのつながりをつくっていく、そういった取組もありますので、いろんな形で取組ができると思いますので、今後、関係する皆さんと協議をしながら場所づくりについて考えてまいりたいと思います。

議 長 時間です。
〔堀内議員復席〕

議 長 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時01分
再 開 午前10時02分

議 長 会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
7番 三浦寿美子議員。
〔三浦議員質問席へ移動〕

7番
三浦議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。
最初に「町営住宅取り壊しに関わる転居先について」ということで質問をしたいと思
います。
舟久保住宅の取壊しが決まり、長年住み慣れた居住環境から転居をする住人の転居先
についての認識をお聞きしたいと思います。
既に舟久保住宅から北梅戸住宅に転居をされた90代の女性がいます。
1階の居住スペースは四畳半の居間と台所、風呂場、トイレ、廊下と玄関、収納スペー
スは階段の下の三角形の押し入れ、風呂場前の廊下にある踏み台がなければ届かない高
いところにある棚があるだけです。
舟久保住宅は平屋であり、畳の部屋が二間あり、押し入れも十分な広さの押し入れが
ありました。
それで、北梅戸住宅に転居された方は被服など多くのものを2階に持ち込むことにな
りました。2階に行くのは危ないから1階で生活するようにと言われているとのことで
した。それでは生活できないんです。右側にある手すりにつかまりながら1段1段2階
に上ります。持ちに行ったものは2階から下に落として、それから両手をつき、1段1
段、一足ごとに階段を下まで下ります。
その方は数年前に膝を痛めて、水もたまり、歩くのもやっとでした。このまま歩けな
くなるのではないかととても心配をいたしました。幸い、膝もそこそこ治って、階段を
そのように上り下りができるようになりました。上るなどと言われても上らなければ生活
できないので、1日2回は上ったり下りたりする、まあ健康にいいからと本人は言っ
ておりましたけれども、そんな生活をしております。今では床に座るには足を投げ出さな
いと座れません。立ち上がるのにも大変苦勞して立ち上がります。

また、まだ転居をしていない、やはり90代の女性ですけれども、今現在も自宅の中では座ったままで移動をする、押し車につかまっとうちの中を移動して生活しております。この方が2階のある北梅戸の住宅に転居するという事になっております。居間が寝室となりますので、ベッドを置きますと、タンスとかいんなものを置きますから、本当に生活空間は狭いものになります。畳のある部屋はそこだけですので、あとは台所に床があるだけです、なかなかそこで生活はしにくいです。

今までは台所と畳の部屋が隣り合わせになっていましたので、料理を作って畳の部屋のテーブルに持ってきて、そこで食事をしていました。今度は食事を作っても食べるところが本当に狭いところになり、持ってくることも大変です。そんなところに転居することになりました。

なぜ北梅戸に転居をさせるのかというふうに言いましたけれども、改修をして、御本人たちに見学してもらって納得してもらったからというような町の回答でしたけれども、本人たちに言わせると、長年住み慣れた、高齢の方ですので、町から言われればそうするしかないと思っているようでございます。ですから、ここでは嫌だとか住みにくそうだとか、そんなことは一切言っていないと思います。

それで、転居された方の様子を見ていますと、住んでみて初めて分かったことがたくさんあるということをお聞きすることができます。

このような状態の中で、90歳を超えるこうした高齢者の方の健康状態を町では把握しているというふうには私思っております。保健士さんが訪問したり、デイサービスに行ったり、そんなことをしている皆さんが転居するわけですので、十分承知をしていると思いますが、なぜ2階に二間ある北梅戸住宅に転居するようにしたのか、さらに2階には上らないようにと注意喚起をするという、こんな不条理なことがあるのかと私は本当に怒っているわけですけれども、この転居先をどのように決めたのか、転居先ありきではなかったのかと大変に不信感を抱いているところですが、どのような経過があったのかお聞かせいただけます。

[唐澤町長登壇]

町長

北梅戸住宅への転居の経過という御質問でございます。

町営住宅の長寿命化計画に基づき取壊しを予定しております豊岡住宅と舟久保住宅の入居者の皆様へは令和4年3月から転居についての懇談や転居先の御案内を行ってきたところでございます。

転居先につきましては、北梅戸住宅のほかに民間アパートへの転居も提案させていただき、家賃の上昇分の一部の補助も検討していくことを資料として説明をさせていただいております。

また、転居先を検討いただく際は御家族の皆様にもお越しいただいて、懇談や北梅戸住宅の内覧も実施しております。

そうした経過から、十分検討いただいた上で転居先を決めていただいたと理解しております。

既に転居いただいた方には、職員が訪問を行うとともに、福祉関係者とともに連絡を

取りながら安全に生活をしていただけるようにサポートしているところであります。

転居に当たりましては、先に転居ありきということではなくて、いろいろな提案もさせていただいているということでもありますし、建物自体のこともそうなんですけれども、やはり御高齢の皆さんは人間関係、周りにいらっしゃる人たちとのお付き合いですか、日頃相談に乗っていただいている方との人間関係を大切にされたい方もいらっしゃいまして、北梅戸にはそういった方が多くいらっしゃるということで、北梅戸に決めた方もいらっしゃるようでございます。

荷物が2階に上がっているというのは、どうもこれは引っ越し業者が勝手に上げてしまったというようなことがあったようですので、2階に荷物が上がっているという事例もあるかと思えます。その点は、また今後、担当者や福祉関係者の皆さんと一緒に当事者とお話をしながらいろいろ改善をしてまいりたいと考えているところであります。

ただいま町長からお話をお聞きしました。民間も提案をしたというふうに言われました。その話を聞いて、90歳を超えて転居された方は全く理解していなかったというふうには私から見て思います。耳が遠いんです。本当に耳が遠くて、自分では言いたいことを言いますが、こちらの言うことはどこまで分かっているかよく分からないところが最近は多いです。

それで、御家族の方がそう言われて、まあそうするものだと思ったのか、よく分かりませんが、実際には、そういうわけで毎日2階に2回は行くと言っておりますので、いつどこで足を滑らせるかも分からないような、本当に危険を伴っていますし、片や本当にやっとなんと押し車につかまらないうちの中を移動できない方が北梅戸に転居するということになっていきますので、御家族がどう思ったかは知りませんが、私は本当に北梅戸を最初から提案するということが疑問を持っております。

それで、玄関に行っても、そういうわけで耳が遠いので、何度大きな声を出して——ドアは開くんです、いるんですから。ドアを開けて大きな声で何度声をかけても返事もありません。起きていますか眠っているのかも分かりません。

それで、今までは、舟久保の場合は南側の外の窓から中をのぞけば、そこにいるかわからないか、トントンとたたけば分ったりとか、眠っているならああ眠っているなど分かったり、様子が分かったんです。

それで、返事がないので外を回って行こうと思いましたが、行きようがありませんでした。今までは、隣の方の庭先も皆さん当たり前に通りながら、そこを通らせてもらってお邪魔していたんですけど、今度は行こうと思ったら、このうちの前では庭先は通れないよな、じゃあその下から行きましようと思ったら石垣があって、石垣の上なので、とてもこれでは登れないよなということで、外から声をかけることができませんでした。

それで、電話をたまにはするんですけど、やはり一方通行なので、よく話ができません。私だということは分かるんですけど、きちっと話にはできません。そういう状況の方なので、とても心配ですし、何かあったら困ったなというのが実際です。

お引っ越しをするときも、息子さんが遠くにいるんですけど——郡内ですけど、なかなか出てこれないということで、それも大変だったと思います。

そういうこともあって、やはり初めの段階で、どういう状況かと分かっている方に、最初から 90 代の方たちが入居するのに北梅戸住宅を提案すること自体が私は間違っていたというふうに思います。北梅戸でいいと言ったかもしれませんが、実際に生活をする方のことを考えたら、あり得ません、私に言わせれば。

ぜひ、1回は入居してもらってしまったかもしれませんが、これから北梅戸に入居するというふうに決まっている皆さんです。

しかし、そうした 90 歳を超えた方が安心して生活できるには、先ほど町長は民間のアパートも提案したと言われましたけれども、やはり私は民間のアパート、平屋の一人でもゆったり過ごせるような部屋を提案するとか、これからそうした高齢者の方が安心して住むには空き家をリフォームしてシェアハウスのように何人かの方に住んでいただいとお世話する方をお願いするというようなことを考えていかないと、万が一事故が起きたときに誰が責任を負うかということ考えたときにも本当に大変な問題だと思えます。

ぜひ検討をして、まだ間に合いますので、今は転居してしまった方もいらっしゃるんですけど、新しいところに移ってほしいとお願いして、またお手伝いをすれば、そちらのほうで生活することもできますので、ぜひもう一度検討し直していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

建設水道課長

1—2の質問ということでよろしいでしょうか。(三浦議員「はい」と呼ぶ)

町では、昭和 60 年代に建てられた全ての町営住宅が階段で 1 階と 2 階をつなぎますメゾネットタイプと言いますけれども、2 階建てとなっております。

また、入居世帯のうち 4 割が 65 歳以上の高齢世帯となっており、急な階段の上り下りに苦慮されている方も多い状況でございます。

このような状況から、町では、令和 8 年の完成に向け、階段のないバリアフリーの町営住宅を民間事業者と協力して建設することといたしました。

あわせて、今、議員もおっしゃられたとおり、空き家等を活用した住宅の提供につきましても検討を進めているところでございます。

町営住宅の取壊しに伴う移転先につきましては、入居者並びに御家族の皆様と懇談や内覧を重ねてお決めいただいたものでございます。

また、移転先となる北梅戸住宅につきましても、入居される皆様の御要望などをお聞きした上で修繕を行っておりますので、今のところ移転先の見直しは必要ないものと思っておりますけれども、引き続き丁寧に対応してまいり所存でございます。

三浦議員

今のところ考えていないということでしたけれども、生活実態も見ていただいて、万が一——本当に狭いところですので、生活空間が本当に少ないんです。それで、台所で日々生活するなんてことあり得ないので、本当に狭い空間、ベッドの上にいるしかないようなところで暮らすことになっていきますので、やはりそこで転倒するとか、階段から落ちるとか、そういうことも含めて、本当に心配なことだらけです。ですので、頻繁に訪問していただいて、事故のないように、ぜひ対応していただきたい。

それで、可能性があるのならば平屋で安心して住めるところに転居できるように対応していただきたいということを求めて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は「福祉灯油券について」です。

平成19年度には灯油が1リットル100円を超えて、福祉灯油券が発行されました。このときは大変喜ばれました。以後、灯油価格の高騰に灯油券の発行を求めましたが、100円台にならないと発行しないということでした。現在は110円を超えております。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠で低所得1世帯当たり7万円を交付することとしました。夏からの3万円と合わせると1世帯10万円の給付額となります。この間、町でも対応を提案されております。

何にでも使える現金給付、これは私も望むところですが、寒さの増す冬本番を迎える前に、暖房など生活に必要な灯油に特化した施策として福祉灯油券の発行を私は求めたいと思います。

寒いからといって灯油をどんどんたいたら今は本当に大変なんですね。結構お金がかかります。

それで、現金給付をしていただくということで、それを灯油に使えばいいじゃないかっていうふうに言われますけれども、普通に生活するにも必要な支援のお金だと思います。灯油を買ってしまえば、ほかのほうには回りませんし、ほかのほうに使ってしまえば灯油を買うお金が底をついてしまう、そういう状況があります。

以前、私の義母ですけれども、節約に節約を重ねて、本当に火がついているのかなと思うようなところまでストーブの炎を下げて暮らしていましたが、不完全燃焼で、とても臭い部屋で、行ったら臭いがつきまわって後が大変でしたけれども、そんなふうにしてでも暖を取っていたときがありました。

さすがに、保健士さんに何度も何度も注意をされて、最低限の、ここまでは不完全燃焼じゃないからといって印をつけられて、ダイヤルをここまでにしなさいと言われて、やっていたかやってないか、本当に大変な状況でした。そのくらいしないと心配で心配で灯油が使えないということがあったんです。

それは私の義母だけじゃないんじゃないかと、まあ、そこまで、不完全燃焼なほど火を弱めるなんていうことは普通にはないかもしれませんが、そのくらい寒い日でもおしおし、ちょっと暖まったらストーブを消すとか、あの手この手で節約をしていると思います。

ストーブだけならいいですけども、お風呂をたかなければいけない。お風呂は、寒くなると水が冷たくなりますから、燃料がたくさん要るんですね。ですから、いつもよりも冬の時期は燃料が要ります。灯油が要ります。

そういうことで、特化した福祉灯油券っていうのは本当にありがたい制度だと思います。ですので、現金給付も大事ですけども、一方でこの寒い時期には福祉灯油券を発行するというのも大事な支援ではないかなというふうに私は思っておりますが、その辺はいかかでしょうか。

町長

福祉灯油券の発行をいうことでございます。

先ほどお話もありましたように、当町では、国の物価高騰対策、この物価高騰対策というのは灯油などの燃料費の高騰対策という名目でございますけれども、対応として重

点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、住民税の非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付できるように本会議にも補正予算として上程しているところでございます。

昨今は、自宅の暖房、そういったエネルギーを灯油ではなく電気で賄っていらっしゃる、危険を伴うということで、電気で賄っていらっしゃる御家庭も多いため、公平性を考えまして、福祉灯油券という形ではなくて現金の給付による支援にしたところでございます。

今後も国は、そういった燃料や灯油等の高騰対策として7万円の給付対象とならない低所得世帯や子育て世帯に対しても支援を拡大していくという情報もありますので、国の交付金等を活用しまして速やかな支援ができるように努めてまいりたいと思っております。

三浦議員 確かに危険だからといって電化に変えているところもありますけれども、そういう方との公平性と言われれば、確かに言われることも分かります。

しかし、実態もありますので、どういう方法か、現金を配ればそれでいいのか、例えば電気代についても福祉灯油券という言い方がいいのかどうかは分かりませんが、そういうふうにしてその部分は支援をするという方法もあるかなというふうに思ったところですので、またぜひ検討をしてみてください。灯油を買っている人は本当に大変だと思います。ということで、検討を求めて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は「保育園の育休退園について」ということで質問をしたいと思っております。

育児休暇取得によって保育園に通う上のお子どもさんが退園となってしまったという事例を新聞記事で見ました。子育てへの負担が重くなっているのではないかなという、そうした様子がうかがえました。

町の対応はどうなっているのかをお聞きいたします。

教育長 いわゆる育休退園に関わる御質問かと思われまして。

三浦議員の御指摘のとおり、下のお子さんが生まれて保護者が育児休業を取得すると保育園に通う上のお子さんが退園しなければならないという育休退園については、全国的に課題となっていることを認識しております。

また、上のお子さんとし後間もない下のお子さんの面倒を見ることは、特に核家族の保護者にとって負担が大きいことも承知しております。

現状では、当町も産前1か月、産後2か月を除く育児休業期間中は上のお子さんに退園していただいております。

それぞれの御家庭の状況も事情も異なりますので、どうしても家で子育てができないような場合については個別に相談をしながら、現在は柔軟な対応をしているところであります。

今月23日の長野日報、信濃毎日新聞には箕輪町のいわゆる育休退園の廃止の方向の記事が載っております。

今後、保育士の確保との関係の中で、期間の延長等、検討をしていく必要があると認識しております。

三浦議員 ただいま教育長から答弁をいただきました。

私と同じような認識をしているのかなというふうには思うところですが、私の年代が子育てをする頃は、私の親が健在で自宅にいて、子どもを実家に預かってもらえば親が見てくれると、なので、私は新生児を独り占めしてというようなことで子育てができました。

しかし、今は本当に出産世代の親の世代が現役で働いていると、預けるわけにはいかないというのが実態のようです。

こんな状況でしたという寄稿をしていただいた、こんなのがありますので、ちょっと……。教育長の認識と同じかなと思いつつ今はお聞きをしたところですけれども、こんなふうにいただきました。

2番目の子どもを身籠もり、産前1か月、産後2か月、計3か月の入園ができて助かったことは、出産の準備ができました。入院の準備や書類の整理、入院中の不在の期間の段取りができました。臨月の母体は身軽には動けないので、何をするにもゆっくりになってしまい、上の子を育児しながらだと集中していろいろできません。そのとき少しでも保育園に行っている時間があれば、その時間にお産の準備ができ、ありがたかったです。

困ったことは、保育園にやっと慣れた頃、退園となり、生活のリズムが変わってしまいました。新生児を見ながら保育園でしていたような遊びをさせてあげられないのももどかしさがありました。上の子どもが公園で思い切り遊びたくても、外気にまだ触れさせることのできない赤ちゃんを連れていけないし、行ったとしても上の子の動きについていけずに危険な状態になってしまいます。せめて赤ちゃんの首が座るまで保育園で預かってくれたらなと思いました。

赤ちゃんによっては抱っこしてないと寝ない子もいます。ベッドに寝かせると泣いたりぐずったり、そんなときに上の子の3食の準備、トイレ、お昼寝など、スムーズにいかなくて、それがママのストレスになり、上の子に当たって怒ってしまうことも度々ありました。早く寝なさいと上の子を叱っても、しっかり遊ばせていないので眠れない、だから眠くもならない、理不尽に怒られることになる上の子がかわいそうだった。

ママの機嫌が家庭に左右するとも言われているし、昼夜の授乳で常に寝不足のママがゆったりと新生児と向き合うためにも、希望期間、保育園にお願いできたらどれほどありがたいかと強く思いました。

保育園に入ってよかったなと思ったことは、規則正しく生活できること、バランスのよい食生活を送れること、集団行動の中で学んでいるんな分野で遊びが経験できたことなどです。3か月で随分成長をさせてもらいましたが、出産の育休により退園をしてしまったということで、悲しかったということを寄せていただきました。

今は、やはり時代が変わってきて生活環境も変わってきています。先ほど教育長が言われましたけれども、核家族という中で本当に大変な子育てをしています。

箕輪の例もあるように、ぜひ検討していただいて、安心して子育てができるような環境づくりに力を入れていただけたらなというふうに思いますが、再度、教育長、お願いします。

教育長

今、三浦議員のほうからいただいたお話は、十分私どもも理解しているつもりであり

ます。

ただ、そこには保育士の確保ってということが同時に生まれてくるっていう中で、その辺とともに検討をしていかなければいけないっていうふうに理解しています。

できる限り前向きに検討をしていきたいと思っておりますが、保育士の確保とどうすり合わせといいますか、考えていかなければならないかなって思っておりますが、子育てにおける負担感というか、本当にそういったものに対しては何らかのことをしていかなければいけないかなっていうふうには思っています。

三浦議員

ただいま教育長から保育士を確保しなければ対応できないというふうにお聞きをいたしました。

全国的にも保育士の不足は問題になっています。飯島町もずっと、そんなことで大変な状況があります。

一つの問題として提起されているのは、保育士の賃金が安いからだというふうにも言われています。

そこら辺の対応というのは教育長ではなくて町のほうかと思いますが、その辺、今後の在り方について、そのためにぜひ賃上げをしていただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

副町長

今、教育長も言ったように、御家庭の負担というのは大変あるなというふうに思っております。

我々としても今は保育士の正規職員の募集をかけております。

会計年度任用職員の皆さんにも、昨年度、優遇というか、処遇改善をいたしました。

ただ、会計年度任用職員ですと、やっぱり正規職員というまでには行きませんので、そういうことで正規の職員の募集をかけておりますが、そういったしますと会計年度任用職員の皆さんが応募してくるのではないかとというふうに思っております、全体的な底上げになるかどうかというのは、ちょっと悩みの種でございます。

各上伊那の市町村を見ておりましたも、だんだん賃金は上がってきているというふうに思っております、昨年はうちもそれなりに上げさせていただいて、ほかのところと遜色ないというふうに思っておりましたが、今年はさらに上がっております。

そういうこともありまして、できるだけ確保をしたいというふうに考えておりますけれども、今、教育長が申しましたように、実状はそういうことでございますので、できるだけ確保してそれに対応していきたいというのが本当に今の私のところで言える答弁でございますので、よろしく願いいたします。

三浦議員

実状はよく分かります。

広く募集するという手もあると思います。飯島町は結構環境がいいからといって、この景色が好きだとか、自然がいいと言って来ていますので、働く環境さえそこにプラスならば、もしかしたら来ていただける方もいるかもしれませんので、ぜひ広く募集を試みていただけたらと思います。

これからそうした勉強して、卒業して社会に出る方も大勢いるわけですので、ぜひ幅広く募集をして、何とか飯島町は条件がいいので飯島町に来たというような皆さんをつ

		<p>くっていただけたらなというふうに要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。 〔三浦議員復席〕</p>
議 長		<p>ここで休憩を取ります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。</p>
休 憩		<p>午前10時40分</p>
再 開		<p>午前11時05分</p>
議 長		<p>会議を再開します。 本一般質問について飯島町選挙管理委員会 藤井康富委員長に御出席をいただきました。 藤井委員長には、昨日に引き続き御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 す。よろしく願いいたします。 一般質問を続けます。 6番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕</p>
6番 浜田議員		<p>それでは通告順に一般質問をいたします。 最初の質問は「公職選挙投票率の長期低落傾向への対応を問う」と、こういう内容であります。 まず、年末の本当に御多用の折に一般質問に答弁者としてお出かけいただきました藤井選挙管理委員長に改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。 それからまた、今回の質問は先頃行われました町長選挙への所見を問うものではありません。 ただ、しかしながら、町長選挙の数字にある意味で衝撃を受けた結果だということでもあります。 実は、今回の町長選挙ではあることが起こるんじゃないかというふうに私は一瞬想像していました。どうしてかっていいますと、21世紀に入ってから3回の町長選挙——選挙はもちろん4年ごとに行われるわけですがけれども、3回の投票が行われていました。 それで、1回目は次点との差が764票、2回目が1,172票、3回目が1,582票ということで差が開いてきまして、当選者の得票率も上がってきました。今回は、大体当選者が65%、次点が35%ということで、約2倍近かったということです。 それで、何が起こることを考えていたかといいますと、過半数に到達するかなと思ったんです。どういう意味かという、要するに得票が有権者の過半数に達したことが今までにはなくて、今回はそこに届くのかなと思ったわけですね。要するに、投票に来なかった方も含めて町内の信任を得たのかなと。 ところが、結果はそうではなくて、多分300票くらい足りなかった。 その理由は、多分——最初に行われた高坂元町長の当選したときの得票率であれば届いたかもしれないと。それに比べると——実は得票率、当選者の得票数も下がっている</p>

んですよ、最初の高坂町長の得票数自体が3,600票、それで下平前町長が三千五百数十票、今回が三千四百幾つということ。

もちろん人口減少もありますけれども、それにも増して投票率の低下が大きな流れとしてあるということで、やはりこれは住民が行政ないしは国政に関わる最も広いチャンスでありますので、その比率が下がるということを本当に私は憂慮しているわけでありまして。

じゃあ、これは立候補者のアピールが足りなかったのかということですが、町長は3回も町内全体を回られたということで、これは立候補者の努力で埋め合わされる問題ではないということで、一体何が起こったのかということを考えるのが今回の主題であります。

そんな意味で、まず全体的な選挙の投票率の流れについてどんな印象をお持ちか、概論で結構ですが町長の見解を伺いたいというふうに思います。

〔唐澤町長登壇〕

町長

選挙戦に伴います投票率の低落傾向の所見ということでございますけれども、大変お世話になりまして当選することもできまして、多くの皆様に感謝申し上げるところでございます。

選挙戦を行う中で感じたことは、誰がやっても同じだという御意見をたくさんいただきました。これはどういうことかということをお自分なりに考えますと、やはり政治の信頼性、これが低下しているのではないかと、いろいろな事象はありますけれども、信頼性を高めることが投票率につながっていくというのを感じたところであります。

選挙戦に関わる者が、やっぱり誠実に実直に有権者の皆さんと正面から向かい合う、これが必要ではないか、それは選挙戦だけではなくて、日頃の様々な政治活動においても、しっかりと正面から向き合ってやっていくということが必要ではないかというのが一つでございます。

もう一つは、若い人たちの心をいかにつかむか、この点にあるかと思います。政治離れが言われて久しいわけですが、若い人たちの心に入り込んでいくか、そういったところが必要ではないかと思います。やはり自身も若い人たちとつながりを持ちたいということで幾つか選挙戦の中で取り組みましたけれども、なかなか若い人たちに入り込めないというところがあります。

それは投票結果にも表れておりまして、アパートの多い七久保、それから下在、上在も投票率が低いという傾向がありますけれども、それは、やはりアパートに住まわれている若い皆さん、その人たちの心をつかめなかったというところにあるかと思います。

今後は、いろいろなSNSですとか、いろんなソーシャルネットワークサービスの関係等々ありますので、そういったところから若い人たちの心をつかんでいくということも必要になってくるかと思いますので、選挙制度改革も必要かと思いますし、投票自体を変えてほしいという御意見もありましたので、そんなところに今後の課題があるのかなということを感じました。

以上が所見でございます。よろしくお願ひいたします。

浜田議員

〔唐澤町長降壇〕

広い視野での見解をいただいたと思っております。

あまり主観を入れずに、今回も含めての投票状況についてあれこれ調査をしてみました。

これは、町長も候補者であったわけですが、今回議場にいらっしゃる議員の皆さんにとっても大きなテーマだと思いますので、若干調査の結果を反映させながら質問を続けてまいりたいと思います。

お手元の資料の最初のページには、まず、そもそも長期低落傾向って本当なのかと、単なる印象で言っていないのかということの検証が1ページ目の投票率推移であります。

これは今世紀——2001年に入ってから町の内で行われた公職選挙法の全てを網羅したデータとグラフになっています。下に数字、上にグラフがあります。

それで、単純に色分けしてしまして、赤が一番身近な町議、町長の選挙、丸が議員で四角が首長ということになっています。

それから、グリーン——緑色が県ですね、県会議員、それから県知事。

それで、ブルーが国ですね。さすがに首相は直接選挙じゃないんで、参議院・衆議院議員選挙ということになります。

数字は下の表で追っていただければ分かりますが。

ざっくり眺めても明らかに低下傾向だということが確認できると思います。

ただし、ちょっと特異的なところだけ線をつないでおきましたけども、これは実は参議院選挙でなんです。

それで、意外なことに、参議院選挙は20年間にわたって、実は投票率がそんなに下がっていません。一番最初は低い部門だったんですけども、最近に至っても依然として50%以上をキープしているということで、これは、無用論もありますけれども、いかに参議院というのが役割を果たしているのかと、つまり6年間の任期で3年ごとにきちんと選挙が行われるという意味で、その直前の風に振り回されることなく国民の意思を反映しているのかなと、少なくとも長野県においてはそうなのかなというふうに思った次第です。

それで、この中で丸印をつけたところは一番投票率が低かったんで、ここを中心に分析しました。というか、実はそうではなくて、資料のそろっていたのがこの選挙だったんです。

実は、選挙管理委員会のほうに聞きましたら、県の選挙管理委員会に提出するために、特に県以上の選挙に対しては細かいデータを蓄積しているということが分かりました。これは投票区ごとに、年齢ごとに、投票率、それから不在者投票の数字等が細かく羅列されているデータです。

実は、2年前に三浦議員がこの件について質問したときにこれが一番そろっていたので、それを使用しました。

それで、前回の分は——実はこのデータはちょっと特殊な構造になってしまして、そのときの有権者——投票人名簿の数字に連動する格好になっているものですから、時間

がかかるとずれちゃうんですね。それであまり正確なデータとして得られなかったという背景があります、細かい話ですけど。

ページをおめくりいただきますと投票区と投票率の関係をプロットしたものが出てきます。

これがまず意外でした。一番投票率の悪いのが第1投票区と第7投票区、上在と七久保です。それで一番投票率がいいのが日曾利、それから春日平ですね。かなりきれいな直線に載っています。

この意味するところは、単純に言いますと、横の軸が投票区の有権者数です。つまり、投票所に対して有権者数が多いところほど投票率が低いという傾向が見えてきます。

これは、1つは、立候補者の主観に関わらず、努力にかかわらず、この問題が改善しなければいけないのではないかなということはこのグラフから感じた次第です。

それで、実は投票所の変更っていうのが2007年——平成19年に1回行われているんですね。飯島体育館の投票所が廃止されました。それから本1集会所の投票所も廃止されました。ところが、これはその影響を受けていない投票所——あ、上在は若干受けたのかな……。ということになっています。ですので、これは何らかの見直しをする必要があるのではないかとこのように分析から感じた次第です。

それから、下のグラフ、意外なグラフだったんです。これ私も想像していなくて、一般質問準備中に気がついたんですが、全く逆のグラフになっています。

これは、横軸は同じく有権者の数です。

それで縦軸にはパーセントが書いてありますが、これは何のパーセントっていうと期日前投票率です。

要するに、投票した人のうち期日前に投票した人が何%いたのかということが実は非常に面白い傾向だったということです。つまり、一番投票率の低い上在と七久保の皆さんは、実は投票所に行くのではなくて役場に来たと、それで逆に春日平や本郷、田切の皆さんは投票日の当日に投票所に行ったということですね。

見方によったら、よっぽど地元の投票所には行きたくなかったんだという解釈がいいのかどうか、このあたりは勝手な解釈はいけないんですけども、事実としてそんなことだったということです。

あ、その前に、ちょっと1つ飛ばしましたけども、2ページ目を御覧いただくと年齢別の投票率が出ています。

それで、これは皆さんが御心配のとおり、若い方の投票率が全体として低いと、それから高齢者、80歳以上になるとやはり下がってしまうということで、ピークはやはり70～74歳ぐらいにあるのでないかと。

ただ、その一方、期日前投票率、これは必ずしもこういう傾向を示していなくて、少なくとも投票の意思を持っている方は、おおよそ60歳以上、それから若い世代では20代後半、このあたりの方は投票に行くとなれば期日前に積極的に行っていらっしゃるといことは何かの検討の材料になるのかなというふうに思った次第であります。

これは思いがけない結果だったんですけども、そのあたりも含めて、選挙管理委員

長、もし補足される、あるいは現場でいろいろセンターに行って感じられていることがあれば一度見解をお聞かせいただきたいと思います。

それではお答えさせていただきます。

自分の委員長としての私見ということでちょっと述べさせていただきたいと思いますが、投票率の低落傾向については、やはり議員のおっしゃるとおりで、しっかり分析もいただきまして、ある程度の原因も見えてきているのかなというような感じをいたしております。

確かに若年層がやはり低い部分と、それから先ほど言った高齢者の方の低い部分があるんですが、やはり年代を追うごとに投票率が上がっていくような傾向があるわけでございます。

それで、一番、今、議員のおっしゃったとおり、どうやって投票率を上げるかっていうのが一番問題なところなんです、やはり今の社会情勢というか、あれですが、自分の経験から言いますと、就職したときに、まず何も分からなくて労働組合へ入って、その中で、安保闘争の流れから、あとは労働組合としての賃上げ、それから権利、生活、権利闘争とか、そういうに関わって、やはり若い頃から労働組合としての選挙活動もあったんで、その辺で関わった部分があって、かなり選挙に携わる機会も増えたと、目も向けたという経験もあります。

そんなことで、最近は労働組合の組織率も落ちていきますし、やはりここ最近、極端なこと言うと労働組合で賃上げ闘争しなくても自民党のほうで賃上げしろよと大企業のほうに言ってくれるような状況なんで、なかなかそういったことで選挙を通じて自分の思いを伝えるっていうのがなくなってきたっていう部分もあるし、やはり先ほど町長も申し上げましたが、SNSが大分普及した部分がありまして、自分の思ったことはSNSを通じて発信するというだけで、それで済んじゃってある部分もあるのかなというようなことも影響があるのかなということを感じております。

何しろ、投票率を上げるのは、選挙管理委員会としても、国、それから県、あとは上伊那の研修会等もいろいろありまして、各講師等も招いて研修会も行っているわけですが、やはりどの研修会に行っても投票率の問題を聞いても全く同じ状況で、なかなかこれといって打つ手がないということです。

確かに、選挙管理委員会としては、なるべく選挙人が投票しやすい、投票所に来やすい環境をつくらにやいかんということで、それべく飯島町の選挙管理委員会もルール改善はしております。

それから、国へもこういう制度改正したほうが投票しやすいじゃないかということで県を通じて上げるというようなこともやっております。

先日は、ちょっと上伊那の選挙管理委員会の研修会がありまして、飯島町の選挙管理委員会としても、期日前投票の宣誓書、やはりあれがどうしても法律的には要るんで、最近は入場券につけておいて自宅で書いてこられるようになったんですが、やはりなかなか書いてこられない人がおって、入り口でお持たせして書いてもらうという形もありますが——あれもね、昨日、星野議員の御質問にもお答えしましたが、この間の町長選

でも2,000人くらいの方が見えましておるといことで、大半が期日前投票に見えられるといことで、その部分がなくなればもっと来やすいのかなといことも含めて、状況に応じていろいろな改善策を要望しておるような状況でございます。

ですんで、ぜひ議員の皆さんも、かなり自分の選挙でいろいろ経験していると思しますので、こうしたら投票率が上がるんじゃないかとい御意見がございましたら、また選挙管理委員会のほうにもその御意見をお寄せいただければと思ひます。

以上でございます。

浜田議員

参加型の政治が全体として弱っているんじゃないかといったことも含めて、いろんな切り口の御意見、さすがに、聞かせていただいてありがとうございます。

そういう意味では、一つは、昨日の一般質問にも続いて、例えば西庁舎を投票所として利用するとい回もあるかなと昨日は聞きながら思っておったんで、期日前投票、よしあしの議論はあるかと思ひますけども、多分、今は4割以上、投票者が期日前に移っているんで、このあたりの整備をお願いしたいところだと思ひます。

それで、もう一つ心配しているのは、高齢者っていいですかね、今一番、実は投票率っていいですか、年代ごとに有権者の多いのが、いわゆる団塊の世代なんですよ。この方々がもう一つ高齢のほうに移っていくとい問題が生じます。

それで、これを改修する一つ的手段として郵便投票制度といのがあるんですけども、何とこれは介護度5でないと利用できないと。これまでも、実はいろいろ投票の権利があるにもかかわらず投票ができないといことで裁判等が行われた経過があるといふふうに私も調べて、聞きました。

1つはASLですね、筋萎縮性側索硬化症の方。文字も書けない、これで投票できなくていいのかとい裁判が2000年ぐらいに提訴されて、たしか2003年に法改正が行われて、代筆が可能だといことになったといのがありました。

それから、知的な面で障害をお持ちの方が投票できるんですけども後継人がついた途端に駄目になったといことで、これも裁判になりまして、結局、東京地裁で投票できるといふふうに判決が出まして、それで国も控訴を諦めて、そのまま選挙法が改正になったといことです。

もちろん、それを利用した不正投票も現実に起こるんではあるんですよ、郵便投票といのはなかなか分かりにくいですから。

ただし、ヨーロッパのほうのことわざを借りれば、産湯と一緒に赤子を流していいのかと、つまり不正を除去することをやるあまりに一番大事な投票する権利っていのを一緒に流しちゃっていいのかってい議論が結局は多数派になって、今はそういったことが認められるようになった。

それで、問題は介護度5だけでいいのかといことなんですよ。介護度4や3の方はじゃあ行けるのかといことで、これは、本当にその実情を考えた場合にどうなのかといことなんですよ、これは、この際、むしろ健康福祉課長あたりの御見解を、率直な御意見をお聞かせいただきたく思ひますけど、いかかでしょうか。

健康福祉課長

見解をといことでございます。

確かに介護度というのは相対的な手間のかかる度数で1・2・3・4・5ということで判定がされるわけです。

その中で、じゃあ介護度3の方はどんな状態なのかということなんですけれども、一概に介護度、要介護3の方が全く動けないのかというと、そうでもないとは思いますが、全体的に考えれば、要介護は、相対的に3・4っていうのは恐らく支援を、自分だけではなくて補助なりがないと動くことは厳しいのかなというようなことを思っております。

浜田議員 私も文献で調べただけで詳しくはないですけど、多分個人では、介助なしには移動できない、いろんな作業ができない、それから知的にもいろんな負担があるという状態だと思っております。

それで、これを先ほどと同じように投票できない方が自ら裁判を起こしてやるというだけではなくて、本来であれば、やはり多くの意見を取り入れるという意味で選挙管理委員会から、あるいは自治体からも国に対して制度の改正を求めるべきではないかというふうに思っておりますけれども、そこまで細かく通告はしておりませんでしたけど、もし何らかの見解をお持ちであれば町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

町長 実態に合わせた選挙制度というものは必要かと思っております。ただ単に介護度5であれば郵便投票ができるということではなくて、それぞれの実態に合わせた中で制度改革をしていくように国へも働きかけてまいりたいと思っております。

浜田議員 大変前向きな御答弁をいただきました。

特に、先ほど年齢別の投票率を御覧に入れましたけれども、明らかに団塊の世代がその状態に陥ったときには町の投票率は劇的に下がるんじゃないかというふうに私は心配しております。

それは必ずしも町民の総意ではなくて、そういう方々の意見も取り入れるのが行政だということで、町長は就任の際も一番最初にその問題を取り上げられたんで、そういった方の意見が反映できる選挙制度になるように、関係の皆様、もちろん議員も含めてですけれども、努力が必要だということを確認したということになります。

この件に関しましては、あとはそれほど加えることはないんですけども、お手元の資料の4ページ目がもう一つ印象的なデータだったんで、これも御紹介します。

これは先ほど御覧に入れた投票区別の投票率の傾向のグラフと、これが青——国です。それで、かなり差が出ています。七久保に比べて田切、本郷のほうが10%以上も投票率が高いというのはゆゆしき問題だと思っておりますので、これを改善する必要があるだろうと。

その上に赤で書いてあるのは、実はその後に行われた補欠選挙であって参議院選挙の結果です。これも全く同じ傾向が出ていますけれども、実は傾斜が緩やかになっていきます。

この解釈が何かっていうのは、もちろんそれぞれ個人でお考えいただくしかないんですけども、私はこういうふうに思っています。

つまり、投票率が上がったということは、非常に投票に不便な方々のところの投票率

が上がっていく、積極的な投票が行われると、実は投票率の低下はさほどではなくなるということを示しているのではないかと思います。

もちろん投票所ごとの投票率の差は是正しなければいけないんですけども、それと同時に様々な手段によって投票所へ足を向けるという取組が全体の底上げには欠かせないということをこの資料は示しているのかなというふうに思います。

そんなことで、今回はちょっと思いついた資料をあれこれひっくり返してみたことですけども、ただ、それでも権利の問題、それから投票所の効率化の問題等々、改善すべき点が見えてきたと思いますので、関係の皆様を改めて求めて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は「町内の外国籍住民への対応は適切に行われているか」という課題であります。

町長の公約の中には、ストレートに外国籍の住民の方につなぐという項目がございませんでした。ただ、昨日の答弁の中で多文化共生の推進という答弁がありましたので、恐らく中には含まれているのかというふうに思いますので、改めてこの件についての町長の立場、御見解をお願いしたいと思います。

町長 多文化共生への取組への所見でございますけれども、私も以前、外国人の皆さんと公民館活動を通じて七久保地区の——当時は680人ほどの外国人労働者がいらっしやいまして、ブラジルを中心として来た方でございますけれども、そういった方たちがいかに地域の皆さんとコミュニケーションを図っていくかということで様々な取組を一緒にさせていただいた経過もございます。

やはり地域に住む皆さんはそれぞれのお立場でいろいろな課題を抱えておりますし、また地域の皆さんとしっかりと関わっていきたいという気持ちを持っていると思いますので、一つ一つ積み重ねながら、そういった皆さんとの関わり合いもしっかりと持っていきたくて考えております。

浜田議員 つなぐの輪の中に入っているという理解でいいのかなというふうに理解しました。

この質問のきっかけは、実は、私、2つほどありまして、1つは坂井議運委員長が住民懇談会に自治会未加入者を含めたこと、さらに在住の外国人を含めたこと、これは非常に斬新な、また重要な提案だったというふうに思っています。これが1つのきっかけになっています。

それから、もう一つは、実は今月初めに東京大学の大学院の教授からヒアリングを受けました。仁平教授という教育学研究科の比較教育社会学コースの教授でいらっしやいます。

それで、何でこんなことになったかという背景をちょっと説明しなければいけないんですけども、実は、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、私がちょうど議員になった年に七久保で大量の外国人派遣労働者の解雇が行われました。これはかなり深刻な影響を町に与えたんだと思っています。地元の商店街の購入率も減りましたし、それからあのあたりにそれを前提として建てたアパートも空き家がうんと増えてしまったということがあって、そのときにSOSネットワークっていうのを立ち上げまして、当初、当

時の高坂町長には年間 20 万円の就労支援の補助制度もつくっていただいで進めてきたという経過があります。

よその市町村も似たようなことやったんですけども、そのうちにだんだん尻つぼみになってしまって、ずっと私は意地でやっけて、その結果、箕輪から飯田ぐらいまでの方の面倒を見ることになって、現在も続けています。

もちろん、外国人の方だけを対象にしたわけじゃなくて、日本の方ももちろん対象にしているんですけども、逆に日本の方は世間の目が厳しくてうんと深刻になってから問題の相談に預かるということで、特に去年今年あたりから本当に社会、福祉の底が抜けたような感じですね。

アパートを追い出されたとか、ブラックリストに載ってしまったのでほかのアパートに入居できない、それから、ちょうどコロナになって、おうち飲みでアルコール依存症になってしまって、そういった方々同士の間でいさかいがあってストーカー行為が発生したということだとか、いわゆるパートで勤めていたんだけど、係長が交代して、その途端に仕事を増やしてもらっていたのに解雇されたとか、今年は何だか分からないですけど警察署に行ったり労働監督署に行ったり、やたらに忙しかったんですが、ただ、日本の方は、逆に言うとそこまでなんないと大変だとならない。

一方で、外国人の方はそれほどでもなくて、ネットワークがあるもんですから。これまではブラジルの方が中心でした。

ただ、御存じのように、飯島町は多分全国的に見ても外国人の比率が多い町だと思っけていますけれども、意外につながってないのかなという心配を私はしています。

それで、特に最近増えてきた利用者はベトナムの方ですね。恐らくベトナムの方は、報道で聞く限り、日本に入国する前に何かブローカーみたいなのでピンはねされるんでしょかね、決して生活が豊かじゃないという現状みたいで、この間ちょっとお話を聞きしたんですけども、こちら側にもあんまりベトナム語が分かる方がいなくて、それで向こう側の方もそうで、実はコミュニケーションを欠いていました。来年の正月に食事会をやるんで、そこではちゃんとした方に来ていただこうかなと思っけていますけども、かなり厳しい生活状況にあるのかなと思っけています。

そんな中で、実はネットワークの活動の資金は、以前は与田切公園でスイカを売って、かなりもうけていて活動資金があったんですけど、なかなかこのところは、農家さんも個人農家が減ってきてできないので、最近、ここ 2 年ほどは赤い羽根共同募金から応援をいただけています。その裏づけ調査をするということで、ちょっと回りくどくなりましたけども東大教授からのヒアリングがあったと、外国籍の方の地域での取組がどうなっているかということで 2 時間近くにわたるインタビューだったわけです。

それで、そう意味で、町長のお考えは分かりましたけども、飯島町は仕組みとしてはまだまだなのかなという印象を持っけていますよ。

私は実は国内でも外国籍労働者の多い群馬県の大泉町に時々仕事関係で比較的長い期間滞在することがありまして、そこは実はブラジル人が多くて、サンバパレードまでやっけていたんですね。お店にはちゃんともうポルトガル語の看板が立っけていたりして、それ

で、町もそのつもりになって、そういったものを応援するということが以前はありました。

一方で、七久保の道の駅の場合には逆のパターンのショックを受けたことがありました。それは、車で飯島に観光に訪れた方が、何でこんなことをやっているんだということで、かなり私は非難されたんです。どうしてかっていうと、名古屋近辺では非常にお行儀が悪いということで、生活環境を乱すやからであるという認識を非常に強くお持ちで、私も大変対応に苦慮したんですけれども、要するに、当然文化が違う、生活スタイルが違う方をお迎えした場合に、お互いに意図しないところで衝突が起こってしまう地域があるんだなというふうに思いました。

そこには当然雇用した企業の責任もあるんじゃないかというふうに私は思っていますし、それから、もちろん行政の役割もあるんじゃないかというふうに思っているわけです。

それから災害対策ですね。やはりそれはブラジルの方で、どうなっているんだというふうに聞いたら、アパート全体を企業で面倒を見ているからいいんだという話で終わってしまったんですが、それは逆に言うと町のほうからは掌握できない方々だということになるわけです。

それで、ちょっと私はそのあたりの実態が分からなかったもので、改めてこの問題についてお伺いしたいんですけども、就業状態ですとか健康状態ですとか防災ですとか、地域のつながりをどんなふうに把握しているかということについて、改めて町側のお考えをお聞きしたいと思います。

地域創造課長

ちょっと多課にまたがる御質問の内容かなと思いますが、代表して私より一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず町内の外国籍住民の方々におけます就業状況等につきましては、これはハローワークが窓口となっておりますので、町で十分把握しているという状況ではございません。

また、健康に関する事業関係でございますが、日本国籍の方と同様のサービスで対応してきているというのが実態でございます。

次に防災面についてでございますが、自治会に加入されている外国籍の方々には各自主防災会の一員として日本国籍の皆さんと同様に活動していただいていると認識しております。

また、自治会に属していない外国籍の皆様が災害発生時に最寄りの指定緊急避難所に来られた際には、分け隔てなく受け入れていただくように区会や自治会に対しまして防災全体説明会などで御説明し、お願いをしているところでございます。

最後に地域とのつながりという点でございますが、こちらは防災と同様になりますけれども、現在の外国籍の皆様はどちらかというと単身の方が多いのかなというふうに思っております。地域とのつながりは薄いというのが実情ではないかというふうに判断しております。

地域とのつながりという点では、僅かではございますが、本年度からボランティアに

よります日本語教室が町内でも立ち上がりまして、そこに通う生徒と地元のボランティアの皆様の間で少しずつつながりができてきて、これがだんだんに広がっていくことを我々としても期待しているところでございます。

町としましては、これらの活動やボランティアの団体をサポートしてまいりたいと思いますが、議員が先ほど申されたとおり、まだまだと、私のほうではそう判断しております。

浜田議員

今の話は、議員が、先般、北九州市を視察して外国籍の方へのサポートの非常に強い先進事例を見てきたので、そのあたりもまた何かの機会に町政のほうに反映していただきたいと思えますけれども、率直に言ってまだまだかなというふうに思えます。

1つ気になったのは、実は防災行政無線なんですけれども、議会ではかなり操作卓が高いんじゃないかということで議論になりました。

結局、行政によっては多国語の放送を入れているところがあるんですよね、本当に緊急の場合にどうするかと。ところが、飯島町はそのシステムを取り入れていないというふうに私は認識しています。これは至急に改めるべきではないかというふうに私は思います、最後の通報のチャンスですので。聞こえにくいついていう問題は当然あるかもしれませんが、多国語の放送は必要だろうと。

それから、防災については、現実問題として自治会でフォローしているところがどのくらいあるのか、むしろこれから、来年度計画している議会の外国籍住民との懇談会で事実は把握したいと思えます。

いずれにしても、飯島町にとっては、やはり大事な皆さんだというふうに思えます。

一頃、飯島町が消滅可能都市だと言われたときに、その大きな引き金になったのは実はブラジル人の大量解雇だったんですよね。

それで、人によっては、消滅可能性都市はこれが原因だったので、本当は飯島町の実力の低下ではないという説明をなさる方がいたんですけども、それは、私はいかななものかと思うんです。そうではなくて、飯島町の産業を支えてくれる方が急激に減ったことが問題なわけで、それが飯島町にとって危機的な事態だったことに間違いはないと思っているわけです。

同様に、今日もそういう方々を受け入れて飯島の産業が成り立っているわけですから、それにふさわしい対応が必要なのかなと。

それと、もう一つ先ほどの活動の中で気がついたことで申し上げたいことがあるんですけども、実はかなりの方が派遣労働なものですから、私がずっとデータを見ていると年間2割ぐらいは入れ替わるんです。

それで、入れ替わる時期はまだ寒い頃だと思うんですけども、そうすると、都会からこちらに派遣された方は本当に家財を入れ替えなきゃやっつけられないんですよね。その頃は最初の賃金が払われないものですから本当にお金がない。ですので、人によっては、もうカーテンを4重5重にして、暖房を止めて頑張っていますという方もいらっしゃいました。

そういった細かいところも、やはり、ちょっとずっとここに定住している方と環境が

違う方もいらっしゃると思いますので、そのあたりも目配せできるような対応をお願いしたいと思えます。

それで、改めて質問の中の2—3のほうをお尋ねしたいんですけども、特にこの面で言うと、先ほどの私がクレームを受けた方は名古屋の方だったんですけども、やはり雇用した側の責任が果たされていないんだと思うんです。文化の違うところの方を雇用して自分の事業を発展させるわけですから、それにふさわしく、日本の文化との違い、それから近所との関わり、防災について雇用主の義務を明確にする必要があると思えますけども、このあたりについての見解をお持ちであればお伺いしたいと思えます。

産業振興課長

外国人労働者に対する雇用主の義務については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する雇用主が氏名、在留資格などをハローワークへ届け出る義務及び適切な雇用管理を行う義務が定められております。そのため、役場が指導、監督する立場にはありませんので、雇用主の義務については、ハローワークからの情報以上には承知しておりません。

また、外国籍住民の雇用の実情についても把握していないところであります。

浜田議員

大変残念であります。そのあたりの法律的な背景をちょっと私なりに調べて、必要であれば対応を求めていきたいと思えます。

このところ本当に労働基準監督署なんかやいろんなところに出かける機会が多くて参っているんですけども、少なくとももほってはおけないという認識だけは述べておきたいと思えます。

それでは3番目の質問に移ります。

「町施設の夜間照明は適切か」ということで、これは一般質問で言うような事柄ではないんですけども、一応どちらも住民の方から直接私にお話があったということで、2点まとめて申し上げます。

1つは、期日前投票で、本当に駐車場から役場の建物に入る手前で転倒しそうになったと、それで、危うかったが何とかあったということで、細かい状況はお聞きしませんでしたし、私も現場を確認するような非でもありませんでしたのでお話を聞いただけでしたけれども、私のように夜こちらで会議をすることのない人間にとっては、あるいは7時・8時台の役場の駐車場からの照明っていうのは不適切だったのかもしれないと思っております。

それから、もう一つは、これは議員の方は御存じでしょうけども、文化館でプランナー会議をやっていますけれども、あその階段は階段のところまで足を踏み込まないと電気がつかないんですよ。それって、もうそもそも危ないです。なので、利用者目線でやったんではないんではないか。

これは代表的な2例なんですけれども、気がついたときは問題だと思うんですけど、わざわざいいちゃんポストに書くほどの——書く前に忘れてしまうというか、大体は本題のほうの頭にあるんで忘れてしまうということもあるんで、ちょっとこの場で申し上げて、それぞれ気がついたときに、あるいは設置者にそれなりの配慮をしていただかないと、つまんないところで意外なことが起こるのかなというふうに思った次第です。

指摘だけで終わってはいけないので、一応答弁をお願いしたいと思います。

副町長 この質問をいただいてから、ちょっと役場の周りをちょっと見てきました。

玄関のところは、一部切れているところが確かにあるなというふうに思っております。これはちょっと改善するべきだろうと思っておりますし、今言われた文化館の階段のところも、確かにそこまで行かないと電灯がつかないし、暗いところがあると認識をしておりますので、それはそれなりに指示を出したいと思っております。

改善をして、そういう状況があったのであれば、そこんところをきちっと——浜田議員さんからお聞きするまでは、我々としては直接聞いておりませんもんですから分からなかったんですけど、ちょっと確認させていただいたらそういう状況がございましたので、それは改善したいというふうに思っております。

浜田議員 これは本当なら所管課に言えば済む話かもしれませんが、逆に、設置したときに、あるいはメンテナンスに注意していただきたいということで、あえて取り上げました。

以上で質問を終わります。

[浜田議員復席]

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩
再開
午前11時53分
午後1時30分

議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 坂井活広議員。

[坂井議員質問席へ移動]

2番
坂井議員 それでは、坂井議員——私ですね、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、令和5年12月議会の定例会において町長の所信が表明されました。そのことについてまず1点お尋ねします。

町長は、所信表明及び選挙時の公約の柱として「「つなぐ」輪でだれ一人取り残さないまちづくり」というものを掲げていますけれども、ここでいう誰一人とは飯島町民であればひとしく誰一人に含まれるのか、もしくは含まれない人がいるのか、お答えください。

[唐澤町長登壇]

町長 誰一人とはどのような状態かということでございますけど、町民の皆さん全てでございます。

[唐澤町長降壇]

坂井議員 では続いて1—2なんですけれども、これは、これまでの答弁である程度私も理解できましたんで1—3に移りたいと思います。

1—3、町長は所信表明の際に、飯島町の高齢化率が37.9%を超えて一層深刻になっ

てきている旨を述べられています。

しかしながら、選挙時のビラ、選挙公報及び講演会のチラシなどでは、いずれも子どもの数や人口に関する数値目標はありません。

少子高齢化の進行及び人口減少はやむを得ない、このような理解でよろしいでしょうか。

町長 人口減少はやむを得ないのかという御質問でございますが、ある程度の人口減少は避けられないと思っております。

その中でどのようなまちづくりをしていくかでございますけれども、昨日もお答えしましたように、フローチャートの先にあるもの、これは人口増ということではなくて、住民の皆さんの幸福度に置いています。まずは今住んでいる皆さんが住んでよかった、住み続けたいという幸福度を高めていくための施策を足元から一つずつ着実に積み上げていきたいと考えております。

そうした上で、皆さんが地域に誇りを感じ、生き生きと暮らすことが関係人口の増加や町の活性化につながっていくと、そのように考えております。

坂井議員 ちょっと今の点の追加で、関連でお尋ねしたいんですけども、今住んでいる人の幸福が、飯島町全体、いずれよそから来る人の幸福にもつながっていくというふうに考えているというふうに私は受け止めたんですけども、今住んでいる人の幸福がいずれ飯島に住む人の幸福につながるという理解で合っているのでしょうか。

町長 今住んでいる方たちが幸せだと思ふ気お持ち、それが外の皆様にもしっかりと伝わって、外の皆さんの住んでみたい、また来てみたいという思いにつながっていくと、そういう理解でお願いしたいと思えます。

坂井議員 具体的にどのようにつながっていくのかというのをもう少し詳しくお答えください。

町長 移住・定住の場面で考えますと、やはり人と人とのつながり、これが非常に重要と考えています。物を作って人を呼ぶのではなくて、人と人とのつながり、またその人との心のつながりがしっかりと人を呼んでくる条件になってくると考えております。

坂井議員 そうすると、町民の心のつながりが大事だと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町長 そのとおりでございます。

坂井議員 1—4に移ります。

所信表明の際の若者をつなぐという、その項目では「地域全体で子育てを応援し、安心して子どもを産み育てられるまちづくり」と述べていますけれども、地域全体で子育て応援とは、具体的にどのように一体となって応援するのか、お答えください。

町長 今までも、家庭、学校、地域、事業所など、それぞれの立場で地域の宝として子どもの健やかな成長のために様々な取組をしていただいておりますけれども、それをより明確にして地域全体で子育て応援をしていきたいと思えます。

具体的には、目指す方向性の共有や役割分担を定めて明確化していく予定でございます。これは、具体的には条例になるのか、あるいは計画としての目標になるのかはこれからの検討課題でありますけれども、その辺を明確化していきたいと考えております。

1—4では、そのほかに出生率の関係がありましたけれども……（坂井議員「後で」

と呼ぶ) 後でよろしいですか。(坂井議員「はい」と呼ぶ)

坂井議員 目指す方向性の共有や役割分担ということなんですけれども、すみません、ちょっと私はそれだけだと理解できないんですけれども、具体的にどういうことでしょうか。

町 長 具体的には、それぞれの家庭であれば子育てをどのようにしていくか、あるいは学校ですと学校教育をどのようにしていくか、そういうそれぞれの持ち場、持ち場での具体的な内容を明確化していくということになります。

坂井議員 では、1—4の後半、これは9月の議会の本会議に答弁にあるんですけれども、飯島町の今年度の出生者数が9月時点で10人であるということなんですけれども、これについての所見をお願いします。

町 長 出生者数の激減は承知しているところでございます。

12月のハッピーバースフラワーでは4人の子どもさんに町の花であります生産者が生産しましたシクラメンをプレゼントいたしました。今年は全く差し上げられない月もあったようです。

今年度の出生者数は年度末までに30人～40人と聞いております。学年1クラスの現状に大変危機感を抱いているところであります。

坂井議員 危機感を抱いているというふうにお答えいただいたんで、その点についてお尋ねしますけれども、今の地点では最終的に30人か40人くらいになるということなんですけれども、激減しているということには変わりないです。

今後どのように赤ん坊というか子どもたちを増やしていくというお考えでしょうか、お答えください。

町 長 政策の中でも掲げましたけれども、経済的な支援というのはもちろんでございますけれども、やはり子育てに関わる不安、それを解消していくことも非常に重要な課題かと思えます。不安を解消するには様々な解消策があると思えますけれども、政策の中にも掲げてありますように、そういった不安を解消する相談窓口を設けたり、あるいは親子で遊べる、そういった空間を設けていったりすることが具体的な政策となっていくと思えます。

坂井議員 それでは1—5に移ります。

まず資料1を御覧ください。

これは、まちびと政策プランナー会議という、飯島町議会と町民が一緒になって協議をして、それで最終的に町に対して提案をするという、そういった会議なんですけれども、その中で——今年度のまちびと政策プランナー会議で提案されたものの一つになります。

この内容なんですけれども、「中学生を対象にした立候補者による合同演説会の開催を求める提案書」ということで、そういった内容を提案させていただいています。

本文は、抜粋ですけど、若者の政治離れで低投票率が問題となっていて、それに対して机上で教えるだけでは理解が進まない、そうであれば、今回4年に一度の町長選挙が実施されますので、この機会に合わせて中学生を対象にした立会演説会というものを実施すれば、町に対する関心が深まり、ひいては投票率の向上にもつながるのではない

か、政治離れが避けられるのではないかと、そのように考えて提案をしたんですけども、まず、ちょっと事実か事実じゃないかだけをお答えください。

今回の町長選挙においては、まちびと政策プランナー会議で中学生を対象にした合同立会演説会の開催を提案しましたが、町長は合同立会演説会を実施しなかった、これは事実でしょうか、違いますか。

町 長 実施しなかったことは事実です。

その前段での経過がございますので、それを申し述べさせていただいてよろしいでしょうか。(坂井議員「じゃあ、もう一回私が質問します」と呼ぶ)

坂井議員 事実であるということですので、実施しなかった理由をお答えください。

町 長 私はプランナー会議を2度傍聴させていただきました。傍聴させていただいた内容もるるLINE WORKSの掲示板に掲載しながら後援会と共有していったところでございます。

それで、活発な議論を拝見させていただく中で、ある時期に中学生との立会演説会の提案もありまして、告示前の期間であれば実施に前向きな発言を関係の皆さんにしたところでございます。

プランナー会議から、正確には第3分科会のグループから——プランナー会議というよりは第3グループの分科会からですが、書面で依頼状が届いたのが10月30日付でございました。それを担当者が事務所へ直接お越しいただいて依頼されたのが11月4日の夕方でした。

内容は、今おっしゃられたように、中学生を対象にした立候補者による合同演説会の開催を求めるものでして、これを選挙期間中に実施をしてほしいという内容でした。

依頼状が届けられましてから後援会内部で情報共有しまして協議しましたが、幾つかの課題があるということで、1つは学校関係者との調整がまだできていないということ、それから教育委員会との調整もできていない、それから招集した議会としての期間決定、これは11月11日に報告会があるということで、私もその席に出席する予定でしたけれども、まだその段階までにまとまっていない、そういう状況での第3分科会の提案になっている、代表者の記載もなくして責任の所在が明確でないということがありました。

生徒自身も期末テストが始まる時期でありまして、多忙であるということもあります。

また、選挙期間中の16日と17日に合同個人演説会が予定されておりまして、実質的にやる時間としては子どもさんの出席も考えると15日と18日しかないわけですけども、公職選挙法によりまして、公共施設での開催、これは15日では届出が不可能ですので、最終的には18日の開催でしかできないということになります。

5日間の選挙期間中に有権者でない者への選挙運動の意義があるのか、また子どもを利用しての選挙運動をすることができないという公職選挙法第137条の2の第2項に抵触していないか、制度上、選挙期間中は質問タイムを実施できない、そういうようなもろもろのことを内部でも検討しまして11月4日に担当者の方にお伝えしたところでありまして、要請はお断りしまして、16日17日に開催される合同個人演説会に保

護者同伴で参加していただきたいというようにお願いしたところであります。

ただ、断った際に担当者の方が相手の方がやるとしてもやらなくていいんですねというように少し脅迫したような（笑声）言い方をされました。これも後援会の内部で非常に問題になりまして、そのことも最終的に断りした原因にもなっております。

以上でございます。

坂井議員　　まず担当の方が脅迫的なちょっと言い方をしたってということで事実であれば、それは申し訳なかったというふうに思っております。

その上でなんですけれども、ちょっと聞いていて疑問点が2つありまして、公職選挙法に抵触する可能性があるってということなんですけど、これは私のほうで長野県選挙管理委員会に問合せをして抵触しないということで、ここに別紙で触れませんよというふうに書面もつけさせていただいたんで、それをなぜ心配するのかというのが正直よく分からないというのが1点です。ちょっと断るための方便なのかなというふうに私は理解しております。

それで、もう一点、有権者じゃない人に対して実施する意義が分からないってということなんですけど、これはどういうことなんですかね、詳しくお答えください。

町　　長　　選挙運動期間中ですので、有権者に対しての様々な選挙活動については許されておりますけれども、そうでない方には許されていないという中での意味合いでございます。

坂井議員　　許されていないってというのはどういう意味ですか、法律的に駄目ってことですかね、それだったら問題ないというふうにお伝えしたんですけども。

町　　長　　公職選挙法の第137条の2の第2項の中には、そういうくだりがあると思います。

坂井議員　　ちょっと今回は別紙をつけていないんですけども、別紙において県の選挙管理委員会の問題ないというふうな回答を得ているんですけども、それでも触れるんじゃないかというふうに考えたということでしょうか。

町　　長　　内部で検討した中では、触れるのではないかという見解でございました。

坂井議員　　じゃあ、そうすると、今後、町長選挙のときにもしこういった申し出があっても、それは全て断ると、そういう理解でよろしいでしょうか。

町　　長　　今回の駒ヶ根市長選挙でも駒ヶ根青年会議所が選挙期間中でない時期に——1月10日に公開討論会をするということで計画しておりますけれども、やはり準備期間を少しきちんと整えていただいて、選挙運動期間中だと5日間しか——市長選は7日間ありますけれども、町長選だと5日間しかありません。

しかも、公共施設を使用するということになれば、もう3日間しかないわけですね、期日的に3日間しかありません。

そういうことからしても、やはり選挙運動期間前であれば、後援会活動の期間であれば実施をするということで私も関係者にお話をしていたところでもありますので、できないということではなくて、選挙運動期間ではなくて、その期間前に実施していただければ参加したということをお願いしたいと思います。

坂井議員　　そうすると、4年後にもし選挙戦になったというときには選挙期間前であれば実施すると、参加する意向である、こういうふうに聞いてよろしいですか。

町 長 実施されれば参加しますけれども、できるだけ準備期間を置いていただいて、議会の皆さんも当然これをされると思いますけれども、選挙運動期間中は多分不可能だと思いますので、しっかりと準備期間を置いていただいて企画をしていただければ参加をいたします。

坂井議員 じゃあ確認ですけれども、選挙期間前であれば基本的に参加する意向であると、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 そのとおりでございます。

坂井議員 では続いて資料2を御覧ください。

これも同様に今年行われたまちびと政策プランナー会議において提案された提案書になります。

題名が「まじいいい！自由プランプロジェクト」ということで、内容としては、中学の生徒たちに対して——政治離れが問題となっているということが基本的には趣旨なんですけれども、中学生たちに行政とは何か議会とは何かっていうことを理解してもらうためには、口頭、机上で説明するよりも自分たちで体験することによって行政、議会の理解が深まって、最終的には町への関心も深まると、そういうふうと考えられることから、飯島中学校の生徒会に対して50万円の予算をつけること、その後——予算を執行した後、議員が中学校に出向いて町の予算の流れについて説明することといった内容を提案させていただきました。

続いて資料3を御覧ください。

資料3は、既実施されているところがあるという、そういった資料になります。

これは毎日新聞デジタルの本当に1か月くらい前の記事なんですけれども、「生徒らで決めた夢の予算 県立校投資、163校6年総額300億円」ということで、「公立高校の生徒会に使い道を自由に決められる予算の話が舞い込んだ。3年間で400万円。」、そこから少し下に行きまして、「生徒指導の教員から学校に予算が配分されると聞いた。2023年から3年間で計392万5000円。」。

2ページ目を見ていただいて、一番下の段落がこれの趣旨ですね。

県は少子化や人口減少を背景に、子育て世代に加え、結婚や出産を控える若い世代や学生らの支援を掲げ、学びやすい▽働きやすい▽子供を産み育てやすい▽住みやすい——兵庫を目指している。

そして最後、3ページ目の一番上ですね、「生徒ファーストの視点で環境改善を進め、故郷を思うシビックプライド（中略）を育てたい。」と、このように兵庫県の知事は述べております。

ちょっと流用させてもらいますけれども、先ほどの浜田議員の資料の2ページ目に「年齢別投票率」っていう表が出ていまして、それで、これを見ると、やっぱり18歳～19歳、20歳～24歳、25歳～29歳が低くなっております。

私は若年層が政治に興味を持つためには自分で体験するということが非常に重要であると考えております。実際にそのような趣旨で実施している県立高校があります。

その上でお尋ねしますけれども、議員と町民でつくるまちびと政策プランナーにおい

て中学校の生徒会に対して使い道を自由に決められる予算 50 万円を配分する旨の案を提案しましたが、町長はこの提案に消極的だという話を聞きましたが、これは事実でしょうか、まず事実かどうかだけお答えください。

町 長 提案書につきましては 12 月 1 日に正式に受け取りましたけれども、提言書の内容については各部署で検討するように指示してございます。

消極的という発言は一切しておりません。

坂井議員 承知しました。

消極的だというふうな話を聞いていたんで、ちょっとその点が心配になってお尋ねしましたけれども、そのような発言はしてないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 そのような理解でお願いしたいと思いますが、子どもたちが将来にわたって政治参加していく上では、いろいろな方法があるかと思えます。

私も、先日、中学 3 年生の総合学習の時間の発表会がありまして、1 時間ほど生徒の皆さんとお話をしたところでございます。すばらしい提案がございました。町のことをよく考えているなという内容の提案であります。

また、私が選挙活動をしていく中で、中学生の皆さんが事務所の前を通るわけですが、大勢の皆さんに声をかけると、本当に人懐っこくいろいろなことを聞いてくるんですね。やっぱり、そういった人と人とのつながり、大人がいかにか子どもと関わっていくか、やはりそういったところからいろいろなまちづくりに関心を持ったり政治に関心を持ったりしていただけるのではないかと思いますので、いろいろな方法があるということで、その中の一つということで理解をしております。

坂井議員 人と人とのつながりが大事と、私も全くそれは同感です。

その上でいろんな方法があるというふうにお答えになりましたけれども、少なくとも消極的な姿勢ではないと、ちょっとここだけ確認しておきたいんで（笑声）お答えください。

町 長 消極的ではありません。

坂井議員 それでは 1—7 に移ります。

町長は、所信表明の際に暮らしをつなぐという部分で、なお、自治組織の在り方についても研究する旨を述べていますけれども、ここはちょっとなお書きで、なお書きというのは補足的な意味合いを持つということなので、自治組織の在り方について研究するというのは、これは優先順位が低いと、こういう理解でよろしいでしょうか。

町 長 見ていただいたのはパンフレットの第 2 弾の見開きのパンフレットかと思えますけれども、それは文章の成り行き上でなお書きになっておりまして、第 3 弾のパンフレット、それから選挙公報では項目を独立して設けてありますので、決して優先順位が低いわけではありません。

坂井議員 私が見たのは「令和 5 年 12 月議会定例会招集あいさつ」という書面でして、そこでなお書きだったので、そのように述べさせていただきました。

では続いて 1—8 に移ります。

今は優先順位が低いということはないというお答えだったんですけれども、自治組織

の在り方についてどう研究していくのか、方向性はあるのか、スケジュールはどう考えているのか、この点に関しては資料4を御覧ください。

資料4は、これはつい最近の長野日報ですけれども、駒ヶ根市で「自治組織の在り方見直し負担軽減を」ということで検討会が始まったということが記載されております。少しだけ読み上げますと、「市では、少子高齢化による社会構造の変化や地域社会を取り巻く価値観の多様化などにより近所同士のつながりが希薄化し、自治組織への加入者が減少している。」「約2年間かけて次世代へ引き継ぐ「駒ヶ根モデル」の創出を目指す。」ということが記載されております。

続いて、これは今日の長野日報です。資料10を御覧ください。

これは南箕輪村において自治会の在り方を検討するという会議が行われているということが記載されております。

ここも少しだけ取り上げますと、3段落目ですね、

この意見交換に参加した藤城栄文村長は「(自治会の)業務の棚卸がこれまで進んでおらず、必要、不必要といった議論が何十年もされずにきたことが分かった。慣習で続いてきた部分が多いと思うが、この協議を経て納得してやっていける形にしていきたい」と話した。

とされております。

その上で、質問に戻りますけれども、町長は自治組織の在り方についてどう研究していくのか、方向性はあるのか、検討のスケジュールは決まっているのか、お答えください。

町長 資料等については私も確認しております。

南箕輪村の検討会の立ち上げのときの資料もございまして、村長の公約でございましてので粛々と進めているところかと思えます。

自治組織の基本理念は、自分たちの地域は自分たちでよくしていこうという共助、協働の精神が大前提にあります。

また、飯島町規模の自治体では、防災やごみの分野等で自治組織は外せないものと思っております。これまでの活動を踏襲するのではなくて、新しい自治組織の構築も必要と思っております。

私の公約の中にも自治組織等の見直しの研究を掲げておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますが、これは時間のかかる問題でありますので、地域の皆さんそれぞれのお立場でしっかりと話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

スケジュール的には、まだ決めてございませんけれども、できるだけ早い段階で検討組織を立ち上げまして検討を進めていきたいと、このところ、私が就任したということで、様々な住民の皆さんからの要望がございまして、その中にも、自治組織の負担金が少し高いのではないかと、何で要求されるのか分からない、そういったような要望がございまして、回答の中にも自治組織の在り方について検討してまいりますということで回答させていただいております。

坂井議員 前向きなお答えと認識いたします。

町 長
坂井議員

スケジュールについては未定ということですが、これは方向性もまだ未定という理解でよろしいでしょうか。

就任して間もなく、まだ十分に各課と協議する時間がございませんので、議会が終わりましたら早速検討を始めてまいりたいと思います。

では続いて資料5を御覧ください。

これは、町長が選挙戦、所信表明の際も何度もおっしゃっていた「つなぐ」ということに本当に関わってくる問題で、非常に重要な問題だというふうに私は認識しております。

資料5は議会で実施した自治会未加入者との住民懇談会のまとめということになります。これは、もう町長は既に議長から受け取っているかと思えますけれども、飯島町議会で自治会未加入者との住民懇談会を実施して、そのまとめということですが、本当にいろんな意見が出されております。

幾つか抜粋しますけれども、「①自治会費について」ということで、住民からの意見「・自治会によって、会費や行事が異なるので、情報公開してほしい。」

次に「②自治会未加入と子ども（孫）について」、住民からの意見「・自治会に入らないとお祭りに出られないよ」「子どものPTA活動に入れないよ」「子どもが登校班に入れないよ」といわれたことがある。「自治会を抜けるといったら、「お孫さんが行事に参加できなくなりますよ？」と言われた。」という、このような参加者の発言があります。

もう少し取り上げます。

2ページ目の2つ目のポツですね。

・移住してすぐで自治会のことを何も知らない状態の時に、隣組の組長をやるよう頼まれ、引き受けた。しかし、組長の業務内容等の事前説明は無く、その後トラブルになった。

さらに、「⑤広報誌について」「・同じ町民なのに、自治会を抜けると町の広報誌が届かなくなることはおかしい。」ということです。

最後の3ページ目の「⑧その他」ですね。ここで参加者からあったその他の意見ですが、
「・今までこのような機会が無かったので懇談会の開催はありがたい」という意見がありました。

その上でお聞きしますが、町は、これは個人ではなくて町ですね、町単位でこれまで自治会未加入者との住民懇談会を実施したことはないのか、実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、町長が職員や副町長時代に実施することはできなかったのか、今後実施する予定はあるかということをお尋ねしたいんですけども――繰り返して恐縮ですが、「つなぐ」と誰一人取り残さない、一番最初の答弁では誰一人というのは町民全員だとお答えいただきました。

その上で、「つなぐ」というのは離れているもの、切れているものを続け合わせて一つにすると、そういった意味があると所信表明で述べております。この表現自体は私も全面的に賛成するところではありますけれども、今の飯島町はそのような状態ではないと私は認識しております。

質問に戻りますけれども、今後、町で実施する予定等がありますでしょうか、お答えください。

町長 町では平成 20 年に自治会の未加入世帯へのアンケートを実施しておりまして、そのときには未加入者の皆さんと懇談会を実施したところでございます。

少し時間が経ちますけれども、令和 3 年にも自治会未加入世帯へのアンケートを実施しましたけれども、懇談会は開催しておりません。

これらの経過も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、自治会の在り方を検討していきたいということで答弁させていただきましたので、当然、加入されている方も未加入の方も、両方からの御意見をしっかりと伺いながら今後の研究を進めてまいりたいと思っております。

坂井議員 平成 20 年以降は懇談会が開催されていないということなんですけれども、また質問に戻りますけれども、今後、町として町単位で懇談会を開催する、そういった意向はありますか、お答えください。

町長 今お答えしましたように、研究会を立ち上げていく中で両方の意見を聞いていきたいと考えております。

坂井議員 聞いていくというのは懇談会を通じて聞いていく、こういう理解でよろしいでしょうか。

町長 様々な手法があると思いますけれども、懇談会もその一つでございます。

坂井議員 では 1—10 に移ります。

飯島町議会では来年の 3 月に外国人との住民懇談会を実施する予定です。

以前の町側の答弁ではこれまで外国人との住民懇談会は実施したことがないという答弁があるんですけれども、これまで町単位で外国人との住民懇談会を実施したことはないのでしょうか、実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、町長が職員や副町長時代に実施することはできなかったのか、今後実施する予定はあるかについてお答えください。

町長 今までに実施したことがないのであれば、なぜ実施しなかったのか、それから今後実施する予定はあるのかという御質問でありますけれども、町には、先ほどの浜田議員への答弁で申し上げましたように、過去には本当に 1,000 人に近いような数字で外国籍の皆さんが飯島町に来ていただいております。

それで、ここ最近では、今年は 270 名くらいですけれども、300 人前後で推移しているところでもあります。

これまで外国籍の住民の皆さんを対象とした懇談会を開催したことはございませんけれども、派遣会社、それから国際協力会、こういった方たちに依頼しまして、町と 3 者で懇談を行い、いろいろな情報交換ですとか要望をいただいたところでもあります。

なぜ実施しなかったのかということでもありますけれども、関係する皆さんと情報を共有しながら進めてきたということが一番で、個々の皆さんとは、やっぱり言葉の問題もありますし、いろいろな問題があるということで進めてこられなかったのだと思います。

現在では外国籍の住民の皆さんと行政の間に深刻な問題は発生してはいないと思えますけれども、そういった問題が起これば懇談の機会を設けてまいりたいと考えております。

坂井議員 2点お尋ねしますけれども、言葉の問題があるっていうことですが、議会が行う方式は、まず日本語と英語、両方の言葉を併記して手紙を出して、そこでどのような言葉ならしゃべれるのかということをお答えいただき、その後、通訳を用意して言葉の壁を越えようというふうにしております。

言葉の問題があるからといって懇談会を実施しなかったのは、正当化する理由にはならないんじゃないかと私は思っております。

もう一点なんですけれども、懇談会開催の予定というか、そういった意向はあるのかないのか、お答えください。

町長 言葉の問題については、そのような課題もあったということで実施しなかったということで御理解をいただきたいと思えます。

今後実施するのかというところでもありますけれども、いろいろな課題が見えてきた段階で実施をしていきたいと思っております。

坂井議員 誰一人取り残さない、つなぐ力であるということですので、ぜひ実施していただきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間もないので1—11は飛ばしまして1—12に移ります。

町長は、選挙期間中の11月17日の合同個人演説会、これは中学生を対象にしたものではないですけれども、私も参加しましたが、そのときに健康経営、従業員の健康管理を経営的な視点で考えて戦略的に実践すること、これが大事であるということをおっしゃって、また12月1日の長野日報では、まずは職員が幸せでないと町民に幸せを届けられない、心身ともに健康であることが一番大事である旨をおっしゃると報道されています。

この姿勢については、私としては全面的に賛成しますし、もう本当に幾らでも協力したいというふうにおっしゃっています。

その上で、ちょっと本気度っていうか、気になった点を尋ねたいんですけれども、資料6を御覧ください。

この資料6は、以前私が一般質問でも取り上げましたが、飯島町の職員の残業代に関する訓令になります。今から20年前のものですね。

この一番下の丸印の部分、

時間外勤務とは、勤務時間条例第5条第2項に規定されているとおり「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」である。したがって、いわゆる通常業務の延長ではないことに留意すること。

というちょっと信じられないような訓令が出ていまして、要するに通常業務だったら残業しても残業代を払わないという、こういった訓令があるんですけれども、これはおかしいのではないのでしょうかといふふうに一般質問で言ったところ、副町長のほうで御英断いただき、この訓令自体は撤廃されることになりました。

その上で、町長は健康経営の重要性、職員が幸せを感じるということが重要だというふう

述べておりますし、私も全面的に賛同しますけれども、そうであるならば、町長が職員や副町長時代、特に副町長時代は労働組合からこのような要望が出ていたというふうに認識しておりますので、この訓令がなぜ撤廃できなかったのか、お答えください。

町長 20年前の訓令の質問でございますけれども、当時は、平成15年まで合併議論が盛んに行われておりましたして、自立の道を歩むことを決めたということで、この平成16年の訓令につながったものと理解しております。自立の町を掲げて町民の皆さんとともに持続可能なまちづくりを進めるということで、職員も省略化や効率化を業務の中に求めたものが訓令だったと思っていますところであります。

職員時代は訓令遵守、それから副町長時代も同様に考えておりましたけれども、先ほどの話にありましたように、状況も変わってきておりますし、やっぱり国もしっかりと働き方改革を進めていくということであらうとっておりますので、そういった情勢と、財政状況も当然関わってまいりますので、財政状況を鑑みまして見直しを検討してまいりたいと考えております。

坂井議員 じゃあ1—13に移ります。

今の関連で、今後の職員の働き方改革全般についてはどのように考えているのでしょうか、特に業務量の減少や効率化についてはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

町長 まず、やっぱり職員が気持ちよく働くということが業務量の減少や効率化につながっていくと思います。

そのためには、やはり職員の皆さんが自分は今どのような状態に置かれているかということをしかりと把握していく必要があるかと思っておりますので、調査としては、パルスサーベイ——脈拍を測るように満足度調査をしていきたいというふうに、これを定期的にやっていきたいと考えております。

ですので、今の状態から1か月後にはどうなったのか、また半年後にはどうなったのかってというようなことをしかりと把握しながら、職員の皆さんのニーズや、あるいはコンディション、そういったものを踏まえて働き方に生かしていきたいと考えているところであります。

町では今デジタルトランスフォーメーション——DXに努めておりますけれども、そういった活用による改革も当然必要でありますけれども、まずは今の職員の皆さんが現状をどう感じているか、業務をどう感じているかっていうところの調査を始めながら、そういったものを活用して業務量の減少や効率化に努めてまいりたいと考えております。

坂井議員 職員に対する調査というのは非常に重要だと思います。どのように感じているのかということが分からなければ先に進めないで、それ自体はいいんですけれども、今の答弁を聞いていて気になったのが、職員の体調というか、幸せというか、気持ちよく働けているかどうかの方が大事だっていうことなんですけれども、気持ちよく働けていれば、じゃあ業務量とかが増えてもいいのかとか、効率化しなくてもいいのかという疑問が出てきたんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

町長 当然、業務量が増えて心身ともに非常に厳しい状況であれば満足度は低下していると

考えますので、満足度が上がっているということは業務も適正に管理され、しかも効率的にできている、そういうこととして捉えていきたいと思ひますし、調査はそんなに大がかりなものではありませんけれども、調査する中でそういった業務量や今の課題が何なのかというのち出てきますので、そういったところを改善していきたくち考えております。

坂井議員
町 長

満足度が高ければ残業は特にやむを得ないと、こういう理解でよろしいでしょうか。残業はやむを得ないとちはないと思ひます。

それは、満足度が高いということで残業をしてもいいということではなくて、残業を減らしていくことも満足度の一つでありますので、結果として残業が減れば満足度も上がるということになると思ひます。

坂井議員

では、1—14 と 15 ですちね、障害者施策についてお聞きします。

時間もないので併せて聞きますけれども、所信表明で障がい者について述べられている箇所が見当たらなかつたんですけれども、障害者施策についてはどう考えているのかというのが1点。

続けて資料7の1ですちね、これは飯島町障がい者プランというものになります。この資料の3ページ目の一番下、「確保施策」というところでは「・共同生活援助（グループホーム）の町内での事業所の開設に向け、引き続き方策の検討と関係機関への働きかけをおこないます。」ということが、平成30年の時点で示されております。

これは町長が副町長在任中であつたと認識しております。

それで、続いて資料7の2、飯島町障がい者プラン、令和3年3月付のものです。

この資料の2ページ目の一番下、「(5) 地域生活支援の充実」という部分なんですけれども、「地域移行、地域生活の基盤であるグループホームの町内での整備については、働きかけを行ったものの設置には至りませんでした。」となっております。

関係者に話を聞いたところ、グループホームの設置については、平成30年どころか、もっとずっと前から動いていると、そのように聞いております。しかしながら10年以上グループホームの設置には至っておりません。

誰一人取り残さない、これには当然障がい者も含まれると認識しております。

つなぐ力、障がい者も地域の人とつながる必要があると認識しております。

なぜ今まで障がい者のグループホームは確保できていないんでしょうか、町長としては今後、障がい者用のグループホーム設置を目指す意思はあるのか、意思があるとした場合はどのようなスケジュールでグループホームの設置を目指していくのか、この点についてお答えください。

町 長

まずは私の障がい者の皆さんに対する考えを1つ述べさせていただいて、グループホームの関係も御回答したいと思ひます。

自分は、35年前、厚生課時代を5年間過ごしましたがけれども、そのときに「福祉のしおり」というのを作ってまいりました。福祉施策をまとめて、それぞれ該当する皆さんにお配りした、その表紙にはエンドウマメのイラストをいつも入れておりました。

これは、エンドウマメを想像していただくと、同じ豆で全てできているわけではない

んです。大きい豆もあつたり小さい豆もあつたりして、それが一つのエンドウを作っている。そういう考え方の中から、それぞれの役割を持ち一つの社会を形成しているということで、自然界と同じように、人間社会も障がい者、健常者の区別なく誰も取り残さない、そういう理念の中で進めてきた経過があります。

私の健常者、障がい者の理念はそういったところであるということで御理解をいただきたいと思います。

グループホームの関係ですけれども、私もグループホームについては、やはり建設できたら地域の皆さんがそこで暮らして、将来においても協力しながら住んでいけるというようなことで、計画の中にも入れてございました。

しかし、グループホームもいろいろな方々に整備をお願いしまして、関係団体に対して要望を伝えてきたところでもありますけれども、1つには、グループホームをただ単に施設ありきで造っても、働く場所ですね、働く場所がきちんと整備されているかどうか、それから、そういった働く場所が整理されているとともに、そこで暮らす皆さん、関わってグループホームで暮らす皆さんが本当に必要な施設なのか、そういったところを検討していきますと、なかなか施設ありきでは進んでいかない。

いろいろな皆さんの考え方もありますし、また地域の就労場所の課題もありますので、そういったことを総合的に検討しながらやっていかなければいけないということで、現状ではなかなかグループホームは進んでおりませんが、自分の考えとしては将来にわたって障害を持った方が地域で自立して暮らしていけるようなグループホームがあればいいというふうに考えております。

今後研究をしてみたいと思います。

議 長

時間です。

[坂井議員復席]

議 長

ここで暫時休憩といたします。しばらくお待ちください。そのままお待ちください。

休 憩

午後2時23分

再 開

午後2時23分

議 長

それでは会議を再開します。

一般質問を続けます。

3番 折山誠議員。

[折山議員質問席へ移動]

3番

折山議員

それでは一般質問をさせていただきますが、ここで議長のお許しを得て、質問順序を質問事項2から順次行っていった、1については最後の質問とさせていただきますんですが、よろしいでしょうか。

議 長

はい。

町長、よろしいですか。

町 長
議 長
折山議員

はい。

2番から始めるそうです。

準備のほうはそんなふうでお願いします。

質問に入る前に、私は最後です。ずっと昨日から今日まで、各議員の一般質問、それから町長の答弁をお聞きしてきて、議員の皆さんも——本来であれば四半期に1回の定例会です。就任直後の町長に聞くのはなかなか酷かなという思いで、皆さん、ちょっと緩めの質問が続いてきたのかなというふうに思います。

でも、申し上げたいのは、行政経験がそれなりに豊富であり、また民間での経験も併せ持ってここへ上ってこられた町長、普通は1期目ですと、多分、今までの質問に対しては課長たちが代わって答弁する機会が多かったのかなと思うんですが、全て自分の言葉で信念を持って語られてきた、その姿勢については感心しながらお聞きをしておりました。

私も、心苦しくも——行政の切れない継続が求められております。町民の声をこれからお伝えしながら伺ってまいります、これまで同様、町長の言葉で私の質問に対してもお答えいただけるようお願いを申し上げまして、質問事項の2 七久保診療所再開に向けた取組について伺います。

質問要旨、任期中に再開したいという公約の道筋はついていくのかについて伺いますが、今申し上げましたとおり、おおむねの道筋で結構かと思えます。

七久保診療所が医師の高齢化により休止してどのくらいたつのでしょうか。随分と長い間、休止となっております。

この間、私も一般質問や所管課との予算審査、決算審査の折にどうなっているのかなということでお伺いをしてまいりました。その都度、所管部署では医師の確保に努めているんだけど赴任していただけるお医者さんが見つからない、こういったようなお答えでございました。

一方で、予算では、毎年度、七久保診療所費が計上されていますが、感想として、これまで診療所再開に向けた町の情熱や動きをあんまり感じ取ることはできませんでした。

私自身も区民の皆さんから診療所はどうなっているんだっていう質問をされるたびに、町も努力しているんだけど赴任していただけるお医者さんが見つからない、こんなような状況で、もう少しお待ちいただきたい、こんな苦しい言い訳を繰り返してまいりました。

しかしながら、さきの町長選挙に際しまして、七久保地区での演説会の折には、地域の医療は大切であり、当選したら私の任期中に七久保診療所のめどを立てたい、現在、複数の医師とコンタクトを取っている、こういったような旨の力強い言葉をその場の区民は受け取りました。この間、地区の高齢化は進み、交通弱者が増加している中、通院に苦慮している地区住民は激増しておりまして、区民はこの言葉に大きな期待を寄せているところでございます。

さらに、この23日の長野日報によれば、来年の2月には昭和伊南総合病院が紹介受診重点医療機関に指定をされる見込みとなったそうであります。そうしますと、紹介状を

持たずに受診するときの初診料の引上げが義務づけられます。報道によれば、6月から紹介状を持たずに受診すると、これまで1,100円だった初診料が7,000円へと引上げになるんだということの報道になっておりました。再診の場合も同様に引上げということのようであります。

こうした観点からもますます診療所など地域医療の重要性が高まってまいりました。

七久保診療所再開に向けた取組について唐澤町長のお考えを改めて伺いたいと思います。

議 長 こっちへ……。

[唐澤町長登壇]

町 長 七久保診療所再開、任期期間中の道筋はついているのかという御質問でございます。

選挙運動期間中に区民の皆様からは、もう10年も地域の医療がないということであるという要望をいただいてきましたので、私もいろいろ関係する皆様に御相談申し上げたところ、地域医療に取り組みたいという意思を持っている医師の方が1人いらっしゃいました。

また、町内でも関係する方が七久保にはお医者さんがいないので紹介してもいいですよというような御意見もいただきまして、そういった状況の中で、これは七久保にもぜひとも診療所をと考えて、いろいろな場所でお話をさせていただいたところであります。

以前にも七久保診療所の医師については何人か打診がありましたけれども、その都度、なかなか成果が上がってこなかったところであります。

今は、いろいろな介護施設等も医療機関と結びついた、そういった介護施設が北信のほうでは大変増えてきています。南信のほうにはそういった福祉施設がないということもありますので——駒ヶ根に1件ありますけれども。

ですので、やはり地域の中に、福祉、介護、医療、こういったものがきちんと整った場所で暮らしていくことが非常にこれからは重要になってくると思いますので、そういう意味でも、ぜひとも七久保地域に診療所の復活を考えていきたいと思っております。

その前には、医療圏調査ですとか、状況をきちんと把握しながら建設に向けて準備を進めていく必要がありますので、まずは調査をやってまいりたいと、それと、もう一つは、打診のあった先生方にも積極的に働きかけまして、ぜひとも飯島町に来ていただくような取組もしていきたい、その2本柱で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

折山議員 この件については、医師という相手方のある案件ですので一朝一夕というふうには進まない、また、特に今まで昭和伊南総合病院の話をお聞きしておりまして、田舎へ来るには奥様がまず反対するというような、いわゆるお医者さんの私生活に絡んでなかなか——お医者さんが情熱を持ってこちらへ来たいと思ってもいろんな制約の中で来られない、そういった個々の大きな事情も関わってきますので、今の町長の思いが七久保区民には伝わると思います。

ただ、振り返ってみますと、飯島中央病院でしたっけ、飯島中央クリニックか、今の

宮下副町長がかなり専任的な役割を担いながら、かなり力をそこへ注いで成果を上げてきたというケースもありますので、ちょっと本腰を入れる段階になりましたら、ぜひそういったような専任的な考え方も併せ持っていただくと相手の御家庭の中まで入り込んだ招致ができるのかなと思いますので、今回はこれ以上申し上げませんが、この後も進捗状況につきましては一般質問を通じまして引き続き伺ってまいるということにして、次の質問へ移ります。

質問事項3「会計年度任用職員の処遇改善」。

質問要旨、同一労働同一賃金に向けて、新年度は会計年度任用職員の大幅な賃金アップを。これは平成30年3月に私の一般質問に対する副町長答弁の確認、これについて伺っていくということにしてあります。

ちょっとすみません。(水を飲む)

この件につきましては、平成30年の前年——平成29年にも同趣旨の質問をしておりますので、私は今回で2人の町長に対して3回目の質問ということになります。心の中に深く刻んでいる内容であります。

唐澤現町長には、当時の副町長として町長に代わって私の質問に対する答弁をしていただきましたので、その折の記憶を呼び戻していただくために平成30年3月当時の私の一般質問を繰り返して申し上げたいと思います。

かいつまんで申し上げますと、同一労働同一賃金に向けては、世に問われている格差以上の格差が当町職場には現存していると思われることから、昨年に引き続き再びの質問とさせていただきますと申し上げました。

厚生労働省のホームページによれば、いわゆるパートやアルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員などが非正規雇用労働者に該当するということでありまして、役場では臨時・嘱託、今でいう会計年度任用職員が非正規雇用職員ということだと思えます。

同じく厚労省のホームページによれば——この当時のですよ、平成26年度の数字ですが正規と非正規との賃金格差は、年齢全体では正規に対して非正規は63.9%の格差だそうであります。

さて、当町の賃金格差の現状はいかほどでしょうかということ伺いながら、その当時の私の感じていたのは、町の嘱託相当職員は専門職化しており、臨時相当職員は恒常的に正規職員業務の穴埋め的な職種ではないかと感じておりました。実際にそうだと思います。

責任の軽重はあるんでしょうが、恒常的に非正規職員の皆様には複雑かつ重要な実務を任せてきたように思います。私自身がそうでした。

また、町民から見れば職員は正規、非正規の別なく役場の職員であり、対応する職員には差のないサービスが求められるものと思われまじ、現実にはそんなんです。内容によっては非正規の皆さんにしか説明できない、対応できないような個別案件もあったように思われます。

格差是正には当然財源の確保が必要でしょう、一気には困難でしょうが、段階的に格差是正に努める姿勢を強くこのときには求めました。

働き方改革など、財政難を理由に便利に雇用しながら安価な人件費にあぐらをかいていることが許されない時代、それが訪れてきたのではないのでしょうかということで伺いました。

2018年3月にこのように伺ったところ、唐澤町長のこのときの答弁は、2020年4月から——令和2年ですね、会計年度任用職員制度に移行する、それに合わせて処遇改善を検討していくんだ、こういうお答えでした。

現在は嘱託、臨時の呼称ではなく1種2種3種の別でしょうが、処遇の実態は従前と大きくは変わっていないものと思います。なぜなら、CEKの音声告知を聞いていれば、保育士、給食調理員など、度々の募集放送がされていますが、にもかかわらず、昨日来の教育長の答弁をお聞きすると、保育士の確保が難しい、学校給食の調理員さんも来手がない、そういった報告がございます。

原因は、先ほどの議員のほうからもありましたが、職務内容に対してあまりに低い処遇の結果ではないかと感じるものであります。扶養控除額の制約もあり、個々の都合もあるかと思われませんが、基本は同一労働同一賃金かと思えます。

私は、唐澤町長が誕生したことで、ようやく唐澤当時副町長と私の当時の約束、大幅な改善を検討することを果たしていただくときが来たと考えております。

近隣自治体と横並びではなく、当町が率先して引上げを行い近隣自治体に波及させていくことを改めて強く求めますが、お考えはいかに、お答えください。

町長 今資料を見させていただきまして、私も平成30年当時答弁した内容を確認しております。

当時ですと、嘱託職員の皆さんは8割～9割、臨時職員の皆さんは6割～7割という賃金水準だったかと思えます。

令和2年から会計年度任用職員に制度が移行しまして、先ほど申しされたように1種から3種までの区分で賃金体系を持ちながらお勤めをいただいているところでもあります。

同一賃金同一労働、同一労働同一賃金、そういったことは、まさに目指す方向だと思います。

この間、5年たちましたけれども、会計年度任用職員の制度についても段階的に改善をさせてきていただいているところでもあります。

特に、令和3年末から4年にかけて、保育士、調理員、そういった方たちの身分の見直しと給与改定を行ってきたところでございます。

また、令和5年には、保育士への処遇改善として町独自に保育士の定着支援事業ですとか宿舎支援事業、そういったものも創設して改善してきました。

また、令和6年——来年ですけれども、先ほど教育長が答弁して副町長が補足しましたけれども、保育士正規の枠を広げていくということを検討しているところでもあります。

いずれにしても、町の財政状況もありますし、またいろいろな諸般の事情もありますので、そういったところを勘案しながら、できるだけ同一労働同一賃金の方向に向けて改善してまいりたいと思います。

取りあえず今検討を始めているのは、勤勉手当等々の手当の対象者の拡大、そういつ

折山議員

たところを具体的に進めてまいりたいということで、準備ができた段階でまた議会にもお示ししながら、御提案しながら進めていきたいと考えております。

財政のことがまず出てくるかと思いますが、大事なのは、やっぱり処遇で差をつけてはいけないっていうことをまず思うんですね。

それで、今6割～7割っていう時給単価っていう話がありましたが、ちょっとそういうふうには感じないんですよ。時給をちょっと審査の折に具体的にお伺いしたり書類を見ていると、そういった6割7割という数字がどういうふうな根拠で出てくるのか、この場でなくて結構ですんで、その根拠をまた議会へ図っていただくときにお示しを願いたいな、印象としては、とてもそこまで行っていないんじゃないか。

それで、私の今回の質問は、質問要旨のとおり、処遇の中の賃金の引上げについての考え方を伺っておるわけなんですけど、質問事項そのものは処遇の改善なんです。

それで、ちょっと私自身も通告の範囲を超えるかと思いますが、答弁の用意がなければお答えは結構なんですけど、一応伺ってみます。

現処遇の確認だけさせていただきたいんですが、この制度の導入によりまして、1つ、賃金の設定や昇給制度、休暇の取得など、一部の待遇において明確なルールが設けられたということでもあります。

給料は常勤職員の初任給月額を基に計算されるということになっています。昇給や前歴換算も導入されているのが以前までとの大きな違いであります。時給制で報酬が支払われてきたときと比べると、フルタイム勤務の職員にとっては大きな変化があるというふうに考えられるそうであります。

2つ目、さらに週15時間30分以上の勤務であれば、これは8時間労働なら2日間ですよね、週に2日間。そういう勤務であれば期末手当の対象なんですということ。フルタイム勤務の場合は、地方公務員等共済組合保険への加入や退職手当の支給も導入されております。

3番目、休暇に関しても国の非常勤職員と同様の待遇が認められており、年次有給休暇に加えて特別休暇の取得も可能という制度のはずです。

こうした新制度の処遇は、当町では適正に的確に運用されているのかどうか、分かればお答えいただきたいと思いますが、質問の範囲を超えていると認識しておりますから、またこの後の説明でも結構ですが、あればお答えいただきますが……。

相談しなくてもいい。(笑声) ちょっとこの次にしてほしいといえば、そうします。(宮下副町長「じゃあ分かる範囲で。よろしいですか」と呼ぶ)

副町長

休暇は、多分そのとおり行っているというふうに思っております。

それで、手当、期末手当、15時間30分だったか20……。ちょっと記憶は曖昧なんですけれども、1種2種は出ているというふうに思っています。3種は出ておりません。その辺の改善はこれからしようと思っておりますので、それは私も承知をしております。

先ほど言われたあとのところは、大体のところはクリアをしているかなと思うんですが、ちょっと正確ではないんで、私の今の記憶だけで言っているんで、後でまたお示しをさせていただきたいと思っております。

折山議員

長い昔を振り返ってみれば、私が委員長、宮下副委員長、唐澤書記長っていうことの中で、私はひらてぎの職員でしたが、当時は職員の処遇改善についても時の理事者とかかなり厳しくやり合っただけの記憶をお二人ともお持ちかと思えます。職員の処遇についてはいつも唐澤現町長以上に、やはりきちっとした対応をしていかなきゃならないなっていうのは今日まで変わらない姿勢ですんで、またこれについては質問させていただくときが来ようかと思えます。

ということで、今度は質問事項4だね、4へ移ります。

「昭和伊南新総合病院建設に向けた交通環境整備を」という質問項目。

質問要旨は、4年後の開業を目指して進んでおります新病院について、利用者の利便向上のため、最寄りのJR駅と病院を結ぶバス運行など、今から関係首長と、ぜひ町長に協議を進める考えをお持ちいただきたいということについて伺ってまいります。

現の病院と異なり、新病院はJRの最寄り駅に近くなってJRの利用者も増えるのではないかなということが予想されます。

しかしながら、先ほどの町営住宅の1階から2階の移動、運動のためにという入居者もおられたようなんですが、当然環境がよければ最寄り駅から新病院まで健康のために歩こうという方もいらっしゃると思うんですが、そうではない方、高齢による歩行困難の方や雨天時、積雪・降雪時、こういった通院者の危険回避、こういったことを考えますと、やはり何らかの対策が必要かというふうに思われます。

そこで、今から中川村、宮田村、駒ヶ根市の首長と協議を進められて、最寄り駅と病院を電車の時刻に対応して往復する無料の送迎バス運行、これをぜひ働きかけていただきたいな、こういったものであります。

私は、昨年度までの2年間、伊南行政組合の議会議員ということもありまして、病院に関係する会議の折には、事務局に対して、ぜひ事務局から4つの市町村の首長さんにそういったことでの視点の検討も働きかけてほしいということを折に触れて発言してまいりました。

しかしながら、よく考えてみれば、病院建設の担当者って、もう膨大な職務を持ちながら負担金の折り合いまで行わなければならないので、ちょっとそういった話に関わるほどのエネルギー——余力がないのかなというような気がするものであります。

そこで、まだ首長間でそういった議論は——町長は就任されてからまだそういった場面の会議はないかと思えますが——出ていないと思うんですね。4人の首長さんがお集りになったら、そこも視点に入れた働きかけを飯島からぜひ発信してほしいな、何とかそのことで開業と同時にそうしたピストン運行ができれば随分と通院する皆さんについては利便の投資になるのかな、こんなことを期待申し上げながら、働きかけ、町長のお考えを伺います。

町長

この間、何回か伊南行政組合の首長と話す機会がございまして、病院の建設についても話題になっているところでございます。

駒ヶ根市も福岡駅前の改修を含めて病院からのアクセスを改善していくという取組をしていくということでありまして、それに合わせて病院とJRを結ぶバスについても検

折山議員

討していきたいというお話を聞いております。

伊南でしっかりとそういった点を共有しながら、各町村の事情もありますので、そういったものもうまく組み合わせて、できるだけ利用する皆さんが安心して病院に通えるような仕組みをつくっていききたいということでそれぞれに働きかけていききたいと考えております。

お礼は言わないことになっておりますので、ただいまの発言に期待をしております。

戻りまして質問事項の1 レディースファーム、これは女性が起業するっていうものではないということの確認ができておりますので、女性の多様な農業参画という意味合いの中で、その環境整備を、この質問項目に入ります。

質問要旨なんですが、女性の農業参画の視点、それから体験型農業観光振興の視点で公共トイレの増設整備をについてなんですが、伺いたいと思います。

ただ、こういう視点での公共のトイレの整備っていうことは今までどこにも出てこなかったと思いますので、これは投げかけます。ですから、そういった視点での検討を求める農業者の声があったということで受け止めていただければと思いますので、考え方について町長があればお伺いするし、今後の検討課題だとすればそのまま結構ですんで、一応申し上げます。

町全体をレディースファームという形にして女性の農業参画を多様な形で促しながら育てていくためには様々な環境整備が必要かと思いますが、今回は、今申し上げたように、ある農業者の声を受けて公共トイレの整備に的を絞って伺うものであります。

この方は御夫婦なんですが、繁忙期には女性を雇用して土地利用型の農業経営を行っている方ではありますが、困るのは女性のトイレだそうであります。

それで、この方のお話を聞いておると、これまでにも何回か議員のほうから飯島町の公共トイレは少な過ぎるぞという質問が過去に出てきた、二、三回あったような気がするんですが、この農業者の方もよその市町村に比べて公共のトイレが少ない、あるいは閉鎖しているトイレが多いというような感想を持つそうです。

それで、作業中にトイレに行こうとすると、例えば本郷のどこか下の段のほうにいて本郷駅へ飛んでいくと駅にはトイレがない、それから慌てて海洋センターまで登ってきたら外のトイレはあるんだけど鍵がかかっている、多分グラウンドを使用するときのために解放するトイレかなっていうことで、そうすると、またそこから今度は道の駅まで飛んでいく、こういったことになるそうであります。

時間的なロスというものもあるし、それぞれの生理現象の我慢の限界ということとの闘いに苦慮しているそうなのであります。

町は女性の多様な形の農業参画を掲げております。その女性に言うには、男の衆からはそこら辺でやりやいいじゃねえかって言われるんですけど、そんなことはとてもできないと、考えてほしい、こういった強い要請でございました。

公共施設等へのトイレの設置だとか、昔は本当に落書きとかいたざらとか、中には火をつけているっていうようなことで極めて治安的に閉鎖も無理ないなって思われるようなことが多かったわけなんですが、このところどこを見ても割きれいなんですよ

ね。落書きもなければ、大分世の中が平穩になってきたのか、そろそろ信頼して開放できるときかなというふうに思われるんで、こういった声があって、このことにより女性の農業への参画を促せるという希望の声が寄せられましたが、お考えがあれば伺います。なければ結構です。

町 長 レディースファームに限らず、やっぱり公共トイレが非常に少ないと自分も感じているところでもあります。

特にJRにつきましては、つい先日も高遠原のトイレが閉鎖されたところでもあります。しかも、今度は順番的に飯島駅のトイレが閉鎖される、廃止されるということも聞いておまして、使った方もいらっしゃると思いますけど、中を見ていただくと、もうガムテープでタイルが貼ってある状況でして、非常にトイレとして使うには厳しい状況があります。

そういったことも含めて、公共的なトイレについては整備を進めていく必要を感じております。特に、農業関係だけではなくて、今はいろいろな地域を周遊していただく観光客にとってもトイレがないという意見もあります。そういったことから、すぐにたくさんは整備できませんけれども、できるところから要望をお聞きしながら、公共トイレについては整備を進めていきたいと考えております。

折山議員 待ったなしの多くの課題がある中で前向きな御答弁をいただきました。一つの課題として受け止めていただいて、またその整備に御尽力をいただければということをお願いして、私の一般質問を終わります。

〔折山議員復席〕

議 長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会 午後2時59分